

大分地方最低賃金審議会

議 事 次 第

- 1 開催日時 令和7年7月15日(火)午後1時30分から
- 2 開催場所 大分第二ソフィアプラザビル 4階会議室
(大分市東春日町17番20号)
- 3 議 題
 - (1) 大分地方最低賃金審議会会長・会長代理の選出について
 - (2) 大分県最低賃金の改正諮問について
 - (3) 大分地方最低賃金審議会の審議日程について
 - (4) 大分地方最低賃金審議会の運営に関する事項について
大分地方最低賃金審議会運営規程について
大分地方最低賃金審議会運営小委員会規程について
大分地方最低賃金審議会公開要綱について
大分地方最低賃金審議会確認について
 - (5) 中央最低賃金審議会の開催状況について
 - (6) その他

大分地方最低賃金審議会資料

(令和7年7月15日)

(資料番号)

- 1・・・大分地方最低賃金審議会委員名簿(58期)
- 2・・・令和7年度大分地方最低賃金審議会審議日程(案)
- 3・・・令和7年度審議日程(案)
- 4・・・地方最低賃金審議会の流れ(大分労働局)
- 5・・・令和7年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表
(地域最賃・特定最賃)
- 6-1・・・大分地方最低賃金審議会運営規程
- 2・・・大分地方最低賃金審議会運営小委員会規程
- 3・・・大分地方最低賃金審議会大分県最低賃金専門部会
 運営規程
- 4・・・大分地方最低賃金審議会公開要綱
- 5・・・大分地方最低賃金審議会確認
- 7・・・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025改訂版(中央最低賃金審議会資料)
- 8・・・経済財政運営と改革の基本方針2025(中央最低賃金審議会資料)
- 9・・・最低賃金に関する要望
 2025年度最低賃金行政等に関する要請書
- 10・・・2024秋の500社企業訪問実施結果について
- 11・・・大分県人口ビジョン

- 12・・・ 足下の賃上げ動向と持続的な賃金上昇に向けた地域企業の取り組み（財務省）
- 13・・・ 中小企業における最低賃金の影響に関する調査（日本商工会議所・東京商工会議所）
- 14・・・ 小規模企業景気動向調査（全国商工会連合会）
- 15・・・ 中小企業の賃金改定に関する調査（日本商工会議所・東京商工会議所）
- 16・・・ 商工会議所 LOB0（早期景気観測）（日本商工会議所）
- 17・・・ 2025 年春季労使交渉・中小企業業種別回答状況（一般社団法人日本経済団体連合会）
- 18・・・ 中小企業月次景況調査（全国中小企業団体中央会）
- 19・・・ 2025 春季生活闘争第 7 回（最終）回答集計結果（連合）

大分地方最低賃金審議会委員名簿（58期）

令和7年5月1日

（50音順）

区分		新・再	現 職
公益代表	井田 雅貴	再任	弁護士・社会保険労務士
	加藤 典生	新任	大分大学経済学部教授
	田中 朋子	再任	弁護士
	二村 織江	新任	特定社会保険労務士
	松隈 久昭	再任	大分大学経済学部教授
労働者代表	阿部 信幸	再任	U A ゼンセン大分県支部次長
	二宮 研介	再任	連合大分副事務局長
	原口 享子	再任	連合大分女性委員会事務局長
	藤本 雅史	再任	連合大分事務局長
	山田 功一	再任	電機連合大分地方協議会事務局長
使用者代表	大塚 浩	再任	大分県商工会議所連合会専務理事
	高橋 基典	再任	大分県商工会連合会専務理事
	藤野 久信	再任	大分県経営者協会専務理事
	宮脇 恵理	再任	合同会社アイ・ジー・シー代表社員
	渡辺 登	再任	大分県中小企業団体中央会専務理事

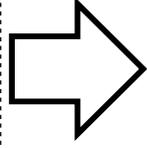
令和7年度審議日程（案）

年月日	曜日	開始時刻	会議名称	議事内容
5月14日	水	14:00	公益委員会議	役割分担等
7月15日	火	13:30	本審	会長等選出、改正諮問、運営規程
8月1日	金	13:30	本審	目安伝達 特定最賃必要性有無諮問
8月1日	金	本審終了後	専門部会	部会長選出、運営規程、金額審議（1回目）
8月5日	火	10:00	専門部会	参考人意見聴取、金額審議（2回目）
専門部会で結審の場合		16:00	本審	答申：10月1日（水）法定発効
8月7日	木	10:00	専門部会	金額審議（3回目）予備
専門部会で結審の場合		16:00	本審	答申：10月3日（金）法定発効
8月8日	金	10:00	専門部会	金額審議（4回目）予備
専門部会で結審の場合		16:00	本審	答申：10月4日（土）法定発効
8月20日	水	13:30	運営小委員会	特定最賃必要性の有無審議 参考人意見聴取
8月21日	木	10:00	本審	異議審議（8月5日結審分）
8月25日	月	10:00	本審	異議審議（8月7日結審分）予備
8月26日	火	10:00	本審	異議審議（8月8日結審分）予備
9月18日	木	14:00	特定最賃合同会議	
9月19日～ 10月21日			各部会	金額審議
10月22日	水	13:30	本審	特定最賃答申 12月25日（月）統一発効
11月7日	金	10:00	本審	異議審議
3月5日	木	16:00	本審	意向表明

地方最低賃金審議会での流れ（大分労働局）

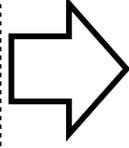
第1回 地方最低賃金審議会（7月15日）

- ・労働局長による改正諮問
- ・審議会令第6条第5項の議決（ ）の有無
（ 専門部会での議決が全会一致で行われた場合に、同議決をもって、本審の議決とみなすという議決。）



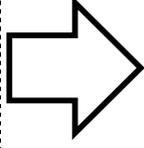
第2回 地方最低賃金審議会（8月1日）

- ・中央最低賃金審議会での目安伝達
- ・労使の主張



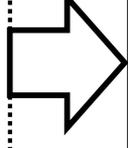
第1回 専門部会（8月1日）

- ・部会長・同代理の選出
- ・事務方からの関連資料の説明
- ・関係労使からの意見聴取の実施の有無（ ）
（ 法令上、関係労使の意見を聴取する必要があるが、実際に専門部会等の場において、直接聴取を行うかどうかを諮ること）



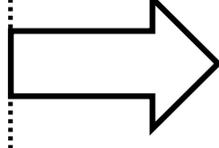
第2回～第4回 専門部会（8月5日～8月8日）

- ・金額審議
- ・部会報告の決定



第3回 地方最低賃金審議会（8月5日～8日）

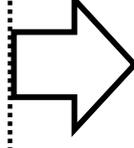
- ・部会報告についての審議
- ・答申文の決定



答申文の公示（15日間）
答申文に意見のある者は、異議申し立てを行うことができる。

第4回 地方最低賃金審議会（8月21日～26日）

- ・異議内容についての審議
- ・答申文の決定



労働局長への答申

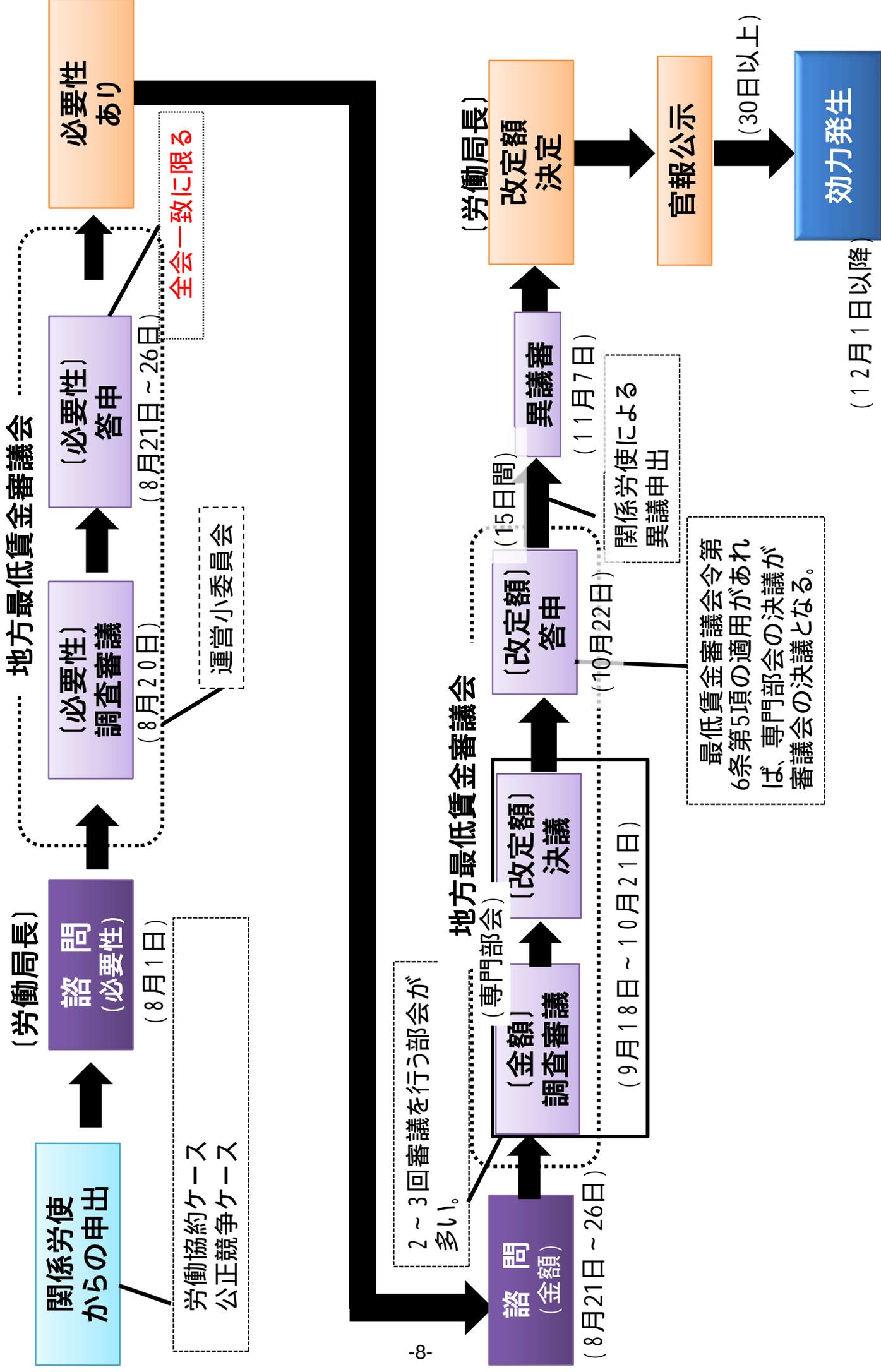
労働局長による改正決定



官報公示（30日間以上）

発効（効力発生）

特定最低賃金の決定・改正までのプロセス



大分地方最低賃金審議会運営規程

(規程の目的)

第1条 この規程は、大分地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事運営に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

(会議の招集)

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、大分労働局長（以下「局長」という。）又は5人以上の委員若しくは労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったときには、会長が招集する。

2 前項の規定により局長又は委員が、会議の開催を請求しようとする場合には、緊急やむを得ない場合を除き、付議事項及び希望開催期日を少なくとも当該期日の10日前までに会長に通知しなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合を除き、少なくとも7日前までに付議事項、開催日時及び場所を委員に通知するとともに局長に通知するものとする。

(小委員会等)

第3条 会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会等を設置することができる。

(委員の欠席)

第4条 会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に確認しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を会長に適当な方法で速やかに通知するものとする。

- 4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときには、あらかじめ会長に適当な方法で通知するものとする。

(会議における発言)

第5条 委員は、会議において発言しようとするときには、会長の許可を受けなければならない。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

- 2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録は、会長及び会長の指名した委員2人が確認するものとする。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(意見及び建議の提出)

第8条 会長は、審議会において、最低賃金法及び最低賃金審議会令に基づいて議決を行ったときには、答申書、建議書又は決議書をそれぞれ前条により作成した記録の写しを付して、その都度局長に送付するものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行うものとする。

附 則

この規程は、平成 28 年 5 月 27 日から施行する。

改 正

令和 3 年 7 月 2 日

令和 5 年 7 月 4 日

大分地方最低賃金審議会運営小委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、大分地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議決により設置された運営小委員会（以下「小委員会」という。）の議事に関し必要な事項について定めるものとする。

(組織)

第2条 小委員会は、労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各3名をもって組織する。

(審議事項)

第3条 小委員会では、審議会会長から付託された事項について審議を行うものとする。

(小委員会)

第4条 小委員会に小委員会委員長及び小委員会委員長代理を置く。

2 小委員会委員長及び小委員会委員長代理は、公益を代表する委員のうちから選出する。

3 小委員会委員長は、会務を総理する。

(会議の招集)

第5条 小委員会は、小委員会委員長が必要と認めたときのほか、審議会会長、大分労働局長（以下「局長」という。）又は3人以上の委員から開催の請求があったとき、小委員会委員長が招集する。

2 前項の規定により局長又は委員が、会議の開催を請求しようとする場合には、緊急やむを得ない場合を除き、付議事項及び希望開催期日を少なくとも当該期日の10日前までに、小委員会委員長に通知しなければならない。

3 小委員会委員長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合を除き、少なくとも7日前までに付議事項、開催日時及び場所を委員に通知するとともに局長に通知するものとする。

(委員の欠席)

第6条 小委員会委員長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に確認しながら通話を行うことができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議

に出席することができる。

- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。
- 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を小委員会委員長に適当な方法で速やかに通知するものとする。
- 4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときには、あらかじめ小委員会委員長に適当な方法で通知するものとする。

(会議における発言)

第7条 委員は、会議において発言しようとするときには、小委員会委員長の許可を受けなければならない。

(会議の公開)

第8条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、小委員会委員長は、会議を非公開とすることができる。

- 2 小委員会委員長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第9条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、小委員会委員長及び小委員会委員長の指名した委員2人が確認するものとする。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、小委員会委員長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(意見及び建議の提出)

第10条 小委員会委員長は、小委員会が議決を行ったときには、審議会に報告するも

のとする。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則

この規程は、平成28年 5月27日から施行する。

改 正

令和 5年 7月 4日

大分地方最低賃金審議会
大分県最低賃金専門部会運営規程

(規程の目的)

第 1 条 この規程は、大分地方最低賃金審議会大分県最低賃金専門部会(以下「専門部会」という。) の議事運営に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

(会議の招集)

第 2 条 専門部会の会議(以下「会議」という。) は、部会長が必要と認めたときのほか、大分労働局長(以下「局長」という。) 又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各 1 人以上を含む 3 人以上の委員から開催の請求があったときには、部会長が招集する。

2 前項の規定により局長又は委員が、会議の開催を請求しようとする場合には、緊急やむを得ない場合を除き、付議事項及び希望開催期日を少なくとも当該期日の 10 日前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合を除き、少なくとも 7 日前までに付議事項、開催日時及び場所を委員に通知するとともに局長に通知するものとする。

(実地調査及び参考人の意見聴取)

第 3 条 部会長は、専門部会の議決により特定の事案について事実の調査をするため、委員による実地調査を行い、又は関係労働者、関係使用者その他関係者を参考人に指定し、その意見を聴くことができる。

(委員の欠席)

第 4 条 部会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム(映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に確認しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。) を利用する方法によって、会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項及び第 3 項に規定する会議への出席に含めるものとする。

る。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を部会長に適当な方法で速やかに通知するものとする。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときには、あらかじめ部会長に適当な方法で通知するものとする。

(会議における発言)

第5条 委員は、会議において発言しようとするときには、部会長の許可を受けなければならない。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、部会長及び部会長の指名した委員2人が確認するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(意見及び建議の提出)

第8条 部会長は、専門部会が議決を行ったときには、大分地方最低賃金審議会

に報告するものとする。

(規程の改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、専門部会の意見を聴いて行う。

附 則

この規程は、令和 3 年 7 月 1 3 日から施行する。

大分地方最低賃金審議会会議公開要綱

(要綱の目的)

第1条 この要綱は、大分地方最低賃金審議会、同審議会運営小委員会及び同審議会専門部会の会議の公開に関し、大分地方最低賃金審議会運営規程、同審議会運営小委員会規程及び同審議会専門部会運営規程の定めによるほか、その具体的な取扱いについて定める。

(公開の決定)

第2条 大分地方最低賃金審議会運営規程第6条、同審議会運営小委員会規程第9条及び同審議会専門部会運営規程第6条に基づく会議の公開又は非公開の決定は各会議において行う。

(公開の公示)

第3条 公開する会議の開催日時、場所及び傍聴人の募集受付については、会議開催決定後速やかに、大分労働局ホームページに掲載することにより公示する。ただし、大分労働局ホームページに掲載することが困難である場合には、大分労働局掲示板に掲示することにより公示する。

(会議の傍聴)

第4条 会議の傍聴を希望する者は、傍聴公示記載の期日までに、メール又ははがきにより大分労働局労働基準部賃金室あてに申込みものとする。

2 介助者が必要な場合は、申込書に介助者の氏名を記入するものとする。

(傍聴の制限)

第5条 傍聴人は、原則として5名以内とし、傍聴を希望する者がこの数を超える場合は抽選とすることがある。抽選の結果、傍聴できない者については、メール、はがき又は電話で通知する。

2 傍聴は申込者本人のみとする。ただし、前条に規定する介助者についてはこれを認める。

(遵守事項)

第6条 傍聴人には、会議傍聴に当たっての遵守事項を周知させるものとする。

- 2 会議中に、会議傍聴に当たっての遵守事項に反する行為があれば、是正を求め、従わない場合は退室を求める。
- 3 遵守事項は、「傍聴される皆様の留意事項」として別に定める。

(撮影、録音等)

第7条 公開する場合の傍聴人又は報道関係者による会議中の撮影及び録音は原則として認めないものとする。ただし、事前に会議の承認を受けた場合はこの限りではない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の公開に関し必要な事項は、会議に諮って会長、小委員会委員長又は部会長が定める。

附 則

この規程は、令和5年7月4日から施行する。

改 正

令和6年 7月 4日

(別添)

傍聴される皆様の留意事項

1. 傍聴整理券番号と同じ番号の席に着席し、みだりに自席を離れないようにしてください。
2. 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
3. 携帯電話等の電源は必ず切って傍聴してください。
4. 写真撮影やビデオカメラ、テープレコーダー等の使用はできません。
5. 静粛を旨とし、審議の妨害になるような行為は慎んでください。
6. 審議における言論に対し、賛否の表明、又は拍手をすることはできません。
7. プラカード、こん棒、旗、旗ざお、のぼり、横断幕、拡声器等審議の進行を妨げるおそれのあるものは会場には持ち込めません。
8. ヘルメット、はちまき、ゼッケン、腕章等は会場内で着用できません。
9. 銃刀類その他危険なものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱すおそれがあると認められる方の傍聴はお断りします。
10. その他、大分労働局労働基準部賃金室職員の指示に従ってください。

なお、これらの事項を守られない方については、退場を命ずる場合があります。

(案)

令和7年7月 日

大分地方最低賃金審議会確認

- 1 最低賃金法第25条に基づき設置された専門部会の決議が全会一致の場合は、最低賃金審議会令第6条第5項を適用することとする。
- 2 審議会議決は最低賃金審議会令第5条第3項によるが、全会一致の議決に向けて努めることとする。
- 3 審議は特に必要ある場合を除いて午後5時までとする。
- 4 特定(産業別)最低賃金の審議の進め方については、平成14年12月6日付けの中央最低賃金審議会「産業別最低賃金制度全員協議会報告」に基づき、次のとおりとする。

(1) 関係労使のイニシアティブ発揮

関係労使当事者間の意思疎通

特定(産業別)最低賃金の決定等に関する申出の意向表明後速やかに、関係労使当事者間の意思疎通を図る。

関係労使の参加による必要性審議

特定(産業別)最低賃金の決定等の必要性の有無に関する調査審議は、地方最低賃金審議会の本委員により構成される運営小委員会の場で審議を行う。

金額審議における全会一致の決議に向けた努力

労使のイニシアティブ発揮という趣旨に則り、全会一致の議決に至るように努力する。

関係労使の自主的な努力による周知及び履行確保

当該特定(産業別)最低賃金が適用される関係労使が、その自主的な努力により、特定(産業別)最低賃金の周知及び履行確保に努める。

(2) その他

労働協約ケースによる申出に向けた努力

公正競争ケースから労働協約ケースによる申出に向けて一層努める。

適用労働者数の要件

特定（産業別）最低賃金における「相当数の労働者」の範囲については、地域、産業の実情を踏まえ、1,000人程度を下回ったものは、申出を受けて、廃止等について調査審議を行うこととする。

適用労働者数等の通知

特定（産業別）最低賃金の決定等に関する申出の意向表明があった場合には、適用労働者数等を労使双方で確認できるよう当該申出の意向表明後速やかに、事務局から当該特定（産業別）最低賃金の基幹的労働者である適用労働者数等を明示し、関係労使に通知する。

なお、意向表明後、改正決定等（必要性審議）までの間に、工場等の進出、事業場の閉鎖、リストラによりその変動が把握された場合は、新たな適用労働者数等についても把握され次第、関係労使に通知する。

- 5 特定（産業別）最低賃金（6産別）の発効日については、12月25日を
目途にする。

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版
(令和 7 年 6 月 13 日閣議決定)

<関係部分抜粋>

I. 賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現

1. 成長型経済の起点となる実質賃金 1%上昇のノルムの定着

賃上げこそが成長戦略の要である。

新しい資本主義では、これまで、賃上げ・設備投資・スタートアップ育成・イノベーションのための施策に一体的に取り組むとともに、社会全体での賃上げの機運醸成に向けて粘り強く官民連携での取組を進めてきた。

今年の春季労使交渉に向けては、ベースアップを念頭に大幅な賃上げへの協力を呼び掛けるとともに、賃上げ環境の整備に加速して取り組んできた。

その結果、日本経済は、現在、33年ぶりの高水準となった昨年を更に上回り、2年連続で5%を上回る水準となっている春季労使交渉での賃上げ、過去最高水準の設備投資、600兆円を超える名目GDPなど、30年間の長きにわたるデフレ経済から完全脱却する歴史的チャンスを手に入れている。

我が国経済は、現在、「賃上げと投資がけん引する成長型経済」へと移行できるか否かの分岐点にあり、この成長型経済を実現するためには、現在の賃上げのすう勢が、我が国の雇用の7割を占める中小企業・小規模事業者、地方で働く皆様にも行き渡るように取り組むことで、賃上げを起点として、賃上げと投資の好循環を確実なものとし、さらに、その好循環の拡大と加速を図ることが重要である。

2029年度までの5年間で、日本経済全体で、実質賃金で年1%程度の上昇、すなわち、持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年1%程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着させる。

この賃上げのノルム（社会通念）の定着のため、今般、「新しい資本主義実行計画」を改訂し、賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現に向けて、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」の実行を通じた中小企業・小規模事業者の経営変革の後押しと賃上げ環境の整備、投資立国の実現、スタートアップ育成と科学技術・イノベーション力の強化、人への投資・多様な人材の活躍推進、資産運用立国の取組の深化、地方経済の高度化等に、官民が連携して取り組む。

2. デフレ時代に固定化されたあらゆる制度の見直し

日本経済を、賃上げと投資の好循環による成長軌道に確実に乗せていくためには、足元での円安等を背景としたコストプッシュインフレ・物価高への対応を進めるとともに、物価が上昇基調になったことを踏まえ、予算・税制における長年据え置かれたままの様々な公的制度について、国民生活へ深刻な影響が及ばないように、見直しを進める必要がある。すなわち、国が民間に賃上げと価格転嫁を呼び掛けるだけでなく、今こそ、国が賃上げと価格転嫁の先導役になり、日本経済を絶対にデフレ時代に後戻りさせることのないように、官の取組を進めなければならない。

この観点から、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」において、①働き手の賃上げ原資を確保するための官公需における価格転嫁の徹底、②公定価格（医

療・介護・保育・福祉等)の引上げに取り組むとともに、政府自身が物価上昇を上回る賃金上昇の実現に向けて率先垂範すべく、③全府省庁における予算・税制に係る公的制度の基準額・閾値の総点検と見直しを進めることにより、官側の制度がデフレ時代から長年にわたり変更されずに固定化されていないか、それが成長型経済の実現を阻害することになっていないか、あらゆる角度から総点検し、デフレ時代に固定化されたあらゆる官側の制度の抜本見直しによる我が国のインフレへの対応力の強化を進める。また、官民で消費者のデフレマインドを払拭していく。

(略)

Ⅱ. 中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画の推進

賃上げこそが成長戦略の要である。

2029年度までの5年間で、日本経済全体で、実質賃金で年1%程度の上昇、すなわち、持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年1%程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム(社会通念)として我が国に定着させる。

特に、我が国の雇用の7割を占める中小企業・小規模事業者の経営変革の後押しと賃上げ環境の整備を通じ、全国津々浦々で物価上昇に負けない賃上げを早急に実現・定着させるため、2029年度までの5年間で集中的に取り組む政策対応を「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」の施策パッケージとして以下に示し、政策資源を総動員してこれを実行する。

具体的には、官公需も含めた価格転嫁・取引適正化、中小企業・小規模事業者の生産性向上、事業承継・M&A等の中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化に取り組むとともに、地域で活躍する人材の育成と処遇改善を進める。

取り分け、サービス業を中心に最低賃金の引上げの影響を大きく受ける、人手不足が取り分け深刻と考えられる12業種については、業種ごとに生産性向上の目標を掲げ、2029年度までの5年間で集中的な省力化投資・生産性向上を実現するための「省力化投資促進プラン」を強力に実行する。

また、最低賃金については、適切な価格転嫁と生産性向上支援により、影響を受ける中小企業・小規模事業者の賃上げを後押しし、2020年代に全国平均1,500円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続することとし、官民で、最大限の取組を5年間で集中的に実施する。

～国・自治体・業種ごとの価格転嫁状況の徹底的な可視化と改善～

中小企業・小規模事業者の賃上げと経営変革の原資の確保のため、地方の中小企業・小規模事業者の需要の多くを占める自治体の官公需(17.4兆円(2023年度))及び国・独立行政法人等の官公需(11.0兆円)において、低入札価格調査制度・最低制限価格制度の導入・活用を進めるとともに、自治体における両制度の導入状況の可視化や重点支援地方交付金の徹底活用等を通じ、的確な発注手続の実施と徹底した価格転嫁を進める。また、価格転嫁率が低い業種を中心に、中小受託取引適正化法の執行強化及び労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針の徹底等により、原材料費やエネルギーコストの転嫁はもとより、労務費を含む価格転嫁の商習慣化を社会全体に定着させる。

～5年間60兆円の官民での生産性向上投資と全国2,000を超える者によるきめ細かな支援～

2030 年度 135 兆円・2040 年度 200 兆円という新たな官民国内投資目標を必ず達成するため、その重要な担い手である中小企業・小規模事業者が、労働供給制約下においても省力化等を通じて生産性を向上させることができるよう、2029 年度までの5年間でおおむね 60 兆円程度（中小企業実態基本調査ベース）の生産性向上のための投資を実現する。このため、12 業種の「省力化投資促進プラン」の実行とともに、全国約 2,200 か所の商工会・商工会議所や中小企業団体中央会等でデジタル支援ツールも活用した全国規模でのサポート、全国約 500 機関の地域金融機関による賃上げ等に悩む中小企業・小規模事業者に対する政府の支援等の紹介やデジタル支援ツールを活用した支援、希望する中小企業・小規模事業者に対する専門家派遣や徹底した伴走支援、複数年にわたる生産性向上支援を通じて、おおむね 60 兆円の生産性向上投資を官民で実現する。

～336 万者の経営者全員がいつでも事業承継・M&A 等を相談できる支援体制の構築～

336 万者の中小企業・小規模事業者のうち、約 100 万者では経営者の年齢が 70 歳以上であり、こうした経営者の高齢化などを背景に黒字廃業も増加している現状を踏まえ、希望する全ての経営者が、自らの意向や経営基盤の状況に基づき、事業承継・M&A 等の選択肢も含めて先々の経営判断を計画的に行うことができる事業環境を整備する。

～地域で活躍する人材の育成と処遇改善～

国民生活を支えている就業人口の約 6 割を占める現場人材の持続的な賃上げを実現するためには、高度なスキルを身につけて生産性を高めつつ、処遇を含め、より魅力ある職業としていくことが必要である。アドバンスト・エッセンシャルワーカー（デジタル技術等も活用して現在よりも高い賃金を得るエッセンシャルワーカー）の育成や、AI 等の技術トレンドを踏まえた幅広い労働者のリ・スキリング、医療・介護・保育・福祉等の現場での公定価格の引上げに取り組むことを通じ、全国津々浦々のそれぞれの地域で、労働者個人が、自らの意思に基づき、活躍できる環境を整備する。

～地方創生のための地方での賃上げ環境整備の後押し～

「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進 5 か年計画」に定める、中小企業・小規模事業者の生産性向上、官公需の価格転嫁等について、都道府県・市町村が地域の状況に応じてきめ細かな賃上げ環境整備に取り組むことを、各種の交付金等を活用して、国としても後押しする。その際、地域の労使ともよくコミュニケーションを取って取組を進めることとする。

1. 官公需も含めた価格転嫁・取引適正化

これまでの官民の価格転嫁の取組により、価格転嫁率は徐々に上昇してきている。他方で、「価格転嫁が全くできない」と回答した企業も、その比率は減少しているものの残っており、価格転嫁対策等の取引適正化を更に徹底して進めることが必要である。また、中小企業・小規模事業者の稼ぐ力の源泉・生産性向上の鍵となる知的財産が大企業等との取引において適切に保護されることが重要である。

中小企業・小規模事業者が「成長型経済」の競争に向けた経営変革にチャレンジするためには、まず、積極的な賃上げと投資を可能とするだけの十分な原資を確保することのできる環境を整備する必要がある。

社会全体で適切な取引慣行の定着に向けて、労務費等の価格転嫁について、中小受託取引適正化法を踏まえた業所管省庁の執行体制強化や、労働基準監督署の活用等により、業種別・規模別での改善策の徹底を図るとともに、地方の中小企業・小規模事業者

にとって重要度の高い「官公需における価格転嫁のための施策パッケージ」を以下のとおり、新たに策定し、関係省庁一丸となってこれを強力に実行する。

また、中小企業・小規模事業者の稼ぐ力の源泉・生産性向上の鍵となる知的財産の保護の強化と活用促進に取り組む。

（１）官公需における価格転嫁策の強化

地方部ほど官公需が都道府県 GDP に占める割合が高く、地方経済において官公需は重要な役割を果たしている。中小企業・小規模事業者の賃上げ・投資の原資の確保の観点から、関係省庁が連携し、総合的に取り組むため、「官公需における価格転嫁のための施策パッケージ」として、以下を強力に実行する。

① 労務費等の価格転嫁の徹底

官公需については、発注側の目線だけではなく、受注側の目線でも、その在り方が適切かを検証すべきであり、そうした観点から、官公需法に基づき閣議決定されている「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」の中で実施が明記されている「物価上昇に伴うスライド対応」、「期中改定」等の対応の徹底を進める。自治体に対しても、同基本方針に沿った対応の徹底を図る必要があり、通知の発出にとどまらず、その結果のフォローを徹底する。

官公需における適切な価格転嫁の実施に向けて、国・独立行政法人等と自治体の双方が必要となる予算を確保する。

取り分け、義務的経費の物価上昇対応分については、概算要求段階を含む予算編成過程において的確な対応を行う。国立大学法人運営費交付金についても、現場の実情を踏まえて適切に対応する。自治体の財政負担については、的確に地方財政計画に計上し、その上で、適切に地方財政措置を実施するとともに、年度途中の対応のための重点支援地方交付金については、必要な事業者にできる限り広く行き渡るよう更なる活用を徹底するなど、適切な対応を実施する。これらの対応に当たっては、特に以下の点に留意して取組を進める。

- ・ 予算における単価等が、最低賃金の上昇やエネルギー代金の値上がりに対応できるようにする。発注における予定価格も同様な対応を行うとともに、前年度の低入札の価格が次年度の予定価格の検討のベースとなることは厳格に禁止する。
- ・ 契約後も、年度途中の物価上昇や最低賃金の上昇に適切に対応する。また、長期継続契約も含め、契約後の状況に応じて必要な契約変更を実施する。指定管理者制度においても、期中における様々な物価や最低賃金の上昇などを委託料に適切に反映する。その際、可能な限り手続の簡素化に努める。
- ・ 土地改良工事の場合は、受益者負担に配慮する。

さらに、一般廃棄物処理業等において、価格転嫁の重要性についての認識が十分に進んでいない自治体が多いとの指摘があることを踏まえ、政府が発出した価格転嫁の取組を自治体等に促す通知について、その更なる周知徹底及びフォローアップを行い、結果につなげていく。その際、業種ごとの価格交渉・価格転嫁の好事例の横展開等を図る。

② 国・独立行政法人等の低入札価格調査制度

低入札価格調査の対象となった事業のうち、失格となった事業が1%にも満たないなど、受注側の目線からは、低入札価格調査制度が機能していない。国・独立行政法人等において、低入札価格調査制度を適切に運用するように改め、また、工事以外の請負契約にも、その導入を拡大する。

また、同制度の調査対象となる契約は、おおむね予定価格の 60%未満の極めて低い入札率であり、原則的に失格とする。そうした運用見直しを実施しても、現状が改善されない場合、最低制限価格制度の導入も含めた抜本的改革も検討する。

加えて、同制度に基づく調査の中では、最低賃金の支払、社会保険などの法定福利費、履行計画書、配置人数、応札した価格での積算書などの調査を徹底するとともに、調査実施後の点検についても、大幅に強化する。

低入札価格調査制度の設定基準について、各種法令を遵守できる適正な率を業種ごとに検証し、同種の発注について同様の取扱いを徹底する。

③ 自治体の低入札価格調査制度・最低制限価格制度

低入札価格調査制度・最低制限価格制度について、工事関係以外では、制度未導入の自治体が非常に多く、特に市町村においては、約 7 割で未導入となっている。

また、未導入の理由について、「必要性を認識していない」と回答する自治体が多いのも大きな問題との指摘がある。これを踏まえ、特別な理由がない限り、発注に際しては最低制限価格制度等を付す運用を徹底する。そうした運用見直しを実施しても、現状が改善されない場合、制度面での抜本的改革も検討する。

また、自治体における両制度の導入状況について、一覧性を持って可視化する。

工事関係での速やかな導入の徹底に加え、工事契約以外の請負契約にも拡大する。

最低制限価格制度等の設定基準について、各種法令を遵守できる適正な率を業種ごとに示し、統一的な基準を作成する。

「下請かけこみ寺」において、中小企業・小規模事業者等からの官公需に関する苦情や相談を積極的に受け付けることや、個々の相談概要を総務省と共有して対応状況を確認する仕組み等を設けることに加え、各自治体において適切に対応されるよう、的確な助言・指導を実施する。

各市町村における基準値等について、都道府県で一定の方向付けを行うなど、マンパワ一的にも厳しい市町村現場を支えられるよう、仕組みを見直す。

④ 的確な発注のための具体的な取組

官公需において、緊急時対応のための地域要件の設定や、新技術を使って工期を短くするといった、価格以外の要素を評価する取組を徹底する。

スライド条項やキャンセルポリシー等の契約約款のひな型を作成・周知する。オープンカウンター方式を採用する場合は、適切な地域要件を付すとともに、提出された見積書等に記載された価格が契約履行に支障を来すような著しく低い価格となっていないか等を確認する。

有資格者に見合った適切な公共工事設計労務単価の設定を行う。また、改正建設業法に基づく「労務費の基準」について、交通誘導警備員を含む幅広い職種について作成することを検討する。

あわせて、各分野の様々な課題に真摯に向き合い、的確な対応を進める。

- ・ 燃料小売業において、石油組合と災害協定を締結している国等又は地方公共団体について、当該石油組合との随意契約が可能であり、国は積極的にこの制度を活用するとともに、自治体にも積極的な活用を促す。
- ・ 警備業・ビルメンテナンス業において、分離発注を徹底する。
- ・ 警備業において、危険業務などの警備業務の割増加算をルール化する。
- ・ 印刷業において、国の契約形態の多くが物品購入契約となっているが、これを請負契約とする。

- ・ 印刷業において、コンテンツ版バイ・ドール契約を徹底する。
- ・ 電気の託送料金に関するレベニューキャップ制度において、国の承認後の状況の変化に応じて必要な費用（レベニューキャップ）を適切に変更する。
- ・ NPO 等への委託に係る間接事務費について、事業の内容に応じ適切に設定する。また、容器包装リサイクル法に基づくプラスチック製容器包装の入札制度について、その見直しの要否の検討を含め、的確な対応を進める。

（２）労務費等の価格転嫁の更なる推進

近年、労務費を含む中小企業・小規模事業者の価格転嫁率は全体では改善傾向にあるが、業種別に見ても、例えばトラック運送・広告・放送コンテンツ等の業種を始めとして更なる改善が必要であり、同時に、中小企業間や中小企業・小規模事業者間の価格転嫁も課題である。業種ごとに様々なサプライチェーンの形態が存在することにも鑑み、業所管省庁において労務費等の価格転嫁の進捗を業種別にきめ細かに把握するとともに、中小企業間、中小企業・小規模事業者間の取引への対応を含めて更なる取引適正化を推進する。

① 中小受託取引適正化法の執行強化のための体制強化と対応厳格化

取引先との協議を適切に行わない代金額の決定を禁止するなどの措置を講じるとともに、業所管省庁に指導・助言の権限を新たに付与する、下請法改正法（中小受託取引適正化法）の成立を受け、その施行に向けて、公正取引委員会の体制を抜本強化するとともに、中小企業庁・業所管省庁との連携体制を早期に構築し、各業所管省庁においても、同法に基づく検査や問題事例への対応を適切に実施できるよう、執行体制の抜本強化を図る。

取り分け、価格転嫁率が平均よりも低い業種を中心に業所管省庁において徹底的に業種別の価格転嫁状況の改善を図るため、中小企業庁による下請Gメン、公正取引委員会による優越Gメンといった省庁横断的な執行体制の強化に加え、中小企業庁・公正取引委員会から具体的な執行・業務のノウハウの共有を行った上で、業種別のGメン等を通じた取引環境改善の枠組みを価格転嫁率が低く課題の多い業種を所管する業所管省庁全体へと広げる等、十分な規模での執行体制を構築する。

中小企業の取引適正化を一層推進するため、中小受託取引適正化法違反により勧告を受けた企業には、行為の内容や中小企業との取引への影響等の観点に留意しつつ、補助金交付や入札参加資格を停止する方策を検討し、措置していく。

② パートナーシップ構築宣言の更なる拡大と実効性確保

パートナーシップ構築宣言を行った企業数は本年5月には約7万社に増加し、その全ての宣言企業が、それぞれの受注先の8割以上から価格協議に応じたと評価されている。他方で、業界によっては同宣言が浸透していないことから、取引適正化に関する自主行動計画を制定している各業界団体の役員企業に対して宣言を働き掛けるとともに、生産性向上関連の補助金における加点措置を拡充すること等により、宣言の更なる拡大を図る。また、一部の企業は問題となり得る行為を受注先から指摘されている点も踏まえ、宣言内容に違反する企業の宣言掲載を取りやめ、一定期間、生産性向上関連の補助金における加点措置や賃上げ促進税制の対象から除外するといった対応等により、宣言の実効性確保に取り組む。

③ 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」のサプライチェーン全体

への徹底

労務費転嫁指針は徐々に浸透してきているものの、労務費転嫁指針の認知度が半数にも達していない状況を踏まえ、コストに占める労務費の割合が高い、あるいは、労務費の転嫁率が低いといった、特に対応が必要な重点 22 業種については、サプライチェーンの深い層まで労務費転嫁指針の遵守が徹底されているかを重点的に確認し、必要に応じ更なる改善策を検討するとともに、更なる周知徹底に取り組む。

④ サプライチェーンの深い層まで労務費等の価格転嫁を浸透させるための労働基準監督署の活用

労務費等の価格転嫁の必要性を中小企業・小規模事業者間の取引を含めてサプライチェーンの深い層の経営者にまで浸透させるため、新たに、労働基準監督署（全国で 321 か所）が、企業への監督指導等の機会を捉え、労務費転嫁指針の活用や公正取引委員会・中小企業庁等の窓口の活用も含め、中小企業・小規模事業者の賃上げの原資の確保に向けた働き掛けを実施する。

⑤ 官民でのデフレマインドの払拭

我が国でも、この 20 年間で「自分が気に入った付加価値には対価を払う」、「購入する際に安さよりも利便性を重視」といった価格よりも付加価値を重視する消費者は徐々に増加している。小売業・サービス業などでの価格転嫁を進めていくためにも、「良い物・良いサービスには適正な良い値がつく」ということが社会全体の意識として受け入れられるよう、官民で消費者のデフレマインドを払拭していくため、消費者への周知・啓発を行う。

(3) 中小企業・小規模事業者の知的財産の保護の強化

中小企業庁の調査によると、利益の主な使い道として「研究開発」を挙げる中小企業は売上高を大きく成長させる傾向にある。他方で、大企業等との取引関係の中で中小企業・小規模事業者が知的財産侵害を受けるケースも見られることに鑑み、政府全体で中小企業等の知財経営リテラシーの向上や、侵害抑止強化に向けた制度の構築に取り組む。また、公正取引委員会においては、実態調査と、その結果を踏まえた適切な知的財産取引のための独占禁止法上の指針の策定と遵守徹底に取り組む。加えて、中小企業・小規模事業者への知財の活用促進により、その「稼ぐ力」を高めていくため、知財経営支援ネットワーク（特許庁、工業所有権情報・研修館、日本弁理士会、中小企業庁が、日本商工会議所と連携して中小企業・小規模事業者を知財の観点から支援する枠組み）を通じた好事例の創出や伴走支援、知財経営支援人材の育成等も併せて実施していく。

2. サービス業を中心とした中小企業・小規模事業者の生産性向上

足元では企業の人手不足感はバブル期以来の高水準まで増加しており、特に国内の雇用の 7 割を支える中小企業・小規模事業者、同じく雇用の 7 割を支えるサービス業で深刻な状況である。今後も我が国の生産年齢人口は減少し、労働供給制約がますます厳しくなることが見込まれる一方で、いまだ十分な省力化投資やデジタル化が進んでいない現状を踏まえ、労働供給制約下であっても中小企業・小規模事業者が付加価値の向上を実現できるよう、本年から 2029 年度までの 5 年間で集中取組期間として、省力化投資・デジタル化投資を通じた、生産性向上を集中的に後押しする。

取り分け生産性向上の必要が大きい「最低賃金引上げの影響を大きく受ける業種」や「人手不足が深刻な業種」について、業種別の「省力化投資促進プラン」を新たに策定

した。この中で、業種ごとの生産性向上の目標を設定するとともに、2029年度までの5年間を集中取組期間として、業種の特徴を踏まえたきめ細かな対応や支援策の充実、全国的なサポート体制の整備に取り組む。

また、成長志向の中小企業・小規模事業者が、自社の付加価値向上のための投資に積極的に取り組むことができるように取組を強化する。

(1) 業種別の「省力化投資促進プラン」の実行

サービス業を中心に、最低賃金引上げの影響を大きく受ける、人手不足が取り分け深刻と考えられる12業種（飲食業、宿泊業、小売業、生活関連サービス業（理容業、美容業、クリーニング業、冠婚葬祭業）、その他サービス業（自動車整備業、ビルメンテナンス業）、製造業、運輸業、建設業、医療、介護・福祉、保育、農林水産業）については、その生産性を向上させる必要性が一層高いことに鑑み、各業所管省庁において、官民での取組の目標と具体策を「省力化投資促進プラン」として公表する。

ここで定める目標は、我が国の生産年齢人口が減少し、労働供給制約が今後ますます厳しくなる中であっても、地域経済を支える中小企業・小規模事業者が成長し続けていくために政府が目指すべきものであり、これに向けた集中的な省力化投資・デジタル化投資等を後押しする。

同プランの中では、こうした業種の多くがサービス業であることを踏まえ、各業所管省庁が業種ごとの課題や優良事例を捉えて、きめ細かに各業種の生産性向上を後押しするとともに、全国的なサポート体制を整備する。

全国の中小企業・小規模事業者にとって具体的に何をすれば投資・業務プロセスの見直し等による生産性向上の効果を得られるかについて、指導やアドバイスの体制の充実を行うとともに、分かりやすい周知と普及啓発に努め、全国の中小企業・小規模事業者の現場への浸透を図る。

その際、生産性向上の促進には業種ごとに業務プロセスを踏まえた実態把握が不可欠である。各業種の優良事例や効果的な省力化投資のポイントを踏まえ、i) 各業種のフロントヤードでの業務効率化の鍵となる製品・システムの導入促進、ii) 各業種の実情に応じたバックオフィスでのデジタルツールの導入促進を後押しするとともに、一部の先行企業が実施している先駆的な省力化の取組を業界全体に横展開・浸透させていく方策も含め、2029年度までを中心とするロードマップに基づき、着実に取組を実施する。

省力化投資の知識・経験の不足が、中小企業・小規模事業者の省力化投資のボトルネックになっている。「業務の標準化が難しい」という中小企業・小規模事業者の声も踏まえ、サービス業も含めて、業所管省庁として、省力化投資の前提となる業務プロセスの見直しの支援や、業界内での業務・規格の標準化などの取組を支援していく。あわせて、必要となる制度・規制の見直しや、地域での省エネルギー化の取組を進めていく。

業種ごとの特徴を踏まえ、生産性向上支援策と官公需も含めた価格転嫁・取引適正化を両輪で進めることが重要であることを踏まえて対応を進める。

なお、各業種で設定されている生産性目標は、省力化投資を中心としつつ、本施策パッケージの「1. 官公需も含めた価格転嫁・取引適正化」、「3. 事業承継・M&A等の中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化」等を含めた総合的な取組により達成を図るものである。

今後の対応として、業種別の省力化投資の規模や市場規模の把握、関連する補助金や融資等の実態や効果の分析、中小企業・小規模事業者による過剰投資を招かないような効果的な情報提供を行う。これも含めて、省力化投資促進プランの策定と実行のための

関係府省連絡会議において、施策の継続的な進捗管理とそれも踏まえた内容の充実を図る。

同時に、省力化投資促進プランの対象業種のみならず、幅広く、中小企業・小規模事業者の成長投資の後押し、販路開拓・海外展開の促進、マッチングの強化等を通じた中小企業・小規模事業者の挑戦支援を進めるとともに、地域における消費の活性化等を通じ地域経済の好循環を図る。

(2) 全国的なサポート体制を通じた業種別の「省力化投資促進プラン」の徹底的な伴走支援と業種横断的な支援の充実

特に地方のサービス業や小規模な企業にとっては、生産性向上に向けた取組を行うためのノウハウ・人的資源・資金面での経営基盤が不足していること、また、現在の政府の支援策へのアクセスや申請時の事務的負担にも課題がある点を踏まえ、全国的に、希望する中小企業・小規模事業者に徹底的に伴走支援を行う新たなサポート体制を整備することを検討する。その際、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等においても、人手不足の影響等により厳しい環境に置かれた事業者等を下支えし、地域経済の回復・成長に貢献することは、地域金融機関自身の事業基盤の存立にも関わる重要な役割と位置付けられていることを踏まえ、地域金融機関が付加価値の高いコンサルティング機能を提供し、中小企業・小規模事業者の省力化投資を支援するよう促す。

カタログ式・オーダーメイド式の省力化投資補助金について、広く各業種や地方の中小企業・小規模事業者が利用できるよう、引き続き運用を改善するとともに、支援メニュー等の拡充を行う。また、業務改善助成金、各業種での設備投資等を支援する補助金等の強化を図る。あわせて、生産性革命推進事業（ものづくり補助金、IT導入補助金、事業承継・M&A補助金、小規模事業者持続化補助金、成長加速化補助金）や新事業進出補助金等の強化を図る。

また、警備業等のその他の業種についても、人手不足等の実態や動向を踏まえ、省力化投資・デジタル化投資等の課題・効果を業所管省庁を中心に検討した上で、省力化投資促進プランの対象業種に追加する。

(3) 12業種における省力化投資の具体策

① 飲食業

i) 目標

飲食業の労働生産性を2029年度までに35%向上することを目指す（2024年度比・名目値）。

ii) 課題と省力化事例

飲食業は、約400万人の雇用を創出しているが、パート・アルバイトの割合が多く、中小企業がほとんどを占めている。人手不足も、調理・接客・店舗管理の全ての工程で顕著であり、特に店舗管理を担う店長等の不足が深刻である。一方、調理工程では、調理・食器洗浄ロボット、接客工程では、モバイルオーダー・セルフレジ、配膳・下膳ロボット、店舗管理工程では、在庫・販売・人事管理のITツールの導入により省力化を実現する優良事例もある。

iii) 省力化促進策

- ・規模や業態に応じた細やかな省力化の指針や優良事例等をまとめたガイドブック（業界行動計画）を2025年度中に策定する。また、生産性向上に資する取組を積極的に行っている飲食業者を表彰する。
- ・さらに、中小企業省力化投資補助金、IT導入補助金や、「賃上げ」支援助成金パ

パッケージ等の活用を推進する。あわせて、日本政策金融公庫における設備投資への資金繰り支援の活用も推進する。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制として、農林水産省と厚生労働省が連携し、新たに日本食品衛生協会等の協力も得ることで、これまで国としてのアプローチが弱かった中規模事業者層も含め、支援策の徹底的な周知を図る。

v) 主な KPI

2025 年度中に、約 40 万者の飲食業を営む企業の 7 割に支援策を周知する。また、2030 年までに、生産性を向上する等、「持続的な食料システムの確立に向けた取組を促進する事業活動計画」の認定を累計 100 件行う。

②宿泊業

i) 目標

宿泊業の労働生産性を 2029 年度までに 35%向上することを目指す（2024 年度比・名目値）。

ii) 課題と省力化事例

宿泊業は、長期的に人手不足状態が続いており、直近では、観光需要の回復等に伴い人手不足感が更に高まっている。また、小規模事業者が多く省力化が十分に進んでいない傾向がある。一方、リアルタイムでどこからでも予約情報の確認ができ、会計との連携など全体の業務フローを効率化する PMS（予約等管理システム）やフロント業務の作業負担を削減する自動チェックイン機の導入により省力化を実現する優良事例も存在する。

iii) 省力化促進策

- ・優良事例の横展開を具体化する施策として、観光地・観光産業における人材不足対策事業（設備投資補助）の活用も推進する。また、自動チェックイン機器等を通じた情報の照合による本人確認により、従業員との面接を不要とする旅館業法におけるフロント規制の緩和（2025 年 3 月通知改正）により省力化を推進する。
- ・さらに、中小企業省力化投資補助金、IT 導入補助金や、「賃上げ」支援助成金パッケージ等の活用を推進する。あわせて、日本政策金融公庫における設備投資への資金繰り支援の活用も推進する。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制を、自治体、関係省庁、宿泊事業者団体等と連携して構築する。さらに、各都道府県の生活衛生営業指導センターにおいて、専門家による伴走型の相談支援を実施する。

v) 主な KPI

2025 年度から 2029 年度において、補助制度活用件数を年 900 件、施策ホームページ閲覧数を年 40 万 PV、説明会・相談会の参加人数を年 500 人達成する。

③小売業

i) 目標

小売業の労働生産性を 2029 年度までに 28%向上することを目指す（2024 年度比・名目値）。

ii) 課題と省力化事例

小売業は労働集約的な産業であり、生産性も他業種と比べて低い。接客対応やレジで

の精算、店内清掃等の店舗運営に大きく人手を要しているのが現状である。一方、POSレジ、シフト管理など、DX推進に向けた基盤整備を進めたり、掃除ロボットや遠隔接客システムを活用したり、省力化を実現したりする優良事例もある。

iii) 省力化促進策

- ・優良事例の横展開を具体化する施策として、IT導入、外注、協働、人的投資等の省力化に関する取組に関する、分かりやすく、きめ細かな優良事例集を作成する。さらに、業界団体とも連携した情報共有体制や説明会、セミナー等の開催や、業界紙等の広報チャネルの活用により優良事例の情報提供・横展開を実施する。
- ・さらに、中小企業省力化投資補助金、IT導入補助金や、「賃上げ」支援助成金パッケージ等の活用を推進する。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制として、複数の業界団体等を通じて情報提供を実施する。また、中小企業支援機関等によるプッシュ型支援と、アドバイザーの伴走による専門的支援の組合せにより、業界団体に属さない中小・小規模事業者を含め、幅広い事業者にアプローチする。

v) 主な KPI

2026年度以降、業界団体等との懇談会を年に5回程度行い、各回延べ約4,300社に適時情報発信する。補助制度活用件数を年1,000件達成する。

④生活関連サービス業（理容業、美容業、クリーニング業、冠婚葬祭業）

i) 目標

生活関連サービス業のうち、理容業、美容業、クリーニング業の労働生産性を2029年度までに29%向上し、冠婚葬祭業の労働生産性を2029年度までに24%向上することを旨とする（2024年度比・名目値）。

ii) 課題と省力化事例

理容業、美容業、クリーニング業においては、中小零細企業や個人・家族経営が多く、経営者の高齢化が進んでおり、自動券売機、POSレジや、会計管理システム等の導入により、できる限り店舗の運営管理業務を中心に省力化を推進し、付加価値の高い施術やサービスに注力できる環境整備が必要である。また、冠婚葬祭業においても、顧客、受注、請求、入金等の情報をシステムで一元管理することで、コアとなる接客以外の事務作業の省力化が必要である。

iii) 省力化促進策

- ・優良事例の横展開を具体化する施策として、冠婚葬祭業においては、IT導入等の省力化の取組に関するきめ細かな事例集を作成し、業界団体とも連携した説明会等の開催等により優良事例の情報提供・横展開を実施する。
- ・さらに、中小企業省力化投資補助金、IT導入補助金や、「賃上げ」支援助成金パッケージ等の活用を推進する。あわせて、日本政策金融公庫における設備投資への資金繰り支援の活用も推進する。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制として、業界団体等を通じた情報提供を実施する。また、中小企業支援機関等によるプッシュ型支援と、アドバイザーの伴走による専門的支援の組合せにより、業界団体に属さない中小・小規模事業者を含め、幅広い事業者にアプローチする。理容業、美容業、クリーニング業では、生活衛生営業指導センターを中心に、専門家による伴走型の相談支援を実施する。

v) 主な KPI

2025 年度から 2029 年度にかけて、理容業、美容業、クリーニング業では、省力化支援施策に関するセミナー等を年 250 回開催する。また、伴走型の相談支援を年 1,000 件実施する。冠婚葬祭業では、補助制度活用件数を年平均 110 件以上とする。

⑤その他サービス業（自動車整備業、ビルメンテナンス業）

i) 目標

自動車整備業の労働生産性を 2029 年度までに 25%向上することを目指す（2024 年度比・名目値）。また、ビルメンテナンス業の労働生産性を 2029 年度までに 25%向上することを目指す（2024 年度比・名目値）。

ii) 課題と省力化事例

自動車整備業においては、専門学校への入学者が 20 年で半減し、人手不足と高齢化が進展し、省力化が急務である。対応策として、システム導入による入庫・作業管理、スキャンツールによる故障探求の効率化等が有効である。ビルメンテナンス業においては、清掃作業を行う従事者が 8 割を占める労働集約型産業であり、心理的・肉体的負担から人手不足が続く、省力化投資の後押しが必要である。対応策として、ロビー等の面積が広く平らな区画は清掃ロボットに任せることや、現場作業やパート従事者の出退勤を効率的に管理する勤怠管理システムの導入が有効である。

iii) 省力化促進策

- ・優良事例の横展開を具体化する施策として、自動車整備業では、スキャンツール補助金の活用を推進する。また、柔軟な人材育成・配置を可能とするため、自動車整備士資格の実務要件の見直し等を進める。ビルメンテナンス業では、省力化の好事例集の発行や、省力化に関するイベント等の優良事例の横展開を支援する。
- ・さらに、中小企業省力化投資補助金、IT 導入補助金や、「賃上げ」支援助成金パッケージ等の活用を推進する。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制について、自動車整備業においては、業界団体に補助金の周知・相談を行うアドバイザーを設置し、省力化投資に資する支援措置を全ての事業者に周知し、その利用を促す。ビルメンテナンス業においても、業界団体と連携し、各種補助金等に関する情報提供を行い、業界団体の広報チャネルから効果的に周知を行う。

v) 主な KPI

2029 年度までに、自動車整備業では、スキャンツール導入率を 100%にする。

2025 年度から 2029 年度までにおいて、ビルメンテナンス業では、オンラインセミナーの延べ接続数を年 2,800 回とする。

⑥製造業

i) 目標

製造業の労働生産性を 2029 年度までに 24%向上することを目指す（2024 年度比・名目値）。

ii) 課題と省力化事例

繊維工業、プラスチック製品製造業、食品製造業等の一部の製造業では、中小企業の割合が高く、労働集約的な業態であることから、全産業平均よりも労働生産性が低い状況である。一方、ロボット導入による省力化や IoT システム導入による稼働状況の見える化・稼働率の向上等の製造工程の効率化や会計システム導入による管理業務の効

率化などの省力化の優良事例がある。

iii) 省力化促進策

- ・優良事例の横展開を具体化する施策として、中小企業省力化投資補助金、IT導入補助金や、「賃上げ」支援助成金パッケージ等の活用を推進する。また、現場のニーズに合わせた多品種少量生産に対応するロボットの開発支援を行う。さらに、ものづくり白書、中小企業白書において優良事例を紹介する。
- ・さらに、中小企業省力化投資補助金、IT導入補助金や、「賃上げ」支援助成金パッケージ等の活用を推進する。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制について、複数の業界団体等を通じて情報提供を実施する。また、業界団体に属さない事業者に対しても、取引適正化の業界への働き掛けや、特定技能制度を担う民間団体を通じた生産性向上等の条件付けなど、多方面からアプローチを実施する。さらに、食品製造業においては、食品企業、機械メーカー、研究機関等から構成される「食品企業生産性向上フォーラム」を通じて、施策情報をきめ細かく発信し、トータルでサポートする体制を構築する。

v) 主な KPI

2025年度から2029年度までにおいて、IT導入補助制度活用件数を年平均7,500件以上とする。2030年までに「食品企業生産性向上フォーラム」会員企業数を9,000社とする。

⑦運輸業

i) 目標

運輸業の労働生産性を2029年度までに、鉄道分野18%、自動車（物流）分野25%、自動車（旅客運送）分野26%、水運分野22%、造船・船用工業分野含む輸送用機械器具製造業分野21%向上することを目指す（2024年度比・名目値）。また、航空分野では、2029年度までに労働生産性を5%向上することを目指す（2024年度比・実質値）。

ii) 課題と省力化事例

運輸業はいずれの分野においても人手不足が深刻化しており、自動車（物流・旅客運送）分野においては、中小企業が多く、帳簿等を紙で管理していたり、配車計画や運行ルートを手書きで作成したり、DX化が遅れている。一方、乗務員及び管理者の業務負荷を軽減する運行管理、乗務日報自動作成、勤務管理のシステムや、配車アプリ、キャッシュレス決済の導入や庫内作業の効率化に資する自動化機器により、省力化を実現する優良事例も存在する。

iii) 省力化促進策

- ・優良事例の横展開を具体化する施策として、運送事業者や物流事業者について、業務効率化等に資するシステム・設備の導入支援を継続する。また、業界団体による事業者向けセミナー等を通じて優良事例の情報提供・横展開を実施する。
- ・さらに、中小企業省力化投資補助金、IT導入補助金や、「賃上げ」支援助成金パッケージ等の活用を推進する。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制として、省力化ニーズのある事業者に支援が行き届くよう、国土交通省本省・運輸局・支局が一体となり、全国各地における幅広いサポート体制を構築するとともに、専門家による相談・助言対応も含めたDX化の支援を実施する。

v) 主な KPI

鉄道分野では、2029 年度において、省力化・効率化の取組を行う中小鉄軌道事業者の割合を工務部門 50%、電気部門 45%にする。自動車（物流・旅客運送分野）では、DX等により業務の効率化を図る。海事分野では、関係団体との説明会等において事業成果や優良事例を周知する。航空分野では、毎年、省力化投資に係る支援制度や優良事例の説明会を実施する。

⑧建設業

i) 目標

建設業の労働生産性を 2029 年度までに 9%向上することを目指す（2024 年度比・実質値）。

ii) 課題と省力化事例

建設業は、他産業と比較して労働生産性が低い水準にとどまっており、また、就業者の高齢化が進行していることから、将来的な人手不足を見込んだ労働生産性の向上が喫緊の課題となっている。さらに、中小建設業者における ICT 活用は依然として課題がある状況である。一方、ウェアラブルカメラを用いた遠隔監視による労務・安全管理、ドローンによる測量等の導入による現場業務の省力化、就業管理、工事原価作成等のシステムの導入によるバックオフィス業務の省力化を実現する優良事例もある。

iii) 省力化促進策

- ・優良事例の横展開を具体化する施策として、ICT 活用の際の基本的な考え方や留意すべき点をまとめた指針（ICT 指針）及び優良事例集（ICT 事例集）を建設業者に広く周知する。また、ICT を活用した迅速かつ効率的な応急復旧体制構築の補助事業の活用を推進することにより、建設業における ICT 活用の理解増進・普及拡大を図る。あわせて、技術者の専任義務の緩和等による、人員配置の合理化措置について周知を行い、施策の活用促進を図る。
- ・さらに、中小企業省力化投資補助金、IT 導入補助金や、「賃上げ」支援助成金パッケージ等の活用を推進する。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制について、政府は関係機関と連携し、ICT 活用を積極的に促進するための各種施策を実施し、自治体は、建設業者に対し ICT 活用の指導・助言等を行い、関係団体においては、政府・自治体による施策も活用し、積極的な ICT 活用を行うとともに、現場ニーズについて整理・集約し、関係者全体で省力化を目指す体制を構築する。

v) 主な KPI

2029 年度までに年間実労働時間（1 人当たり）を全産業平均並みまで減少させる（2023 年度の建設業は 2,018 時間に対し全産業は 1,956 時間）。また、説明会を通じ建設業者に対し省力化投資を促進するための支援施策や優良事例について周知を行う。

⑨医療

i) 目標

労働生産性の向上の取組により、医師・看護師等の時間外労働の削減、合理的な配置基準の見直しを目指す。また、2020 年代に最低賃金 1,500 円という政府目標はもとより、持続的な賃上げにつなげていく。

ii) 課題と省力化事例

85 歳以上を中心に高齢者数は 2040 年頃のピークまで増加すると見込まれる。また、

生産年齢人口の減少に伴い、医療従事者の確保は更に困難となることが見込まれるため、働き方改革等による労働環境の改善や、医療DX、タスクシフト・シェア等の省力化の取組を着実に推進していくことが重要となる。

iii) 省力化促進策

- ・省力化を具体化する施策として、看護業務の効率化に資する電子カルテへの音声入力及びバイタルサイン値等の自動反映、インカム等の導入支援、医師の労働時間の短縮に資する ICT 機器の導入支援、中小・小規模事業者に対する IT 導入補助金の活用を進めていく。また、電子カルテ情報の標準化等の医療DX推進のための情報基盤の整備を進めるとともに、医療現場のニーズに即したサービスの技術開発や、医療負担の軽減に資するものを含む医療機器等の開発・実装を推進する。さらに、看護業務の効率化の優良事例集の充実を図る。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制について、各都道府県に設置された医療勤務環境改善支援センターに、労務管理や医業経営の専門家であるアドバイザーを配置し、省力化の取組に関する助言や、公的支援、優良事例の紹介等を行う。

v) 主な KPI

2030 年までに、おおむね全ての医療機関において必要な患者の医療情報を共有するための電子カルテの導入を目指す。2029 年度までに長時間労働となる医療機関に勤務する医師の時間外労働の目標時間数を 1,410 時間にする（現状は 1,860 時間）。

⑩介護・福祉

i) 目標

労働生産性の向上の取組により、介護分野では、老人保健施設、介護老人福祉施設、特定施設入居者生活介護指定施設で、2029 年までに 8.1%、2040 年までに 33.2%の業務効率化を目指す。障害福祉分野では、ICT 活用等により業務量の縮減を行う事業所の比率を 2029 年に 90%以上を目指す。また、2020 年代に最低賃金 1,500 円という政府目標はもとより、持続的な賃上げにつなげていく。

ii) 課題と省力化事例

介護分野では、サービス需要が高まる一方、生産年齢人口が急速に減速していくことが見込まれる中、テクノロジー等を活用し、職員の業務負担軽減やケアの質の向上に資する生産性向上の重要性が高まっている。また、障害福祉分野では、人手不足が恒常化しているところ、提供するサービスが多様で、かつ小規模な事業所も多く、介護分野に比べて生産性向上の取組が遅れているのが現状である。両分野共に、インカムを活用したコミュニケーションの効率化、音声入力による記録、見守りセンサー、移乗支援機器等の介護テクノロジーの活用等の省力化の優良事例がある。

iii) 省力化促進策

- ・介護テクノロジー導入支援事業等の活用を推進する。また、優良事例の横展開を具体化する施策として、介護分野における生産性向上ガイドラインをセミナー等も通じて広く周知するとともに、介護現場の生産性向上の取組が特に優れた介護事業者を表彰し、事例集を作成・周知することで優良事例の横展開を図る。加えて、介護現場における AI 技術の活用を促進する。
- ・さらに、中小企業省力化投資補助金等の活用を推進する。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制について、各都

道府県にワンストップ型の相談窓口を設置し、現場の課題に応じた適切な機器の選定等について助言を行う。さらに、小規模事業者の生産性向上の取組等の伴走支援ができる人材育成による機能強化を図る。

v) 主な KPI

2029 年までに、介護分野は、ICT・介護ロボット等の導入事業者割合を 90%にする。また、残業時間を減少又は維持するとともに、離職率を低下させる。障害福祉分野は、ワンストップ型相談窓口を 47 都道府県全てに設置する。

⑪ 保育

i) 目標

保育現場への ICT の導入等により、保育士が子供と向き合う時間を確保する。また、2020 年代に最低賃金 1,500 円という政府目標はもとより、持続的な賃上げにつなげていく。

ii) 課題と省力化事例

保育士の人手不足は深刻な状況にあり、配置基準の改善や「こども誰でも通園制度」の制度化に伴い、今後も保育士の確保は必要である。保育士を退職した理由として、仕事量が多いことや労働時間が長いことが挙げられ、また、非効率な事務作業や紙での業務によって子供と向き合う時間が取れないといった課題がある。一方、これらの課題に対し、①保育に関する計画・記録や②保護者との連絡、③登降園管理、④実費徴収等のキャッシュレス決済（いわゆる 4 機能）など保育の周辺業務や補助業務を ICT 活用により解決する優良事例もある。

iii) 省力化促進策

- ・優良事例の横展開を具体化する施策として、ICT 導入の目的・種類・効果・導入のステップ、導入事例をまとめたハンドブックを事業者に広く周知する。また、ICT 等を活用した業務システムの導入補助の活用を推進する。さらに、ICT 環境整備についてのロールモデルとなる事例の創出を行い、横展開を行うための「保育 ICT ラボ」事業を実施する。
- ・さらに、IT 導入補助金の活用を推進する。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制について、保育事業者支援コンサルタントが巡回を行い、ICT 化の推進に関する助言や指導を実施する事業の活用や、自治体において、自治体・ICT 関連事業者・保育事業者などで構成される協議会を設置し、地域の ICT 導入園の事例紹介や、勉強会・研修会の開催等を実施する取組を更に促進する。

v) 主な KPI

2026 年度までに登降園管理機能を始めとする 4 機能をいずれも導入している施設の割合を 20%とする。2029 年度までに事務作業等時間を 2026 年度比で 10%減少させる。

⑫ 農林水産業

i) 目標

農業では 1 経営体当たりの生産量を 2030 年までに 2023 年比で約 1.8 倍にすることを目指す。林業では 2030 年に木材生産に係る林業経営体の労働生産性を 2022 年比で 5 割向上することを目指す。水産業は操業の効率化・生産性の向上等により、2030 年に漁業就業者 1 人当たりの漁業生産量を 2020 年比で 3 割向上することを目指す。

ii) 課題と省力化事例

農林水産業では、いずれも就業者の急速な減少や高齢化が見込まれており、人手不足を解消し、産業の持続的な発展を図るためには生産性向上が不可欠である。一方、ロボット・AI・IoT等の先端技術やデータを活用したスマート技術により省力化を実現する優良事例もある。

iii) 省力化促進策

- ・スマート技術を具体化する施策として、農業では、スマート農業技術活用促進法に基づき、税制措置や金融等の優遇措置により、栽培方式の転換やスマート農業技術の開発を集中的に後押しする。また、新たな食料・農業・農村基本計画に基づき、初動5年間で構造転換を集中的に推進するため、スマート農業技術活用促進集中支援プログラムにより、重点開発目標に沿った迅速な技術開発、生産方式の転換、農地の大区画化、情報通信環境の整備等を実施する。
- ・林業では、スマート林業技術の開発・現場実装に向けた支援を加速化するとともに、地域の多様な関係者がデジタル技術をフル活用するための拠点（デジタル林業戦略拠点）を全国に展開する。
- ・水産業では、スマート水産業普及推進事業により、スマート化の伴走者の育成支援、スマート機器導入支援を行う。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制について、農業では、全国の普及指導センターへの相談窓口の設置等を通じて、民間事業者や関係団体等との連携を促進する。林業では、デジタル林業戦略拠点にコーディネータを派遣し、伴走支援をできる体制を構築する。水産業では、各都道府県又は漁業関係団体に拠点を設置し、スマート化の伴走支援体制を構築する。

v) 主な KPI

2030年までに、農業分野では、スマート農業技術を活用した面積の割合を50%とする。林業分野では、デジタル林業戦略拠点を25都道府県で展開する。水産業では、2027年までにデジタル水産業戦略拠点を11地域で展開する。

(4) 成長志向の中小企業・小規模事業者の挑戦支援

中小企業・小規模事業者の成長投資の後押し、販路開拓・海外展開の促進、マッチングの強化等により、成長志向の中小企業・小規模事業者の挑戦を支援する。

①成長志向の中小企業・小規模事業者の恒常的創出に向けたエコシステムの創出

地域経済の好循環を生み出すためには、中小企業が果たしている役割を可視化し、地域経済に波及力のある中小企業・小規模事業者の成長意欲を高め、「100億企業」が次々と生まれてくるメカニズムを構築することで、賃上げ、外需獲得、域内の仕入れ等を通じ、地域経済が成長することが重要である。そのため、経営者ネットワークの構築等を通じて成長企業の裾野を拡大するとともに、売上高100億円を目指す成長志向の中小企業の大胆な投資への支援（成長加速化補助金等）を切れ目なく強力に進めるほか、経営強化税制の活用、リスクマネーの供給促進等を通じ、中小企業・小規模事業者の成長投資を強力に後押しする。

これらの取組を通じ、成長志向の企業が中小企業・小規模事業者から中堅企業、更にもっと先へと成長していくことを後押しするシームレスな政策体系を構築する。

②成長志向の中小企業・小規模事業者へのソフトインフラ構築

足下で中小企業が直面する事業転換、革新的な新商品・サービスの開発、販路開拓、

海外展開、M&A、人材育成等の課題について官民連携して取り組むことを通じ、成長志向の中小企業・小規模事業者へのソフトインフラを構築する。

③新たな成長加速マッチングサービスの普及

成長志向の中小企業・小規模事業者が、自社の基本情報や挑戦しようとする課題を入力すれば、これまで接点のなかった金融機関・投資機関からの資金調達の機会を得たり、商工会・商工会議所等の支援機関や税理士・中小企業診断士・弁護士等の専門家からの成長提案・助言を得たりすることを可能とする、新たな成長加速マッチングサービスを普及させ、中小企業の成長を後押しするとともに、民間支援サービスの活性化を図る。

(5) 地域の中小企業・小規模事業者における人材の確保

地方の中小企業・小規模事業者における省力化投資、DX、新製品・サービス開発、新規事業開拓等を推進するためには、経営者を補佐する専門的な知見やマネジメント経験を有する経営人材の確保が必要である。他方で、都市部の経営人材が地方の中小企業・小規模事業者にフルタイムで転職することには一定のハードルがあることから、「週1副社長」（都市部の経営人材が、副業・兼業の形式で週に1回程度、地方の中小企業等の経営に関与すること）といった取組10を進めるなど、そうした経営人材の副業・兼業を一層促進することを含め、地域の経営人材の確保・育成に取り組む。また、地方の人手不足分野の企業における人材確保に取り組むとともに、副業・兼業のマッチングを進める。

①地域の経営人材のマッチング機能の強化

地域企業経営人材マッチング促進事業（金融庁・経済産業省による、株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）のデータベースを活用した地域金融機関経由でのマッチング事業。通称「レビキャリ」）・プロフェッショナル人材事業（内閣府地方創生推進室による、民間等のデータベースを活用した、各道府県の人材拠点経由でのマッチング支援事業）・先導的人材マッチング事業（内閣府地方創生推進室による、民間等のデータベースを活用した、地域金融機関等経由でのマッチング支援事業）といった人材マッチング支援を行う既存の3事業について、副業・兼業にも重点を置きつつ、地域企業、仲介事業者等及び経営人材のなり手各々の目線に立った支援内容の見直し・拡充を図るとともに、上記3事業におけるレビキャリ・民間のデータベースの双方向の活用の在り方を含めた事業間連携や地域金融機関と民間人材事業者の連携を通じたマッチング機能の強化に向けた見直しに取り組む。

経営経験のない若年層であっても、地域中小企業に期間限定で雇用し、経営者の直下で経営経験を積ませることで、起業や事業承継の担い手の育成につなげるとともに、地域中小企業における若者の新しい視点・スキルによる成長を促す取組を促進する。

あわせて、地方自治体による地域企業の人材マッチングの取組を促進する。

②地方自治体・農協・地域金融機関の職員の副業・兼業の推進

地方公務員の副業・兼業について、地域課題解決につながる活動を幅広く認める観点から、許可基準の弾力化の検討を加速する。また、農協職員による農作業への従事や販路開拓などの副業の促進に向けた働き掛けや、地域金融機関の職員の副業・兼業の普及を進める。

③地域内での人事・採用機能や専門人材の共有化

地域の中堅企業等であっても人事を専門に担当する人材がいる企業は4割にとどまるなど、地域の中小企業・小規模事業者の多くは、「稼ぐ力」の向上に不可欠な人事戦略・人員配置を検討し、必要な人材を外部から確保する機能を十分に有していない。民間事業者等が地域内のハブになって、商工会・商工会議所、地域金融機関、自治体等と連携して、人材の副業・兼業等を通じながら、地域内で人事機能や専門人材の知見を共有化するという先進事例の横展開を促す。

④人手不足分野における人材確保支援の強化や副業・兼業のマッチング推進

地方の生活インフラを支える物流、医療・介護、子育て等の分野における人材確保のため、118か所のハローワークに設置している専門窓口の増設を図るとともに、これまで行ってきた、業界連携による就職面接会等の開催、求職者への担当者制による個別相談、窓口相談や事業所へのアウトリーチによる企業への求人条件や求人票の助言指導に一層効果的に取り組む。

ハローワークにおいて、長時間労働とならないための予防対策に関する留意点を十分に周知しつつ、副業・兼業のマッチングを推進するとともに、支援する他の関係機関との連携を図る。

⑤商工会・商工会議所における経営支援体制の強化

小規模企業振興基本計画を踏まえ、商工会・商工会議所の経営指導員等の人件費・事業費の確保やデジタルツールの活用等による支援の質の向上・業務効率化、広域的な支援体制の構築等を進め、小規模事業者の支援体制の充実を図っていく。

3. 事業承継・M&A等の中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化

336万者の中小企業・小規模事業者のうち、約100万者では経営者の年齢が70歳以上である。こうした経営者の高齢化などを背景に廃業は増加し、その半数以上は黒字企業であるという現状や、若い経営者の企業ほど新商品開発等の新たな取組に積極的であるという傾向を踏まえ、中小企業・小規模事業者の経営者が、自らの意向や経営基盤の状況に基づき、事業承継・M&A等の選択肢も含めて先々の経営判断を計画的に行うことができる事業環境を社会全体として作り上げる観点から、中小企業・小規模事業者の事業承継・M&Aに関する様々な障壁を取り払うための以下の施策から成る「事業承継・M&Aに関する新たな施策パッケージ」を策定し、これに取り組む。

具体的には、M&A後の不安を解消するスキーム等のM&Aの売手側の経営者に対する支援策の強化、M&Aを仲介する機関の登録制度の実効的運用に加え、新たな専門家の資格制度の創設の検討等の経営者から信頼される官民のM&A支援機能の強化、経営能力に優れたM&Aの買手とのマッチングの支援等の取組を進める。

この中で、地域において経営者との継続的な関係の中で経営課題を把握できる立場にある地域金融機関においても、中小企業・小規模事業者の計画的な事業承継・M&Aを積極的に支援するよう促す。

相続税・贈与税の100%を猶予する事業承継税制（特例措置）に関し令和7年度与党税制改正大綱において「事業承継による世代交代の停滞や地域経済の成長への影響に係る懸念も踏まえ、事業承継のあり方については今後も検討する」と記載されていることに鑑み、事業承継に係る政策の在り方の検討を進める。

また、労働者の雇用の維持や働く環境の重要性に鑑み、事業承継・M&A時において、労働者の保護に関する法令等へのとった対応を徹底する。

(1) M&A の売手側の経営者に対する支援策の強化

M&A の売手となる中小企業・小規模企業の経営者からすると、従業員の雇用維持や経営者自身の金銭面・生活面に対する不安、自社の事業の評価や信頼できる支援機関が分からないといったことを背景に、そもそも M&A の検討を躊躇（ちゅうちょ）するケースが多い。こうした売手の経営者の課題に寄り添い、中小企業・小規模企業の経営者が M&A を経営の選択肢の一つとできるよう支援策を強化する。

①M&A 後の不安を解消するスキームの普及

雇用維持や経営者保証の解除など売手企業としての重要な条件を遵守しない不適切な買手の問題に対する不安に対処するため、M&A 後に同意事項に反した場合に買戻し又は解除を可能とするスキームの検討・普及を図る。

②経営者の再チャレンジに対する支援の拡充

廃業費用が出せないがゆえに事業を畳むことを決断できないという中小企業・小規模事業者のニーズに応えるため、事業承継・M&A 補助金を活用して廃業・再チャレンジの支援を強化する。

③中小企業・小規模事業者の M&A 市場における取引相場の醸成

中小企業・小規模事業者の M&A における取引実績が可視化されておらず、自社の譲渡価格の相場の把握が困難な状況であることを踏まえ、M&A 支援機関登録制度を通じて M&A の取引データを集計し個者を特定できない形で公開することにより、譲渡価格の相場観の醸成につなげる。

④全国各地での事業承継・M&A キャラバン（仮称）の実施

将来の経営に漠然とした不安を抱えつつ、自社の具体的な経営課題として事業承継・M&A にどのように取り組んでよいか分からない経営者に対して気付きの機会を提供するため、商工会・商工会議所等の支援機関や税理士・中小企業診断士・弁護士等の専門家が、事業承継・引継ぎ支援センターに経営者を紹介することに対するインセンティブを検討する。

また、事業承継・M&A の意向を有する中小企業・小規模事業者向けに、全国各地でのシンポジウム等を実施することで、成功事例の共有を図る。

⑤実質的な財務状況の把握の促進

自らの事業に価値があるのか分からないといった声に対応するため、希望する中小企業・小規模事業者に対して税理士・会計士等による、個人資産と事業資産の分別、事業自体が持っている稼ぐ力の数値化を集中的に実施し、事業価値の可視化を図るとともに、必要に応じて適切な支援機関（事業承継・引継ぎ支援センター、中小企業活性化協議会、よろず支援拠点等）への橋渡しを促進する。

⑥事業承継・引継ぎ支援センターの周知・広報

公的相談窓口として全国 47 都道府県に設置されている中小企業庁の事業承継・引継ぎ支援センターについて、中小企業・小規模事業者の経営者への認知度を更に高めていくため、地方での広報活動を集中的に実施する。

(2) 経営者から信頼される官民の M&A 支援機能の強化

経営者からするとふだんの経営で関わりのない民間の M&A アドバイザーの専門知識や倫理観を信用しきれないという課題に対処するとともに、公的な総合窓口である中小企業庁の事業承継・引継ぎ支援センターの体制を強化する。

①M&A アドバイザー個人の質・倫理観の向上

M&A の実施に当たっては、財務、税務、法務等の専門支援が総合的に求められる一方で、M&A アドバイザーの専門知識には大きなバラつきがあることや、業界全体での規律の浸透を図るためには組織レベルでの規律に加えて M&A アドバイザー個人レベルでの規律浸透が求められることから、新たな資格制度を検討し、支援人材の育成を図る。

②事業承継・引継ぎ支援センターの体制強化

事業承継・引継ぎ支援センターにおいて、今後見込まれる事業承継ニーズや将来に向けた支援人材の育成にも対応する観点から、金融機関や地域の税理士・会計士等の人材の活用などにより事業承継・引継ぎ支援センターの支援体制を強化する。

また、同センターによる都道府県のエリアを越えた M&A のマッチングを促進する。

(3) 経営能力に優れた M&A の買手とのマッチング等の支援

一般的に経営者の年齢が若い企業ほど新たな取組に積極的で、事業承継を実施した企業は、承継後に成長を加速させる傾向にある。M&A 後の事業の成長加速の観点から、経営能力に優れた M&A の買手とのマッチング、成長を志向する中堅・中小企業の連続 M&A、計画的な事業統合 (PMI (Post Merger Integration)) を推進する。

①経営能力のある経営者へのマッチング支援

有望な事業を引き継ぎたい個人と優秀な経営者を迎えたい中小企業とのマッチングを進めるため、後継者となる個人が M&A を行う場合の買収資金を供給するサーチファンド及び収益性が低く投資資金が集まりにくい小型案件を扱う事業承継ファンドに対する資金供給を後押しする。

②計画的な PMI の推進

円滑な M&A のためには M&A 前後の事業統合 (PMI) が計画的に実施される必要があることから、中小企業・小規模事業者に対する PMI の重要性を事業承継・引継ぎ支援センターや地域金融機関を通じて周知するとともに、事業承継・M&A 補助金等の予算措置を活用して効果的な PMI を促していく。

(4) 地域金融機関による事業継続に向けたコンサルティングの促進

中小企業・小規模事業者にとって、身近で信頼できる経営の相談先として地銀・信金・信組等の地域金融機関が果たすべき役割は大きい。昨年、金融庁では、金融機関が顧客企業に提案するソリューションの一例として、PMI を含む M&A 支援について監督指針に規定したところであるが、地域経済を支える中小企業・小規模事業者の事業の持続可能性を支える観点から、金融機関が、顧客企業との継続的な関係の中で、経営者の状況も踏まえつつ事業承継・M&A を含む事業継続のためのプランが検討されているかについても確認するよう改めて促していく。

(5) 事業承継税制等の検討

相続税・贈与税の100%を猶予する事業承継税制（特例措置（措置の適用に必要となる特例承継計画の提出期限が2026年3月に到来、対象となる相続・贈与の期限が2027年12月に到来））に関し、令和7年度与党税制改正大綱において「事業承継による世代交代の停滞や地域経済の成長への影響に係る懸念も踏まえ、事業承継のあり方については今後も検討する」と記載されていることに鑑み、事業承継に係る政策の在り方の検討を進める。

「アトツギ甲子園」や後継者育成プログラムの提供などを通じ、事業を承継する後継者の経営能力の育成を図る。

（6）経営者保証に依存しない融資の促進と事業承継の際の解除の促進

新規の債務については、「経営者保証に関するガイドライン」において、金融機関は、①法人と経営者の一体性の解消、②法人のみの資産・収益力で借入れを返済できる財務状況、③金融機関への適切な情報開示、という3要件が満たされる場合には、経営者保証を求めない可能性を検討することが定められており、金融庁の監督指針においても、金融機関に対し、同ガイドラインに沿った対応及びそのための体制整備が規定されている。こうした取組により、経営者保証を付した融資の割合は徐々に減少しているものの、民間金融機関の新規融資のうち5割で経営者保証が付いている状況に鑑み、中小企業庁、金融庁、財務省とで連携し、上記3要件を満たす経営を中小企業・小規模事業者の経営者に対して推進し、経営者保証に依存しない融資慣行の確立を進めていく。

既存の債務については、経営者保証が残っている場合も多く、M&A や事業承継の支障となるという指摘もある。こうした状況に対応するため、昨年、金融庁において、事業承継・M&A の際に、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、経営者保証の解除の可能性を検討するよう、監督指針の改訂が行われたところであるが、全ての金融機関において改訂監督指針の趣旨に沿った対応が徹底されるよう、中小企業庁と金融庁が連携して取り組んでいく。

4. 地域で活躍する人材の育成と処遇改善

それぞれの地域で、労働者個人が、自らの意思に基づき、活躍できることが重要である。そのため、あらゆる労働者が、生成AI等のデジタル技術の台頭も踏まえた今後の産業と労働市場の見通しやその中での働き方の選択肢に関する十分な情報を得つつ生涯を通じて自ら働き方を選択でき、リ・スキリングなどによる能力向上や仕事について行った努力が、確実に賃金向上という形で報われるという社会の実現のために、良質な雇用の提供や、地域で活躍する多様な人材の活躍を推進するための環境整備を進める。また、賃上げの流れが地方にも波及するよう、地方版政労使会議を引き続き開催する。

（1）アドバンスト・エッセンシャルワーカーの育成

社会の様々な機能を現場で支えるエッセンシャルワーカーについては人手不足がより一層深刻化し、サービスの持続性自体が課題となってきた。

人手不足の現場（自動車運転業（物流・人流）、建設・土木業、製品・機械等の製造・加工業（修理・検査を含む。）、介護業、観光業、飲食業等）で、デジタル技術の活用を含めて、現場人材のスキルが正当に評価され、そうした者の実際の処遇が改善されることが重要である。そのため、既存の公的資格ではカバーできていない産業や職種におけるスキルの階層化・標準化のために、厚生労働大臣が外部労働市場にも通じる民間検定を認定する団体等検定制度の普及と活用を進めるべく、業所管省庁から、業界団体等を通じて同制度の積極的な活用に向けた働き掛けを強化し、そうした業種における現場

人材の育成につなげる。あわせて、建設キャリアアップシステムなどを参考に、業界団体等と連携し、技術・技能や経験を客観的に評価し、処遇につなげる仕組みの導入を促進する取組を進め、能力・経験に応じた処遇改善につなげていく。

VI. 3に記載の「産業人材育成プラン」を策定し、在職者を含め、大学、短期大学、高等専門学校及び専門学校においてアドバンスト・エッセンシャルワーカー（デジタル技術等も活用して現在よりも高い賃金を得るエッセンシャルワーカー）の育成に取り組む。

（２）A I 等の技術の進展に応じた幅広い労働者のリ・スキリング

生成A Iが人間の業務を自動化・代替することで、将来的に一部の事務職等の労働需要が減少する可能性がある。こうした環境変化や技術トレンドも踏まえ、非正規雇用で働く者を含む幅広い労働者に対する効果的なリ・スキリング支援に取り組む。

保育や介護などの分野を含め一定の資格や実務経験を持つ人材が現場のデジタル化に必要なスキルを学ぶ場合等においては、既存資格や実務経験に付加する事項を学ぶものである点を踏まえ、受講期間が比較的短いリ・スキリングについても、現在の支援事業の成果をいかし、支援策を強化する。

2022年度から2026年度末までの230万人のデジタル人材の育成（「デジタル田園都市国家構想総合戦略」で設定）に向けた取組について技術トレンドも踏まえた支援を着実に推進する。そのためにも、関係省庁等のA I・データの専門家を含むデジタル人材育成の取組について、その進捗確認及び横串を通じた推進に加え、必要に応じて新たな人材育成策を講じることで、政府全体でデジタル人材育成を機能させる体制を確保し、その取組を効果的に加速する。また、個人が継続的な学びと目的を持ったキャリア形成を行うことができるよう、個人のデジタルスキルの情報の蓄積・可視化や証明を可能とするデジタル基盤の整備を進めるとともに、スキルごとのトレンド等を企業側、研修事業者も含め市場全体で利用できるための環境整備を行う。

職業訓練等の機会が少ない非正規雇用労働者等が、離職することなく、働きながら学ぶことで、より待遇の高い仕事に挑戦できるよう、オンライン訓練の地域偏在を踏まえて、国及び地方の適切な役割分担に留意しつつ、都道府県による委託訓練に加えて、高齢・障害・求職者雇用支援機構を通じたオンライン訓練の全国展開を行う。

労働者が、キャリアコンサルタント等の継続的な支援を受けつつ、労働市場に関する情報等を活用して、自律的にキャリアを考え、スキルアップやより高度な職務に挑戦できる環境の整備を進める。

加えて、2028年技能五輪国際大会の日本開催を契機として、関係省庁や業界団体、技能士等とも連携しつつ、中学・高校生の段階から若年層に対する技能尊重の機運醸成を図るとともに、技能労働者のスキル向上に向けた支援策を強化する。

（３）社内外のスキル・賃金水準の可視化と効果的な情報提供

労働者個人が社内外の職種の需給動向やリ・スキリングして身に付けるべきスキル・賃金水準を具体的に把握できるよう、官民の求人・求職・キャリアアップ情報を共有化し、キャリアコンサルタントや求職者等に分かりやすく発信する取組を加速する。まず、昨年度から着手した厚生労働省の求人情報の収集・分析事業について、その対象地域・職種を拡大するとともに、経験や資格の有無と賃金との関係を分析し、これらの結果を、職業情報提供サイト（job tag）等を通じて発信する。

厚生労働省が運営する職場情報総合サイト（しょくばらぼ）、職業情報提供サイト（job tag）の内容の充実と利便性向上を図るとともに、こうした情報提供サイトにば

らばらに掲載されている情報に労働者個人がワンストップでアクセスできるプラットフォームを構築する。

こうしたプラットフォームを通じ、企業規模にかかわらず、経験者採用が普通の選択肢となるための労働市場の整備にも努める。

(4) 医療・介護・保育・福祉等の現場での公定価格の引上げ

全国の医療、介護、障害福祉分野など医療・福祉の現場では、有業者のおよそ7人に1人である900万人の方々が働いており、地域を支える一大産業となっている。

他方、こうした分野で働く方々の処遇については公的に価格が定まっておらず、近年の物価高騰や賃金上昇の中で、他産業のようにコストの増加分を価格に転嫁することができない。賃上げで先行する他産業との人材確保の競争が厳しくなる中、他産業と比較して有効求人倍率が高くなっている状況にある。今後、高齢者の増加と生産年齢人口の減少が進む中で、将来にわたって必要なサービスを安心して受けられるよう、その担い手を確保することは喫緊の課題である。

公定価格の分野においても、医療・介護・障害福祉等における賃上げ、経営の安定、離職防止、人材確保がしっかりと図られるよう、コストカット型からの転換を明確に図る必要がある。このため、これまでの歳出改革を通じた保険料負担の抑制努力も継続しつつ、次期報酬改定を始めとした必要な対応策において、令和7年春季労使交渉における力強い賃上げの実現や昨今の物価上昇による影響等について、経営の安定や現場で働く幅広い職種の方々の賃上げに確実につながるよう、的確な対応を行う。

未来を担う子供たちの命と育成を支える重要な役割を果たす保育士・幼稚園教諭等の方々の処遇改善は極めて重要である。しかしながら、保育士・幼稚園教諭等の処遇は全産業平均と比べ低い状況に置かれている。平成25年度以降、累計で約34%の処遇の改善を図ってきているが、引き続き、保育士・幼稚園教諭等の処遇改善について目標として掲げた他職種と遜色ない処遇の実現に向けて、「こども未来戦略」に基づき、更なる処遇改善を進めていく。

介護、障害福祉、保育における令和6年人事院勧告を踏まえた地域区分への対応については、隣接した市町村等との級地格差による人材確保への影響も踏まえ、早急に検討を行い、次期報酬改定までに必要な見直しを実施する。

5. 最低賃金の引上げ

最低賃金については、適切な価格転嫁と生産性向上支援により、影響を受ける中小企業・小規模事業者の賃上げを後押しし、2020年代に全国平均1,500円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続することとし、官民で、最大限の取組を5年間で集中的に実施する。

政府として、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」に定める、①地方の中小・小規模事業者にとって重要な官公需における対策等を含めた価格転嫁・取引適正化の徹底、②業種別の「省力化投資促進プラン」とそれに基づくきめ細かな支援策の充実と支援体制の整備を通じた中小企業・小規模事業者の生産性向上、③中小・小規模事業者の経営者の方々の事業承継・M&Aに関する不安や障壁を取り払い、先々の経営判断を計画的に行うことができる環境の整備、④地域で活躍する人材の育成と処遇改善等の施策パッケージを実行する。

また、EU指令においては、賃金の中央値の60%や平均値の50%が最低賃金設定に当たっての参照指標として加盟国に示されている。最低賃金の引上げについては、我が国と欧州では制度・雇用慣行の一部に異なる点があることにも留意しつつ、これらに比べ

て、我が国の最低賃金が低い水準となっていること及び上記の施策パッケージも踏まえ、法定3要素のデータに基づき、中央最低賃金審議会において議論いただく。

「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」には、中小企業・小規模事業者の生産性向上、官公需の価格転嫁等が定められている。国は、計画を踏まえ、都道府県・市町村が地域の状況に応じてきめ細かな賃上げ環境整備に取り組むことを、様々な政策手段を活用して後押しする。その中で、各都道府県の地方最低賃金審議会において中央最低賃金審議会の目安を超える最低賃金の引上げが行われた場合は、持続的な形で売上拡大や生産性向上を図るための特別な対応として、政府の補助金における重点的な支援を行うことや、交付金等を活用した都道府県の様々な取組を十分に後押しすることにより、生産性向上に取り組み、最低賃金の引上げに対応する中小企業・小規模事業者を大胆に後押しする。

地方最低賃金審議会において、これらの政府全体の取組や各都道府県の賃上げ環境も踏まえ、法定3要素のデータに基づき、実態を踏まえた審議決定となるよう、議論いただく。

地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。

(略)

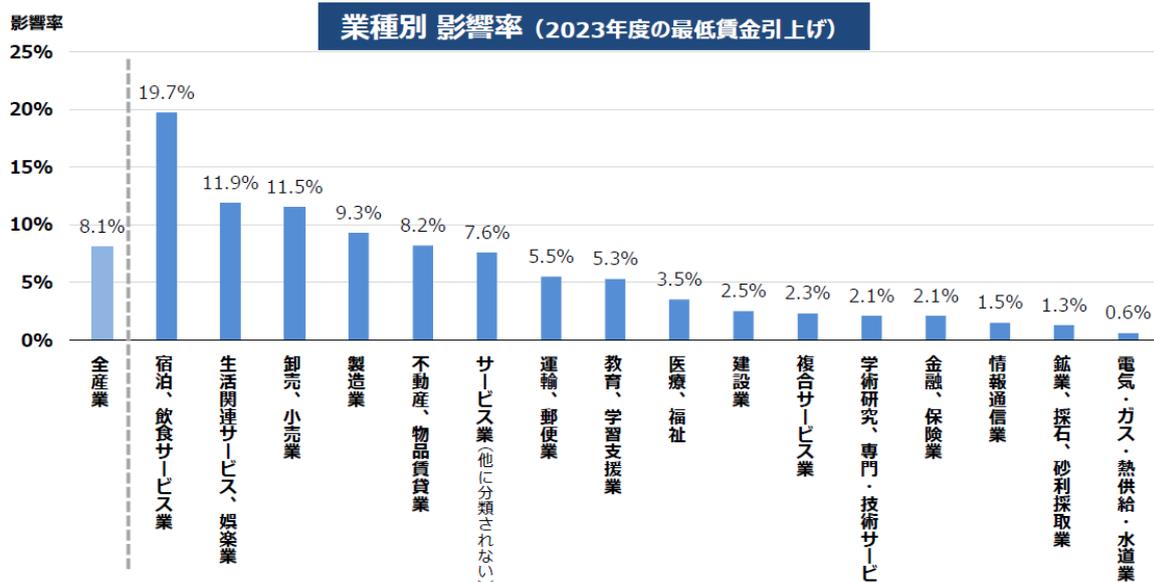
新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版 基礎資料

＜関係部分抜粋＞

(略)

業種別 最低賃金の影響率

- 2023年度の最低賃金引き上げの影響率（賃金を引き上げなければ、その年の引き上げ後の最低賃金を下回ることとなる労働者の割合）は全国平均で8.1%（大企業を含む全企業規模での平均）。
- 宿泊・飲食業（19.7%）、生活関連・娯楽業（11.9%）、卸売・小売業（11.5%）が大きい。



(注) 2023年度の地域別最低賃金額（全国加重平均1,004円）を下回る労働者数の割合。
 (出所) 厚生労働省「人手不足の状況、最低賃金の影響、生産性向上等の支援策について」（2025年1月17日）を基に作成。

(略)

海外の最低賃金における指標

- EU指令においては、賃金の中央値の60%や平均値の50%が最低賃金設定に当たっての参照指標として加盟国に示されている。

EU指令（「適正な最低賃金に関する指令」）

※ 2022年10月制定、同年11月施行。

4. Member States shall use indicative reference values to guide their assessment of **adequacy of statutory minimum wages**. To that end, **they may use** indicative reference values commonly used at international level such as **60% of the gross median wage and 50% of the gross average wage**, and/or indicative reference values used at national level.

4. 加盟国は、**法定最低賃金の適正性**を評価するための指標として、**指標的な参照値**を使用しなければならない。そのため、**加盟国は、国際的に一般的に使用されている指標的参照値**、例えば、**賃金の中央値の60%や賃金の平均値の50%**、及び/又は、国内レベルで使用されている**指標的参照値を使用することができる**。

(略)

経済財政運営と改革の基本方針 2025
(令和7年6月13日閣議決定)

<関係部分抜粋>

第1章 マクロ経済運営の基本的考え方

1. 日本経済を取り巻く環境と目指す道

世界に安定と繁栄をもたらしてきた国際秩序は、現在、自国第一主義や権威主義的国家の台頭によって変化しつつある。力や威圧による一方的な現状変更の試みも続いている。

政府は、いかなる状況下にあっても、国益を守り抜く。そのため、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を維持・強化すると同時に、パワーポリティクスの下で新たな国際秩序が形成されることにも備える。そして、世界の安定と繁栄に貢献しながら、我が国経済社会の持続性を確保していく。

厳しさを増しているのは国際環境だけではない。国内では、例えば、頻発する自然災害や甚大な被害が想定される大規模地震への対処、老朽化したインフラの保全、エネルギー・食料・経済安全保障の確立など、強靱な経済構造をつくるための課題は山積している。

本格的な人口減少を見据えた経済・財政・社会保障制度の持続可能性の確保など、これまで指摘されながら、必ずしも十分に進んでいない構造改革への取組。人口減少下にあっても、経済のパイを縮小させないためのイノベーションや生産性の向上、そして、その前提となる質の高い雇用の確保。我が国を取り巻く国際秩序が大きく変化する中であっても、官民が連携し、こうした課題解決のための取組を推進し、我が国経済の持続的成長と国民生活の豊かさの向上を目指すことこそが、「新しい資本主義」の実現にほかならない。

「新しい資本主義」の実現に向けた取組によって、30年続いたコストカット型経済は終焉を迎えつつあり、5%を上回る賃上げが2年連続して実現した。石破内閣は、その取組を更に進め、「賃上げこそが成長戦略の要」との考え方に立って、最低賃金の引上げを含め、物価上昇を安定的に上回る賃上げを実現する。そして、国民が「今日より明日はよくなる」と実感でき、ふるさとへの思いを高めることができる「新しい日本・楽しい日本」を実現することを目指す。そのための経済財政運営と改革の基本方針が、本方針である。

2. 当面のリスクへの対応及び賃上げを起点とした成長型経済の実現

米国による一連の関税措置及びその後の対抗措置の応酬は、これまで国際社会が培ってきた自由で開かれた貿易・投資体制をゆるがせにするものとして、我が国からの輸出を減少させるだけでなく、家計や企業のマインドの慎重化を通じて消費や投資を下押しするおそれがあり、我が国経済全体を下振れさせるリスクとなっている。また、足元では、食料品を中心とする物価高が継続し、家計や企業は、依然として厳しい状況に置かれている。

まずは、これらのリスクへの備え・対応に万全を期す。

戦後国際社会が築き上げてきた自由貿易体制の恩恵を受ける我が国としては、米国に対して措置の見直しを強く求めつつ、日米が共に成長するための協力関係を力強く推し進めるため、粘り強く協議を続ける。同時に、関税措置による国内産業・経済への影響を想定し、資金繰り対策など、必要な支援を行うだけでなく、あらゆる事態を想定して万全の措置を講ずる。また、国内投資の拡大やサプライチェーンの強靱化、対日直接投資の促進、円滑な労働

移動等に取り組むとともに、内需の拡大を含め外的環境の変化に強い経済構造を構築する。

足元の物価高については、その動向が家計や事業活動に与える影響に細心の注意を払いつつ、令和6年度補正予算や令和7年度予算に盛り込んだ施策に加え、物価や国民生活の状況に応じて、政府備蓄米の売渡し、燃料油価格の定額引下げ、電気・ガス料金支援を追加しており、あらゆる政策を総動員して、国民生活・事業活動を守り抜く。

我が国経済は、これらのリスクに直面する一方で、現在、名目GDPは600兆円を超え、賃金も2年連続で5%を上回る賃上げ率を実現するなど、成長と分配の好循環が動き始めている。コストカット型経済から脱却し、デフレに後戻りせず、成長型経済への移行を確実なものとするため、当面のリスクへの備え・対応に万全を期すとともに、日本経済全国津々浦々の成長力を強化する。

「賃上げこそが成長戦略の要」である。持続的・安定的な物価上昇の下、日本経済全体で1%程度の実質賃金上昇を定着させ、国民の所得と経済全体の生産性を向上させる。この実現に向け、中小企業・小規模事業者の賃上げを促進するため、適切な価格転嫁や生産性向上、経営基盤を強化する事業承継・M&Aを後押しするなど、賃上げ支援の施策を総動員する。最低賃金を着実に引き上げ、2020年代に全国平均1,500円という高い目標に向かってたゆまぬ努力を続ける。将来における賃金・所得の増加にも取り組む。企業の稼ぐ力を継続的に高めるため、GX・DX、スタートアップ、経済安全保障等の分野において、官と民が連携した投資が行われる「投資立国」の取組を進める。貯蓄から投資への流れを確実なものとし、中長期の視点から国民の資産形成を後押しする「資産運用立国」の取組を進める。

「地方創生2.0」は、「新しい日本・楽しい日本」を実現するための政策の核心である。「令和の日本列島改造」としてこれを進め、「若者や女性にも選ばれる地方」を実現する取組等を通じて、日本全体の活力を取り戻す。

国民の安心・安全を確保することは、成長型経済への移行の礎となる。東日本大震災や令和6年能登半島地震を始めとする自然災害からの復旧・復興、防災・減災・国土強靱化、外交・安全保障環境の変化への対応、犯罪対策の強化等に取り組む。

減税政策よりも賃上げ政策こそが成長戦略の要という基本的考え方の下、既に講じた減税政策に加えて、これから実現する賃上げによって更に手取りが増えるようにする。その

ために、経済全体のパイを拡大する中で、物価上昇を上回る賃上げを普及・定着させ、現在及び将来の賃金・所得が継続的に増加する「賃上げを起点とした成長型経済」を実現することを目指す。

政府は、引き続き、日本銀行と密接に連携し、経済・物価動向に応じた機動的なマクロ経済政策運営を行う。政府は、競争力と成長力強化のための構造改革に取り組むとともに、持続可能な財政構造を確立するための取組を推進する。日本銀行には、経済・物価・金融情勢に応じて適切な金融政策運営を行うことにより、賃金と物価の好循環を確認しつつ、2%の物価安定目標を持続的・安定的に実現することを期待する。

経済財政諮問会議においては、今後とも、経済・財政の状況、金融政策を含むマクロ経済政策運営、外的環境の変化に対する耐性が強い経済構造への変革に向けた取組等について、定期的に検証する。

3. 人口減少下における持続可能な経済社会の構築

我が国の生産年齢人口は、これからの20年で1,500万人弱、2割以上が減少する。こうした中、かつて人口増加期に作り上げられた経済社会システムを中長期的に持続可能なシステムへと転換することが求められる。

経済・財政・社会保障の持続可能性を確保するためには、生産年齢人口の減少が本格化す

る中であっても、中長期的に実質1%を安定的に上回る成長を確保する必要がある。その上で、それよりも更に高い成長の実現を目指す。こうした経済においては、2%の物価安定目標を実現する下で、2040年頃に名目GDP1,000兆円程度の経済が視野に入る。

人口減少が本格化する2030年代以降も、こうした成長を実現するとともに、医療・介護給付費対GDP比の上昇基調に対する改革に取り組み、PBの一定の黒字幅を確保していくことができれば、長期的な経済・財政・社会保障の持続可能性が確保される。

こうしたビジョンの下、骨太方針2024で定めた「経済・財政新生計画」に基づき、経済あつての財政との考え方の下、潜在成長率の引上げに重点を置いた政策運営を行うとともに、歳出・歳入両面の改革を継続する。人口減少下にある我が国においては、限られたリソースからより一層高い政策効果を生み出すことが必要となる。全世代型社会保障の構築、少子化対策及びこども・若者政策の推進、公教育の再生・研究活動の活性化、戦略的な社会資本整備の推進、地方行財政基盤の強化など、経済・財政一体改革の取組を進める。

国際秩序が根幹から揺らぎかねない不確実な時代にあつて、我が国が世界の中で重要な地位を担い続けるためには、財政が国民経済の中長期的な発展を支える役割を十分に果たすことで成長を実現し、賃金や所得が拡大する中で成長と分配の好循環が実現し生活が豊かになる、活力ある経済社会を築いていく。

(略)

第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現

1. 物価上昇を上回る賃上げの普及・定着 ～賃上げ支援の政策総動員～

(1) 中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画の実行

2029年度までの5年間で、日本経済全体で年1%程度の実質賃金上昇、すなわち、持続的・安定的な物価上昇の下、物価上昇を1%程度上回る賃金上昇をノルムとして定着させる。この実現に向け、中小企業・小規模事業者の賃上げを促進するため、価格転嫁・取引適正化、生産性向上、事業承継・M&Aによる経営基盤強化及び地域の人材育成と処遇改善に取り組む。

価格転嫁・取引適正化については、「官公需における価格転嫁のための施策パッケージ」に基づく取組として、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の導入拡大・活用、「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に基づく物価上昇に伴うスライド対応や期中改定、国・独立行政法人等及び地方公共団体において必要となる予算の確保等を進める。中小受託取引適正化法の執行体制を強化するとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知広報を徹底する。パートナーシップ構築宣言の拡大や実効性の向上を含め、サプライチェーン全体で取引適正化を進める。中小企業の知的財産への侵害に関する実態調査を行い、独占禁止法上の指針を策定するほか、知財経営支援ネットワークを通じたリテラシーの向上等に取り組む。

生産性向上については、飲食業、宿泊業、小売業等の12業種で策定した「省力化投資促進プラン」に基づく官民での取組の目標を達成するため、2029年度までの集中的な取組として、デジタル支援ツールを活用したサポート、全国的な伴走型支援、複数年にわたる生産性向上支援を通じて、2029年度までの5年間でおおむね60兆円の生産性向上投資を官民で実現する。地域の経営人材を確保するため、「週一副社長」の普及、マッチング支援の強化、副業・兼業の促進に取り組む。

事業承継・M&Aについては、「事業承継・M&Aに関する新たな施策パッケージ」に基づき、支援機関による売手側のニーズの掘り起こしの強化、事業承継・引継ぎ支援センターの体制強化等に取り組む。事業承継税制（特例措置）に関し、令和7年度与党税制改正大綱の記載に鑑み、事業承継に係る政策の在り方の検討を進めるとともに、後継者の経営能力の育成に取り組む。

地域の人材育成と処遇改善については、在職者を含め、大学、短期大学、高等専門学校及び専門学校においてアドバンスト・エッセンシャルワーカーの育成に取り組むほか、医療・介護・保育・福祉等の人材確保に向けて、保険料負担の抑制努力を継続しつつ、公定価格の引上げを始めとする処遇改善を進める。

この他、(2)に記載する取組を含め、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」に基づく取組を進める。

最低賃金については、適切な価格転嫁と生産性向上支援により、影響を受ける中小企業・小規模事業者の賃上げを後押しし、2020年代に全国平均1,500円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続することとし、官民で、最大限の取組を5年間で集中的に実施する。

政府として、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」に定める、①地方の中小・小規模事業者にとって重要な官公需における対策等を含めた価格転嫁・取引適正化の徹底、②業種別の「省力化投資促進プラン」とそれに基づくきめ細かな支援策の充実と支援体制の整備を通じた中小企業・小規模事業者の生産性向上、③中小・小規模事業の経営者の方々の事業承継・M&Aに関する不安や障壁を取り払い、先々の経営判断を計画的に行うことができる環境の整備、④地域で活躍する人材の育成と処遇改善等の施策パッケージを実行する。また、EU指令においては、賃金の中央値の60%や平均値の50%が最低賃金設定に当たっての参照指標として、加盟国に示されている。最低賃金の引上げについては、我が国と欧州では制度・雇用慣行の一部に異なる点があることにも留意しつつ、これらに比べて、我が国の最低賃金が低い水準となっていること及び上記の施策パッケージも踏まえ、法定3要素のデータに基づき、中央最低賃金審議会において議論いただく。

「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」には、中小企業・小規模事業者の生産性向上、官公需の価格転嫁等が定められている。国は、計画を踏まえ、都道府県・市町村が地域の状況に応じてきめ細かな賃上げ環境整備に取り組むことを、様々な政策手段を活用して後押しする。その中で、各都道府県の地方最低賃金審議会において中央最低賃金審議会の目安を超える最低賃金の引上げが行われた場合は、持続的な形で売上拡大や生産性向上を図るための特別な対応として、政府の補助金による重点的な支援を行うことや、交付金等を活用した都道府県の様々な取組を十分に後押しすることにより、生産性向上に取り組み、最低賃金の引上げに対応する中小企業・小規模事業者を大胆に後押しする。

地方最低賃金審議会において、これらの政府全体の取組や各都道府県の賃上げ環境も踏まえ、法定3要素のデータに基づき、実態を踏まえた審議決定となるよう、議論いただく。

地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。

(2) 三位一体の労働市場改革及び中堅・中小企業による賃上げの後押し

1990年代のバブル崩壊以降、経済全体が力強さを欠く中で、企業はコストカットを迫られ、既存の雇用を維持しつつ人件費を抑制し、また、非正規雇用労働を採用した結果、労働生産性の変化が的確に反映されず、賃金全体が伸び悩んだ。人手不足の深刻化が見込まれる中、成長型経済への移行を確実なものとするためには、労働者一人一人の雇用の質・労働生産性を向上させるとともに、労働市場の流動性を高め、我が国経済全体の生産性向上と持続

的な賃上げにつなげていくことが求められる。

（三位一体の労働市場改革）

生成AIが人間の業務を代替することによって、将来的に一部の事務職等の労働需要が減少する可能性があることも考慮して、技術トレンドを踏まえた幅広い労働者に対する効果的なリ・スキリング支援に取り組む。具体的には、AIを含むデジタルスキルに関する教育訓練給付金対象講座を拡大するとともに、全国の非正規雇用労働者等がオンラインで職業訓練を受講することを可能とする。中高年齢層のセカンドキャリアに向けたリ・スキリングを含め、キャリアプランニングを支援する。産学協働によるリ・スキリングプログラムについて、毎年約3,000人が修得できるよう、提供拠点・プログラムを拡充する。2028年技能五輪国際大会の日本開催の決定を契機として、現場人材のスキル向上と処遇改善のための環境を整備するとともに、スキルアップを目指す国民運動を展開する。「ジョブ型人事指針」を周知するとともに、「人的資本可視化指針」の見直し、有価証券報告書の人的資本に関する情報開示の充実を進める。労働移動の円滑化について、官民の公開求人情報の収集・分析や検定のスキル評価を充実させ、職業情報提供サイト（job tag）の機能を強化する。ハローワークの体制強化やAIの活用を進め、在職者を含めたキャリアサポートを強化する。

生産性の高い成長産業・企業への労働移動の円滑化及び多様で柔軟な働き方の推進を通じた労働参加率の向上による就業構造改革を経済・産業構造改革と一体で進める。

（多様で柔軟な働き方の推進）

短時間正社員を始めとする多様な正社員制度、勤務間インターバル制度の導入促進、選択的週休3日制の普及、仕事と育児・介護の両立支援、全ての就労困難者22に届く就労支援に取り組む。

いわゆる「年収130万円の壁」を意識せず働くことができるよう、2025年度中に、労働時間の延長や賃上げを通じて労働者の収入を増加させる事業主を支援する措置を実施する。

働き方改革関連法施行後5年の総点検を行い、働き方の実態及びニーズを踏まえた労働基準法制の見直しについて、検討を行う。

国家公務員について、優秀な人材の獲得及び定着のため、民間の人材獲得に向けた取組を踏まえ、働く時間や場所の柔軟化、人材マネジメントの強化、採用プロセスの弾力化、処遇の改善を進める。

（個別業種における賃上げに向けた取組）

建設業や自動車運送業の賃上げに向け、労務費の基準の設定及び実効性確保、建設キャリアアップシステムの利用拡大、賃上げに対応した運賃設定や荷主への是正指導の強化等を通じ、処遇改善や取引適正化を推進する。警備業やビルメンテナンス業の賃上げに向け、官公需におけるリスクや重要度に応じた割増加算を含め、適切な単価設定や分離発注の徹底により、労務費の価格転嫁を進める。

医療・介護・障害福祉の処遇改善について、過去の報酬改定等における取組の効果を把握・検証し、2025年末までに結論が得られるよう検討する。

（中堅・中小企業による賃上げの後押し）

事業者の定期的な情報提供を促す仕組みを検討するとともに、地域金融機関・信用保証協会のIT化を進め、予兆管理を強化する。政府系金融機関、中小企業基盤整備機構又は中小企業活性化協議会の支援を通じ、再生支援が必要な企業のロールアップを促進する。事業者

選択型経営者保証非提供制度の活用状況をフォローアップし、経営者保証に依存しない融資慣行の確立を目指す。「再生・再チャレンジ支援円滑化パッケージ」に基づく取組を進める。

地域経済への波及効果が大きい重点支援企業を選定し、地域ごとの支援体制を整備する。中堅企業の研究開発や大規模設備投資を支援するとともに、ファンド等からの出資を通じ、資金調達環境を整備する。海外展開を担える高度人材の受入れ、家族経営形態のガバナンスの強化を促進する。100億円超えの売上げを目指すことを宣言する企業の設備投資支援等を行うとともに、中小・小規模事業者の新事業進出・事業構造転換、研究開発及び新製品・サービス開発を支援する。

地域の社会課題解決の担い手となるローカル・ゼブラ企業の育成に向け、社会的インパクト評価を資金調達につなげる環境整備を進める。地域の生活を支えるサービスの供給を維持・発展させる「地域協同プラットフォーム」を支援する。

中小企業・小規模事業者の人材管理を含めた経営に対する支援の体制・機能を強化する。企業の情報・支援ニーズを集約した、中小企業と支援機関とのマッチングに係る基盤（セカマチ）の機能を拡充する。「小規模企業振興基本計画」を踏まえ、経営力向上のための商工会・商工会議所による支援を行う。独立行政法人工業所有権情報・研修館の機能の地方展開に取り組む。

(略)

第4章 当面の経済財政運営と令和8年度予算編成に向けた考え方

1. 当面の経済財政運営について

我が国経済は、緩やかに回復している一方で、米国の関税措置等の影響、物価上昇の継続が個人消費に及ぼす影響に伴う下振れリスクには、注意する必要がある。

米国の関税措置への対応や当面の物価高への対応を始め、経済財政運営に万全を期す。引き続き、経済・物価動向に応じた機動的な政策対応を行っていく。

「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を確実なものとするよう、物価上昇を上回る賃上げを起点として、国民の所得と経済全体の生産性を向上させる。地域の中堅・中小企業の最低賃金を含む賃上げの環境整備として、適切な価格転嫁や生産性向上、経営基盤を強化する事業承継・M&Aを後押しするなど、施策を総動員する。

このため、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」及び令和6年度補正予算並びに令和7年度予算及び関連する施策を迅速かつ着実に執行する。

日本銀行には、経済・物価・金融情勢に応じて適切な金融政策運営を行うことにより、賃金と物価の好循環を確認しつつ、2%の物価安定目標を持続的・安定的に実現することを期待する。

(略)

最低賃金に関する要望

2025年4月17日
日本商工会議所
東京商工会議所
全国商工会連合会
全国中小企業団体中央会

実質賃金の上昇を実現し、日本経済を再び安定的な成長軌道に乗せるためには、雇用の約7割（三大都市圏を除くと約9割）を支える中小企業・小規模事業者の自発的・持続的な賃上げが不可欠である。深刻な人手不足と物価高騰を背景に、中小企業・小規模事業者も懸命に賃上げに取り組んでいるが、業績改善を伴わない「防衛的な賃上げ」の割合は依然として高く、「賃上げ疲れ」との声も聞かれる。加えて、今般の米国の関税措置による受注減など、中小企業・小規模事業者の経営への影響も懸念される。

こうした中、最低賃金は2年連続で大幅な引上げとなり、中小企業・小規模事業者の経営に厳しい影響を与えている。また、政府が新たに掲げる「2020年代中に全国加重平均1,500円」との目標についても、対応は極めて困難であり、設備投資や他の従業員の賃金抑制、さらには収益悪化による廃業・休業も検討せざるを得ない等の厳しい声が寄せられている。

法定三要素（生計費、賃金、企業の支払い能力）のうち生計費（物価）と賃金の上昇が続く中、ある程度の引上げは必要と考えるが、企業の経営実態を踏まえない引上げは、地方の産業・生活インフラを支える中小企業・小規模事業者の事業継続を脅かし、地域経済に深刻な影響を与え、地方創生の実現に支障を生じかねない。

こうした認識のもと、2025年度の中央・地方における最低賃金審議にあたり、政府に対して下記の内容を要望する。

記

1. 最低賃金に関する政府方針を示す場合には、中小企業・小規模事業者を含む労使双方参加の場での議論を

政府が、経済財政運営の大きな方針を示す中で、目指すべき最低賃金の水準等に言及することは否定しない。しかしながら、最低賃金制度は、労働者の生活を保障するセーフティネットとして、赤字企業も含め強制力を持って適用されるものであり、これを賃上げ実現の政策的手段として用いることは適切でない。また、政府方針の検討に当たっては、中小企業・小規模事業者を含む労使双方の代表が参加する場で、経済情勢や企業の経営状況を十分に踏まえて議論すべきである。

2. 法定三要素に関するデータに基づく明確な根拠のもと、納得感のある審議決定を

中央最低賃金審議会では、2022年度の審議以降、公労使が三要素に関するデータを元に審議を重ね、各種統計を参照する形で目安額決定の根拠が明確に示されるなど、プロセスの適正化が一定程度図られてきた。こうした取組みが継続され、中央はもとより、地方においてもデータによる明確な根拠に基づく納得感のある審議決定が行われることを強く求める。

地方最低賃金審議会（以下、地賃）においては、中央が示す目安額や隣県との額差を過度に意識し、地域の経済実態を踏まえた議論がなされていないとの声も多く聞かれる。実態を踏まえない最低賃金の引上げは設備投資や全体の賃上げ抑制、雇用の喪失等につながり、却って地域経済の低迷を招く可能性も懸念される。

政府においては、各都道府県の労働局を通じ、地賃におけるデータに基づく納得感のある審議決定を徹底するとともに、参照すべき地域別の統計データの例示・提供などにより支援されたい。

3. 中小企業・小規模事業者が自発的・持続的に賃上げできる環境整備の推進を

中小企業・小規模事業者は、労働分配率が7～8割と高いことに加え、エネルギーコストや人件費などコスト増加分の価格転嫁が十分には進まず、賃上げ原資は乏しい。自発的かつ持続的な賃上げには、生産性向上などの自己変革による付加価値の増大に加え、労務費を含む価格転嫁の推進により、賃上げ原資を確保していく必要がある。

政府は、最低賃金引上げに対する主な支援策である「業務改善助成金」や「賃上げ促進税制」のほか、小規模事業者経営改善資金（マル経融資）の「賃上げ貸付利率特例制度」をはじめ、補助金・助成金などあらゆる政策を総動員して、生産性向上を伴う賃上げの取組みを後押しする支援策の拡充を図られたい。とりわけ、人手不足が顕著に厳しい産業分野への重点的な支援を措置されたい。

また、「パートナーシップ構築宣言」の拡大とともに、内閣官房と公正取引委員会が連名で公表した「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の徹底、中小企業組合による団体協約・組合協約を活用した取引条件の改善など、価格転嫁の実効性向上に向けた取組みにより、中小企業・小規模事業者が自発的・持続的に賃上げできる環境を整備されたい。併せて、「良いモノやサービスには適正な値が付く」という考え方を、消費者を含め社会で広く共有すべく、周知・啓発に取り組まれたい。

4. 中小企業・小規模事業者の人手不足につながる「年収の壁」問題の解消を

近年の最低賃金の大幅な引上げにより、非正規・パートタイム労働者が、いわゆる「年収の壁」を意識した就労調整を行うケースが増え、中小企業・小規模事業者の人手不足に拍車をかける結果となっている。現在進められている被用者保険制度の見直しにおいては、企業規模要件や5人以上規模の個人事業所の適用拡大が検討されているが、社会保障の全体的な改革を通じ解消を

図るとともに、「年収の壁」問題の根底にある第3号被保険者制度の将来的な廃止について、早急に国民の合意を得る努力が必要である。

併せて、年収の壁を意識しない働き方への支援施策について強化・拡充を図られたい。

5. 改定後の最低賃金に対応するための十分な準備期間の確保を

例年、地域別最低賃金は、各都道府県の地賃での改定決定後、ほとんどの都道府県で10月1日前後に発効するプロセスとなっている。最低賃金引上げの影響を受ける労働者が増える中、各企業は2か月程度で対応せざるを得ず、多くの中小企業から負担の声が聞かれている。また、年度途中での賃上げに伴う価格転嫁も容易ではなく、原資の確保に向けても各企業の十分な準備期間を確保することが必要である。こうした状況を踏まえ、改定後の最低賃金については、指定日発効等により全国的に年初めまたは年度初めの発効とすべきである。

6. 産業別に定める特定最低賃金制度の適切な運用を

特定の産業について、地域別最低賃金を上回る金額を設定する特定最低賃金については、都道府県ごとに適用されるものが現在223件ある。これらの改定および新設は、関係労使の申出に基づき最低賃金審議会の調査審議を経て決定されるが、2024年度においては、地域別最低賃金額を下回るにも関わらず改定されなかったものが89件あり、うち75件は3年以上にわたり見直しが見直しがなされていない。形骸化した特定最低賃金については速やかに見直しを図るべきである。

他方で例えば、各地域において成長が期待される産業分野について、賃金水準や企業の支払い能力の実態を反映した特定最低賃金額を定めることにより産業集積地の魅力向上を図りつつ、地域全体の最低賃金額については急激な引上げを抑えるなど、改めて、現下の地域経済や雇用の実情を踏まえた特定最低賃金の運用を検討することも一つの方策と考える。こうした考え方も参考に、特定最低賃金の運用やあり方について、各地域の労使のイニシアティブに基づく議論を促すべきである。

以上

2025年6月3日

厚生労働大臣
福岡 資麿 様

日本労働組合総連合会
会 長 芳野 友子

2025年度最低賃金行政等に関する要請書

2025年度の春季生活闘争では、2年連続で5%台の賃上げが実現しました。しかし、米をはじめとした食料品や生活必需品などの物価高により、最低賃金近傍で働く仲間の暮らしは一層厳しさを増しています。最低賃金の引き上げを通じ、この賃上げの流れを労働組合のない企業で働く人も含め社会の隅々まで波及させなければなりません。

日本の最低賃金は諸外国と比較して依然として低位にあります。政労使会議の議論なども踏まえ、大幅に引き上げる必要があります。あわせて、地域間の金額差も依然大きく、212円という金額差が地方部から都市部への労働力の流出、地方経済の回復や中小・零細企業の事業継続・発展の厳しさを助長していると考えられます。

現在検討されている「中小企業・小規模事業者の賃金向上5か年計画」の施策パッケージなどを踏まえ、最低賃金の大幅な引き上げに対応できる環境整備も不可欠です。

以上の認識のもと、下記の事項に取り組みられるよう要請いたします。

記

1. 地域別最低賃金について

(1) 労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準に向けた目安額の決定

- 地域別最低賃金は、憲法第25条、労働基準法第1条、最低賃金法第1条を踏まえ、経済的自立を可能にし、人たるに値する生活を営む賃金水準とする必要がある。今年の改定では全都道府県で確実に1,000円をクリアし、国際的な最低賃金の流れとして相対的な貧困水準（一般労働者の賃金中央値の60%など）が重視されていることも念頭におきつつ、中期的に大幅な水準引き上げをめざすこと。
- この間の中央・地方の審議において地域間額差が大きな論点になっていることを踏まえ、地域間額差の縮小をはかること。
- 全国的整合性のある地域別最低賃金の決定や地方審議会における円滑な審議を促すという目安制度の重要な役割を最大限発揮するため、公労使で議論を尽くした、説得力のある目安を示すことのできるよう審議会運営をはかること。
- 地方最低賃金審議会におけるデータに基づく議論のため、都道府県別のデータを充実させること。

(2) 早期発効に向けて

- 最低賃金引き上げの早期発効は全労働者の利益である。そのため、中央最低賃金審議会への諮問、目安に関する小委員会の開催、および答申の日程設定は、10月1日を軸により早期の発効に最大限配慮すること。同時に、各地方労働局に対しても、中央最低賃金審議会の審議や答申の丁寧な周知とともに、早期発効の趣旨を踏まえた審議会運営がはかられるよう、指導を徹底すること。

2. 最低賃金の引き上げに向けた環境整備

(1) 労務費の上昇分の適切な価格転嫁に向けた対応

- 中小・零細企業においても最低賃金の引き上げが確実に行われるよう、労務費の上昇分が適切に取引価格に転嫁できる環境整備と中小企業・小規模事業者支援策の周知徹底について、関係省庁と連携をはかること。また、現在検討されている「中小企業・小規模事業者の賃金向上5か年計画」の施策パッケージについて、関係省庁や地方自治体などと連携しながら早急に実施すること。

(2) 業務改善助成金の安定確保と活用促進

- 業務改善助成金については、通常の事業の支払い能力を担保・向上させる観点で、安定的かつ十分な予算確保をはかること。また、申請手続きの簡素化や周知徹底をはかるなどして、より中小・零細事業者が活用しやすい環境を整備すること。

3. 特定（産業別）最低賃金について

(1) 特定（産業別）最低賃金の意義・目的を踏まえた審議会運営

- 特定（産業別）最低賃金は、企業の枠を越えた産業別労働条件決定システムとして、労使交渉を補完・代替する機能を有し、基幹的労働者の最低賃金を形成することにより、事業の公正競争の確保に寄与している。この意義・目的を地方労働局や地方審議会委員へ周知徹底すること。
- その上で、地方審議会において、公労使がその意義・目的を十分認識し、必要性審議も含め、当該産業労使がイニシアティブを発揮できる運営がなされるよう指導を徹底すること。
- また、審議においてはデータに基づく議論を重視する観点で、労使双方から主張の根拠となる資料の提出を求めるなど、建設的な議論が行われる環境を整備するよう指導を徹底すること。
- 地域別最低賃金の審議が遷延した際でも、特定（産業別）最低賃金にかかる審議が十分なスケジュールを確保し円滑に運営されるよう、日程調整等は地域別最低賃金審議の進捗に依らず前もって行うこと。
- 特定（職業別）最低賃金について、労使のイニシアティブを担保しながら具体的な論点整理を開始すること。

(2) 適用労働者数の適切な把握

- 特定（産業別）最低賃金の適用労働者数を適切に把握するよう各地方労働局に対し、指導を徹底すること。

4. 最低賃金の履行確保

(1) 監督行政の強化等

- 最低賃金の履行確保のための監督にあたる要員の増強等監督体制の抜本的強化をはかるとともに、違反事業所の積極的な摘発や罰則適用の強化など、最低賃金制度の実効性を高めること。
- 最低賃金制度の遵守に向け、最低賃金額はもとより制度の意義等も含めた周知徹底をはかること。その際は、都道府県内の事業者や労働者への効果的・効率的な周知の観点から、地方公共団体や労働組合を含む各種団体との連携をはかること。
- 最低賃金法が適用される労働者か否かを判断する際には、契約の名称ではなく、働き方の実態について徹底した調査の上、適切に判断すること。

(2) 最低賃金の改定額を踏まえた公契約の見直し

- 最低賃金の改定額を踏まえ、発注済みの公契約の金額を見直すよう、中央府省庁

および地方自治体に対して指導を強化すること。

5. 家内労働および最低工賃について

- 家内労働法第13条を踏まえ、最低賃金との均衡を考慮した最低工賃の決定に向け、地方審議会での当該産業労使による十分な協議が行われるよう、地方労働局への指導を徹底すること。
- 最低工賃新設・改正計画について、最低賃金の引上げ等の情勢に対し、より柔軟に対応するため、諮問サイクルのさらなる早期化を促すこと。

以 上

2024秋の500社企業訪問 実施結果について

令和6年10月1日から12月13日にかけて、商工観光労働部職員による企業訪問調査を実施した結果をまとめたもの。

訪問企業数 533社		
製造業176社 (内訳)	非製造業298社 (内訳)	その他(各種団体)59件 (内訳)
食品加工 32	宿泊 56	金融機関 26
輸送機械(自動車) 23	对个人サービス 43	労働組合 13
電気機械 18	卸・小売 42	商店街 11
一般機械 14	対事業所サービス 33	各種団体・大学 9
金属加工製品 12	土木・建設 32	
化学・石油 11	通信・情報 27	
輸送機械(造船) 6	飲食 20	
木材・木製品 5	運輸 16	
鋼鉄・非鉄金属 5	電気・ガス 11	
繊維 4	リサイクル 6	
紙・パルプ 4	その他 12	
窯業・土石 3		
医療医薬品 1		
その他 38		

令和7年1月
商工観光労働部

1 賃上げの実施状況、賃上げに必要なこと

- ・賃上げを「実施済」と回答した割合は73.7%であり、半数以上の企業で賃上げが実施されている状況。
- ・「実施済」に加え、「今後実施予定」まで合わせると、割合は78.7%(24春:77.0%)となる。
- ・賃上げに必要なことでは、「価格転嫁」53.4%、「コスト削減・業務効率化」37.3%の順となる。



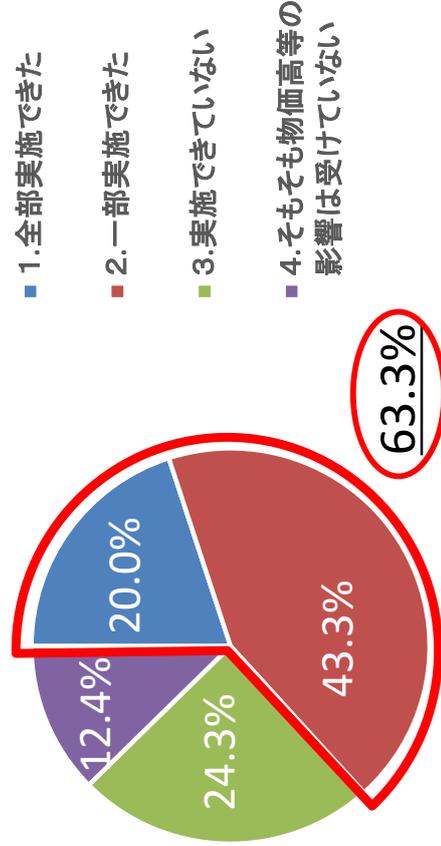
(企業の声)

- ・従業員ごとに目標を設定し、貢献度に応じた賃上げ(業績評価)を実施。(対事業所サービス)
- ・コスト削減・業務効率化に関する提案制度を取り入れ、半期ごとに社内表彰を実施。(食品加工)
- ・給与形態を年功序列から成果報酬制にし、20~30代の若手社員の処遇改善を図っている。(宿泊)
- ・働きやすい環境づくり(土日休み・残業なし等)に力を入れているが、その反面、全体としての生産力が落ちるため、利益が上がらず賃上げできない余裕がない。(土木・建設)

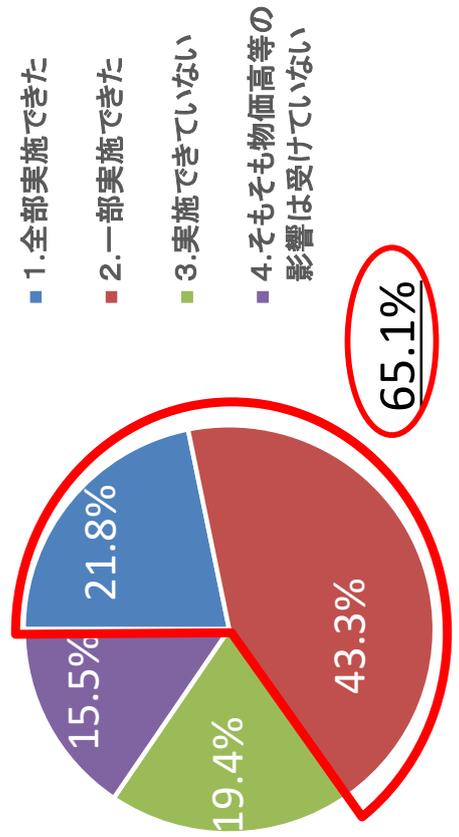
2 物価高・賃上げに伴う価格転嫁実施状況

- ・価格転嫁を「全部実施できた」が20.0%、「一部実施できた」が43.3%であり、全体で63.3%の企業で価格転嫁が実施されている状況。
- ・「実施できていない」と回答した企業の割合について、BtoCが主な業種(卸・小売、飲食、宿泊等)は3割強、BtoBが主な業種は2割弱となっており、BtoCが主な業種の方が価格転嫁が進んでいない状況となっている。

価格転嫁実施状況(24秋)



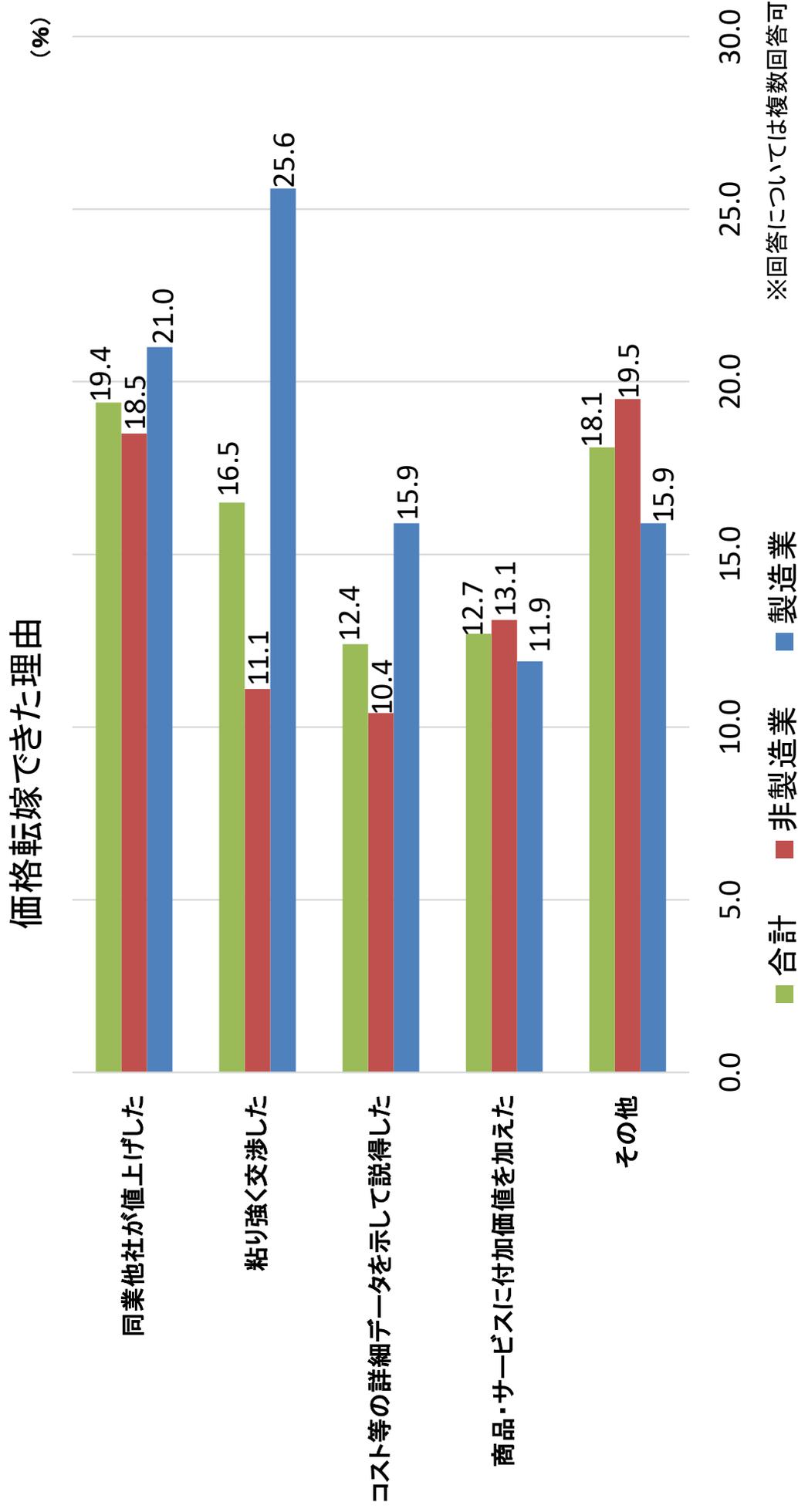
価格転嫁実施状況(24春)



主な業種別の内訳

	1. 全部実施できた	2. 一部実施できた	3. 実施できていない	4. そもそも物価高等の影響は受けていない
食品加工	34.4	37.5	21.9	6.2
電気機械	11.1	66.7	5.5	16.7
輸送機械	13.0	73.9	8.7	4.4
卸・小売	21.4	35.7	35.7	7.2
土木・建設	31.3	31.3	18.7	18.7
運輸	18.8	62.5	12.5	6.2
通信・情報	18.6	22.2	29.6	29.6
飲食	15.0	45.0	40.0	0.0
宿泊	28.6	39.3	26.8	5.3

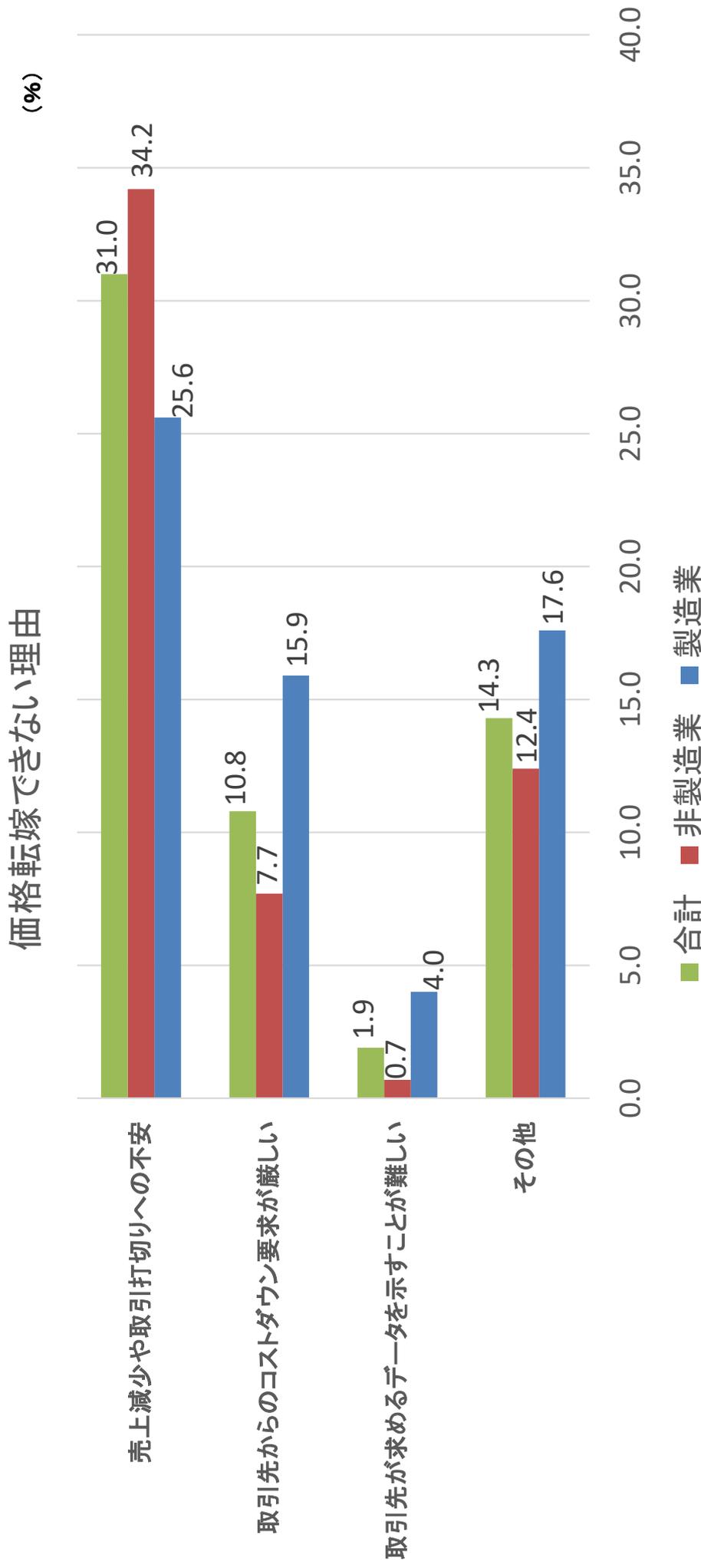
①価格転嫁できた理由



(企業の声)

- ・世の中が値上げの雰囲気になっており、周りの飲食店も値上げをしている。(飲食)
- ・賃上げや最低賃金の引上げ等がある中、詳細な経費データを示して交渉した。(電気機械)
- ・データやマーケットのニーズ等を示しながら粘り強く交渉した。(輸送機械(自動車))
- ・公共事業では、物価高騰を考慮した入札価格となっている。(土木・建設)

②価格転嫁できない理由



※回答については複数回答可

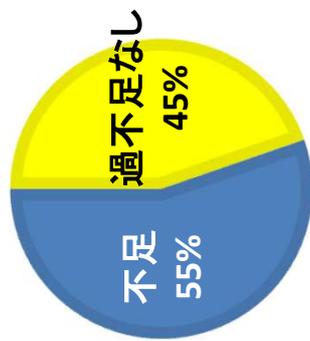
(企業の声)

- ・エンドユーザー向けのネット販売がメインのため、値上げには慎重な対応が必要。(卸・小売)
- ・価格を上げすぎると顧客が離れる懸念がある。(飲食)
- ・規模の小さい会社であるため、安定した取引数の確保のためにも、原材料高騰分をすべて価格に反映させることは難しい。(金属加工製品)
- ・通信インフラ等は価格転嫁の根拠の説明が難しい。(通信・情報)

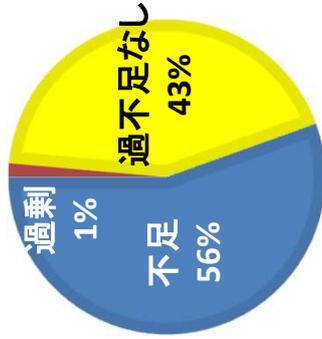
3-1 人材確保状況

- ・55%の企業が「人材不足」と回答し、「過不足なし」は45%であり、前回(24春)とほぼ同数値となった。
- ・「人材不足」と回答した割合が多い業種をみると、「土木・建設」「金属加工製品」「運輸」等で7割を超えており、業界全体で深刻な人手不足の状態となっている。
- ・「人手不足」と回答した企業を従業員の規模別にみると、「50人以下」は48.6%、「51～100人」は65.2%、「101～200人」は71.1%、「201～300人」は90%と、従業員が多いほど人手不足の傾向にある。（「301人以上」は66.7%）

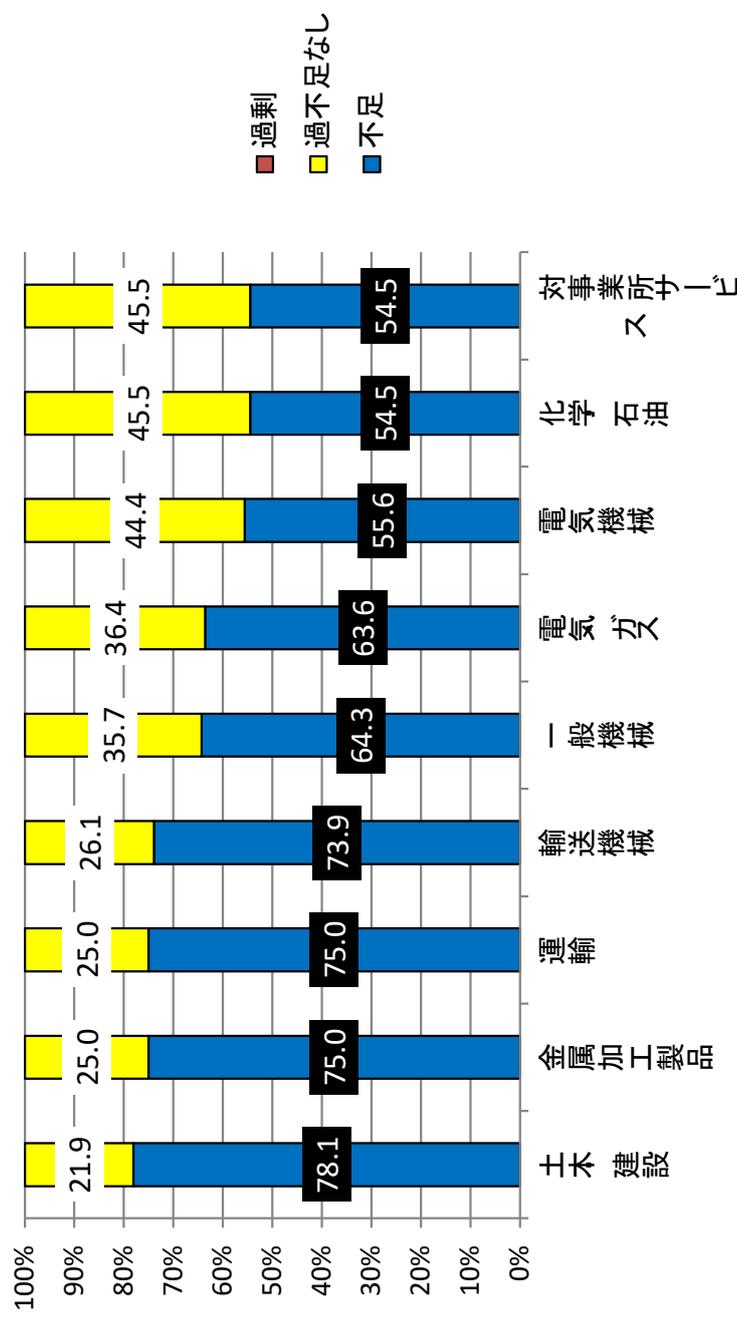
人材確保状況（24秋）



人材確保状況（24春）



主な業種別の内訳



（企業の声）

- ・新卒（工業高校生）が1年に1人取れるかどうか。少ない学生を建設業者間で奪い合うので厳しい。（土木・建設）
- ・30～40代が少ないので中途採用を行うが、なかなか定着しない。（金属加工製品）
- ・高校生の採用のため高校にも足を運ぶが、なかなかうまく進まない。（運輸）
- ・人が集まらず、外国人に頼らざるを得ない。（輸送機械（自動車））

3-2 外国人採用で工夫していること

- ・72%の企業が外国人採用で特段工夫していることとはないと回答し、「工夫している」は18%、「検討中」は10%であり、「工夫なし」と回答した企業には、そもそも外国人採用を考えていない企業が多く見受けられた。
- ・しかし、人材不足の企業が半数以上ある中、今後、外国人採用が必要となる企業が増えてくるものと思われるため、外国人採用に関する情報提供や支援について、引き続き実施していく必要がある。

(採用面の工夫)

- ・外国人留学生をインターンとして受入(電気機械)
- ・外国人インターン受入れ補助や自社SNSの活用(対個人サービス)
- ・インターンシップを実施してうまくマッチングすれば正社員として雇用(卸・小売)
- ・海外の工業系大学へ採用活動実施(輸送機械)
- ・福岡市にある専門学校へ求人票を直接持参(宿泊)
- ・県、市町村などが実施する留学生とのマッチング事業を利用(宿泊)

(処遇面の工夫)

- ・紹介制度を導入し、友達等を紹介したスタッフに対しインセンティブ付与(宿泊)
- ・担当者を決めて日本語の資格を取るための学習時間を確保(輸送機械)
- ・不満がでないよう、業務内容や経験年数で日本人と同額の給与を支給(輸送機械)
- ・休日に外国人の社員を車で遊びに連れて行く等サポート(輸送機械)
- ・給与に加えて米を支給(輸送機械)
- ・地域の祭りに参加し交流を図る(輸送機械)
- ・賃金を少し高く設定し、住環境整備、家賃・光熱費補助を実施(土木・建設)
- ・無償で住居を提供(土木・建設)
- ・敷地内の施設と敷地外の借り上げアパートを寮として提供(宿泊)
- ・自宅から職場までを送迎(輸送機械)
- ・雨の日は自宅から職場まで送迎、土日休み、残業なし(土木・建設)
- ・母国の親族が災害等で被災した際に見舞金を支給、現地まで赴き、家庭訪問を行い面談を実施(電気機械)

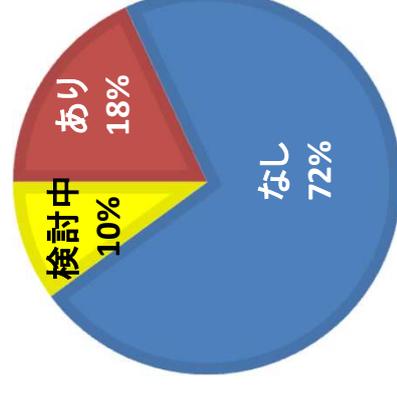
主な業種別の内訳

(%)

	あり	なし	検討中
食品加工	12.5	75.0	12.5
電気機械	16.7	83.3	0.0
輸送機械	39.1	52.2	8.7
卸・小売	16.7	76.2	7.1
土木・建設	28.1	65.6	6.3
運輸	5.9	76.5	17.6
通信・情報	0.0	88.9	11.1
飲食	5.0	85.0	10.0
宿泊	37.5	55.4	7.1

外国人採用での工夫

(24秋)



4-1 DXの取組内容

- ・「文書の電子化・ペーパーレス化」「営業活動・会議のオンライン化・テレワークの実施」については、4割以上が取り組んでおり、「情報・通信」では9割弱となっている。
- ・「デジタル人材の採用・育成」に取り組んでいる企業は12.4%となっており、DXが進まない理由にも挙がっているため、引き続き、デジタル人材育成等の支援を行っていく必要がある。

回答割合(合計)



主な業種別の内訳

	文書の電子化・ペーパーレス化	営業活動・会議のオンライン化・テレワークの実施	電子決済・電子商取引の実施	クラウドサービスの活用	基幹システムの構築・導入	デジタルマーケティングの実施	データの戦略的活用	AI, IoT, RPA, ロボットなど先端技術の活用	デジタル人材の採用・育成	その他	未定・予定なし
食品加工	50.0	50.0	28.1	28.1	12.5	28.1	25.0	15.6	9.4	3.1	21.9
電気機械	61.1	44.4	22.2	44.4	16.7	11.1	5.6	22.2	5.6	0.0	16.7
輸送機械	65.2	47.8	4.3	17.4	21.7	0.0	13.0	4.3	0.0	8.7	8.7
卸・小売	59.5	28.6	52.4	28.6	23.8	21.4	16.7	9.5	7.1	9.5	11.9
土木・建設	65.6	53.1	21.9	40.6	28.1	3.1	9.4	31.3	9.4	0.0	9.4
運輸	62.5	62.5	37.5	43.8	31.3	18.8	37.5	43.8	25.0	6.3	6.3
通信・情報	88.9	88.9	51.9	74.1	44.4	29.6	37.0	55.6	48.1	7.4	0.0
飲食	30.0	10.0	55.0	15.0	10.0	30.0	10.0	10.0	0.0	0.0	25.0
宿泊	28.6	5.4	41.1	3.6	19.6	3.6	3.6	8.9	0.0	14.3	32.1

※回答については複数回答可

(企業の声)

- ・技術指導の動画マニュアル等をクラウドに入れて社員で共有している。(輸送機械(自動車))
- ・郵送代の値上がり等から、紙での請求書のやり取りは極力減らしている。(電気機械)
- ・事業計画はAIを活用し作成。推論(未来予測)ではチャットGPTを活用している。考えをまとめることができ、大変有益だと感じる。(金属加工製品)
- ・商工会やよろず支援拠点の専門家を活用して、データ分析結果を商品開発等につなげている。(対個人サービス)

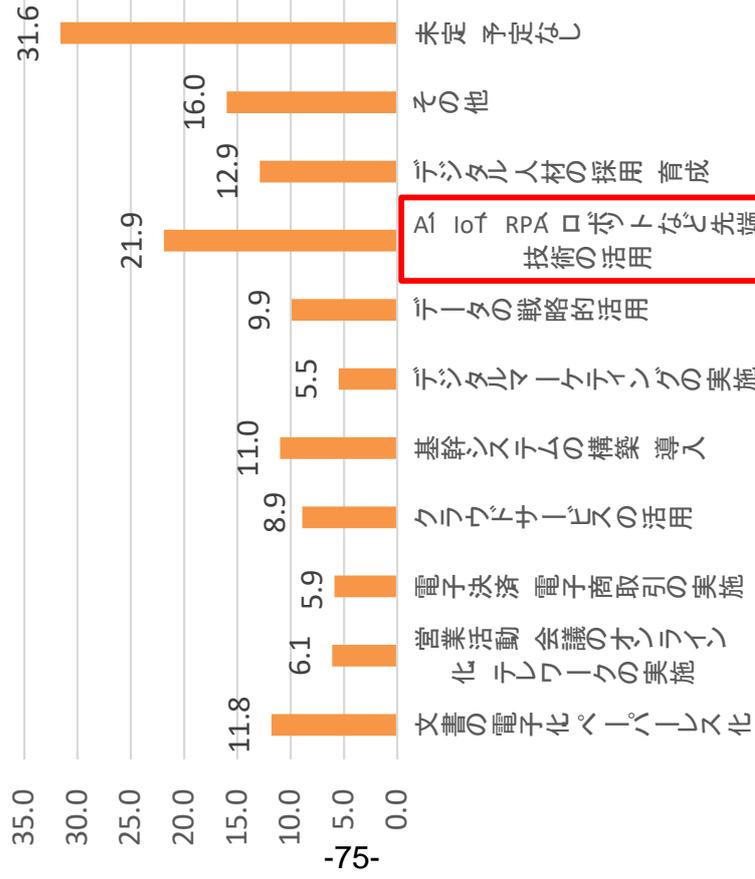
4-2 今後取り組みたいDXに関する内容

- ・「AI、IoT、RPA、ロボットなど先端技術の活用」に取り組みたいと回答する企業の割合が高くなっており、特に「食品加工」「運輸」が高い。
- ・「未定・予定なし」の回答では、「取り組めるものは既に取り組んでいる」「そもそも必要性を感じない」などの回答も見受けられた。

主な業種別の内訳

	文書の電子化・ペーパーレス化	営業活動・会議のオンライン化、テレワークの実施	電子決済・電子商取引の実施	クラウドサービスの活用	基幹システムの構築・導入	デジタルマーケティングの実施	データの戦略的活用	AI、IoT、RPA、ロボットなど先端技術の活用	デジタル人材の採用・育成	その他	未定・予定なし
食品加工	15.6	0.0	9.4	9.4	6.3	12.5	18.8	43.8	18.8	9.4	21.9
電気機械	5.6	0.0	0.0	5.6	16.7	0.0	16.7	33.3	27.8	16.7	22.2
輸送機械	17.4	4.3	17.4	4.3	8.7	4.3	8.7	8.7	13.0	17.4	39.1
卸・小売	11.9	9.5	7.1	9.5	14.3	2.4	11.9	21.4	7.1	11.9	38.1
土木・建設	18.8	6.3	3.1	18.8	15.6	3.1	9.4	34.4	21.9	18.8	18.8
運輸	6.3	0.0	0.0	0.0	6.3	6.3	0.0	37.5	18.8	25.0	25.0
通信・情報	11.1	7.4	3.7	7.4	3.7	7.4	14.8	18.5	22.2	0.0	51.9
飲食	5.0	0.0	10.0	0.0	10.0	5.0	10.0	5.0	5.0	10.0	55.0
宿泊	5.4	5.4	1.8	7.1	21.4	3.6	5.4	10.7	1.8	23.2	35.7

回答割合(合計)



※回答については複数回答可

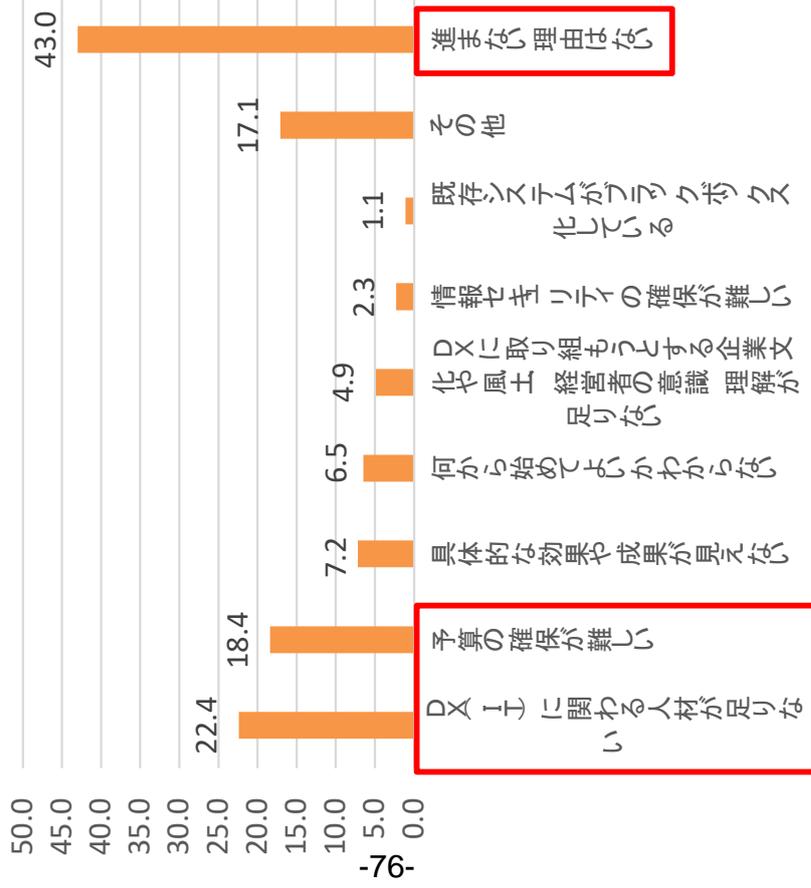
(企業の声)

- ・社内の基幹システムを管理できるレベルのデジタル人材を育成したい。(電気機械)
- ・現場からわざわざ事務所に帰らず、空き時間を利用してオンライン等で事務作業ができるようにしたい。(土木・建設)
- ・AIを利用し、売れ筋等の分析を行いたい。人間の分析だと、時間や手間がかかる。(卸・小売)
- ・倉庫内作業をロボットに任せてみたい。(運輸)
- ・データの戦略的活用で、技術継承を行っていききたい。(電気・ガス)

4-3 DXの取組が進まない理由

- ・少しずつでもDX化に取り組んでいる企業が多く、「進まない理由はない」との回答が4割を超えた。
- ・DXの取組が進まない理由としては、「DX(IT)に関わる人材が足りない」「予算の確保が難しい」との理由が多かった。

回答割合(合計)



主な業種別の内訳

	DX(IT)に関わる人材が足りない	予算の確保が難しい	具体的な効果や成果が見えない	何から始めてよいかわからない	DXに取り組もうとする企業文化や風土、経営者の意識、理解が足りない	情報セキュリティの確保が難しい	既存システムがクラウドボックス化している	その他	進まない理由はない
食品加工	15.6	21.9	9.4	15.6	15.6	0.0	3.1	0.0	46.9
電気機械	38.9	11.1	22.2	11.1	5.6	5.6	0.0	0.0	55.6
輸送機械	17.4	13.0	13.0	0.0	0.0	4.3	0.0	17.4	56.5
卸・小売	21.4	21.4	7.1	4.8	2.4	2.4	4.8	23.8	47.6
土木・建設	31.3	25.0	0.0	12.5	9.4	6.3	3.1	28.1	31.3
運輸	18.8	12.5	6.3	6.3	6.3	0.0	0.0	25.0	31.3
通信・情報	25.9	14.8	7.4	3.7	3.7	0.0	0.0	3.7	59.3
飲食	10.0	20.0	5.0	0.0	5.0	0.0	0.0	15.0	55.0
宿泊	10.7	17.9	8.9	8.9	0.0	1.8	0.0	32.1	28.6

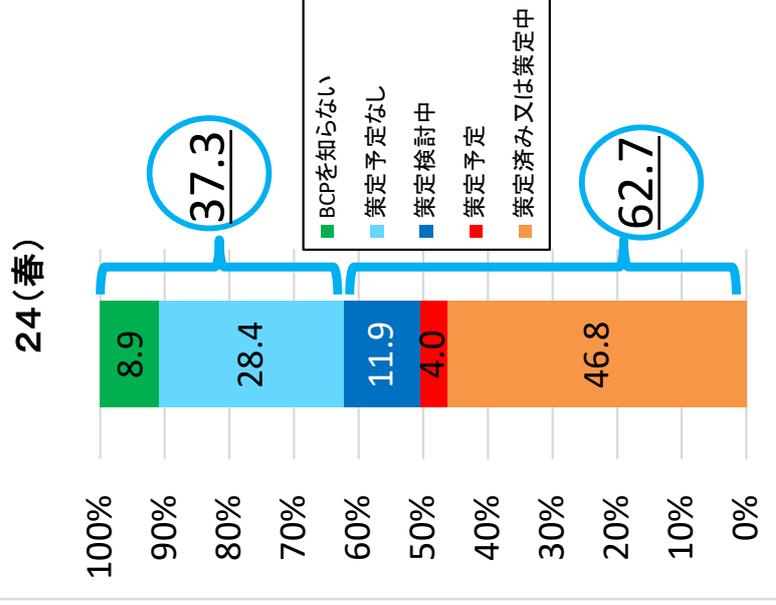
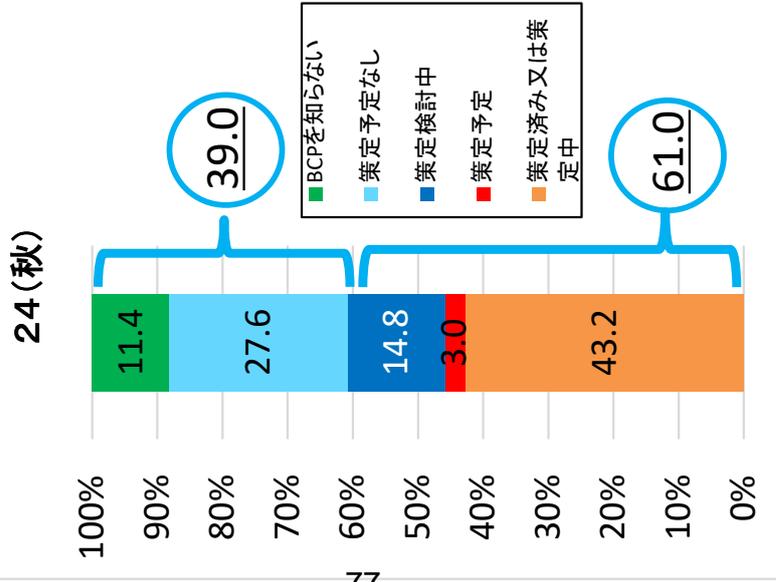
※回答については複数回答可

(企業の声)

- ・機械化は高額で、IT化に取り組む内容も少なく、人材もない。(木材・木製品)
- ・イニシャル・ランニングコストが相当かかる。コストパフォーマンスにあまり前向きにはなれない。(輸送機械(造船))
- ・これまで通りのやり方を優先する雰囲気がある。(卸・小売)
- ・上層部がDXに意欲的なので、進まない理由はない。(対事業所サービス)

5 BCP(事業継続計画)の策定状況

- ・61%の企業が「策定済み又は策定中」「策定予定」「策定検討中」であり、特に「電気機械」「輸送機械」「土木・建設」「運輸」等が多い。
- ・BCPについて「知らない・策定予定なし」の回答が4割程度あり、特に「食品加工」「卸・小売」「飲食」「飲食」等が多い。
- ・「必要性を感じない」等の意見も見られたため、引き続き、策定の重要性の周知が必要。



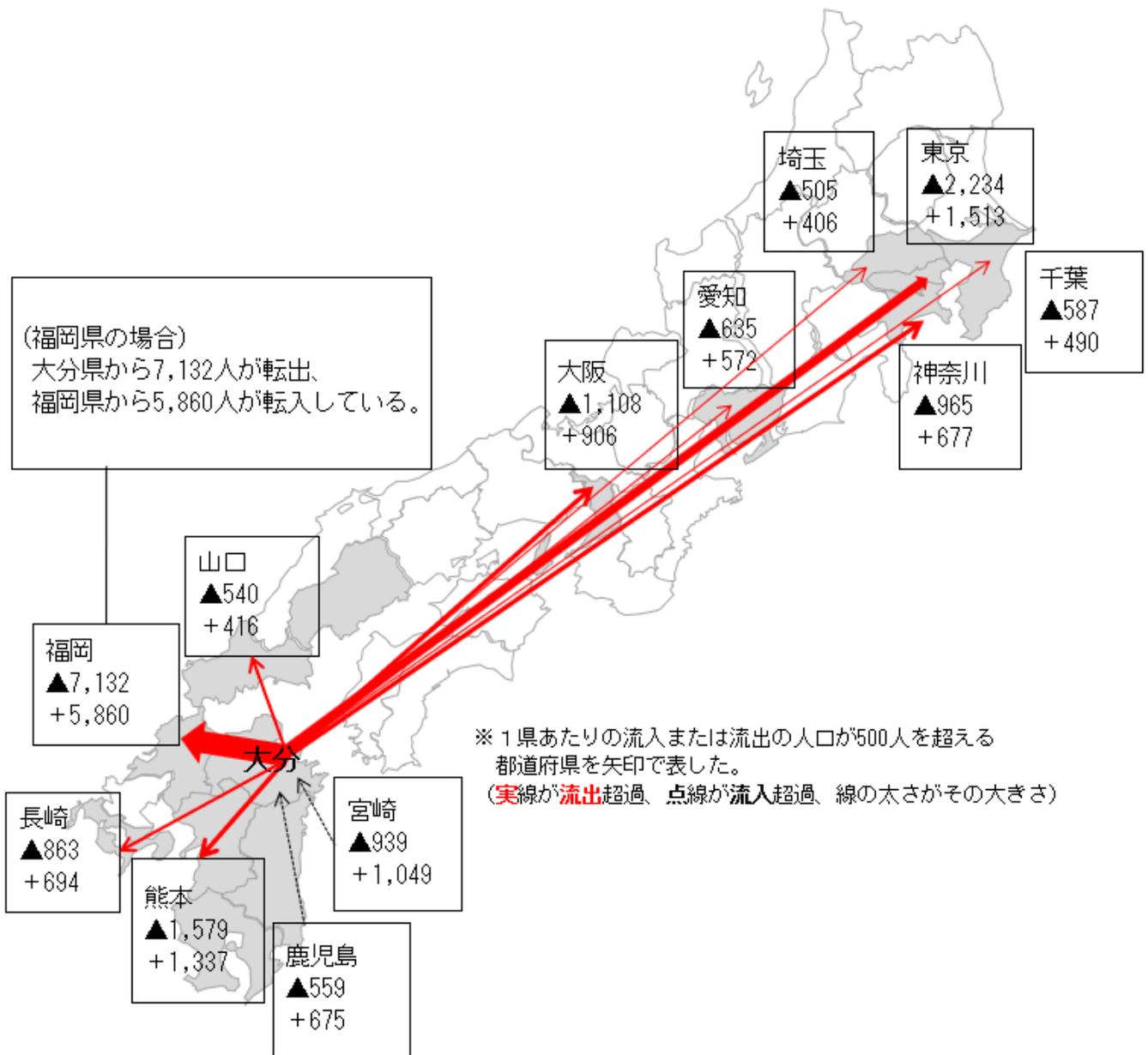
主な業種別の内訳

	策定済み 又は策定 中	策定予定	策定検討 中	策定予定 なし	BCPを知ら ない	計
食品加工	34.4	0.0	15.6	37.5	12.5	100.0
電気機械	77.7	0.0	5.6	16.7	0.0	100.0
輸送機械	78.3	0.0	13.0	8.7	0.0	100.0
卸・小売	23.8	0.0	19.0	40.5	16.7	100.0
土木・建設	59.3	6.3	18.7	9.4	6.3	100.0
運輸	56.2	12.5	12.5	12.5	6.3	100.0
通信・情報	40.8	3.7	22.2	33.3	0.0	100.0
飲食	10.0	0.0	0.0	50.0	40.0	100.0
宿泊	42.8	3.6	12.5	25.0	16.1	100.0

(企業の声)

- ・BCP策定済み。中小企業基盤整備機構からの専門家派遣により、事業継続力強化計画の認定を受けた。(電気機械)
- ・存在は知っている。場所的に水害の心配があるから策定を検討している。(輸送機械(自動車))
- ・必要とは思っているが、なかなか策定まで手が回っていないのが現状。(土木・建設)
- ・検討しているが、人手不足のため進んでいない。(宿泊)

大分県と他県との人口移動の状況（2024年）



資料：総務省「令和6年住民基本台帳人口移動報告」

足下の賃上げ動向と 持続的な賃金上昇に向けた地域企業の取組 (特別調査)

令和7年4月22日

財務省

No. 12

特別調査の概要等

1. 調査の概要

足下の賃上げ動向と持続的な賃金上昇に向けた地域企業の取組について把握するため、各財務局等が管内の企業等に調査（ヒアリング）を行ったもの。

- (1) 調査期間：2025年3月上旬～4月上旬
- (2) 調査対象：各財務局が管内経済情勢報告を取りまとめる際に従来から継続的にヒアリングを実施している企業等。全国計1,050社。
- (3) 調査方法：各財務局においてヒアリング調査を行い、回答を分類。
- (4) 調査内容：質問項目において、足下の賃上げ動向と持続的な賃金上昇に向けた地域企業の取組を調査。

2. 規模別回答企業数

企業規模	回答企業数
大企業（資本金10億円以上）	447社
中堅企業（資本金1億円以上10億円未満）	286社
中小企業（資本金1億円未満）	317社
合計	1,050社

3. 地域別回答企業数

担当財務局	都道府県	回答企業数
北海道財務局	北海道	92社
東北財務局	宮城県、青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県	112社
関東財務局	埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県	169社
北陸財務局	石川県、富山県、福井県	93社
東海財務局	愛知県、岐阜県、静岡県、三重県	68社
近畿財務局	大阪府、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県	113社
中国財務局	広島県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県	78社
四国財務局	香川県、徳島県、愛媛県、高知県	110社
九州財務局	熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	95社
福岡財務支局	福岡県、佐賀県、長崎県	84社
沖縄総合事務局	沖縄県	36社
合計		1,050社

4. 業種別回答企業数

業種	回答企業数	業種	回答企業数
製造業	467社	農業、林業	9社
食料品製造業	57社	漁業	0社
繊維工業	9社	鉱業、採石業、砂利採取業	0社
木材・木製品製造業	5社	建設業	62社
パルプ・紙・紙加工品製造業	15社	電気業	2社
印刷・同関連業	1社	ガス・熱供給・水道業	1社
化学工業	43社	情報通信業	9社
石油製品・石炭製品製造業	4社	陸運業	24社
窯業・土石製品製造業	14社	水運業	2社
鉄鋼業	31社	その他の運輸業	7社
非鉄金属製造業	10社	卸売業	21社
金属製品製造業	29社	小売業	275社
はん用機械器具製造業	16社	不動産業	23社
生産用機械器具製造業	61社	リース業	8社
業務用機械器具製造業	10社	その他の物品賃貸業	3社
電気機械器具製造業	37社	宿泊業	59社
情報通信機械器具製造業	44社	飲食サービス業	21社
自動車・同附属品製造業	42社	生活関連サービス業	16社
その他の輸送用機械器具製造業	20社	娯楽業	5社
その他の製造業	19社	広告業	3社
計	467社	純粋持株会社	4社
		その他の学術研究、専門・技術サービス業	2社
		医療、福祉業	0社
		教育、学習支援業	1社
		職業紹介・労働者派遣業	4社
		その他のサービス業	6社
		銀行業	15社
		貸金業等	0社
		金融商品取引業	1社
		その他の金融	0社
		生命保険業	0社
		損害保険業	0社
		その他の保険業	0社
		計	583社

※ 結果数値（%）は小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合がある。

※ 本調査では、「不明・無回答」を除いて各項目の割合等を集計している。

※ この調査における「大都市圏」とは、東京都内と政令指定都市（札幌市、仙台市、横浜市、川崎市、名古屋市、新潟市、名古屋市、静岡市、大阪市、神戸市、京都市、堺市、広島市、岡山市、福岡市、北九州市、熊本市）を指す。

今回調査の主なポイント

- 2024年度を上回る賃上げを見込む企業は、大企業や中堅企業で約4割、中小企業で約3割にのぼる。
- 2025年度の賃金改定率の決定に影響を与えた要素としては、ベアには「新卒獲得競争の高まり、人手不足感の高まり」、「物価上昇の高まり」が、賞与等には「自社の業績、生産性」が影響を及ぼしている。
- 年齢層別*では「新卒採用」と「若年層」、雇用形態別では「正規雇用」、スキル別では「特定の職種・スキルを持つ人材」の人手不足感が高く、重点的に賃上げされている。
- 「価格転嫁への理解の進展」はこれまでの価格転嫁を可能としたが、今後価格転嫁を進める上では、「新製品・サービスの提供やブランド力の強化を通じた競争力及び価格決定力の向上」の重要度が高まる。
- 持続的な賃上げのためには、「価格転嫁の進展」よりも「売上増加（価格転嫁を除く）」、「製品・サービスの高付加価値化」がより重視されている。

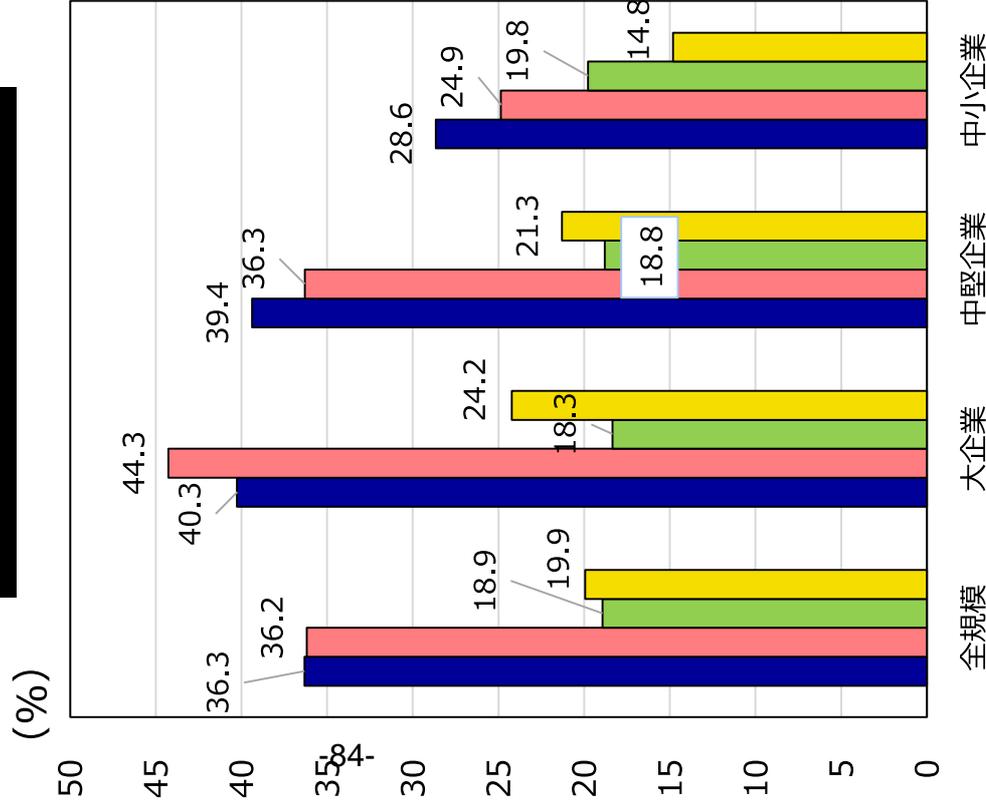
* 年齢層別は、若年層：～30代前半（新卒採用を除く）、中堅層：30代後半～40代前半、中年層：～60代、高齢者層：60代～

** 「賃上げ重点度」とは、どの層の賃上げに重点を置いているかという意味。

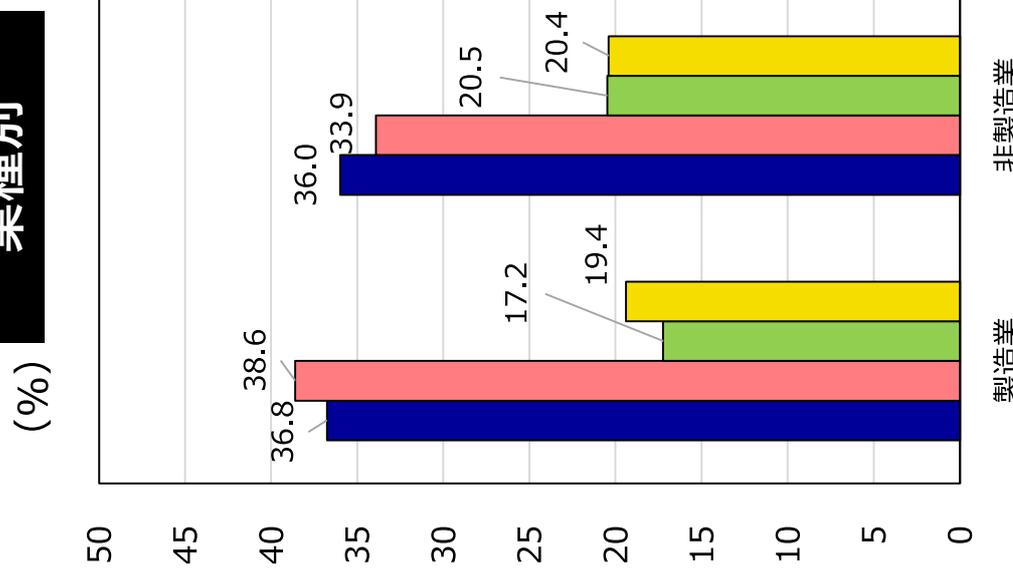
2024年度を上回る賃上げを実現する企業の割合

- 2024年度を上回る賃上げを見込む企業は、大企業や中堅企業で約4割、中小企業で約3割にのぼる。製造業・非製造業や、大都市圏・非大都市圏を問わず、約4割の企業が前年を上回る賃上げを予定しており、賃上げの動きが広がっている。
- 大企業や、大都市圏に所在する企業では、約4割の企業が前年を上回るベアを行う見込みである。

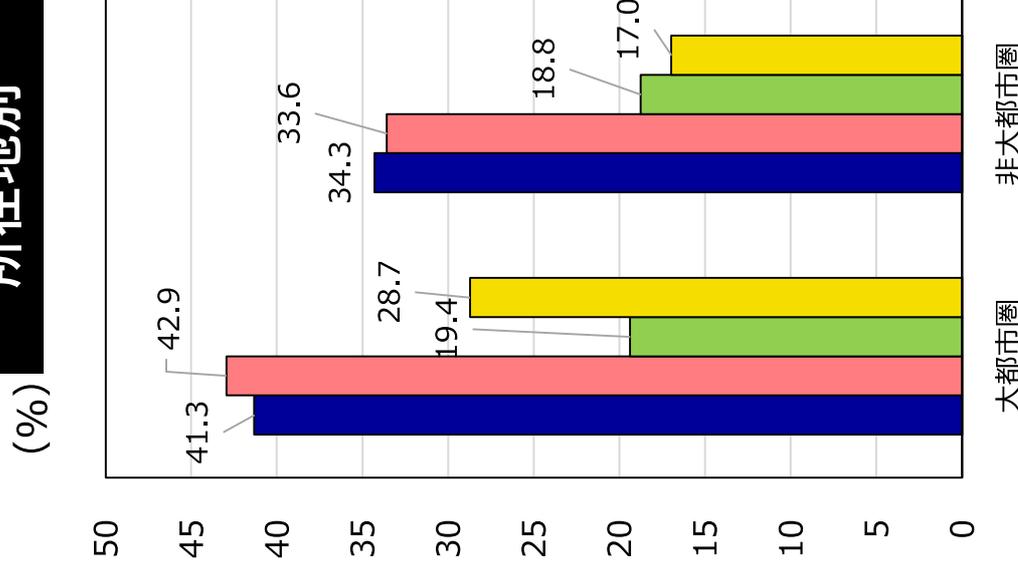
規模別



業種別



所在地別



※ 本調査における「大都市圏」とは、東京都内と政令指定都市（札幌市、仙台市、横浜市、川崎市、さいたま市、千葉市、相模原市、新潟市、名古屋市、浜松市、静岡市、静岡市、静岡市、名古屋市、京都市、堺市、広島市、岡山市、福岡市、北九州市、熊本市）を指す。

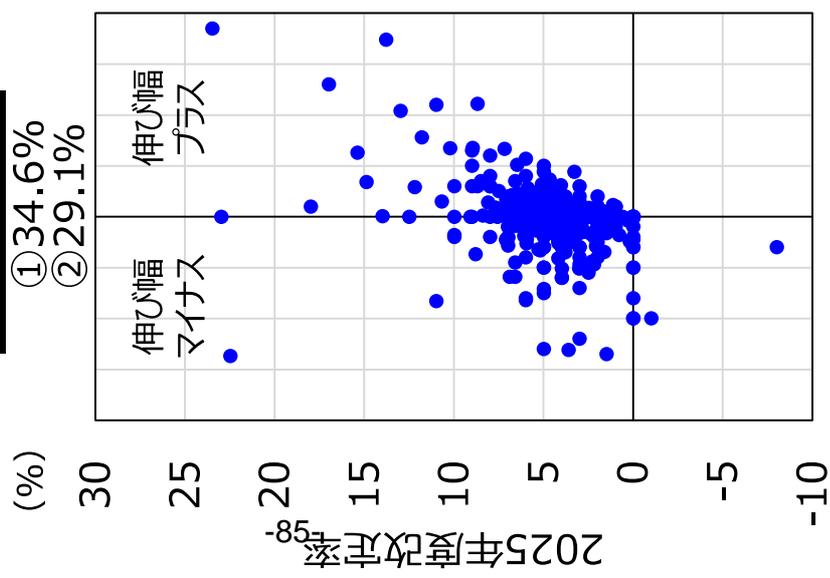
企業間の賃金改定率のばらつき

- 2025年度の賃金改定率と、2024年度改定率からの伸びは、「定期昇給」は企業間のバラツキが小さい一方、「ベア」や「賞与等」は企業間に差がみられる。
- 「全体」、「ベア」では、2024年度改定率が正で2025年度改定率の前年からの伸び幅がプラスになった先が約3割であった一方、「定期昇給」と「賞与等」は約5割超の先が2024年度からの伸び幅が0だった。

①2024年度改定率が正で2025年度の前年度からの伸び幅プラス、②伸び幅が0

全体

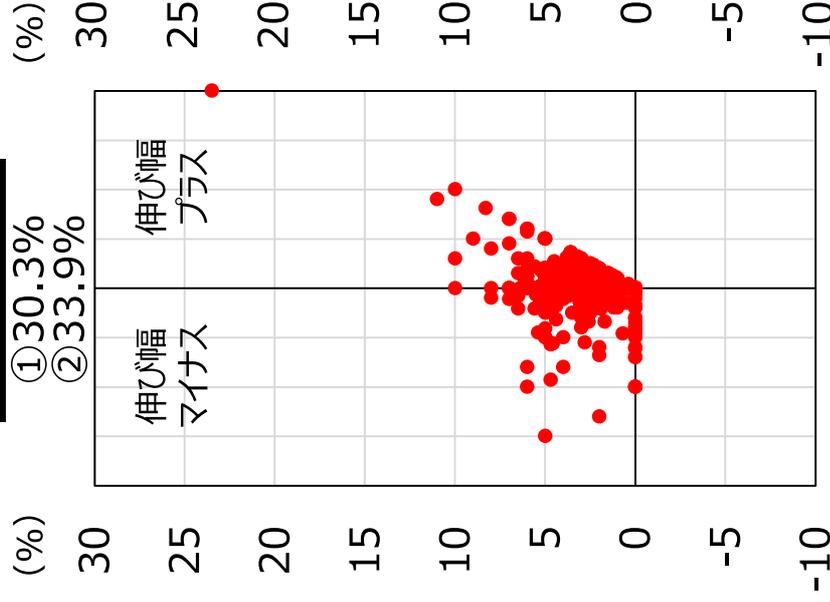
- ①34.6%
- ②29.1%



-20-15-10-5 0 5 10 15 20
2024年度改定率 (%pt)
からの伸び (2025年度)

ベア

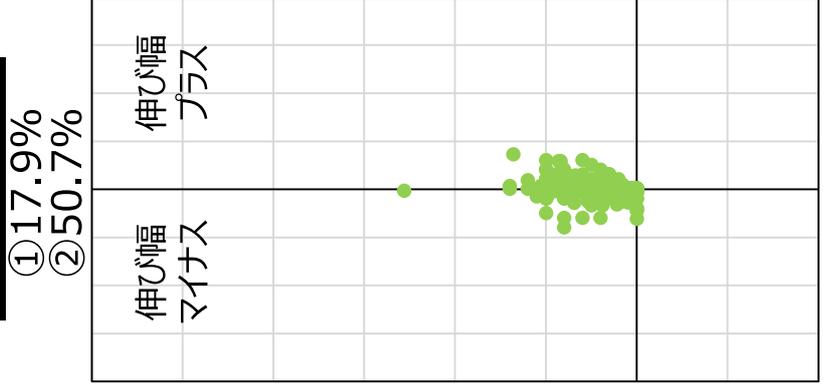
- ①30.3%
- ②33.9%



-20-15-10-5 0 5 10 15 20
2024年度改定率 (%pt)
からの伸び (2025年度)

定期昇給

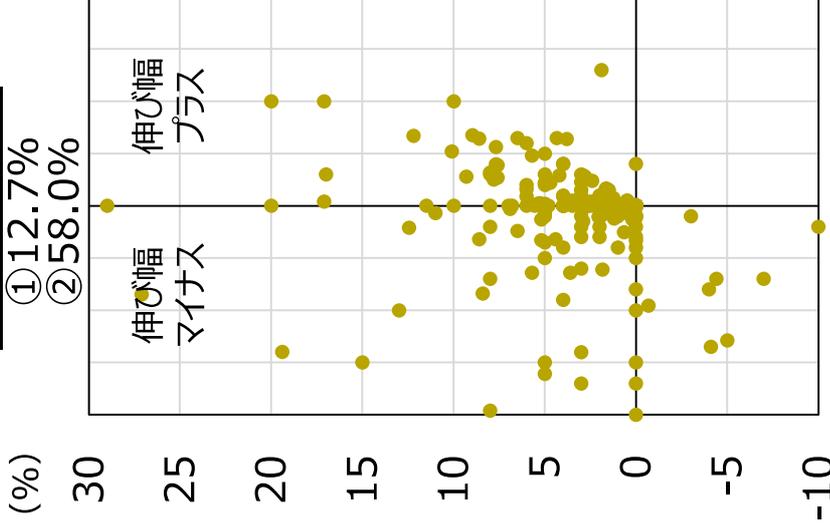
- ①17.9%
- ②50.7%



-20-15-10-5 0 5 10 15 20
2024年度改定率 (%pt)
からの伸び (2025年度)

賞与等

- ①12.7%
- ②58.0%

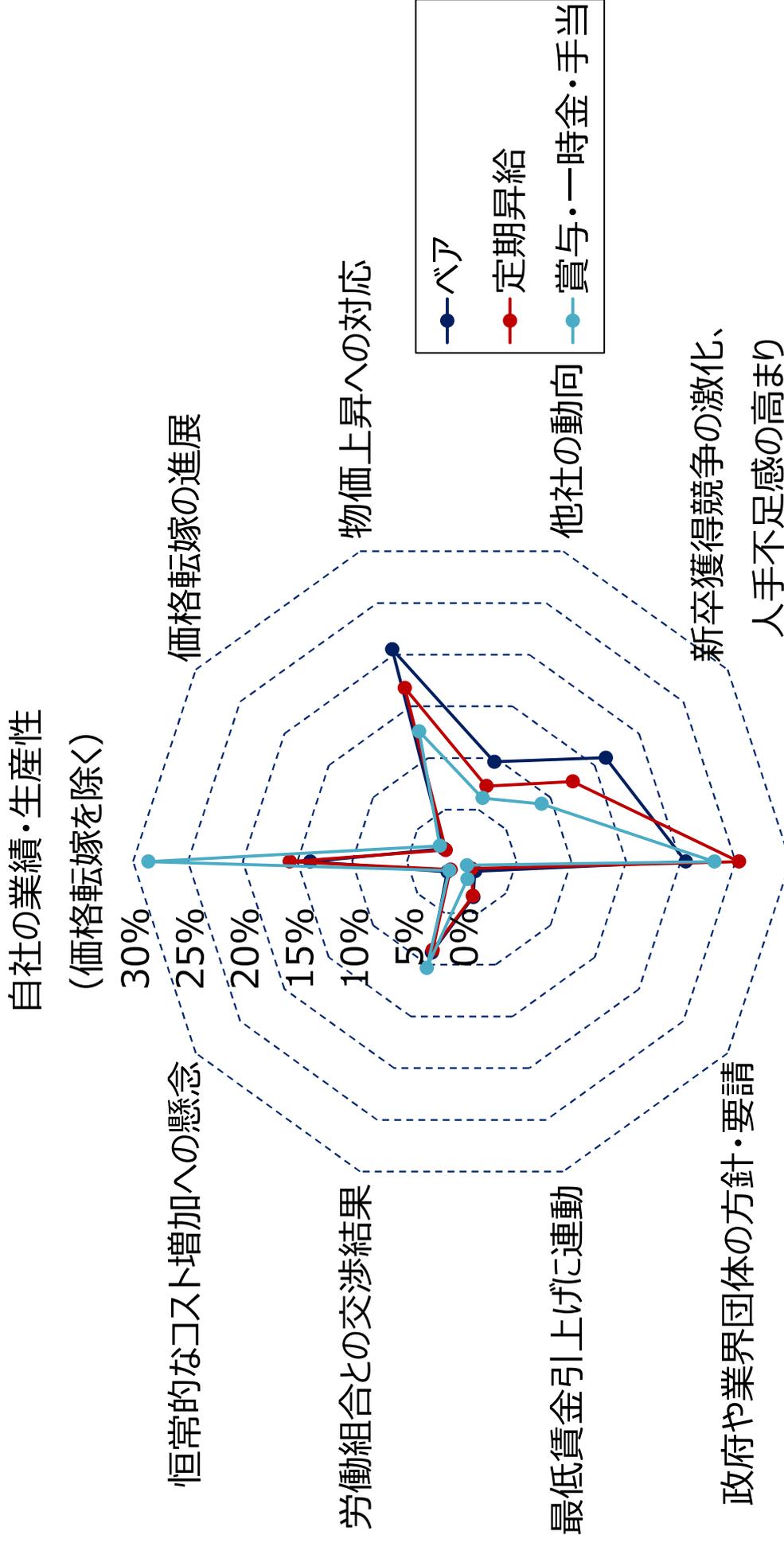


-20-15-10-5 0 5 10 15 20
2024年度改定率 (%pt)
からの伸び (2025年度)

※ 伸び幅は対前年度の改定率との差分。2025年度改定率が-10%~30%、2024年度改定率からの伸びが-20%~20%の範囲に収まらない一部の企業は非表示となっている。

2025年度の賃金改定率に影響を与えた要素

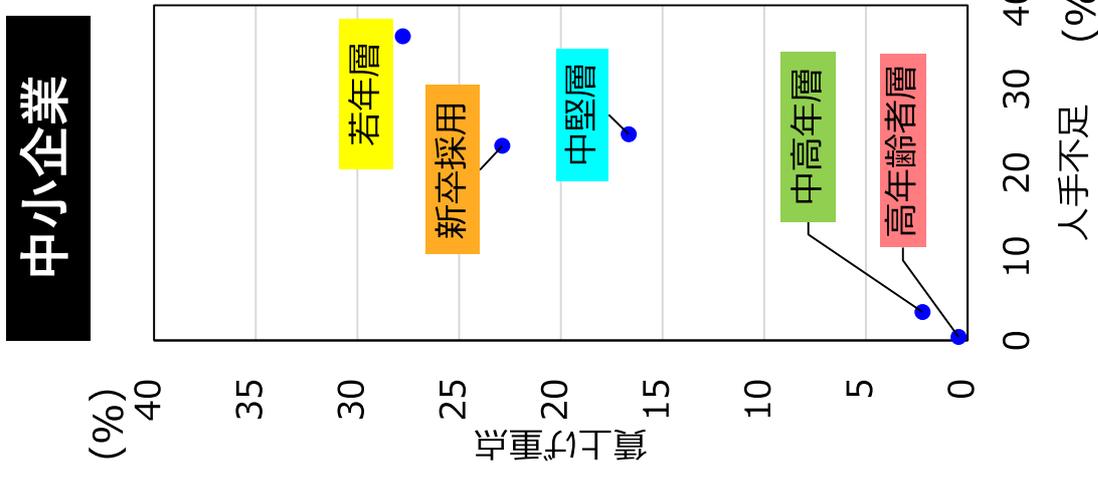
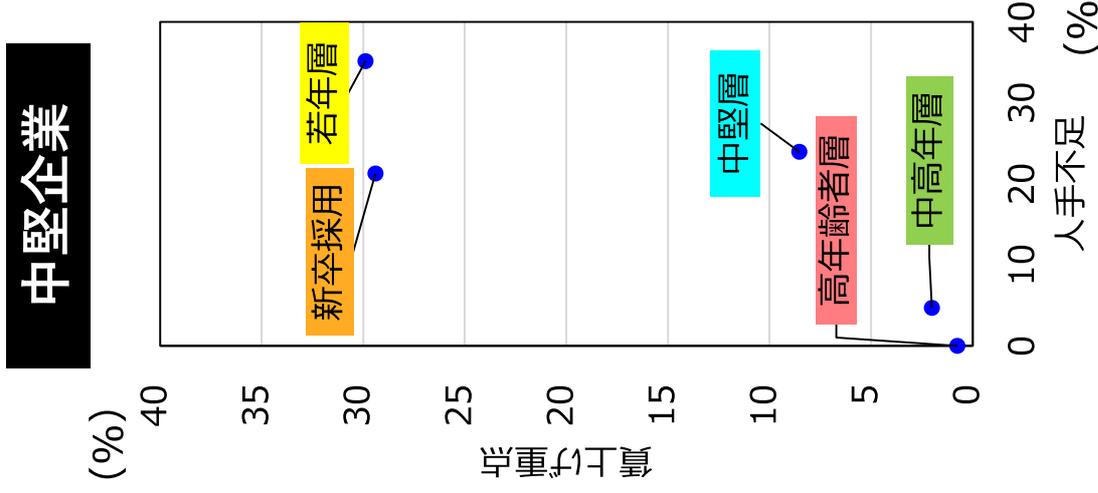
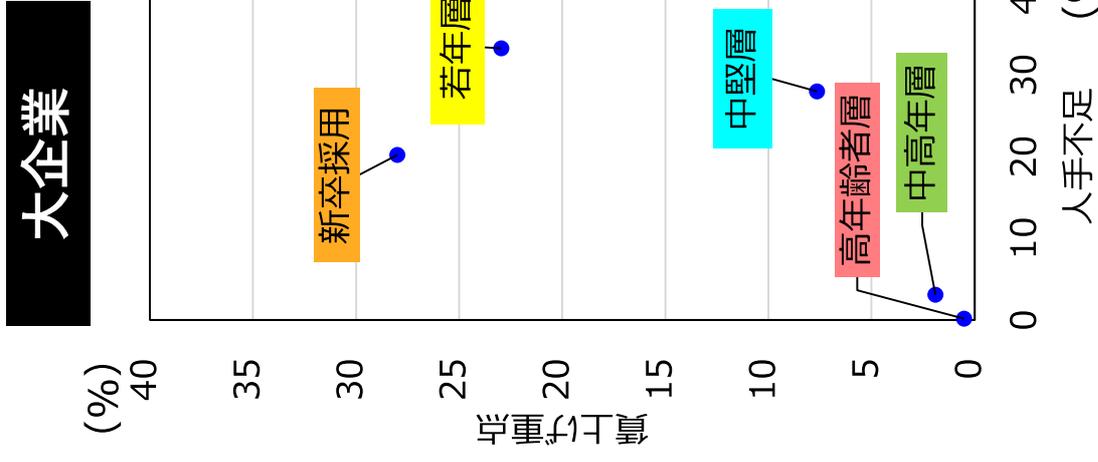
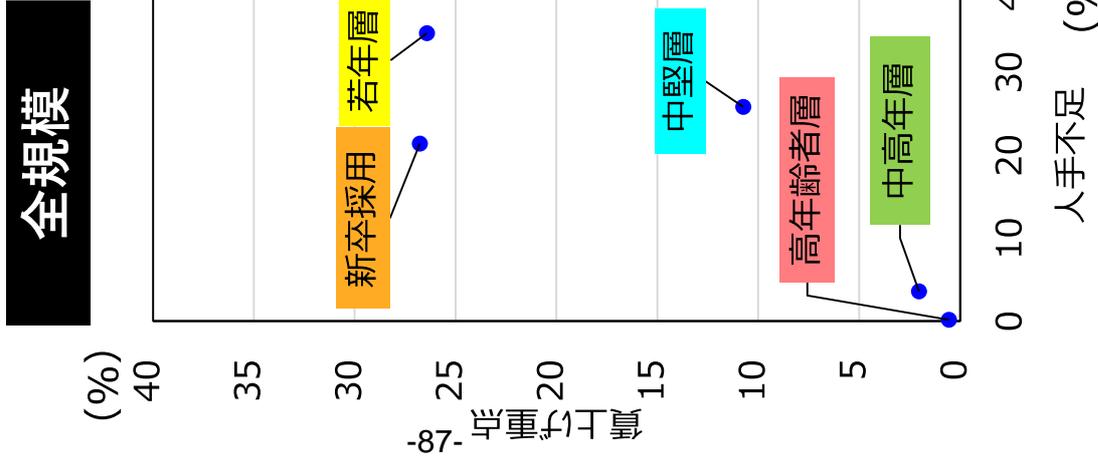
- 「人材流出防止、従業員のモチベーションアップ」はベア、定期昇給、賞与等のいずれの決定にも影響を与えた。
- 「新卒獲得競争の高まり、人手不足感の高まり」、「物価上昇の高まり」は特にベアの決定に影響を与えた。
- 「自社の業績、生産性」は特に賞与等の決定に影響を与えた。



※ 本設問は、貴社の2025年度の賃金改定率の決定（賃上げをしない場合も含む）に影響を与えた要素について、ベアスアップ、定期昇給、賞与等のそれぞれに影響を与えた要素として、該当するものを3つまで回答を求めたもの。

【年齢階層別】重点的な賃上げと人手不足（規模別）

- いずれの規模の企業においても、「新卒採用」と「若年層」は人手不足感も賃上げ重点度も高く、「中高年層」、「高齢者層」は人手不足感、賃上げ重点度もともに低い。
- 「中堅層」は、「新卒採用」や「若年層」と同等に人手不足感は強いものの、賃上げ重点度は「新卒採用」や「若年層」と比べ低い。



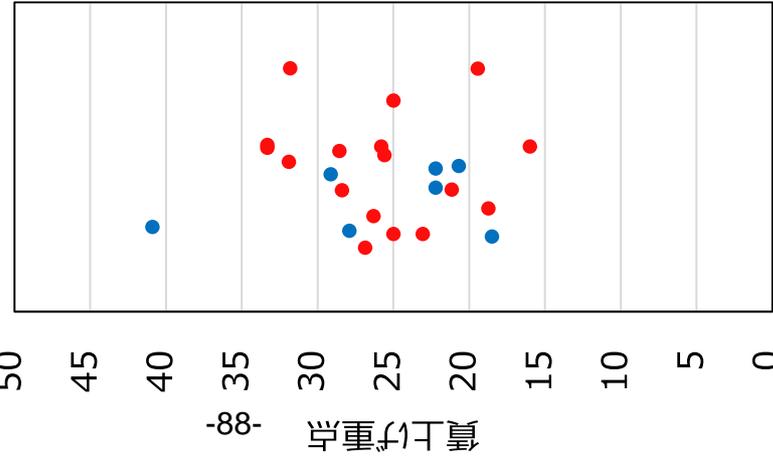
※ 年齢層別は、若年層：～30代前半（新卒採用を除く）、中堅層：30代後半～40代前半、中高年層：～60代、高齢者層：60代～

【年齢階層別】重点的な賃上げと人手不足（業種別）

- 業種別にみると、賃上げ重点度も人手不足感も、「新卒採用」と「若年層」において相対的に高い。
- 「中堅層」は、一定の人手不足感はあるが、賃上げ重点度は新卒採用や若年層と比べ低い。
- 「中高年層」、「高齢者層」では、人手不足感と賃上げ重点度が共に低い。

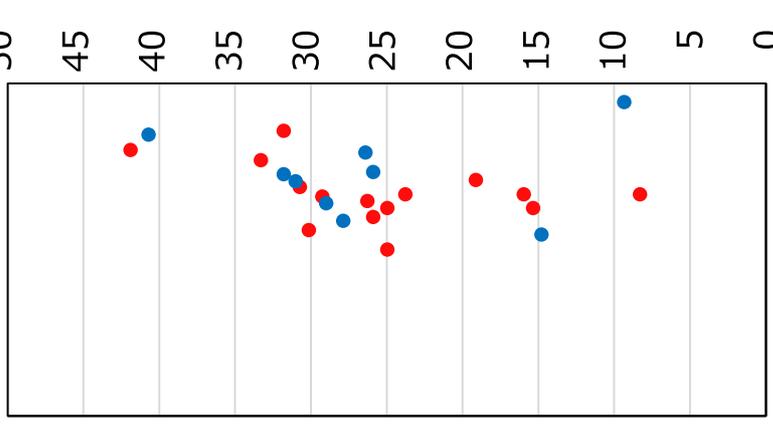
新卒採用

賃上げ重点：26.8%
人手不足感：21.4%



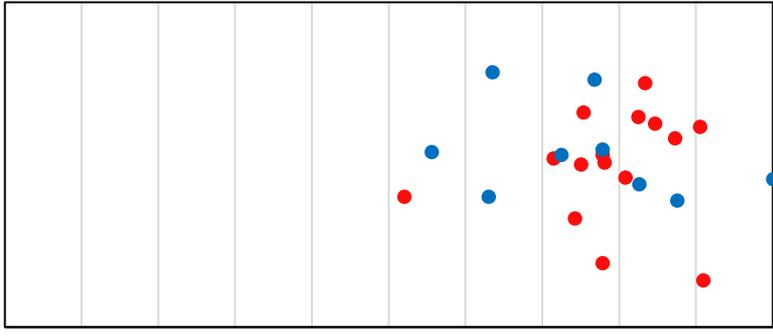
若年層

賃上げ重点：26.4%
人手不足感：34.7%



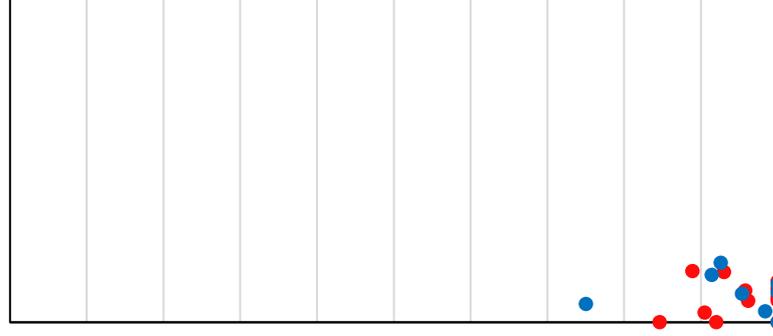
中堅層

賃上げ重点：10.8%
人手不足感：25.8%



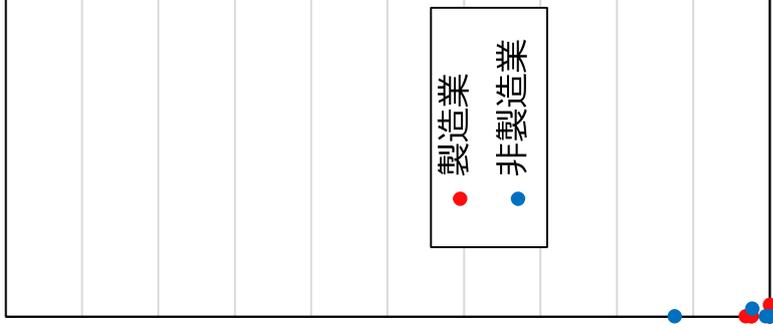
中高年層

賃上げ重点：2.0%
人手不足感：3.6%



高齢者層

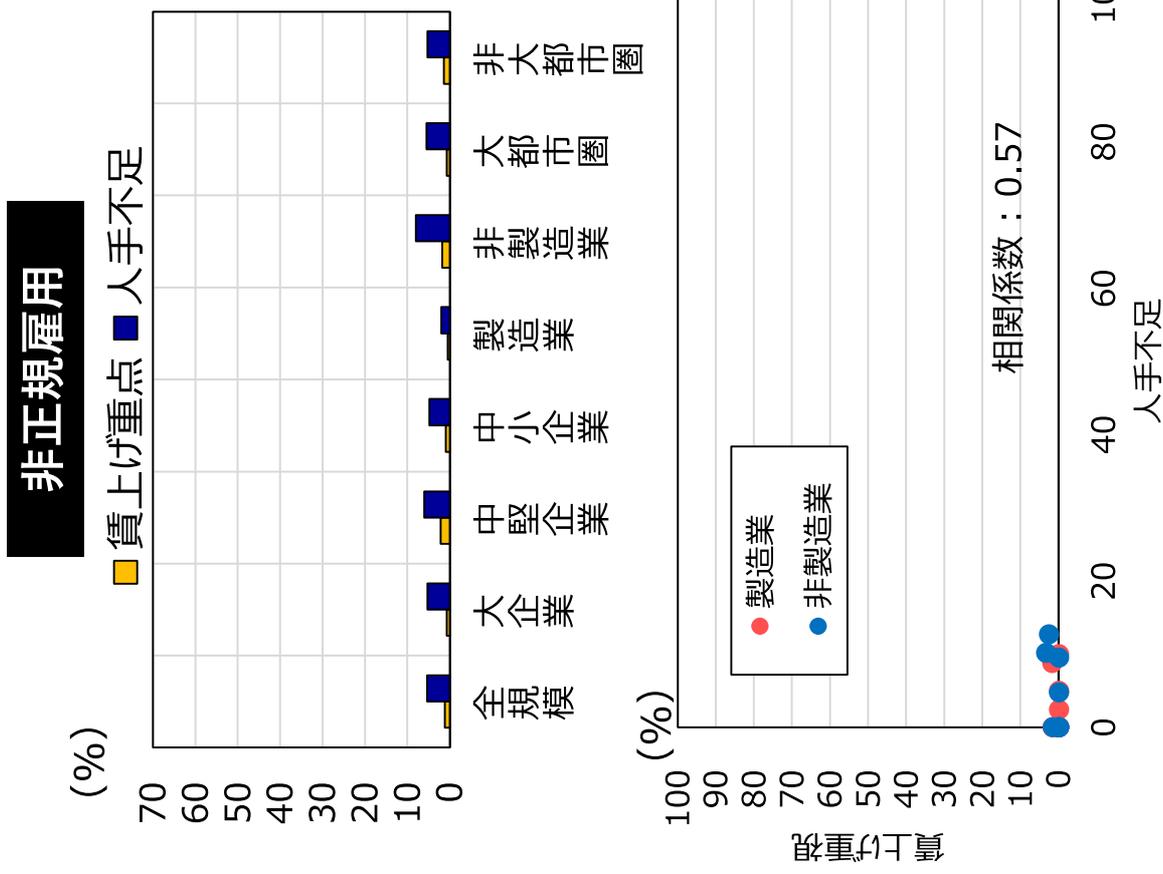
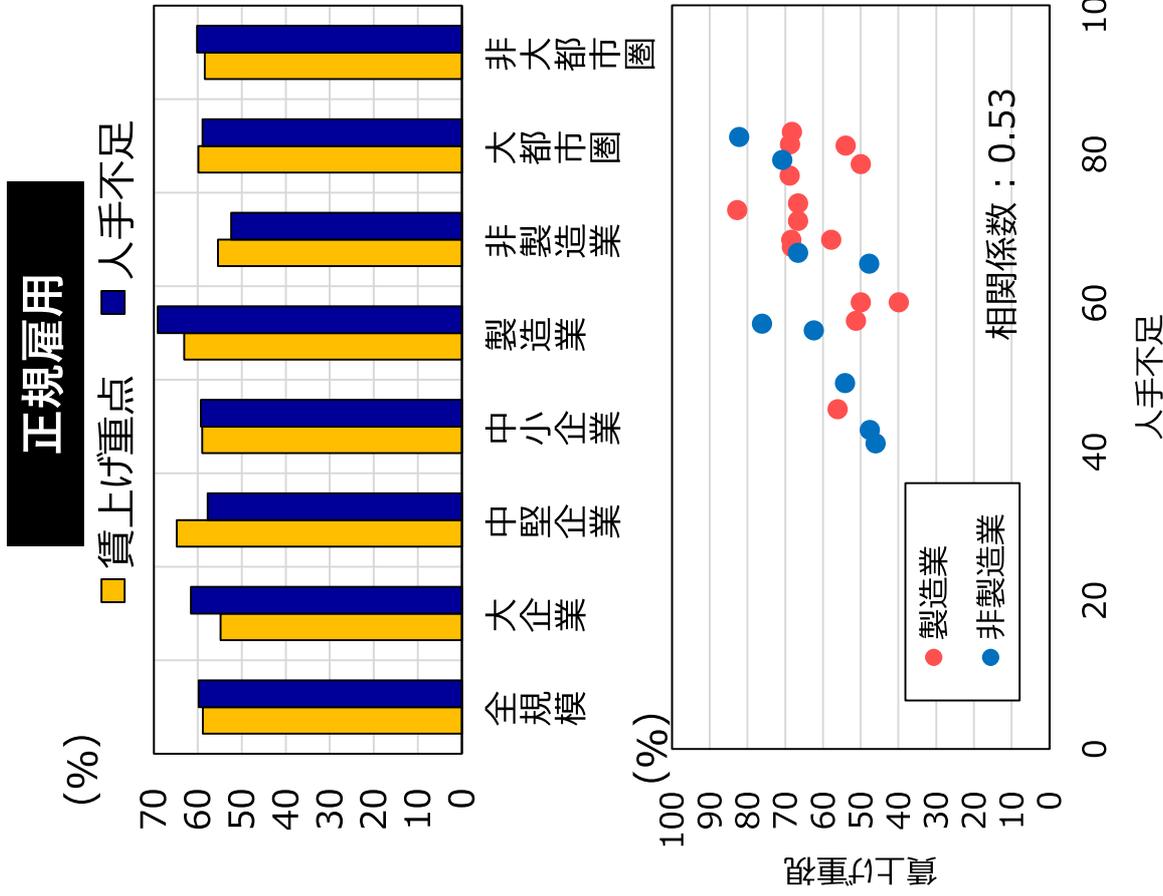
賃上げ重点：0.6%
人手不足感：0.2%



※ それぞれの年齢層のグラフにおいて各業種がプロットされている。サンプル数が極少な業種は除外している。

【雇用形態】重点的な賃上げと人手不足

- 正規雇用は、非正規雇用と比べ、「人手不足感」、「賃上げ重点度」が共に高く、特に製造業は非製造業と比べその割合が高い。
- 正規雇用、非正規雇用ともに、「人手不足感」と「賃上げ重点度」の間に正の関係がみられた。



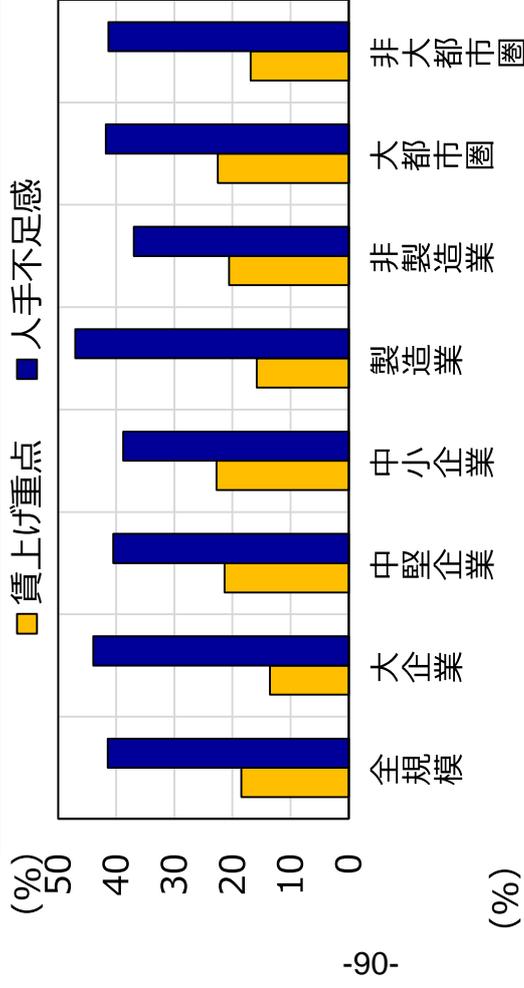
89

※ 大都市圏・非大都市圏は、所在地ベース
 ※ それぞれの雇用形態のグラフにおいて各業種がプロットされている。サンプル数が極少な業種は除外している。

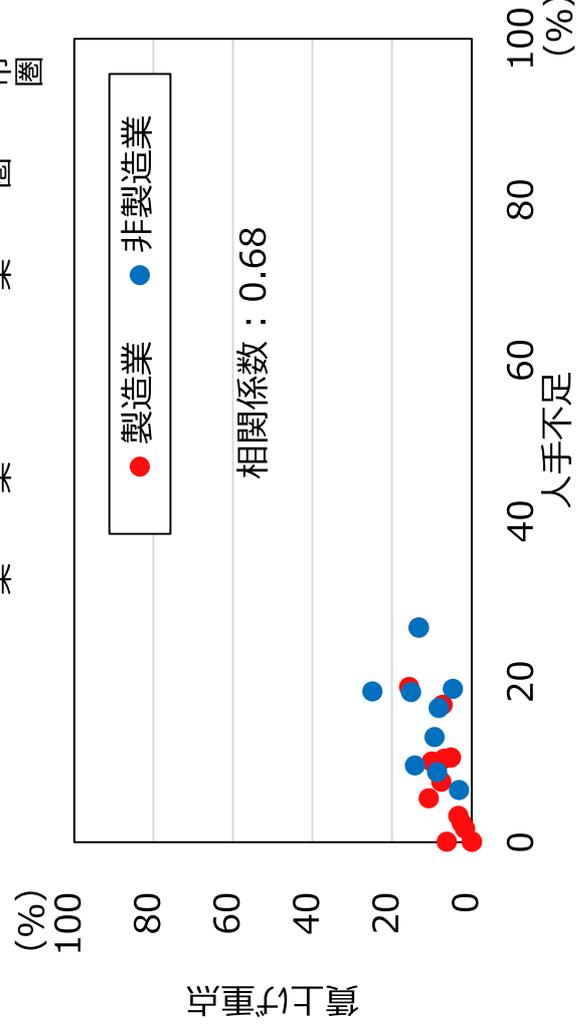
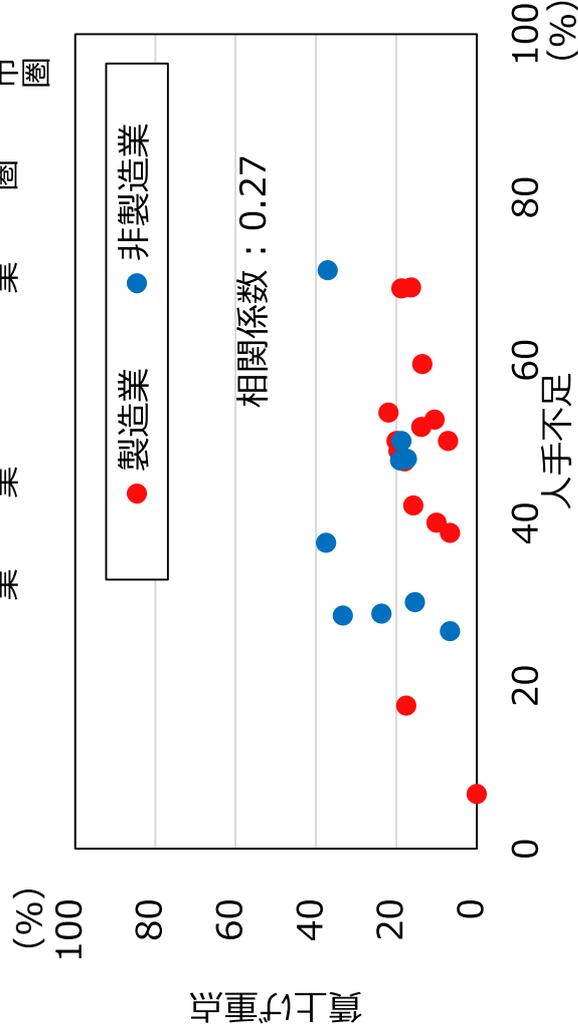
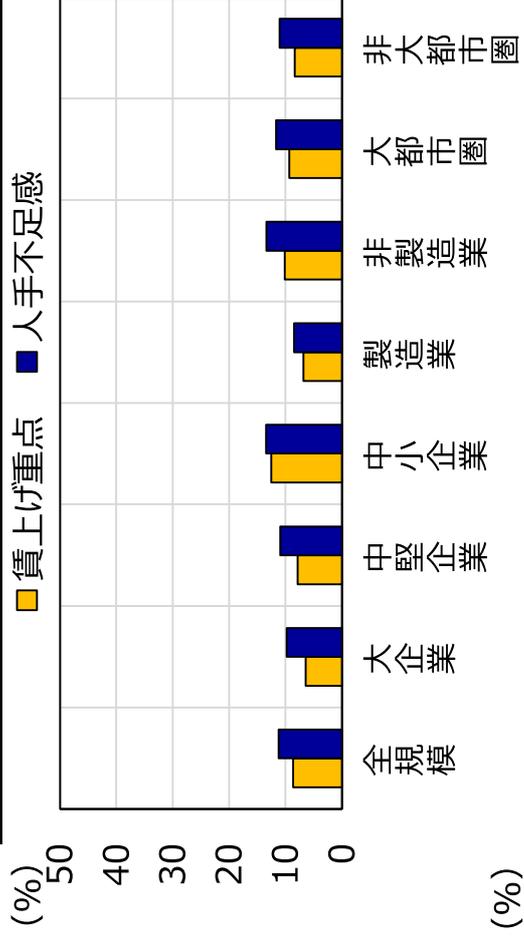
【スキル】重点的な賃上げと人手不足

- 「特定の職種・スキルをもつ人材」（以下、特定スキル人材）は、「一般的・定型的な業務に従事する人材」よりも、人手不足感も、賃上げ重点度も高い。特に製造業において、特定スキル人材の人手不足感が強い。
- 特定スキル人材においては、人手不足感の割には、賃上げの重点度は低かった。

特定の職種・スキルをもつ人材



一般的・定型的な業務に従事する人材

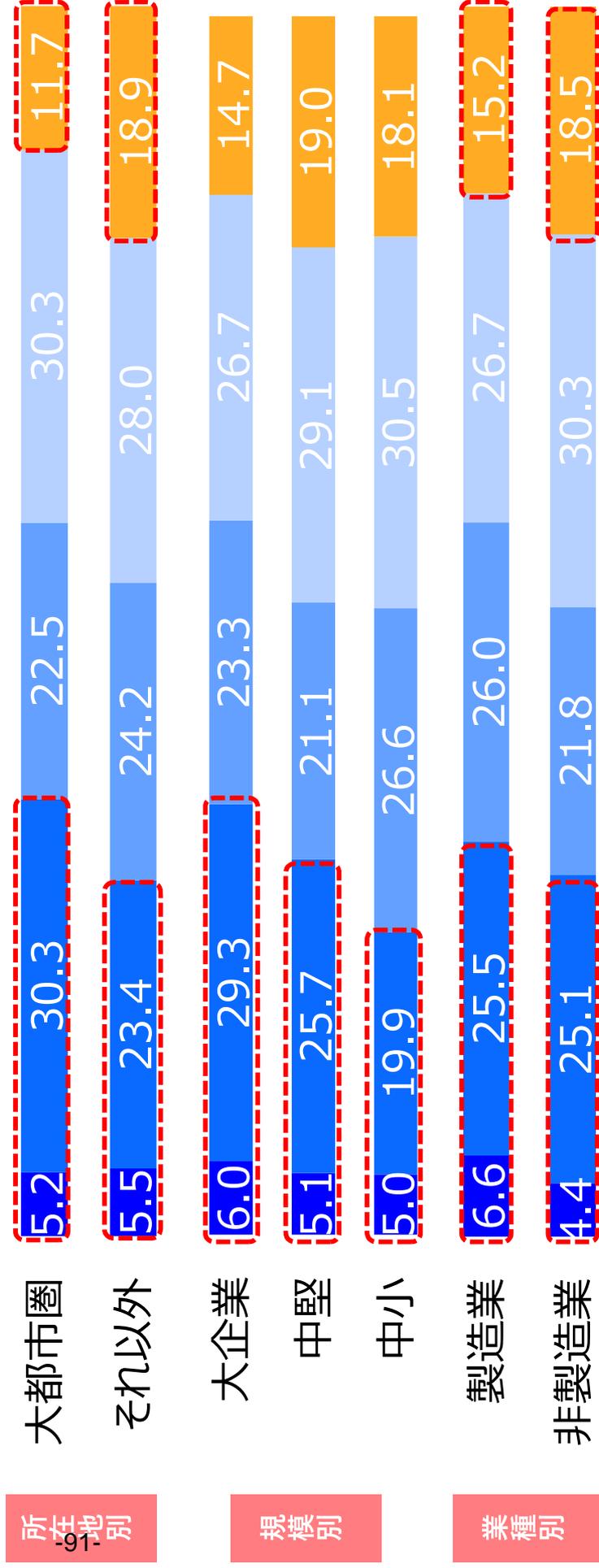


※ 大都市圏・非大都市圏は、所在地ベース ※ 各人材のグラフにおいて各業種がプロットされている。サンプル数が極少な業種は除外している。

賃金の上昇分をどの程度、価格転嫁できているか

- 賃金上昇分をどの程度価格転嫁できているかについて、大都市圏は、それ以外と比べ、「価格転嫁は必要だが全くできていない」の割合が低く、「おおむね転嫁できている」「すべて転嫁できている」の割合が高い。
- 中小企業は、「おおむね転嫁できている」「すべて転嫁できている」の割合が、大企業、中堅よりも低い。
- 製造業は、非製造業よりも、「価格転嫁は必要だが全くできていない」の割合がやや低く、「おおむね転嫁できている」「すべて転嫁できている」の割合がやや高い。

- 全て転嫁できている
 - 半分程度転嫁できている
 - 価格転嫁は必要だが、全くできていない
- (単位：%)



※ ここでいう大都市圏とは、東京都内と政令指定都市（札幌市、仙台市、横浜市、川崎市、さいたま市、千葉市、相模原市、新潟市、名古屋市、浜松市、静岡市、大阪市、神戸市、京都市、堺市、広島市、岡山市、福岡市、北九州市、熊本市）を指す。

「これまでの価格転嫁を可能とした背景・理由」と「今後価格転嫁を進める上での課題」

- 多くの業種において、これまでの価格転嫁を可能とした背景・理由として「価格転嫁への理解の進展」が挙げられた。
- 今後の価格転嫁を進める上での課題としては、引き続き「価格転嫁への理解の進展」を挙げる業種もみられたものの、多くの業種において、「新製品・サービスの提供やブランド力の強化を通じた競争力および価格決定力の向上」の重要性が高まった。

	これまでの価格転嫁を可能とした背景・理由			今後価格転嫁を進める上での課題			今後-これまで					
	コスト上昇の根拠を示し、具体的にデータに基づく価格交渉	価格転嫁への理解の進展	新製品・サービスの提供やブランド力の強化を通じた競争力および価格決定力の向上	価格転嫁への理解の進展	価格交渉を阻む契約条件の見直し	コスト上昇の根拠を示し、具体的にデータに基づく価格交渉	価格転嫁への理解の進展	新製品・サービスの提供やブランド力の強化を通じた競争力および価格決定力の向上	価格交渉を阻む契約条件の見直し			
鉄鋼	50.0	45.8	0.0	0.0	28.0	32.0	24.0	8.0	▲ 22.0	▲ 13.8	24.0	8.0
金属製品	20.0	52.0	4.0	4.0	17.2	27.6	17.2	6.9	▲ 2.8	▲ 24.4	13.2	2.9
建設	30.0	50.0	12.0	0.0	27.3	36.4	20.0	3.6	▲ 2.7	▲ 13.6	8.0	3.6
生産用機械器具	36.7	44.9	14.3	2.0	14.3	23.2	55.4	1.8	▲ 22.4	▲ 21.7	41.1	▲ 0.3
電気機械器具	32.1	35.7	21.4	3.6	20.0	25.7	37.1	2.9	▲ 12.1	▲ 10.0	15.7	▲ 0.7
自動車・同附属品	38.2	35.3	14.7	0.0	29.4	17.6	23.5	5.9	▲ 8.8	▲ 17.6	8.8	5.9
陸運	13.6	72.7	4.5	4.5	21.7	21.7	26.1	4.3	8.1	▲ 51.0	21.5	▲ 0.2
飲食サービス	26.3	47.4	15.8	0.0	10.0	25.0	45.0	0.0	▲ 16.3	▲ 22.4	29.2	0.0
宿泊	23.1	32.7	42.3	0.0	10.5	26.3	61.4	1.8	▲ 12.6	▲ 6.4	19.1	1.8
不動産	18.2	36.4	27.3	9.1	0.0	21.4	50.0	14.3	▲ 18.2	▲ 14.9	22.7	5.2
小売	15.4	53.8	13.3	2.8	11.2	40.3	26.5	4.6	▲ 4.2	▲ 13.5	13.2	1.8

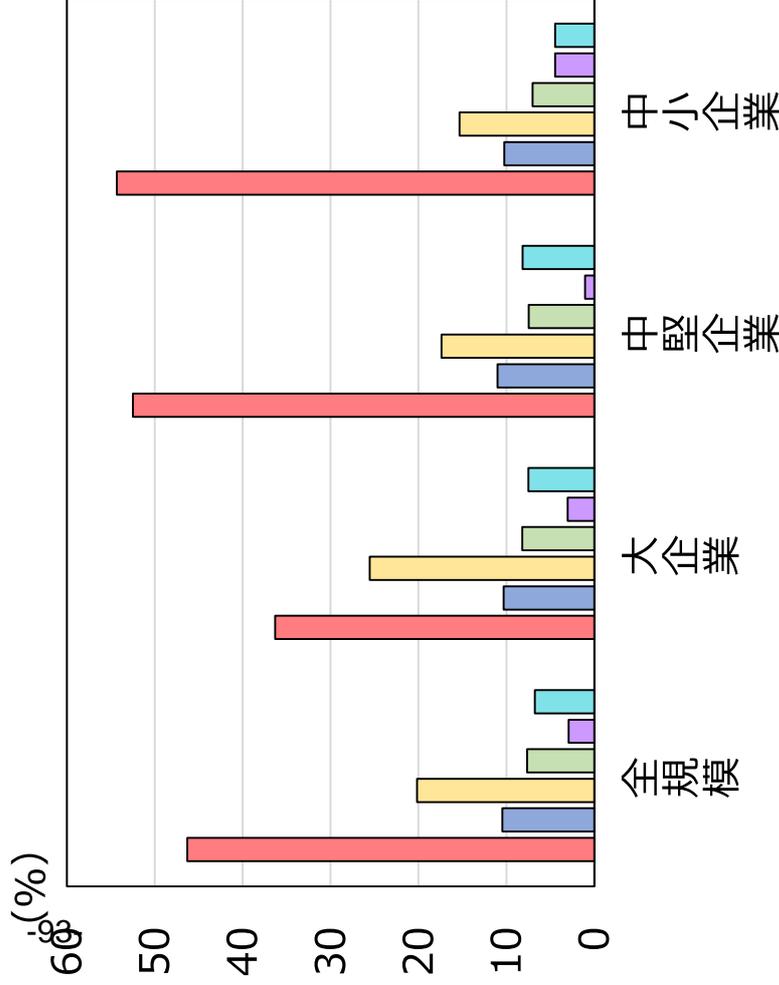
※ 本設問は、賃金上昇分の価格転嫁について、「これまでの価格転嫁を可能とした背景・理由」、「今後、価格転嫁を進める上での課題等」として、最も該当するものをそれぞれ1つ回答を求めたもの。

持続的な賃上げのために重要な条件

- 持続的な賃上げのために重要な条件としては、「売上増加（価格転嫁を除く）」、「次いで「製品・サービスの高付加価値化」が多く挙げられ、「価格転嫁の進展」の割合は低かった。
- 「自動車・同附属品」、「陸運」では、「価格転嫁の進展」の割合が高い。

規模別

- 売上増加（価格転嫁を除く）
- 価格転嫁の進展
- 製品・サービスの高付加価値化
- コスト削減
- 物価の動向
- 労働市場の動向（人材獲得競争の激化、人手不足感の高まり）



業種別

	売上増加	価格転嫁の進展	製品・サービスの高付加価値化	コスト削減	物価の動向	労働市場の動向 (人材獲得競争の激化、人手不足感の高まり)
製造業	36.5	13.6	27.4	6.9	2.0	6.7
鉄鋼	37.5	16.7	20.8	8.3	0.0	16.7
金属製品	50.0	17.9	25.0	3.6	0.0	3.6
建設	62.1	12.1	12.1	3.4	3.4	6.9
生産用機械器具	41.8	12.7	36.4	5.5	1.8	1.8
電気機械器具	40.0	5.7	34.3	11.4	2.9	5.7
自動車・同附属品	35.1	24.3	24.3	10.8	2.7	2.7
非製造業	53.9	8.0	14.5	8.2	3.7	6.8
陸運	39.1	34.8	8.7	4.3	0.0	13.0
飲食サービス	70.0	5.0	10.0	5.0	10.0	0.0
宿泊	63.2	10.5	12.3	1.8	5.3	7.0
不動産	63.6	4.5	18.2	4.5	0.0	9.1
小売	62.5	3.6	14.2	11.1	2.8	5.9
娯楽	0.0	33.3	33.3	33.3	0.0	0.0

※ 本設問は、貴社の持続的な賃上げのために重要な条件として、最も当てはまるものを一つ回答を求めたもの。

【附録】 賃金構造基本統計調査を用いた 地域別の試算値

【附録】一般労働者の所定内給与増加率（2022年→2024年）

一般労働者 所定内給与 産業計 企業規模計（10人以上）
R4（2022）→R6（2024）伸び率

	全国	北海道	東北	関東	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	福岡	沖縄
男女計	6.0	7.8	4.7	6.6	5.9	4.9	4.3	4.8	5.3	5.1	3.8	5.7
～19歳	8.2	6.7	8.5	8.8	5.0	7.7	7.2	8.4	6.7	11.8	5.3	4.5
20～24歳	6.4	6.6	7.5	6.1	6.5	7.7	6.3	6.6	5.1	6.0	1.5	7.9
25～29歳	6.4	6.4	7.3	6.0	6.7	8.3	4.4	5.2	6.9	6.6	5.4	8.3
30～34歳	6.6	5.2	5.4	6.6	7.6	7.5	3.8	5.1	6.7	7.1	5.2	6.8
35～39歳	5.2	3.4	6.2	5.5	7.1	5.3	3.1	5.8	5.1	2.8	3.7	3.8
40～44歳	5.3	4.2	3.2	6.4	4.4	4.0	4.7	4.3	4.9	3.9	2.5	4.6
45～49歳	6.7	7.2	2.8	9.3	6.3	2.1	5.2	3.7	2.7	3.7	3.8	7.6
50～54歳	4.3	5.3	5.3	5.5	5.6	2.9	2.1	1.8	-0.3	2.5	1.4	-0.4
55～59歳	5.9	12.7	3.8	7.2	5.1	3.4	1.9	4.4	6.4	0.5	4.2	3.9
60～64歳	7.5	17.7	6.3	5.5	9.1	8.1	6.6	6.4	7.2	11.1	6.3	8.4

一般労働者 所定内給与 産業計 企業規模（100-999人）
R4（2022）→R6（2024）伸び率

	全国	北海道	東北	関東	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	福岡	沖縄
男女計	6.6	7.7	5.5	8.2	4.0	4.6	5.3	6.0	6.0	4.9	5.0	3.0
～19歳	6.6	5.1	6.6	4.5	6.3	10.3	5.8	7.4	3.0	10.6	4.8	-2.7
20～24歳	4.9	6.0	6.7	3.8	4.5	7.1	6.7	7.0	3.2	5.6	0.8	10.4
25～29歳	5.3	7.4	8.5	5.0	3.5	6.4	5.8	7.6	1.7	5.1	2.7	5.1
30～34歳	5.6	5.8	6.6	4.9	0.7	6.8	5.0	7.2	6.4	7.5	6.4	8.2
35～39歳	4.7	1.8	6.9	5.1	5.2	5.5	3.6	7.0	3.4	-0.8	6.2	-2.7
40～44歳	4.6	7.6	4.3	5.7	3.2	1.7	5.7	4.4	3.6	1.2	3.9	-2.6
45～49歳	7.3	6.3	1.7	11.4	4.6	1.1	5.2	3.4	3.6	5.2	7.9	4.0
50～54歳	6.9	4.5	6.7	9.8	1.6	3.5	5.8	5.6	-2.1	1.2	4.9	-2.0
55～59歳	5.7	14.6	3.0	8.3	3.1	3.1	-2.3	4.7	11.5	-5.3	1.5	9.7
60～64歳	7.9	15.7	7.0	6.1	16.0	6.3	6.6	8.6	11.4	14.8	7.8	4.6

（注）都道府県別の所定内給与を労働者数でウェイト付けして財務局管内別に集計。
（出所）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」を基に財務省作成

一般労働者 所定内給与 産業計 企業規模（1000人以上）
R4（2022）→R6（2024）伸び率

	全国	北海道	東北	関東	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	福岡	沖縄
男女計	4.7	9.2	2.8	3.7	12.6	7.6	1.1	2.6	7.5	6.5	3.9	4.5
～19歳	10.0	10.4	8.6	12.3	7.6	7.2	11.6	9.7	14.5	13.5	5.2	2.0
20～24歳	7.7	4.2	6.7	7.1	14.9	12.2	5.3	6.4	8.3	10.3	1.5	3.9
25～29歳	6.9	5.2	6.1	4.9	14.4	12.2	3.6	4.7	11.3	9.1	9.7	13.1
30～34歳	6.1	4.3	4.0	5.2	17.1	11.1	0.6	2.8	10.9	10.4	3.9	0.5
35～39歳	5.8	7.9	4.6	4.8	16.4	8.4	3.6	4.1	7.7	5.4	3.1	7.8
40～44歳	5.5	0.4	1.9	6.5	9.7	7.7	0.7	0.9	7.7	7.5	1.9	8.5
45～49歳	5.5	13.7	3.3	6.4	14.2	4.3	-1.4	4.1	4.2	6.8	5.2	19.8
50～54歳	0.6	2.0	2.2	0.4	14.6	2.7	-3.7	-2.3	6.0	7.9	-0.8	-2.2
55～59歳	6.0	17.3	4.6	6.3	9.3	6.0	1.0	4.5	3.9	-0.2	12.6	-6.1
60～64歳	6.8	27.9	6.9	3.8	5.7	14.1	2.9	7.8	9.7	4.1	4.1	8.7

一般労働者 所定内給与 産業計 企業規模（10-99人）
R4（2022）→R6（2024）伸び率

	全国	北海道	東北	関東	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	福岡	沖縄
男女計	5.2	5.6	3.9	6.1	3.3	2.0	6.8	4.1	2.2	3.5	3.1	0.1
～19歳	6.2	10.1	10.1	8.6	1.4	2.9	1.9	6.3	5.6	12.1	5.6	-3.2
20～24歳	5.8	5.2	6.6	6.8	3.3	3.3	7.3	5.3	6.2	2.7	2.5	11.6
25～29歳	5.9	4.4	4.7	6.8	3.4	5.8	4.2	2.0	9.4	6.4	6.2	3.1
30～34歳	6.5	-0.8	3.9	8.1	6.7	2.5	7.5	2.9	2.1	2.4	5.9	6.4
35～39歳	3.0	1.1	5.0	4.3	1.9	-0.8	1.2	4.0	3.8	3.3	0.8	-0.9
40～44歳	4.2	0.6	2.5	4.6	2.9	1.4	7.6	5.5	2.7	3.0	1.0	-1.4
45～49歳	5.9	1.6	2.5	7.7	2.6	1.0	14.3	2.5	0.4	0.7	-1.8	-3.4
50～54歳	4.7	3.5	5.3	6.3	4.2	3.8	4.2	1.2	-3.1	-1.4	3.1	-14.2
55～59歳	4.6	7.0	1.5	4.8	3.3	1.8	6.0	4.0	1.7	5.7	2.1	-5.5
60～64歳	6.7	25.4	4.9	5.9	4.0	3.8	9.9	1.2	2.3	9.7	6.9	10.4

【附録】一般労働者の男女間賃金格差（2024年）

一般労働者 所定内給与 産業計 企業規模計（10人以上）
男女間賃金格差（男性＝100）

	全国	北海道	東北	関東	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	福岡	沖縄
	75.8	78.3	76.3	76.6	77.4	73.3	76.2	76.8	77.1	76.5	75.7	83.4
～19歳	94.0	98.5	93.4	93.3	92.6	95.0	95.1	94.8	95.4	92.0	96.6	100.2
20～24歳	98.5	97.3	96.3	100.0	95.8	97.3	98.2	95.7	96.0	96.7	98.3	100.0
25～29歳	94.0	92.4	91.4	94.9	91.5	92.2	93.7	94.1	91.4	92.5	90.5	91.8
30～34歳	85.9	83.1	84.6	87.2	83.5	81.8	86.1	85.0	84.6	84.0	85.6	91.4
35～39歳	80.7	80.1	79.1	83.1	75.5	78.8	79.8	80.4	79.1	77.3	76.8	86.5
40～44歳	74.8	77.6	77.4	75.8	78.2	71.9	74.2	75.1	76.5	74.5	76.7	82.2
45～49歳	71.6	78.0	72.1	72.7	73.4	68.0	72.5	73.3	75.7	73.3	69.8	82.9
50～54歳	69.0	71.2	68.3	70.3	70.9	66.0	70.0	68.6	72.0	69.1	68.2	75.2
55～59歳	66.2	69.9	66.9	66.8	70.6	63.9	69.3	69.1	67.9	68.9	65.7	73.4
60～64歳	75.4	80.6	74.1	77.9	80.4	72.0	76.7	75.5	84.5	74.5	75.4	80.2

一般労働者 所定内給与 産業計 企業規模（100-999人）
男女間賃金格差（男性＝100）

	全国	北海道	東北	関東	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	福岡	沖縄
	76.3	77.7	77.7	76.9	78.7	74.3	78.6	76.9	76.1	77.5	77.0	86.2
～19歳	96.8	98.0	94.3	95.9	95.7	96.0	100.5	97.4	97.2	96.6	99.0	98.8
20～24歳	97.5	96.6	95.1	98.8	93.7	95.7	98.1	95.4	96.8	98.9	100.6	99.1
25～29歳	93.7	92.2	92.0	94.8	91.3	93.8	92.9	94.7	93.3	94.6	90.7	93.5
30～34歳	87.0	82.0	87.7	88.9	82.3	82.5	87.8	84.5	84.8	88.1	84.8	97.7
35～39歳	83.6	83.8	82.1	85.6	79.6	83.2	84.8	84.4	80.0	79.4	79.6	91.6
40～44歳	77.1	72.4	79.8	77.7	77.2	74.0	80.6	77.8	78.2	76.8	80.6	87.2
45～49歳	72.5	73.5	73.2	73.7	76.9	71.3	73.6	73.2	78.0	75.2	72.5	87.2
50～54歳	69.3	72.8	69.5	70.7	73.3	67.2	70.4	68.8	72.6	69.4	68.3	81.8
55～59歳	66.2	71.5	69.6	66.1	72.8	64.1	71.3	70.0	64.8	67.7	69.0	67.8
60～64歳	75.2	84.8	74.2	76.9	77.1	71.4	82.5	71.4	86.1	73.9	71.5	83.4

（注）都道府県別の所定内給与と労働者数でウェイト付けして財務局管内別に集計。
（出所）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」を基に財務省作成

一般労働者 所定内給与 産業計 企業規模（1000人以上）
男女間賃金格差（男性＝100）

	全国	北海道	東北	関東	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	福岡	沖縄
	73.5	74.1	70.4	74.8	75.4	71.5	73.3	73.6	73.8	70.7	70.1	74.5
～19歳	93.4	103.4	93.0	94.8	102.0	93.3	91.2	90.8	93.6	95.4	92.9	106.7
20～24歳	99.9	99.7	98.1	101.4	101.7	100.1	99.1	95.3	96.0	97.2	95.3	102.5
25～29歳	94.7	89.7	92.4	94.8	94.7	95.0	94.3	93.0	92.4	91.1	88.8	97.4
30～34歳	85.9	81.9	80.3	86.5	90.7	83.2	87.3	84.3	81.3	77.8	89.6	87.1
35～39歳	79.1	82.3	74.3	82.0	69.9	75.1	75.3	77.4	75.5	71.6	72.7	83.1
40～44歳	71.8	75.8	73.6	73.1	78.7	70.5	68.6	71.9	72.6	69.2	74.2	78.2
45～49歳	69.1	77.1	65.9	70.3	70.9	63.5	71.7	69.7	72.0	66.2	59.0	71.7
50～54歳	65.7	67.3	60.0	67.8	62.6	62.4	66.3	63.7	67.0	62.1	62.2	57.0
55～59歳	62.2	60.2	54.6	65.1	62.2	59.8	63.4	61.8	63.5	61.3	55.5	65.0
60～64歳	74.9	69.9	67.9	80.5	80.1	69.1	75.8	72.6	77.3	67.3	70.3	65.8

一般労働者 所定内給与 産業計 企業規模（10-99人）
男女間賃金格差（男性＝100）

	全国	北海道	東北	関東	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	福岡	沖縄
	78.7	80.5	78.3	79.3	78.3	77.2	77.4	80.3	81.5	80.5	80.4	83.8
～19歳	92.7	96.1	93.6	87.9	84.9	101.2	95.3	97.0	93.1	83.9	95.8	98.0
20～24歳	97.2	95.9	93.6	98.0	94.0	98.5	95.7	97.8	94.8	94.9	99.0	98.0
25～29歳	92.9	94.2	88.3	93.7	92.7	89.7	94.0	95.0	88.9	93.1	94.7	84.8
30～34歳	85.0	84.8	84.4	86.3	83.7	83.2	81.5	87.7	86.8	85.0	83.3	88.6
35～39歳	80.7	74.6	79.4	82.0	76.8	81.6	82.2	79.8	83.1	81.1	79.2	84.0
40～44歳	76.9	82.9	76.2	78.7	78.8	73.8	74.5	75.9	80.1	76.2	74.7	78.3
45～49歳	75.0	80.8	76.0	76.6	73.3	72.3	72.1	78.0	77.7	77.7	78.5	81.1
50～54歳	73.5	71.4	73.0	73.9	74.5	71.3	75.4	73.9	76.0	77.6	75.0	78.9
55～59歳	74.2	74.4	73.8	73.3	76.7	73.4	77.3	74.7	76.8	77.5	75.9	84.5
60～64歳	76.6	84.9	76.7	76.2	80.6	77.4	71.1	82.3	84.8	77.4	83.7	83.7

問い合わせ先

財務省大臣官房総合政策課

東京都千代田区霞が関3丁目1番1号

Tel. 03-3581-4111 (内線) 2252, 2225

財務省ホームページ <https://www.mof.go.jp/>

「中小企業における 最低賃金の影響に関する調査」

集計結果

- 調査概要 1
- 集計結果の主なポイント 2
- 1. 今年度の最低賃金引上げについて 3～13
- 2. 最低賃金の政府目標について 14～20
- (参考資料) 業種別集計 21～27

No. 13

2025年3月5日
日本商工会議所・東京商工会議所

(1) 調査地域：全国47都道府県

(2) 回答企業数：3,958社

(3) 調査期間：2025年1月20日～2月14日

(4) 回収商工会議所数：389商工会議所

(5) 調査方法：各地商工会議所職員の依頼によるWeb回答等

(6) 調査の目的：中小企業における最低賃金引上げの影響や政府目標への受止めについて、中小企業の実態を把握
 することで、当所の意見・要望活動に活かすため。

<回答企業の属性> (※) 四捨五入のため、内訳の合計は100%にならない場合がある

【業種】

建設業：656社【16.6%】

製造業：1,053社【26.6%】

卸売業：339社【8.6%】

小売業：463社【11.7%】

情報通信・情報サービス業：109社【2.8%】

運輸業：153社【3.9%】

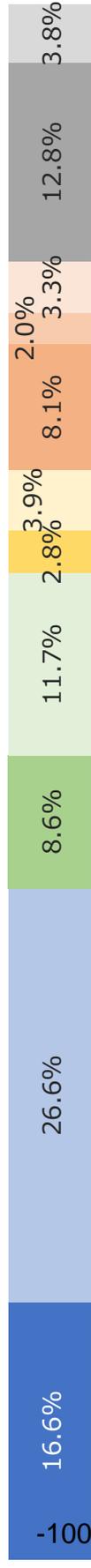
宿泊・飲食業：321社【8.1%】

医療・福祉・介護業：78社【2.0%】

金融・保険・不動産業：132社【3.3%】

その他サービス業：505社【12.8%】

その他：149社【3.8%】



■ 建設業 ■ 製造業 ■ 卸売業 ■ 小売業 ■ 情報通信・情報サービス業 ■ 運輸業 ■ 宿泊・飲食業 ■ 医療・福祉・介護業 ■ 金融・保険・不動産業 ■ その他サービス業 ■ その他

【従業員規模】

5人以下：759社【19.2%】

6～10人：540社【13.6%】

11～20人：639社【16.1%】

21～50人：872社【22.0%】

51～100人：505社【12.8%】

101～300人：548社【13.8%】

301人以上：95社【2.4%】



■ 5人以下 ■ 6～10人以下 ■ 11～20人以下 ■ 21～50人以下 ■ 51～100人以下 ■ 101～300人以下 ■ 301人以上

【地域】

○ 東京23区・政令指定都市（札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市）：601社【15.2%】

○ 東京23区・政令指定都市以外：3,357社【84.8%】 ※以下、「政令指定都市以外」と略称。（うち従業員数20人以下：1,619社【40.9%】）

都市部

東京23区・政令指定都市

15.2%

地方

政令指定都市以外

84.8%

うち従業員数20人超

43.9%

うち従業員数20人以下

40.9%

中小企業における最低賃金引上げの影響や政府目標への受止めについて、全国の商工会議所会員企業を対象に調査。3,958社の回答を、東京23区・政令指定都市の都市部（601社）とそれ以外の地方（3,357社、うち従業員20人以下の小規模企業1,619社）に分け、集計・分析を行った。

■ 2024年の最低賃金引上げの「影響」、「負担感」とも、都市部に比べ地方で深刻な状況

○ 2024年の最低賃金引上げにより、

「最低賃金を下回る従業員がいたため、賃金を引き上げた」企業は4割超（44.3%）

➡ 地方では半数近く（46.4%）に達し、都市部（32.4%）より14ポイント高い

○ 現在の最低賃金の負担感について、「大いに負担」・「多少は負担」の合計は7割超（76.0%）

➡ 地方では8割近く（77.5%）に達し、都市部（67.9%）より9.6ポイント高い

■ 新たな政府目標について、地方・小規模企業の4社に1社が「対応不可能」と回答。

2025年度より7.3%引上げとなれば、地方・小規模企業の2割が「休業等を検討」

○ 新たな政府目標（2020年代に全国加重平均1,500円）について、

「対応は不可能（19.7%）」・「対応は困難（54.5%）」の合計は7割超（74.2%）

➡ 地方・小規模企業では4社に1社（25.1%）が「対応は不可能」と回答

○ 2025年度より政府目標どおりの引上げ（7.3%）が行われた場合の影響について、

「収益悪化により、事業継続が困難（廃業、休業等の検討）」との回答が15.9%

➡ 地方・小規模企業では2割（20.1%）に達する

○ 対応可能な引上げの水準については、「1%未満」から「3%程度」までの合計が約7割（67.9%）

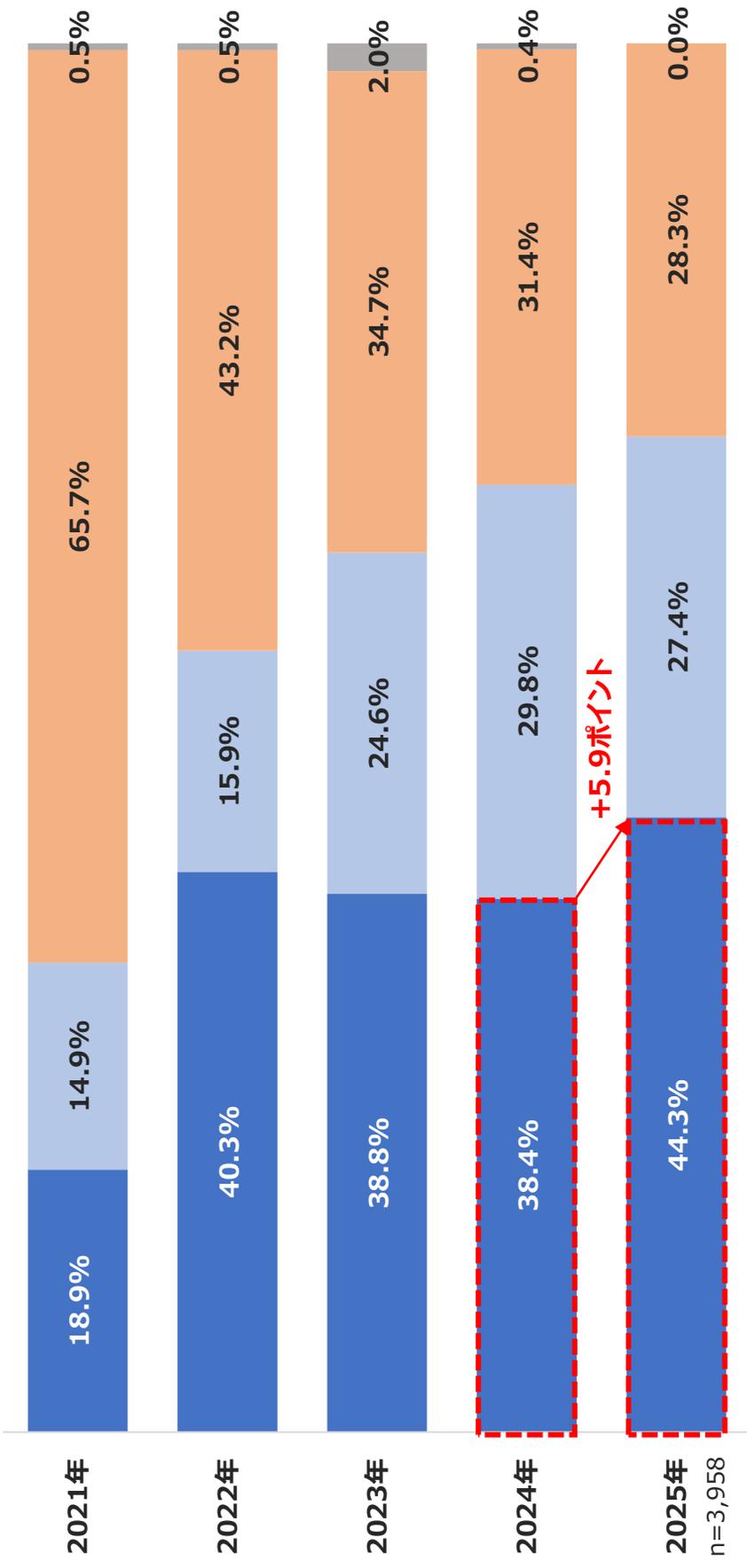
➡ 「7%程度」・「8%以上」の合計（＝7.3%に対応可能）は、わずか1.0%にとどまる

1. 今年度の最低賃金引上げについて

1. 今年度の最低賃金引上げ 2024年の最低賃金引上げの影響を受けた中小企業の割合

○ 2024年の最低賃金引上げ（全国加重平均51円：1,004円→1,055円 ※過去最高）を受け、「最低賃金を下回る従業員がいたため、賃金を引き上げた」中小企業は4割を超え（44.3%）、昨年調査から5.9ポイント増加。

【全体集計】

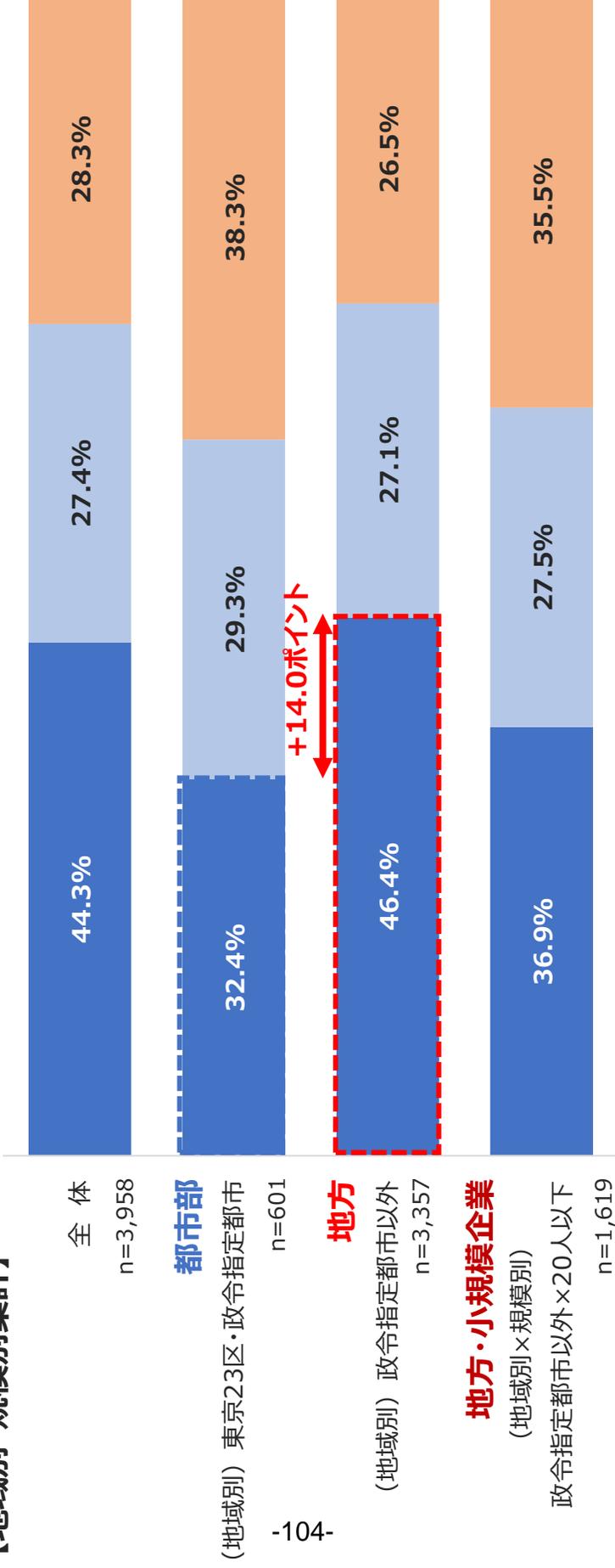


- 最低賃金を下回る従業員（パート・アルバイト含む）がいたため、賃金を引き上げた
- 最低賃金を下回る従業員（パート・アルバイト含む）がいなかったが、賃金を引き上げた
- 最低賃金を下回る従業員（パート・アルバイト含む）がいなかったため、賃金を引き上げなかった
- 無回答

2024年の最低賃金引上げの影響を受けた中小企業の割合【地域別・規模別】

○「最低賃金を下回る従業員がいたため、賃金を引き上げた」中小企業の割合は、地方では半数近く（46.4%）に達し、都市部（32.4%）より14ポイント高い。

【地域別・規模別集計】



- 最低賃金を下回る従業員 (パート・アルバイト含む) がいたため、賃金を引き上げた
- 最低賃金を下回る従業員 (パート・アルバイト含む) がいなかったが、賃金を引き上げた
- 最低賃金を下回る従業員 (パート・アルバイト含む) がいなかったため、賃金を引き上げなかった

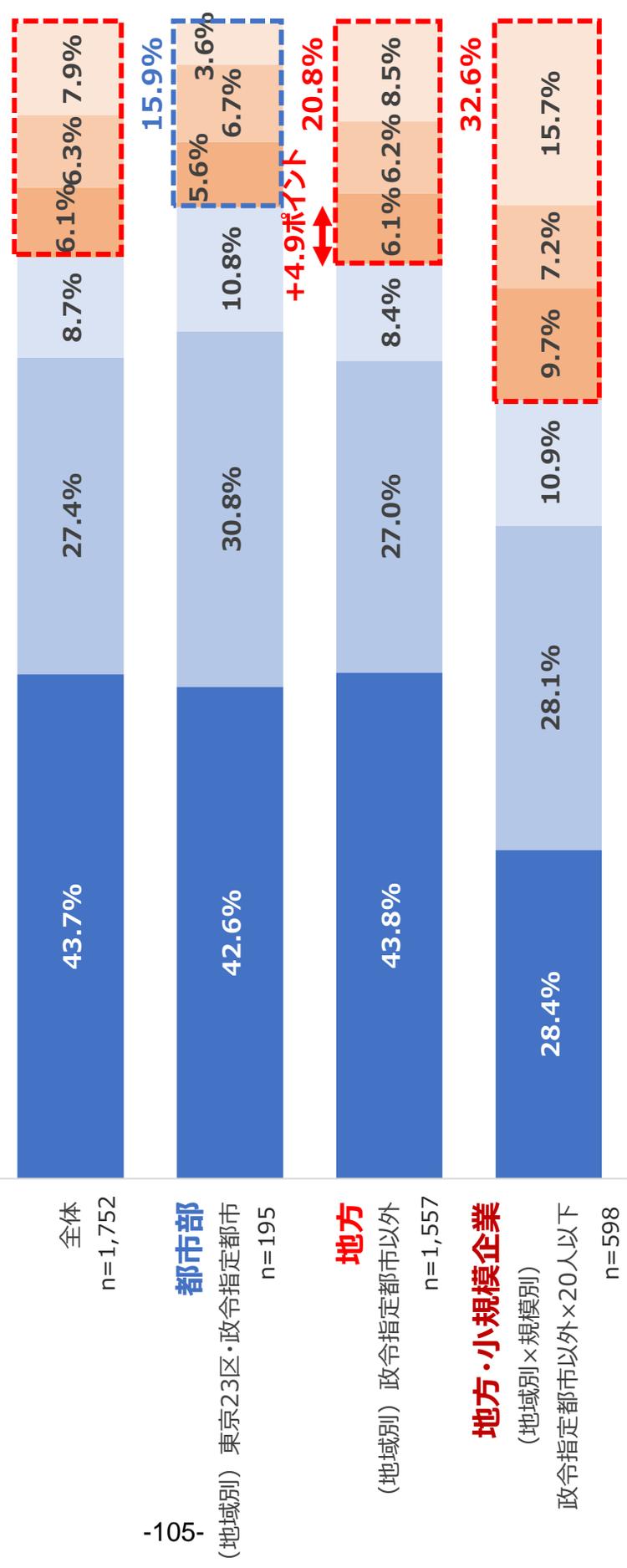
1. 今年度の最低賃金引上げ 最低賃金を下回ったため賃金を引き上げた従業員の割合

○ 最低賃金を下回ったため賃金を引き上げた従業員が全体の「5割以上」に達する中小企業が、約2割（20.3%）。

○ 地方（20.8%）は都市部（15.9%）より4.9ポイント高く、地方・小規模企業では、「5割以上」との回答が3割を超える（32.6%）。

【地域別・規模別集計】

※④頁にて「最低賃金を下回る従業員がいたため、賃金を引き上げた」と回答した企業



■ 1割未満 ■ 1割以上3割未満 ■ 3割以上5割未満 ■ 5割以上7割未満 ■ 7割以上9割未満 ■ 9割以上

最低賃金を下回ったため賃金を上げた従業員の属性

- 最低賃金引上げに伴い賃上げを行った対象は、「パートタイム労働者」が約8割（81.3%）で最多。
- 「正社員」も約3割（27.2%）に達し、地方（27.6%）は都市部（24.6%）より3.0ポイント高い。

【地域別・規模別集計，複数回答】 ※④頁にて「最低賃金を下回る従業員がいたため、賃金を引き上げた」と回答した企業

	全体 n=1,752	地域別×規模別	
		都市部 東京23区・政令指定都市 n=195	地方 政令指定都市以外 n=1,557
正社員	27.2%	24.6%	27.6%
フルタイム・ 有期契約労働者	21.2%	22.6%	21.1%
パートタイム労働者 (主婦パート、学生アルバイトなど)	81.3%	79.5%	81.5%
その他	3.8%	3.6%	3.8%
			24.6%
			11.4%
			85.5%
			1.5%

地方・小規模企業
政令指定都市以外×20人以下
n=598

最低賃金引上げにともなう人件費増への対応

- 最低賃金引上げに伴う人件費増への対応については、「具体的な対応が取れず、収益を圧迫している」が約3割（31.4%）と最多。
- 「人件費増加分の価格転嫁（26.9%）」、「原材料費等増加分の価格転嫁（22.3%）」が続く。

【全体集計，複数回答】 n=2,837

※④頁にて「最低賃金を下回る従業員がいたため、賃金を引き上げた」もしくは「最低賃金を下回る従業員（パート・アルバイト含む）がいなかったが、賃金を引き上げた」と回答した企業

具体的な対応が取れず、収益を圧迫している

31.4%

人件費増加分の製品・サービス価格への転嫁

26.9%

原材料費等増加分の製品・サービス価格への転嫁

22.3%

支払い原資に余力があり、特に対応は行っていない

19.6%

生産・業務プロセスの見直しによる生産性向上

18.8%

設備投資の抑制等、人件費以外のコストの削減

17.3%

残業時間・シフトの削減（非正規社員含む）

16.0%

従業員数の削減、採用の抑制（非正規社員含む）

6.2%

他の従業員の賃上げ抑制、一時金等の削減

4.5%

その他

3.7%

最低賃金引上げにともなう人件費増への対応【地域別・規模別】

- 最低賃金引上げに伴う人件費増への対応について、「具体的な対応が取れず、収益を圧迫」との回答割合は、都市部（28.8%）に比べ、地方（31.8%）は3.0ポイント、地方・小規模（34.5%）は5.7ポイント高い。
- 逆に「人件費増加分の価格転嫁」との回答割合は、都市部（28.3%）に比べ、地方（26.7%）は1.6ポイント、地方・小規模企業（25.0%）は3.3ポイント低い。

【地域別・規模別集計，複数回答】

※④頁にて「最低賃金を下回る従業員がいたため、賃金を引き上げた」ともしくは「最低賃金を下回る従業員（パート・アルバイト含む）がいなかったが、賃金を引き上げた」と回答した企業

	地域別×規模別		
	都市部 東京23区・政令指定都市 n=195	地方 政令指定都市以外 n=1,557	地方・小規模企業 政令指定都市以外×20人以下 n=598
具体的な対応が取れず、 収益を圧迫している	28.8% +3.0ポイント	31.8% +5.7ポイント	34.5%
人件費増加分の製品・サービス 価格への転嫁	28.3% ▲1.6ポイント	26.7% ▲3.3ポイント	25.0%
全体 n=1,752	31.4%		

最低賃金引上げにともなう人件費増への対応【自由回答欄より】**【価格転嫁】**

- 労務費増加分を製品販売価格に転嫁しているが、消費者には受入れられ難い。 (東海・小売業)
- 製品価格への転嫁はしたが、原材料料価格も高騰しており、結果的に追いつかない状況。 (関西・製造業)

【人件費全体への影響】

- 給料に充てる事の出来る資金が限られているので、最低賃金が上がれば支払いが増えた分、他の職員の支払いを抑えざるを得ない状況。(北海道・その他サービス業)
- 最低賃金引上げにより、全ての社員に昇給を望まれ、経営は難しく将来が心配。(関東・建設業)
- 人手不足であるのに、従業員の削減を検討しないといけないほど人件費率が膨らんでいる。(関西・宿泊・飲食業)

【採用・設備投資の見直し】

- 設備投資を抑制し、人件費以外のコストを削減した。DX化により、業務効率向上を図った。(中部・運輸業)

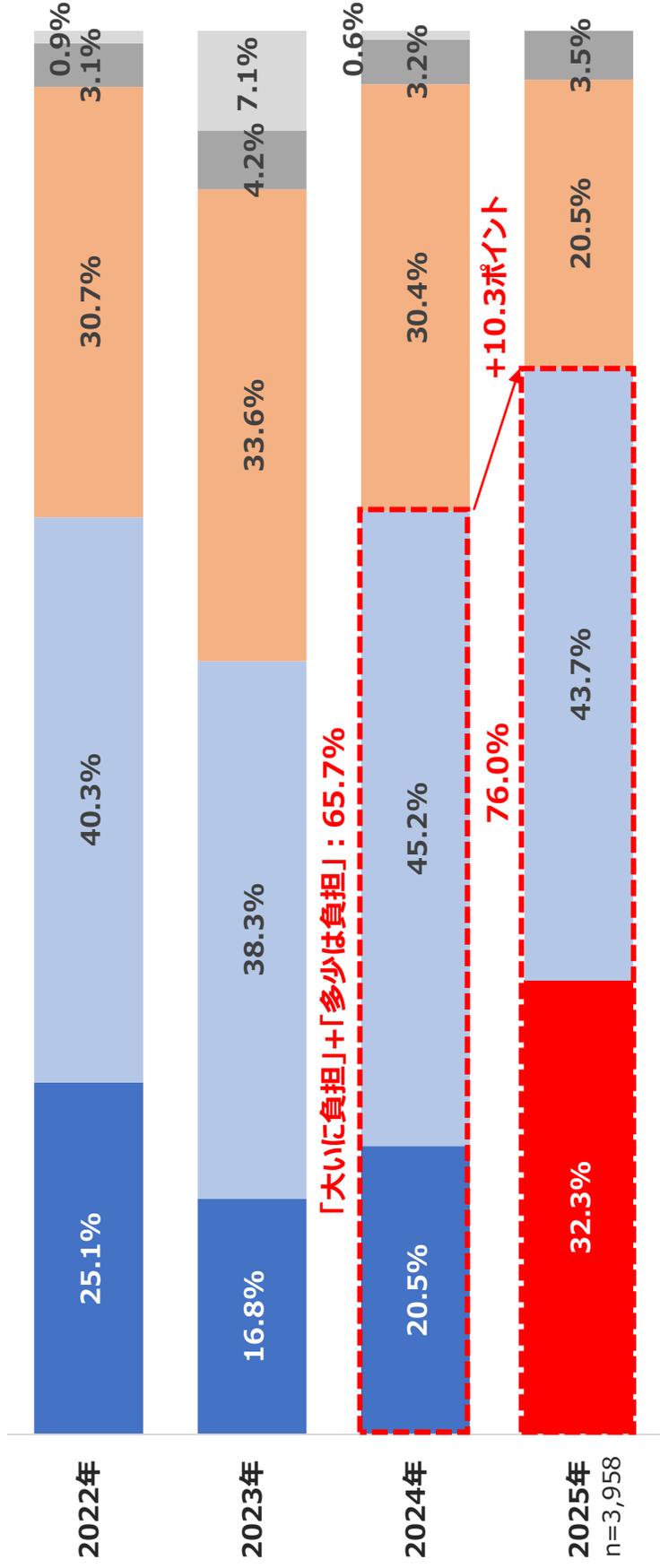
【支援策】

- 自動機などの機械導入が難しい業務なので、国の支援策に該当せず困った。現場にあった支援策が欲しい。(東北・製造業)

現在の最低賃金の負担感

○現在の最低賃金の負担感について、「大いに負担」と「多少は負担」の合計は7割超（76.0%）に達し、昨年調査から10.3ポイント増加。
 ○「大いに負担」の割合は3割超（32.3%）と、昨年調査から11.8ポイント増加。

【全体集計】

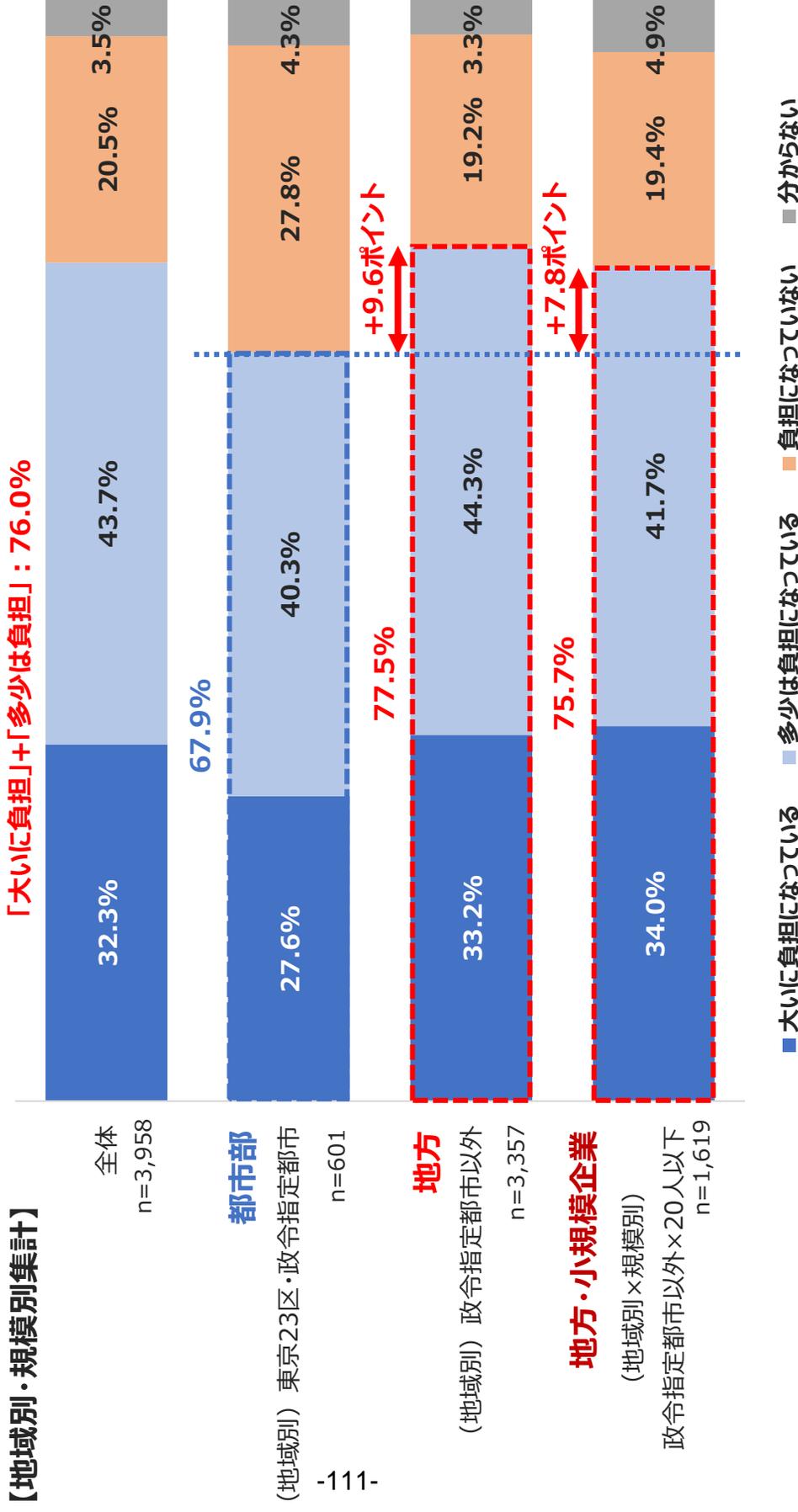


■ 大いに負担になっている ■ 多少は負担になっている ■ 大いに負担になっていない ■ 分からない ■ 無回答

現在の最低賃金の負担感【地域別・規模別】

○現在の最低賃金の負担感について、「大いに負担」と「多少は負担」の合計は、都市部（67.9%）に比べ、地方（77.5%）は9.6ポイント、地方・小規模企業（75.5%）は7.8ポイント高い。

【地域別・規模別集計】

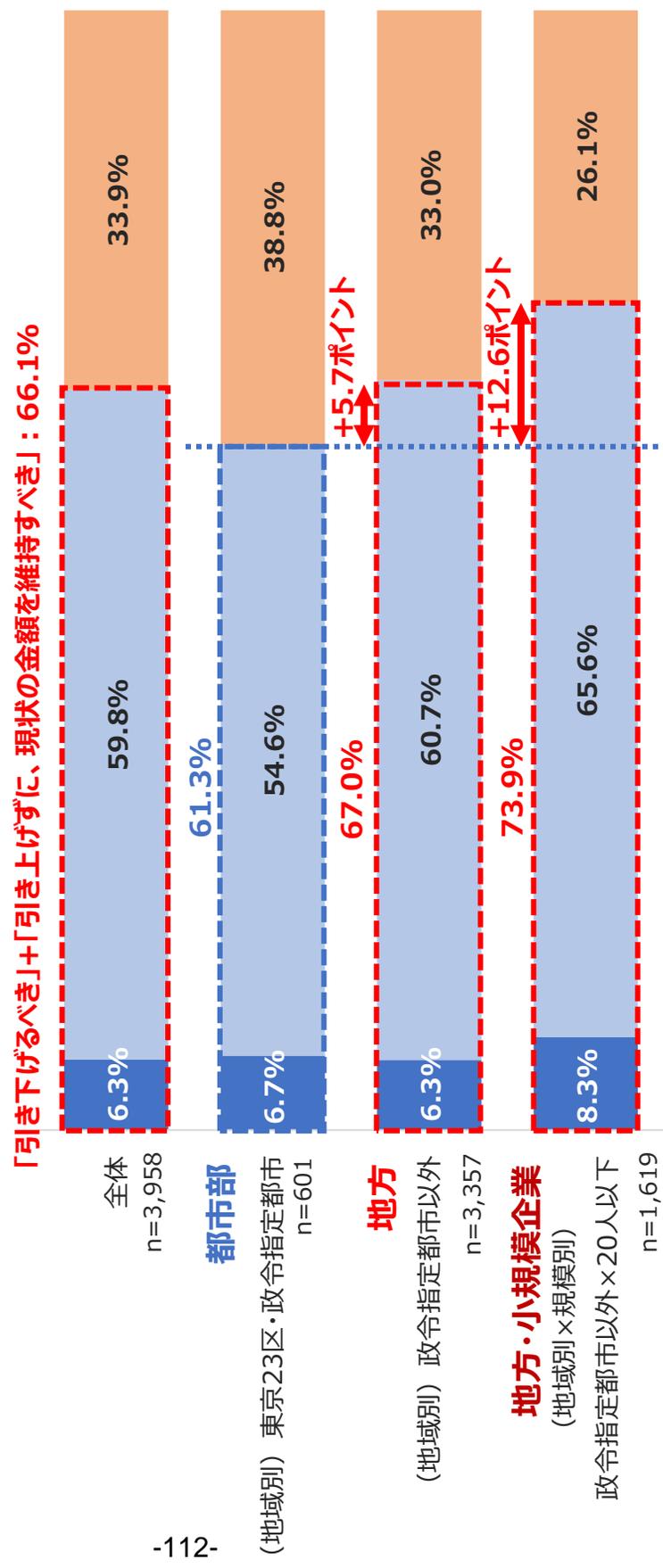


1. 今年度の最低賃金引上げ 2025年度の最低賃金改定に対する考え

○ 2025年度の最低賃金改定について、「引き下げるべき」と「引き上げず」に「引き上げず」に、現状の金額を維持すべき」の合計は7割弱（66.1%）。

○ 都市部（61.3%）に比べ、地方（67.0%）は5.7ポイント、地方・小規模企業（73.9%）は12.6ポイント高い。

【地域別・規模別集計】



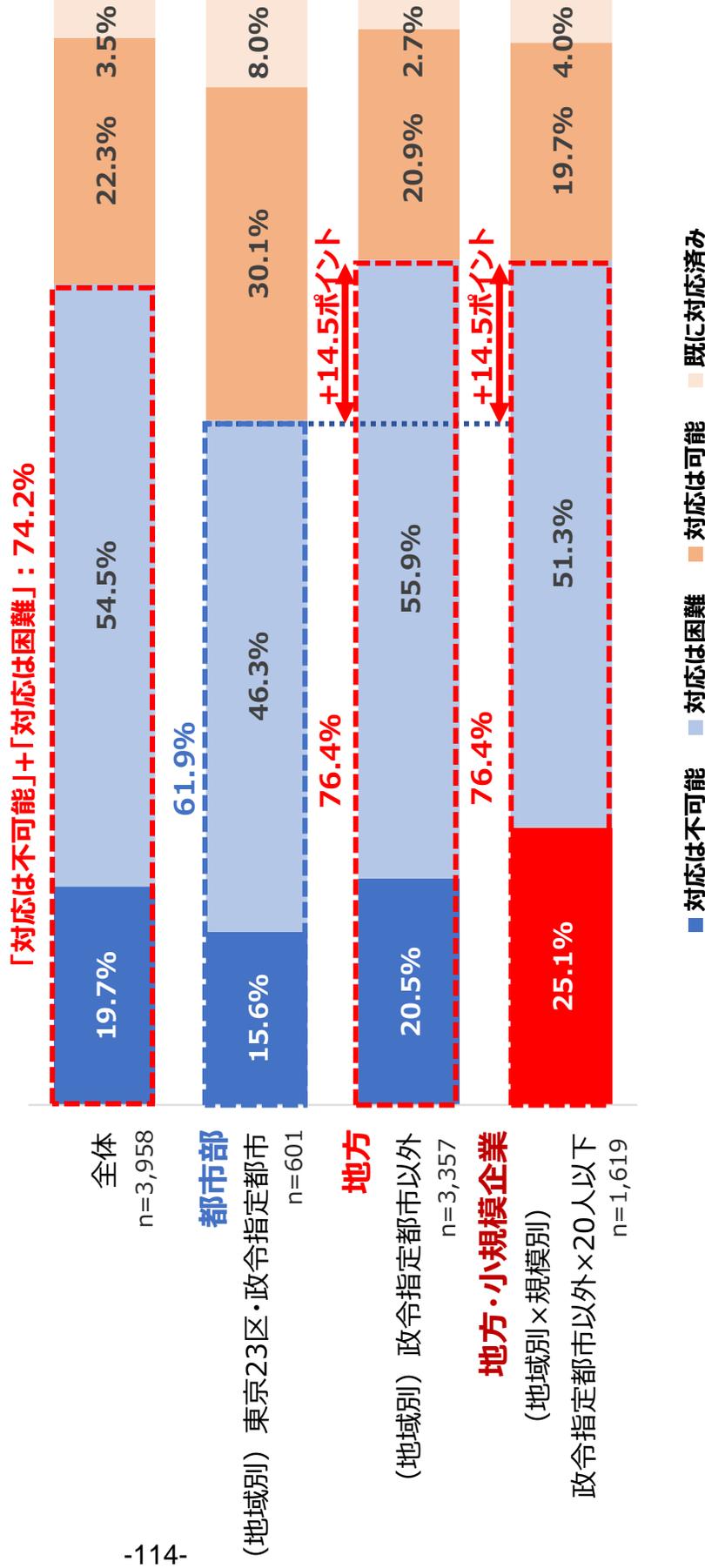
■ 引き下げるべき ■ 引き上げず、現状の金額を維持すべき ■ 引き上げるべき

2. 最低賃金の政府目標について

新たな政府目標「2020年代に全国加重平均1,500円」に対する考え

- 新たな政府目標（2020年代に全国加重平均1,500円）に対し、「対応は不可能」もしくは「対応は困難」と回答した企業は7割を超える（74.2%）。
- 都市部（61.9%）に比べ、地方ならびに地方・小規模企業（いずれも76.4%）は14.5ポイント高く、地方・小規模企業では、4社に1社（25.1%）が「対応は不可能」と回答。

【地域別・規模別集計】



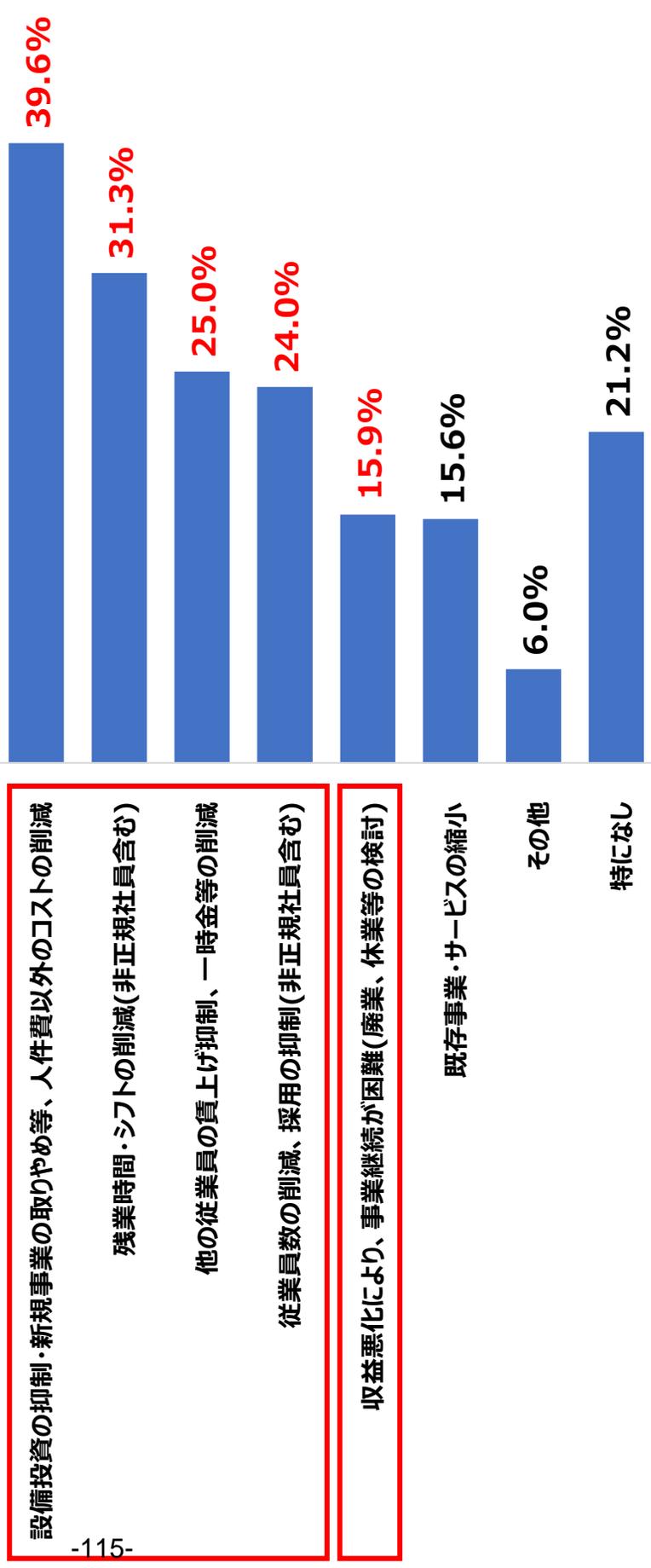
政府目標どおりの引上げが行われた場合の影響

- 2025年度より政府目標どおりの最低賃金引上げ（7.3%・89円）が行われた場合、想定される自社への具体的な影響については、「人件費以外のコストの削減」との回答が約4割（39.6%）で最多。
- 「残業時間・シフトの削減（31.3%）」、「他の従業員の賃上げ抑制、一時金等の削減」（25.0%）、「従業員数の削減・採用の抑制（24.0%）」が2～3割で続く。
- 「収益悪化により、事業継続が困難（廃業、休業等の検討）」との回答も1割を超える（15.9%）。

【全体集計，複数回答】

n = 3,818

※⑤頁にて「対応は不可能」、「対応は困難」、「対応は可能」と回答した企業



政府目標どおりの引上げが行われた場合の影響【地域別・規模別】

- 2025年度より政府目標どおりの最低賃金引上げ（7.3%・89円）が行われた場合、「収益悪化により、事業継続が困難（廃業、休業等の検討）」とする企業は、地方・小規模企業で2割（20.1%）に達し、都市部（13.6%）に比べ6.5ポイント高い。
- 同じく、「既存事業・サービスの縮小」とする企業も、地方・小規模企業で2割近く（18.7%）、都市部（12.1%）に比べ6.6ポイント高い。

【地域別・規模別集計，複数回答】

※⑨頁にて「対応は不可能」、「対応は困難」、「対応は可能」と回答した企業

	地域別×規模別		
	都市部 東京23区・政令指定都市 n=553	地方 政令指定都市以外 n=3,265	地方・小規模企業 政令指定都市以外×20人以下 n=1,555
収益悪化により、 事業継続が困難 (廃業、休業等の検討)	15.9%	16.3% +2.7ポイント	20.1% +6.5ポイント
既存事業・サービスの縮小	15.6%	16.2% +4.1ポイント	18.7% +6.6ポイント

政府目標どおりの引上げが行われた場合の影響【自由回答欄より抜粋】

【事業の縮小・廃業】

- 人件費の割合が高まるため、事業所の縮小を避けられない可能性が高い。（関東・その他サービス業）
- 大幅な人件費増になり、価格転嫁で吸収できるか極めて不透明。吸収できなければ赤字回避のため大幅なコストカットは避けられない。それでも吸収できなければ**今後の事業継続にも支障がでる恐れがある。**
（北陸信越・小売業）
- コストの増加分を商品価格に転嫁できなければ、**廃業も視野に入る。**
（九州・沖縄・小売業）

【採用への影響】

- **本来は従業員を新規採用したいが、賃金の事を考えると現状維持しかできそうにない。**（中国・小売業）
- 医療介護の場合は診療報酬により公定価格で算出されるため、価格転嫁ができない。最低賃金が上がれば、**正社員採用分を非正規雇用に替えての採用となる。**
（北海道・医療・福祉・介護業）

【投資の抑制】

- **中長期計画で予定している設備投資の繰り延べ。**
（東北・運輸業）
- 人件費を除く固定費を見直し、**未来への投資を控え、現状を維持せざるを得ない。**
（中国・建設業）

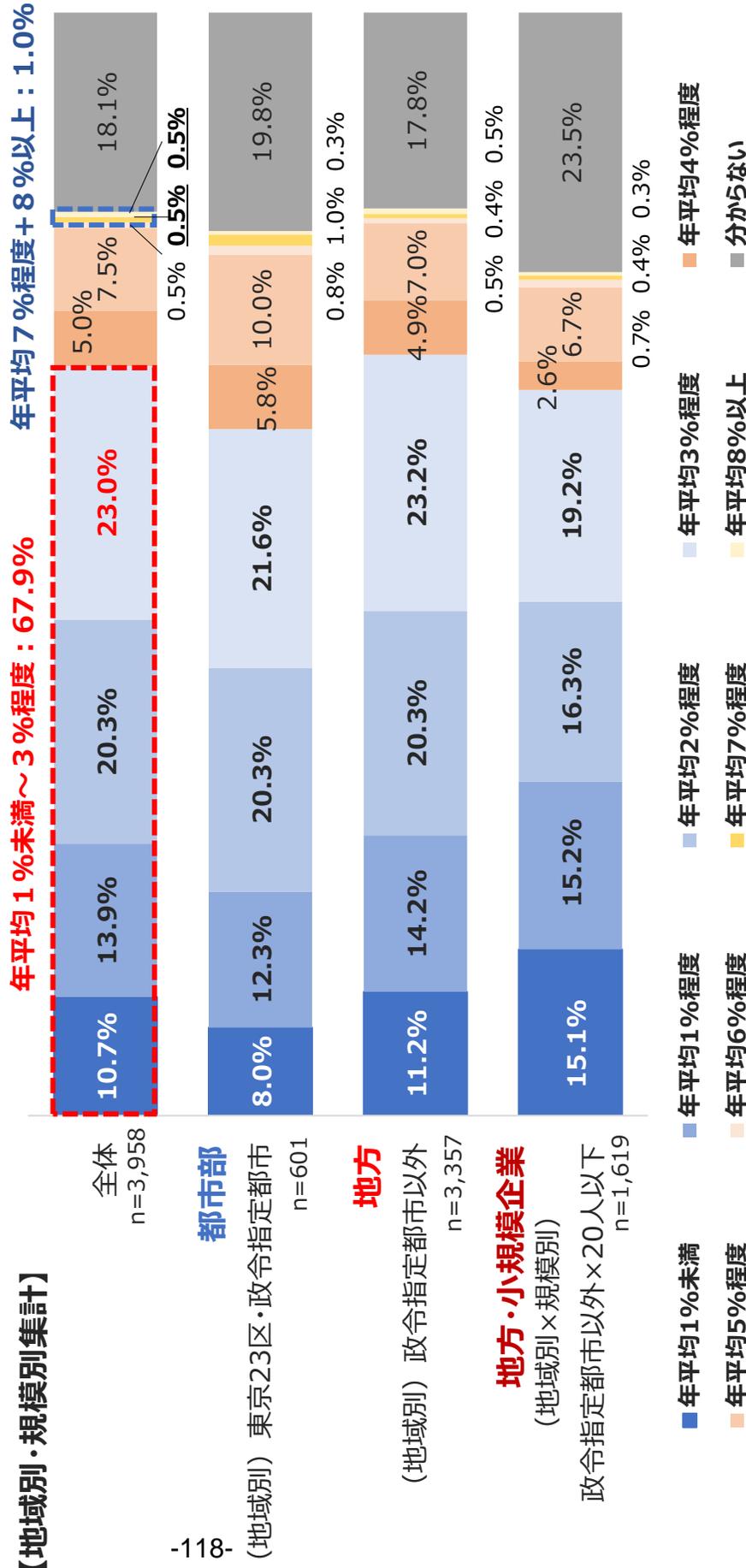
【その他】

- 現状では対応可能と考えるが、世界情勢や事業環境が不透明な中では**不確定要素が多い。**
（関東・製造業）

対応可能な最低賃金引上げの水準

- 対応可能な最低賃金引上げの水準について、「年平均3%程度」と回答する企業が最多（23.0%）。「年平均1%未満」から「年平均3%程度」までを合わせると約7割（67.9%）。
- 政府目標どおりの最低賃金引上げ（7.3%）に対応能と回答する企業（「年平均7%程度」および「年平均8%以上」）は全回答企業のわずか1.0%。

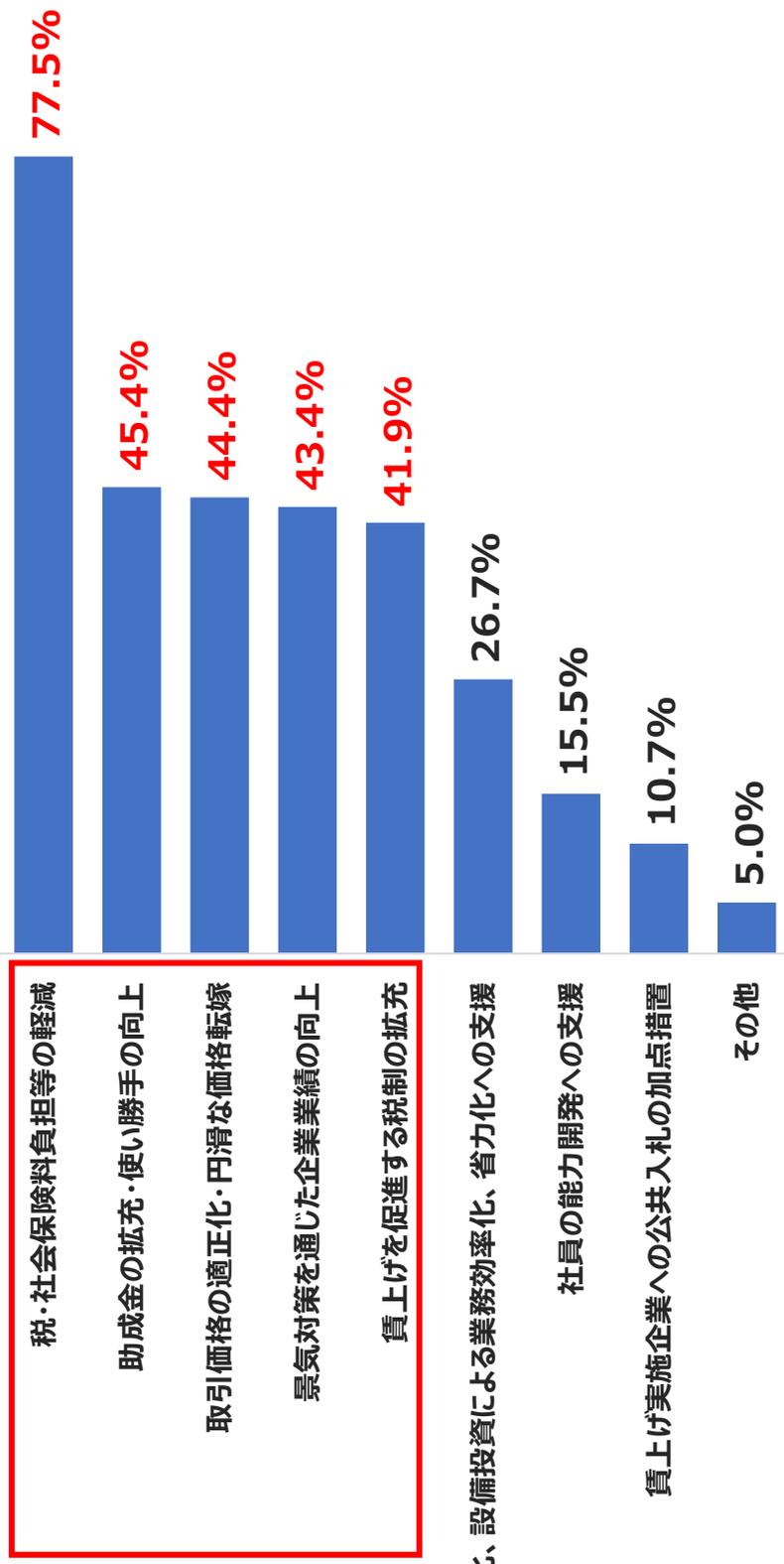
【地域別・規模別集計】



最低賃金の引上げへの対応のために、政府等に求める支援

- 最低賃金の引上げへの対応のために、政府等に求める支援については、「税・社会保険料負担等の軽減」が約8割（77.5%）と最多。
- 「助成金の拡充・使い勝手の向上（45.4%）」、「取引価格の適正化・円滑な価格転嫁（44.4%）」、「景気対策を通じた企業業績の向上（43.4%）」、「賃上げを促進する税制の拡充（41.9%）」が4割超で続く。

【全体集計，複数回答】 n=3,958



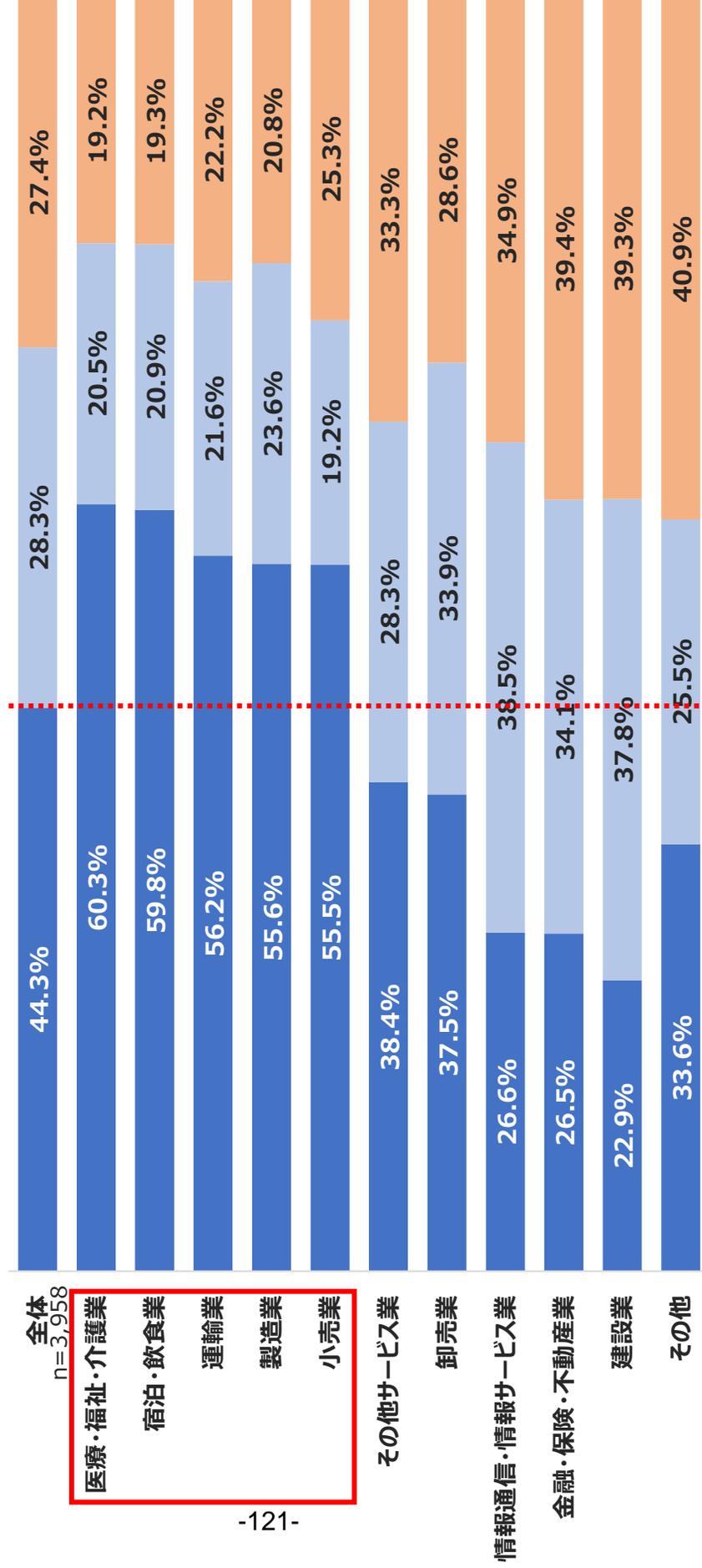
參考資料

【業種別集計】

2024年の最低賃金引上げた中小企業の割合【業種別集計】

○「最低賃金を下回る従業員がいたため、賃金を引き上げた」企業は、医療・福祉・介護業（60.3%）、宿泊・飲食業（59.8%）、運輸業（56.2%）において6割に迫り、製造業（55.6%）、小売業（55.5%）でも全体（44.3%）を上回る。

【業種別集計】

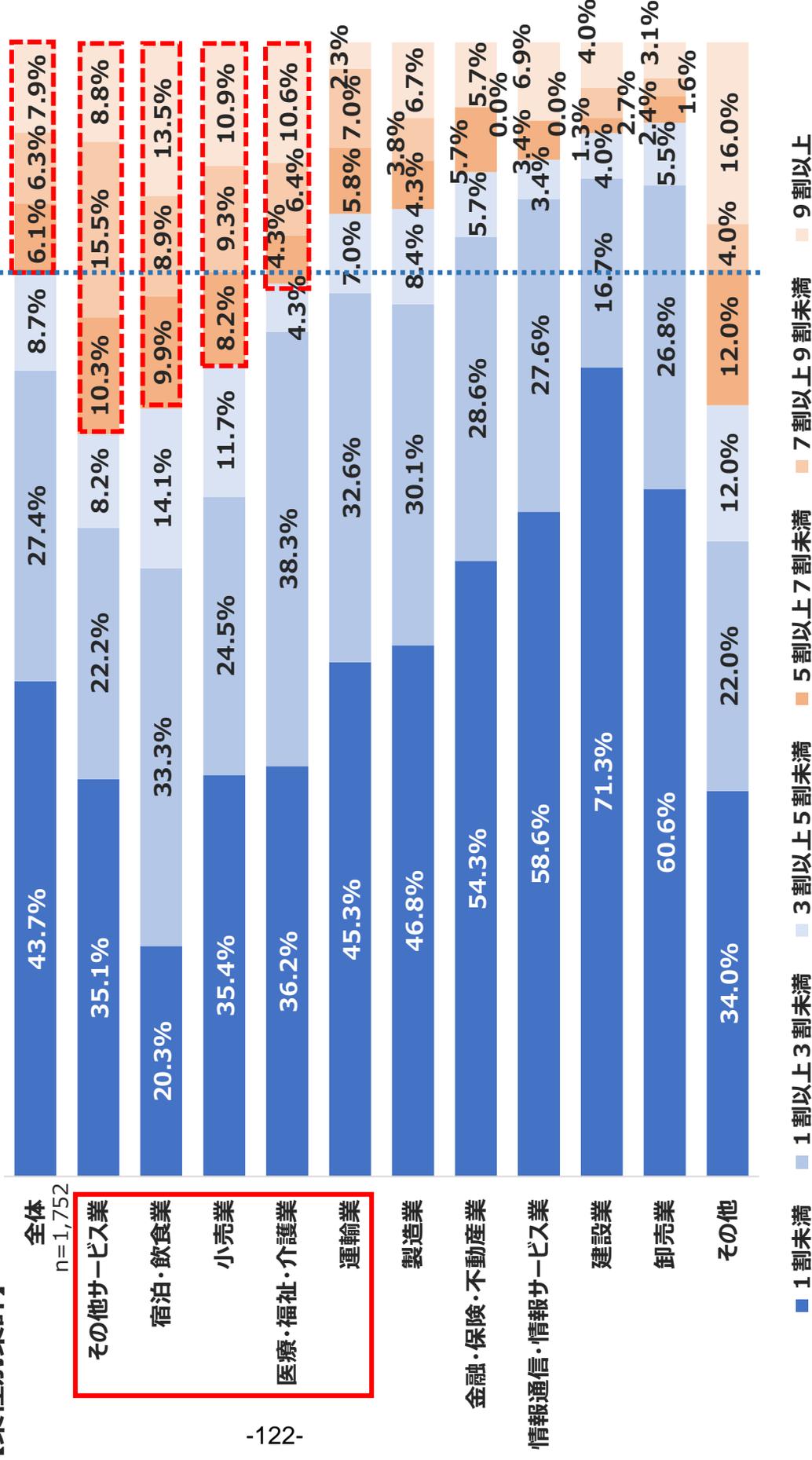


- 最低賃金を下回る従業員（パート・アルバイト含む）がいたため、賃金を引き上げた
- 最低賃金を下回る従業員（パート・アルバイト含む）がなかったが、賃金を引き上げた
- 最低賃金を下回る従業員（パート・アルバイト含む）がなかったため、賃金を引き上げなかった

最低賃金を下回ったため賃金を上げた従業員の割合【業種別集計】

○ 最低賃金を下回ったため賃金を引き上げた従業員が全体の「5割以上」に達する中小企業が、**その他サービス業（34.5%）や宿泊・飲食業（32.3%）、小売業（28.4%）など労働集約型の業種で全体を上回る。**

【業種別集計】 ※④頁にて「最低賃金を下回る従業員がいたため、賃金を引き上げた」と回答した企業



最低賃金を下回ったため賃金を上げた従業員の属性【業種別集計】

- 最低賃金を下回ったため、「パートタイム労働者」の賃金を上げた企業の割合は、**宿泊・飲食業（97.9%）**、**医療・福祉・介護業（95.7%）**、**金融・保険・不動産業（94.3%）**で9割を超える。
- 「正社員」の賃金を上げた企業の割合は、**運輸業で約6割（58.1%）**に達するほか、**医療・福祉・介護業（34.0%）**、**建設業（30.0%）**、**製造業（29.9%）**で約3割と全体を上回る。

【業種別集計，複数回答】

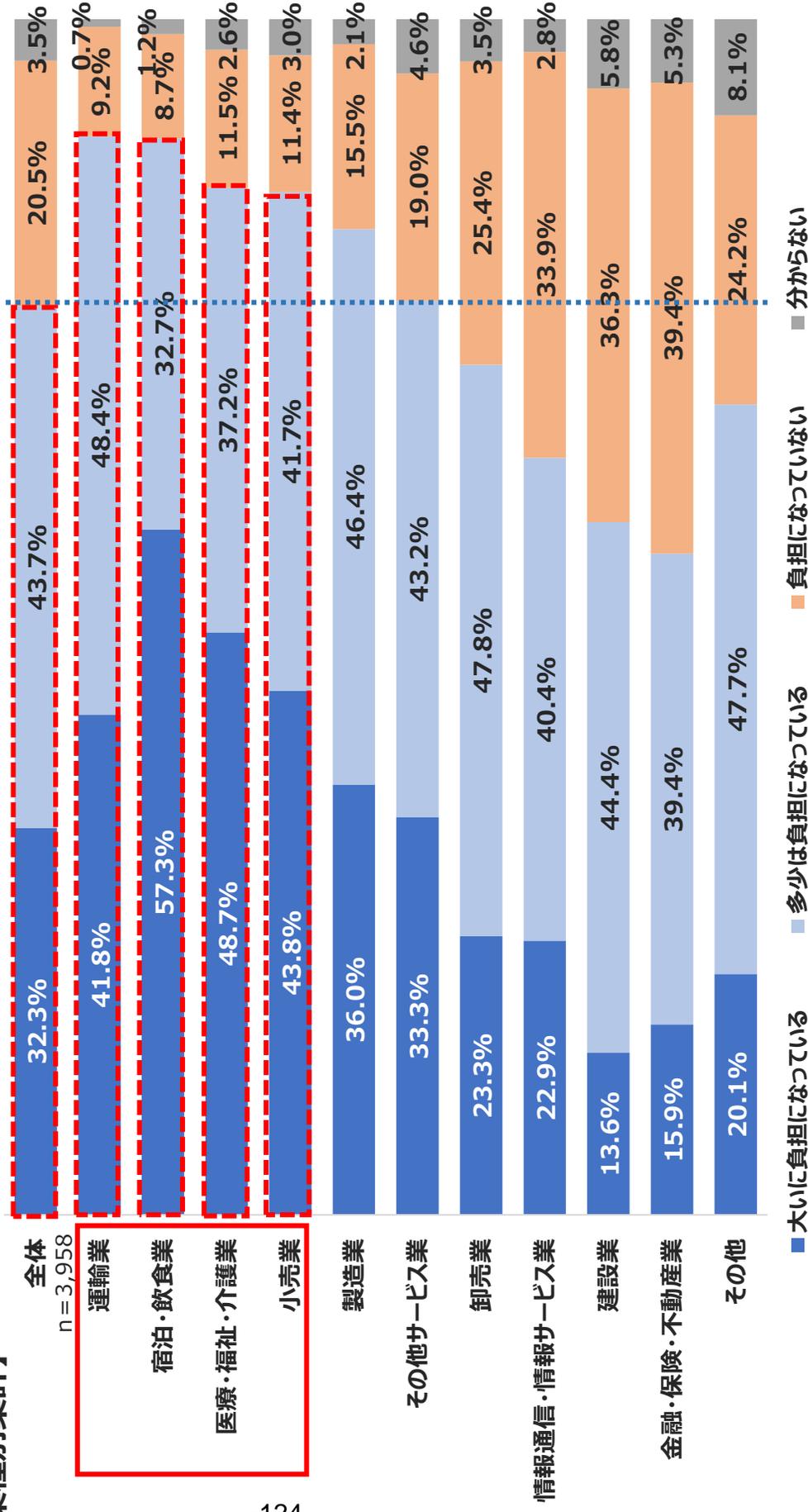
※④頁にて「最低賃金を下回る従業員がいたため、賃金を引き上げた」と回答した企業

	パートタイム労働者 (主婦パート、 学生アルバイトなど)	正社員	フルタイム・ 有期契約労働者	その他
全体 n=1,752	81.3%	27.2%	21.2%	3.8%
宿泊・飲食業	97.9%	20.8%	12.5%	0.5%
医療・福祉・介護業	95.7%	34.0%	23.4%	2.1%
金融・保険・不動産業	94.3%	8.6%	14.3%	0.0%
小売業	89.5%	24.9%	20.2%	1.2%
その他サービス業	86.6%	23.7%	20.1%	1.5%
卸売業	85.0%	15.7%	12.6%	1.6%
製造業	75.4%	29.9%	27.4%	7.9%
情報通信・情報サービス業	72.4%	24.1%	17.2%	0.0%
建設業	64.0%	30.0%	12.7%	3.3%
運輸業	64.0%	58.1%	33.7%	3.5%
その他	78.0%	22.0%	24.0%	4.0%

現在の最低賃金の負担感【業種別集計】

○現在の最低賃金について、「大いに負担」と「多少は負担」の合計は、運輸業（90.2%）、宿泊・飲食業（90.0%）、医療・福祉・介護業（85.9%）、小売業（85.5%）において、全体（76.0%）を1割前後上回り、特に負担感が強い。

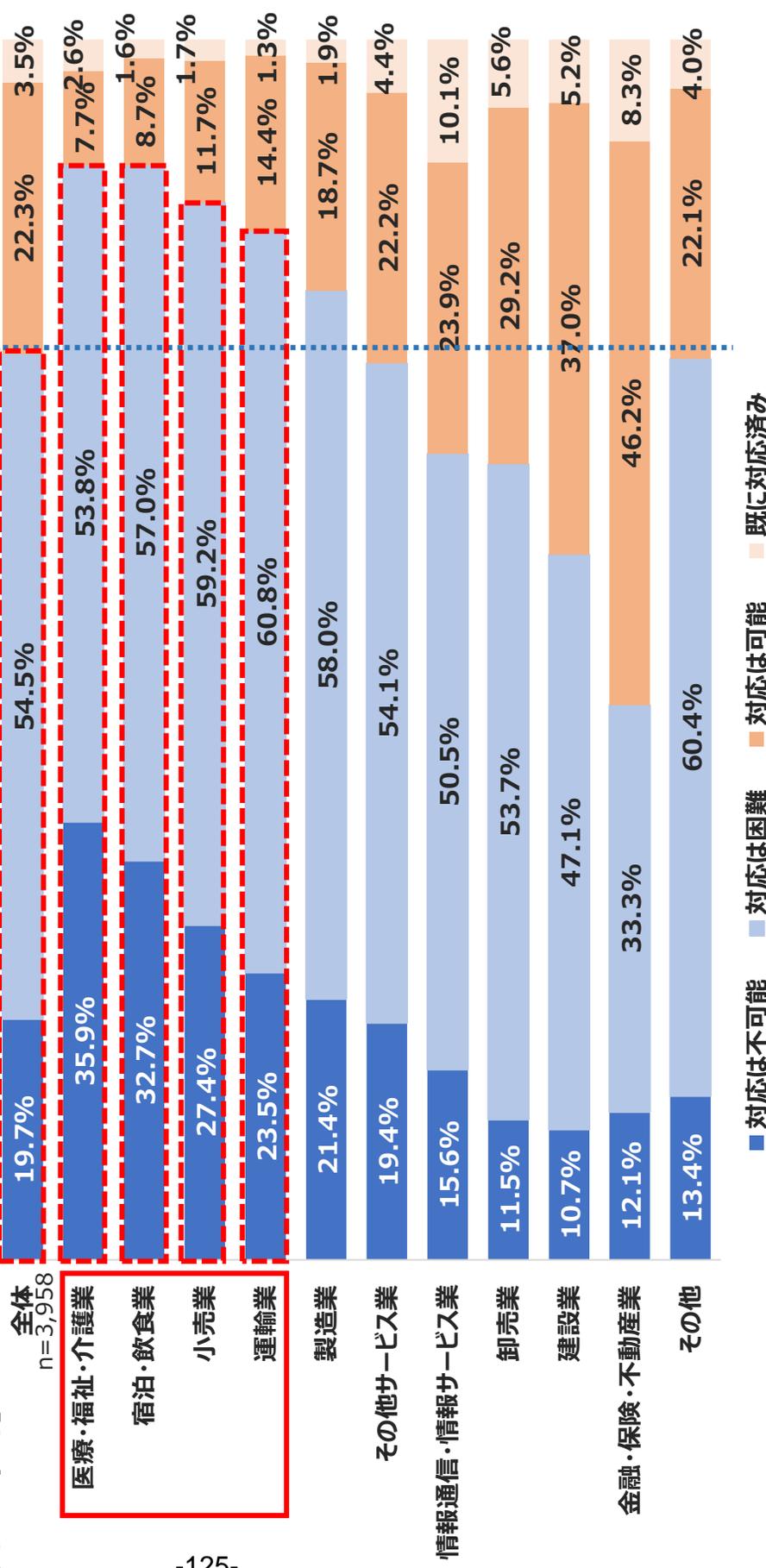
【業種別集計】



新たな政府目標「2020年代に全国加重平均1,500円」に対する考え【業種別集計】

- 新たな政府目標について、医療・福祉・介護業（89.7%）、宿泊・飲食業（89.7%）、小売業（86.6%）、運輸業（84.3%）では、「対応は不可能」もしくは「対応は困難」と回答した企業が、8割を超える。
- 「対応は不可能」との回答は、医療・福祉・介護業（35.9%）、宿泊・飲食業（32.7%）、小売業（27.4%）、運輸業（23.5%）で3割超。

【業種別集計】

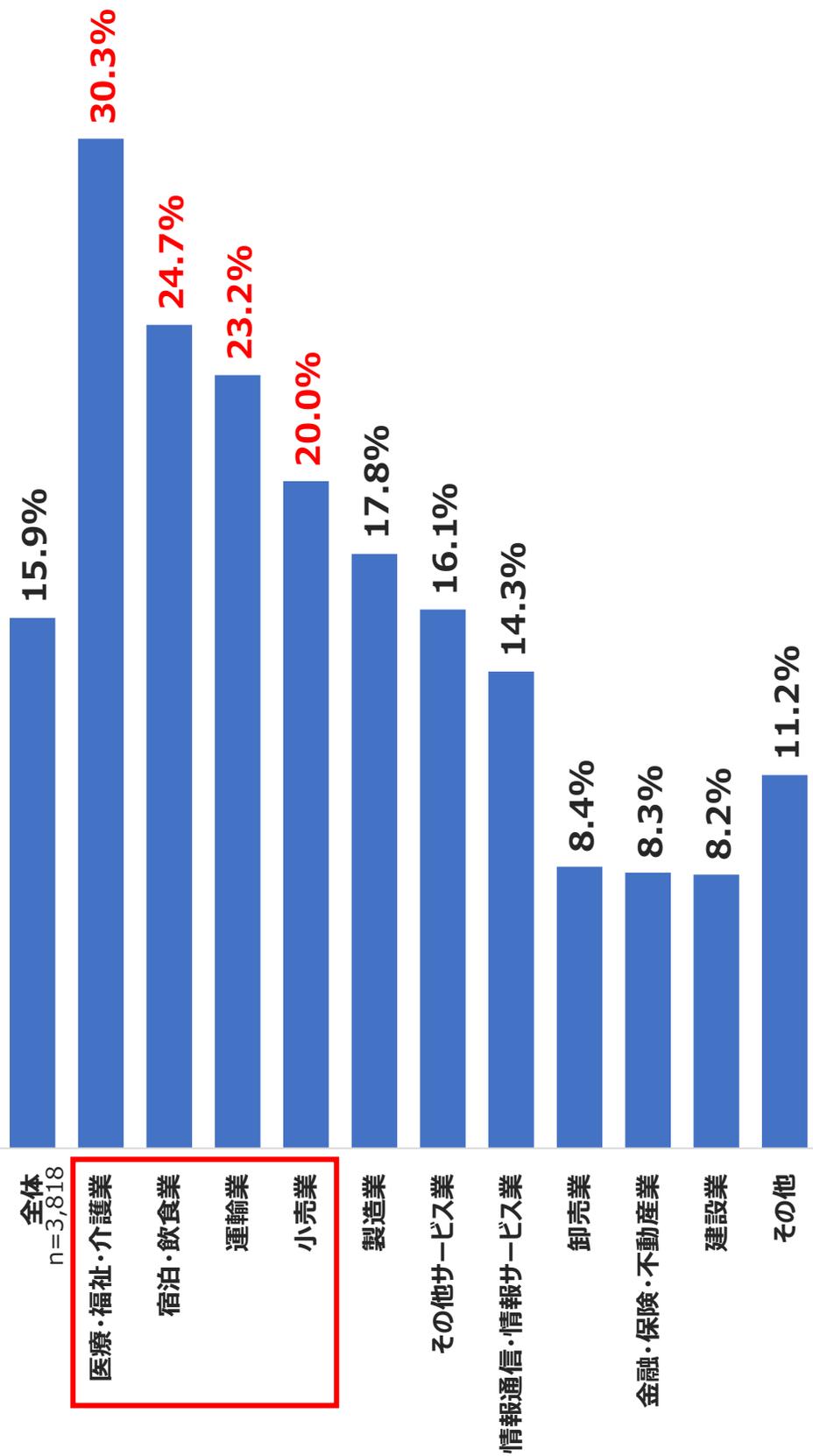


政府目標どおりの引上げが行われた場合の影響・「収益悪化により、事業継続が困難」と回答した企業【業種別集計】

○ 2025年度より政府目標どおりの最低賃金引上げ（7.3%・89円）が行われた場合、「収益悪化により、事業継続が困難（廃業、休業等の検討）」とする企業が、医療・福祉・介護業で3割超（30.3%）。宿泊・飲食業（24.7%）、運輸業（23.2%）、小売業（20.0%）で2割台にのぼる。

【業種別集計】

※⑩頁にて収益悪化により、事業継続が困難に（廃業、休業等の検討）と回答した企業



小規模企業景気動向調査 [2025年5月期調査]

～物価高に苦しみ廃業懸念が強まる中、支援を求める声広がる小規模企業景況～

＜産業全体＞

5月期の産業全体の景況は、売上額DIがわずかに低下し、採算・資金繰り・業況DIはわずかに上昇した。売上額DI以外は緩やかな回復を見せたが、前年ベースではマイナスで推移しており、回復基調にはなお時間を要する。物価高騰をはじめとする経営上の課題により、廃業検討の声も多いため、国や自治体による抜本的な小規模企業支援を求める。

	DI	4月	5月	前月比	前年 同月比
売上額		3.6	2.9	▲ 0.7	▲ 2.0
採算	▲	20.2	▲ 19.2	1.0	▲ 2.0
資金繰り	▲	16.8	▲ 15.7	1.1	▲ 1.0
業況	▲	17.5	▲ 16.8	0.7	▲ 4.9

＜製造業(食料品、繊維、機械・金属)＞外部環境に対する不安と挑戦が交錯する製造業

製造業は、売上額DIが小幅に上昇、採算・資金繰りDIはわずかに上昇し、業況DIは不変であった。食料品関連は、依然として原材料費やエネルギーコスト高に苦む声が多い。繊維関連は、季節要因により受注が伸び悩み、売上や採算が悪化した。機械・金属関連は、前月比での改善は見られたが、関税政策による先行き不安の声は続いている。一方で、一部事業所では新分野進出に取り組むなど、前向きな姿勢も確認された。

	DI	4月	5月	前月比	前年 同月比
売上額		2.7	4.8	2.1	▲ 3.5
採算	▲	23.7	▲ 21.8	1.9	▲ 5.7
資金繰り	▲	17.9	▲ 16.2	1.7	0.4
業況	▲	21.4	▲ 21.8	▲ 0.4	▲ 8.5

＜建設業＞前年同月からは改善が見られるも、依然として人材確保が急務な建設業

建設業は、売上額がわずかに低下、資金繰り・業況DIはわずかに上昇し、採算DIは不変であった。前年同月比では、全てのDIが上昇。コロナ禍の影響が落ち着いたことによる受注件数の増加が一部で報告されたが、慢性的な人手不足に伴い外注への依存度が高まり、採算が取れない状況が続いている。廃業する事業所も散見される中、企業存続の為、人材確保や育成等の取り組みが急がれる。

	DI	4月	5月	前月比	前年 同月比
売上額		7.0	5.5	▲ 1.5	8.1
採算	▲	16.9	▲ 17.1	▲ 0.2	4.8
資金繰り	▲	17.1	▲ 15.6	1.5	2.8
業況	▲	14.9	▲ 13.7	1.2	2.1

＜小売業(衣料品、食料品、耐久消費財)＞全業種のうち、唯一全DIがマイナス値となった小売業

小売業は、売上額DIが小幅に低下、資金繰り・業況DIはわずかに上昇し、採算DIは不変であった。衣料品関連・食料品関連ともに物価高騰による買い控えの影響が目立つ結果となった。特に衣料品関連は、売上高DIが前年同月比で約10ポイント低下、食料品関連は米の不足や高騰の影響に関する声も多く、前月からマイナス推移となった。耐久消費財関連は、仕入価格の上昇に対し価格転嫁が進まず、採算に影響があるとの声も聞かれた。

	DI	4月	5月	前月比	前年 同月比
売上額		0.0	▲ 2.3	▲ 2.3	▲ 1.7
採算	▲	25.6	▲ 25.7	▲ 0.1	▲ 3.5
資金繰り	▲	21.1	▲ 20.4	0.7	▲ 2.1
業況	▲	24.7	▲ 22.8	1.9	▲ 5.4

＜サービス業(旅館、クリーニング、理・美容)＞業種間格差と、地方の苦戦が続くサービス業

サービス業は、売上額DIがわずかに低下、採算DIは小幅に上昇し、資金繰り・業況DIは不変であった。売上額について、業界としては前年ベースで大幅に低下したが、旅館関連の売上にけん引され、5月DIとしてはプラスを維持。クリーニング関連は、仕入や水道・電気料金高騰の影響から、肯定的な声は少ない。理・美容関連は、引き続き地方での人口や利用頻度の減少から、売上が伸び悩んでおり、廃業を検討する事業所も多い。

	DI	4月	5月	前月比	前年 同月比
売上額		5.0	3.3	▲ 1.7	▲ 11.1
採算	▲	14.7	▲ 12.5	2.2	▲ 3.7
資金繰り	▲	11.0	▲ 10.6	0.4	▲ 5.1
業況	▲	9.1	▲ 8.8	0.3	▲ 7.9

調査概要

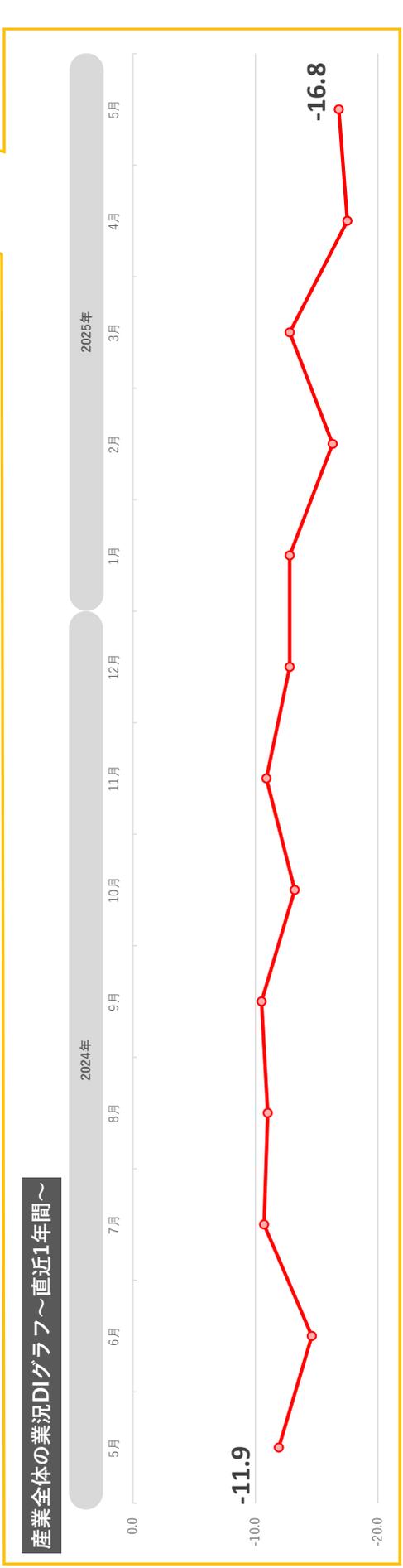
・調査対象：全国303商工会の経営指導員(有効回答数：250/回答率82.5%)

・調査時点：2025年5月末

・調査方法：対象商工会経営指導員による調査票への選択記入式

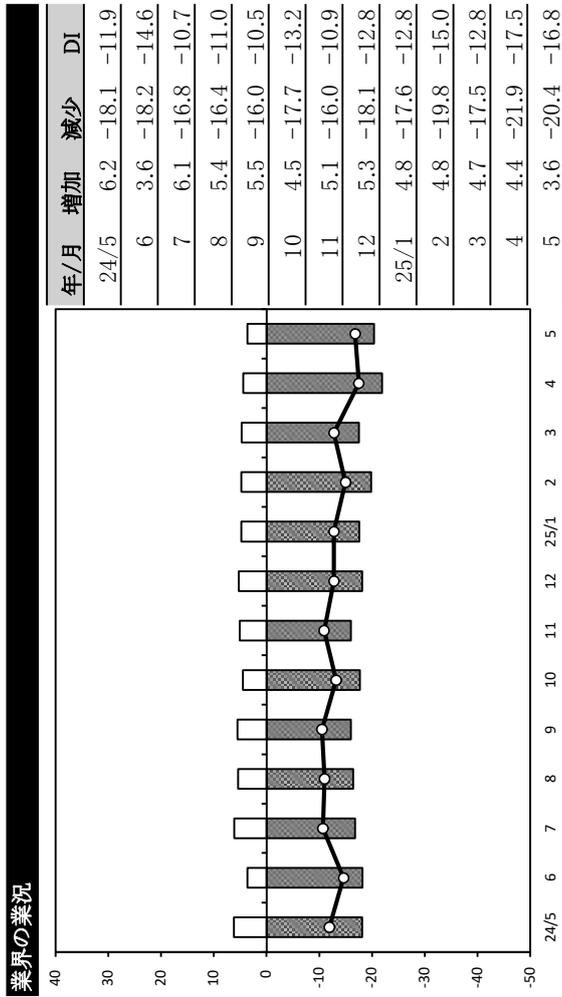
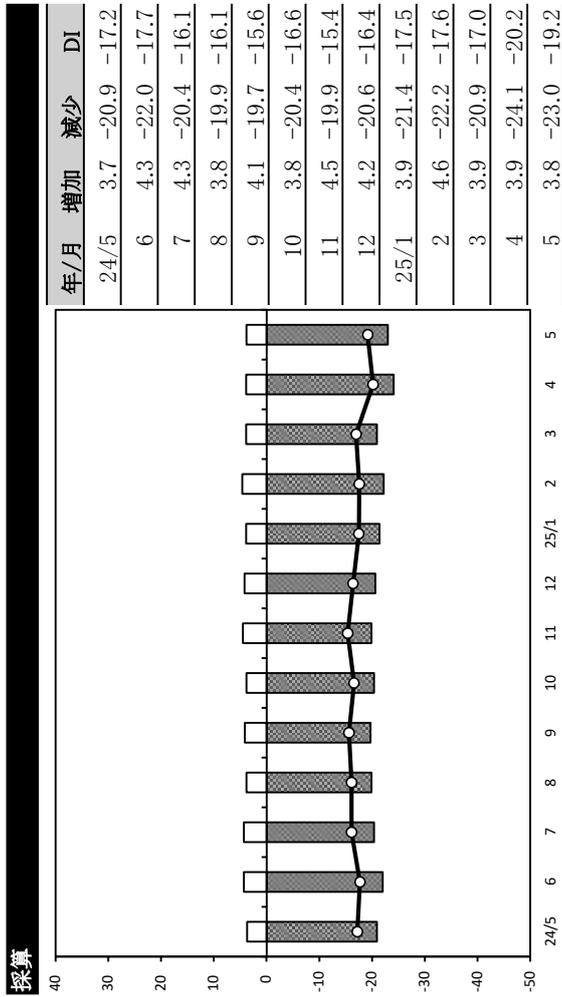
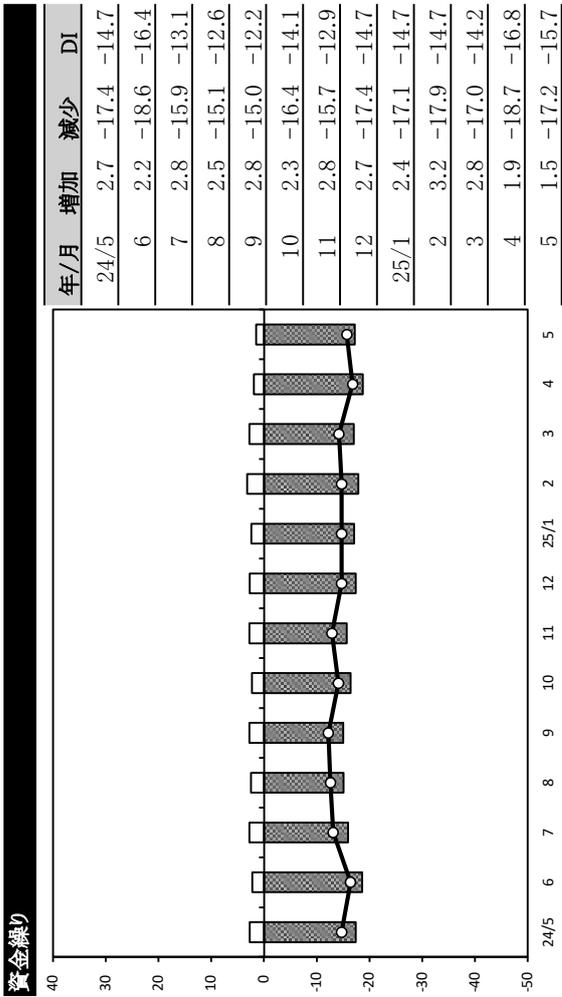
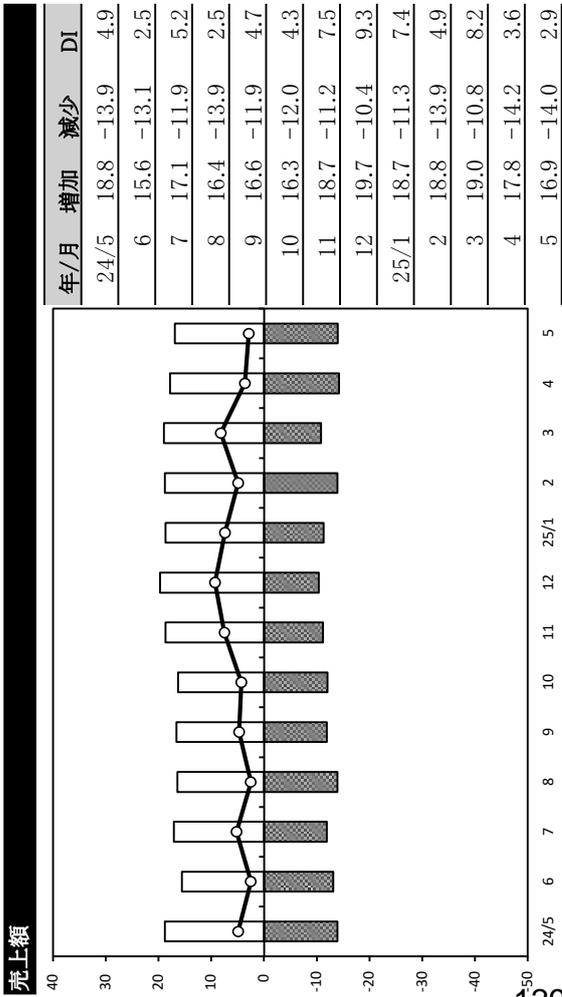
※ DI(景気動向指数)は各調査項目について、増加(好転)企業割合から減少(悪化)企業割合を差し引いた値を示す。

小規模企業景気動向調査 産業全体の業況DIグラフ～過去20年のトレンド～



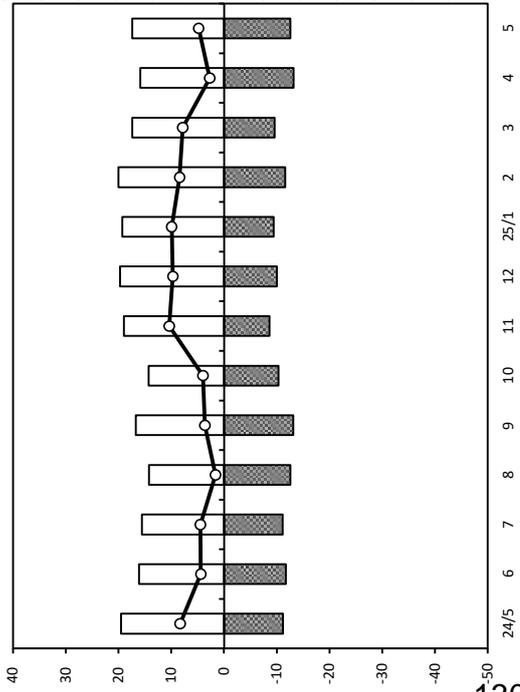
小規模企業景気動向調査(2025年5月期)

産業全体(前年同月比)



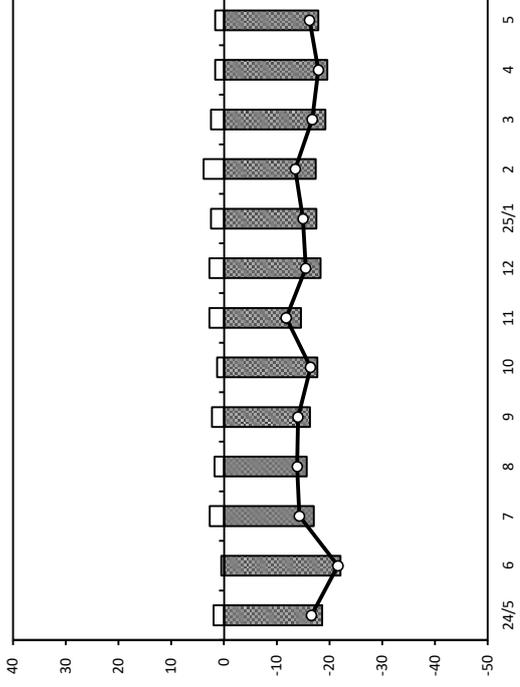
製造業(前年同月比)

売上額



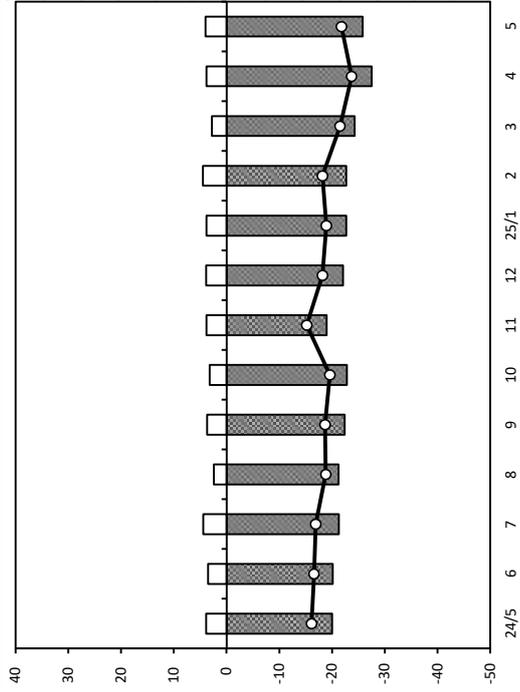
(年月)

資金繰り



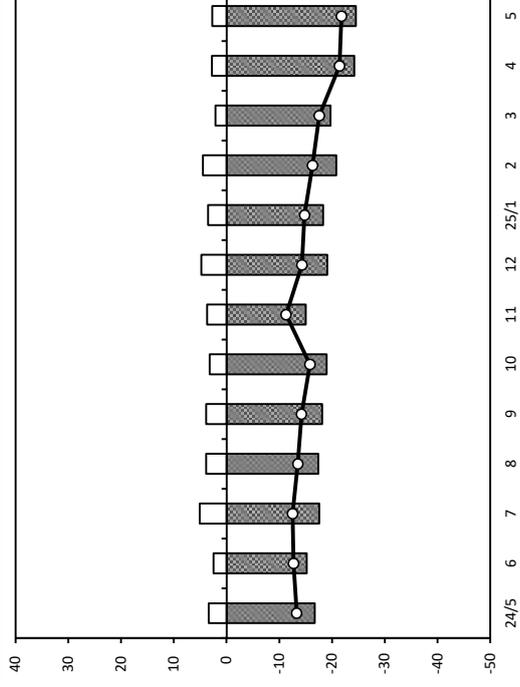
(年月)

採算



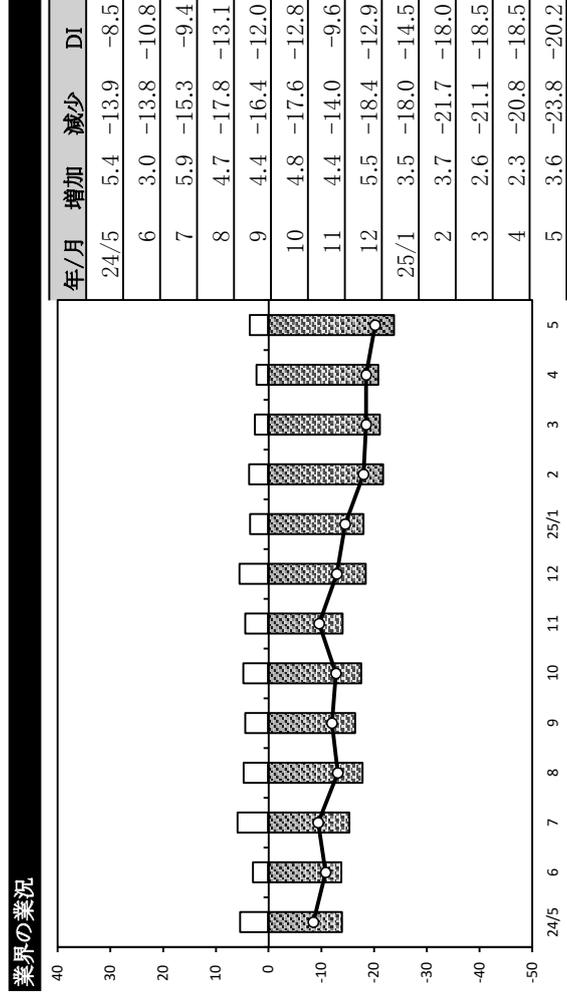
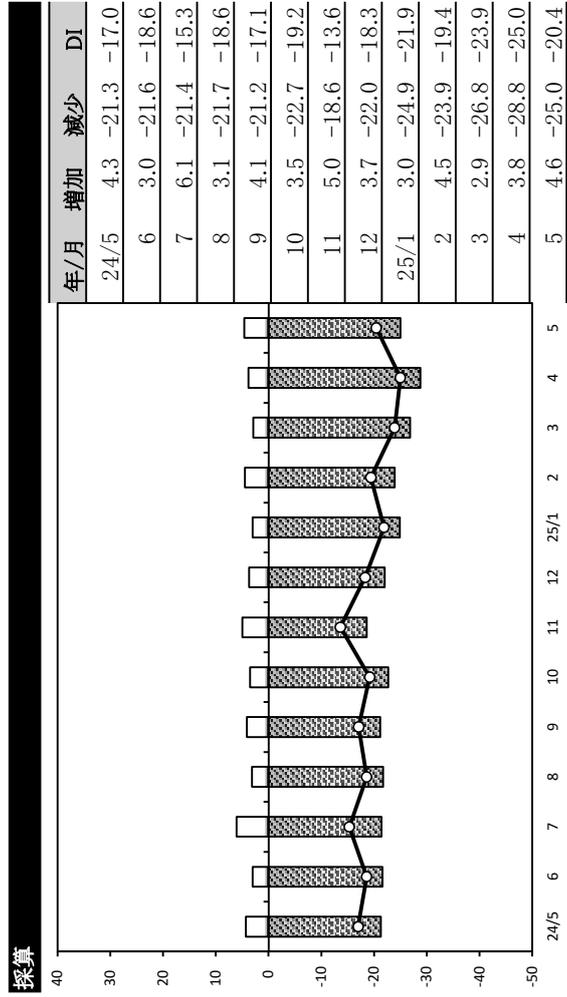
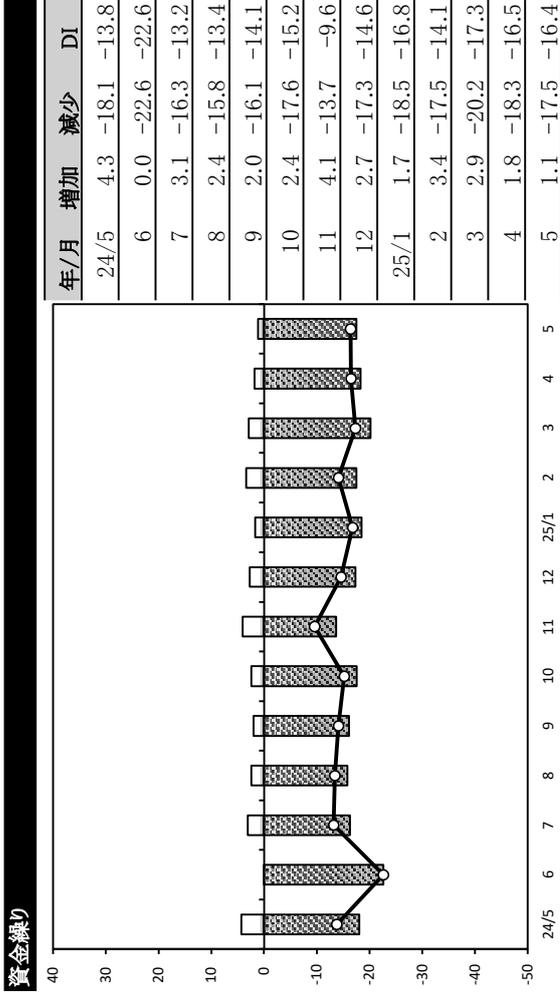
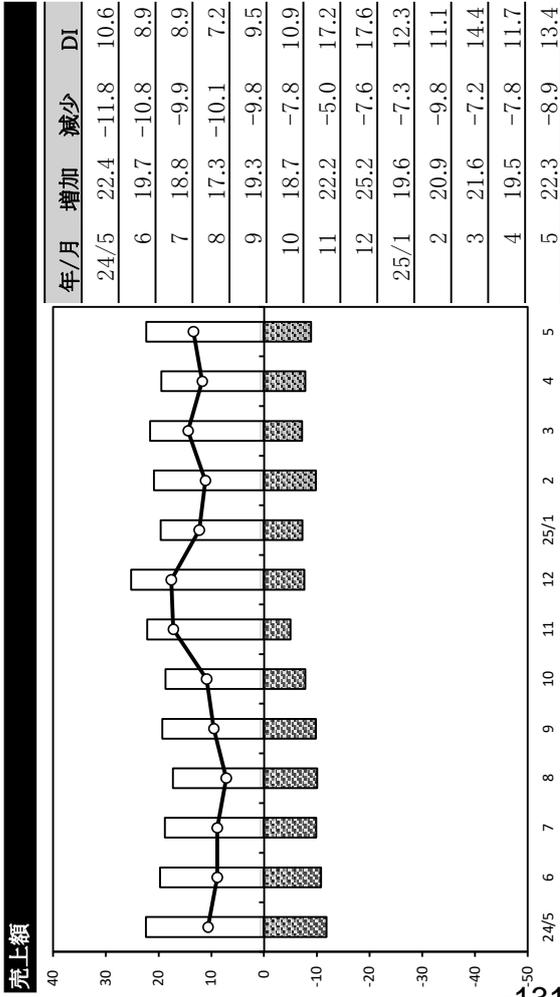
(年月)

業界の業況



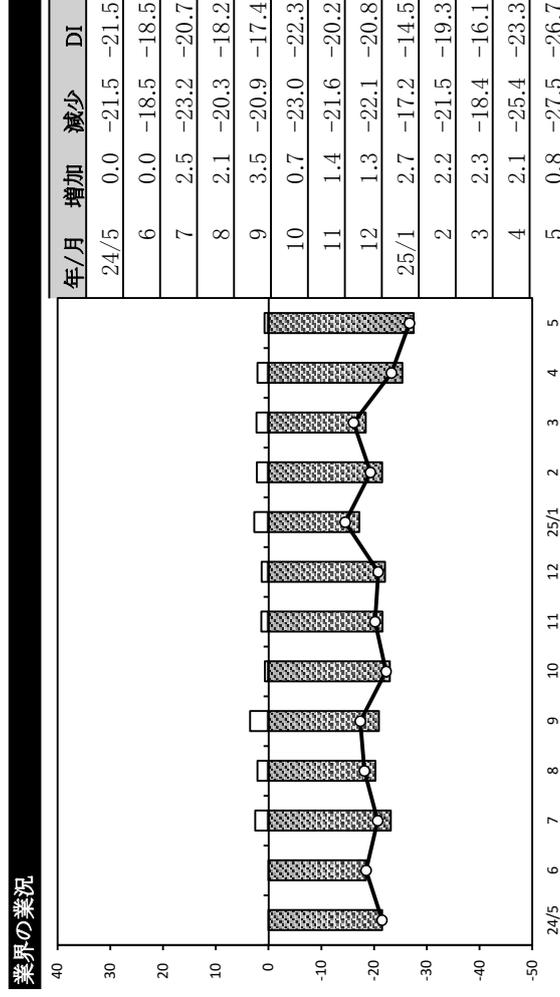
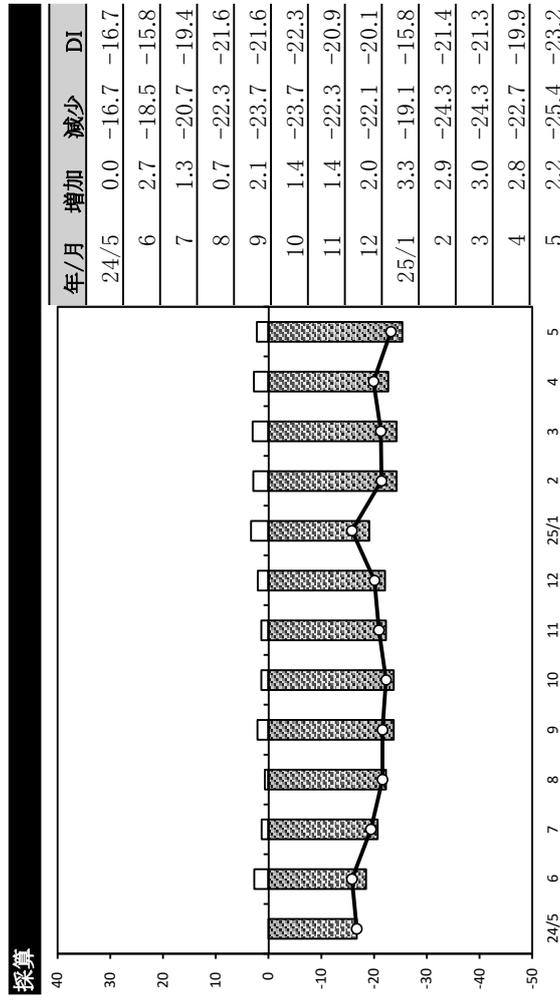
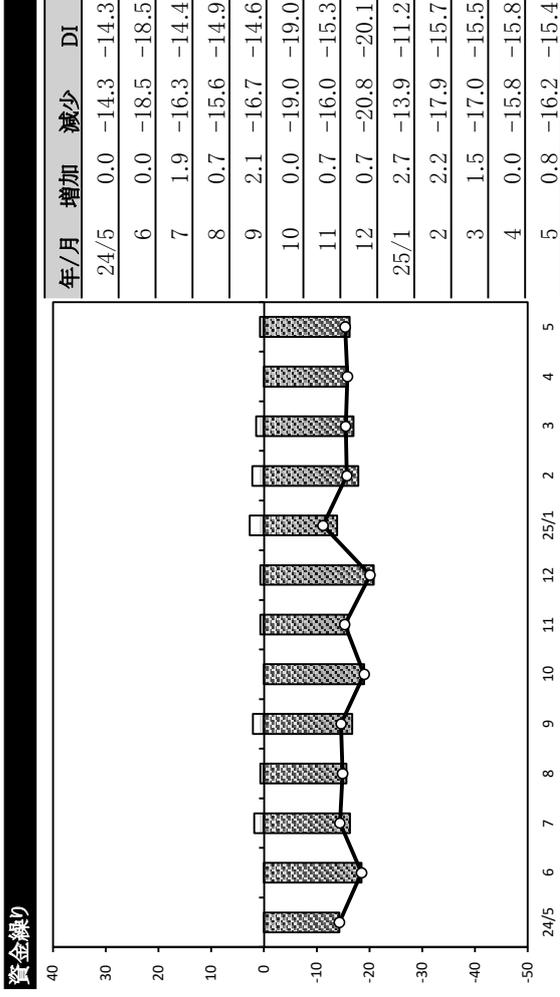
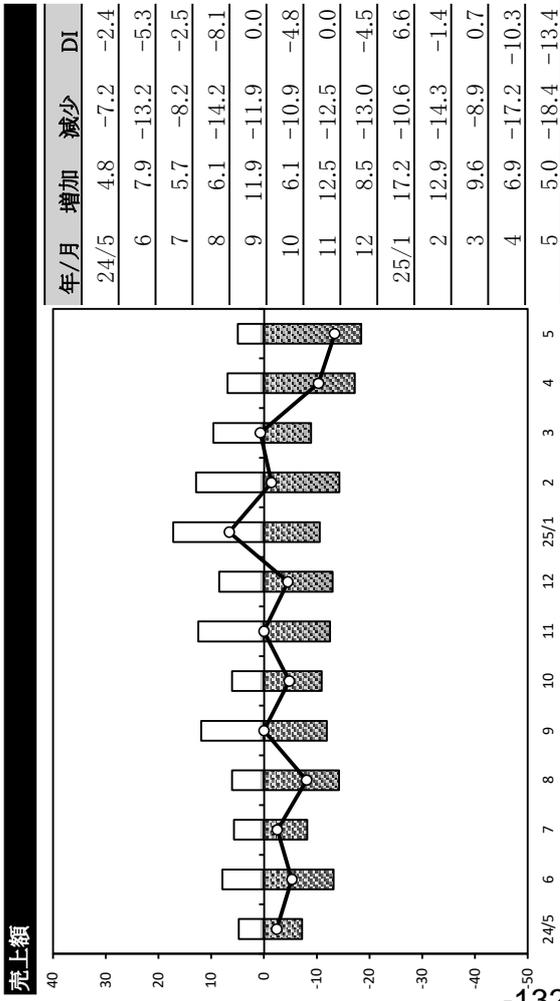
(年月)

製造業【食料品】（前年同月比）

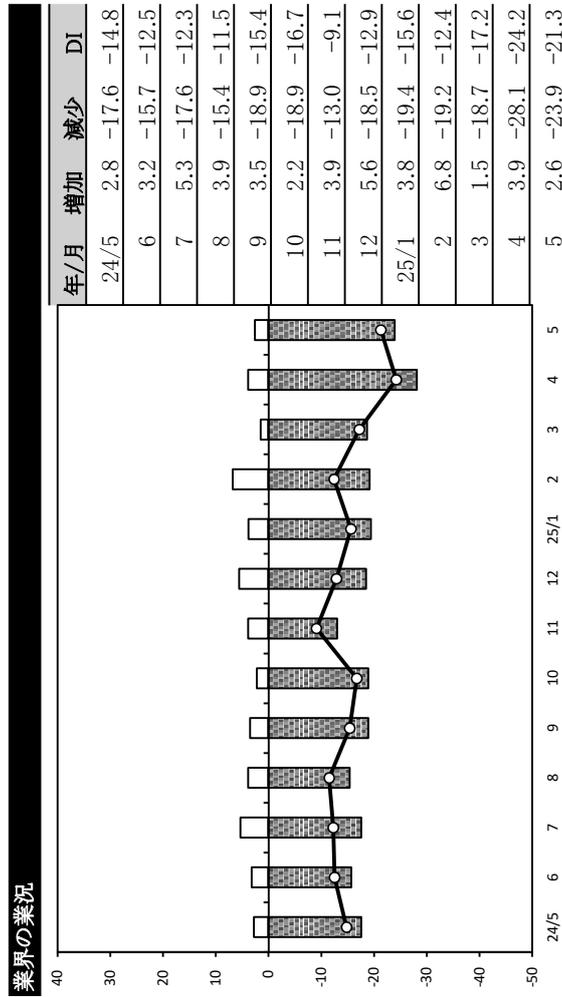
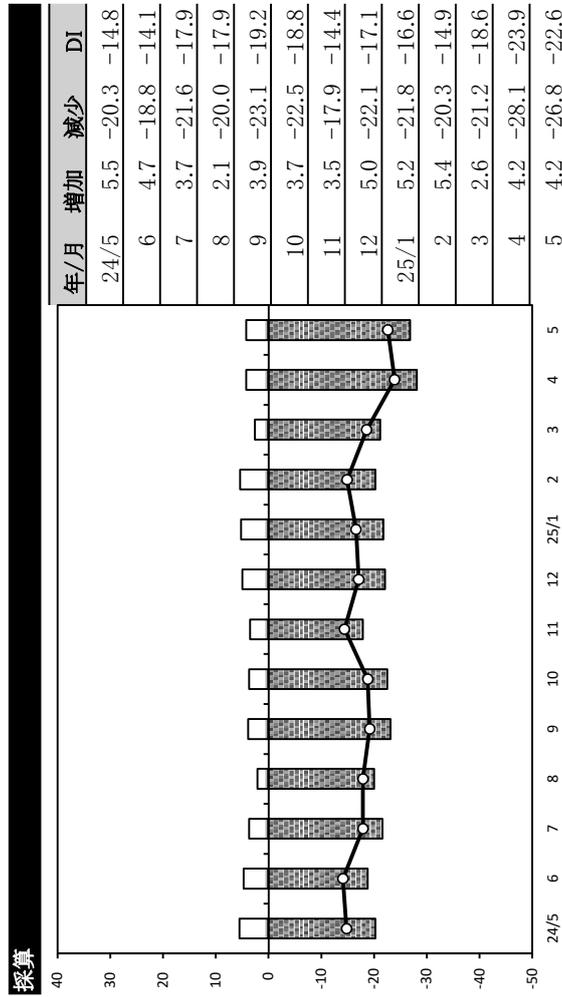
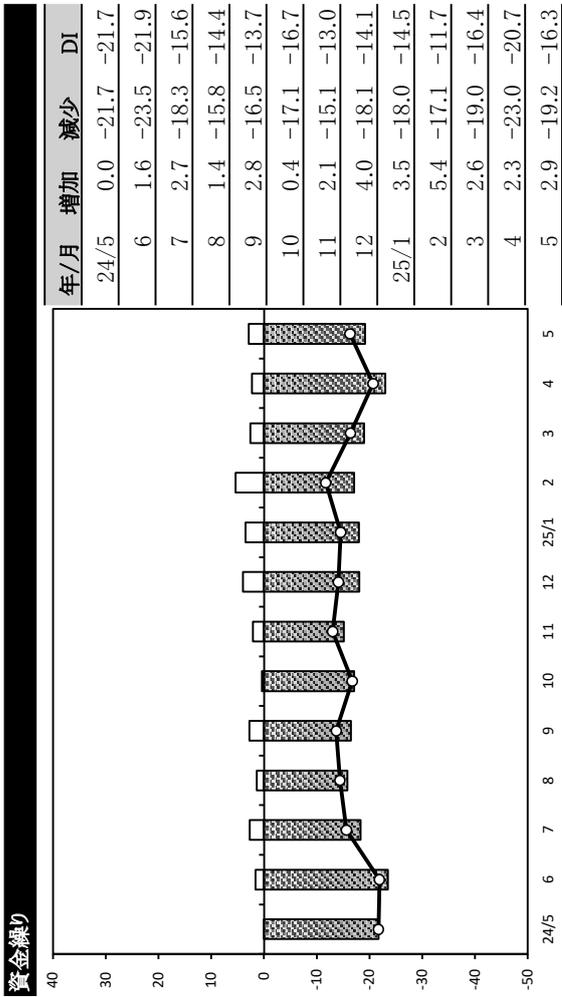
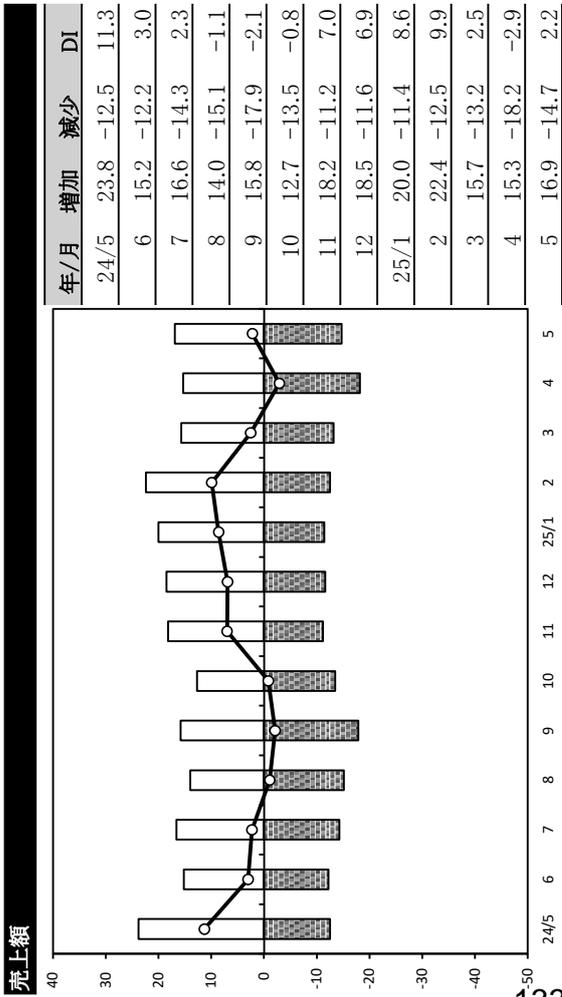


製造業【繊維】

(前年同月比)

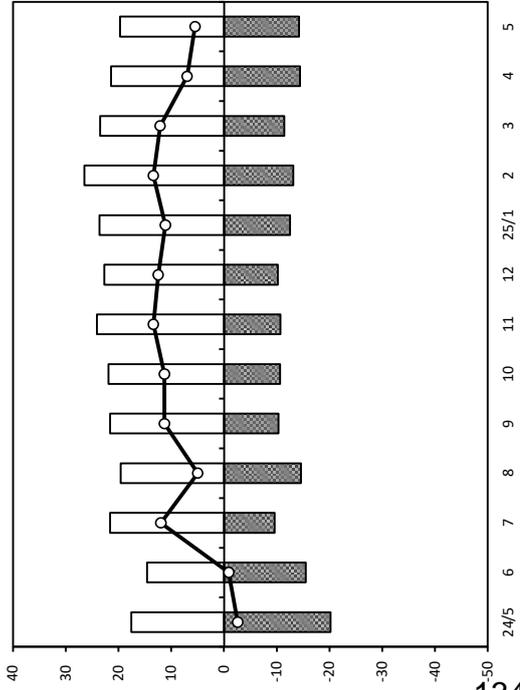


製造業【機械・金属】（前年同月比）



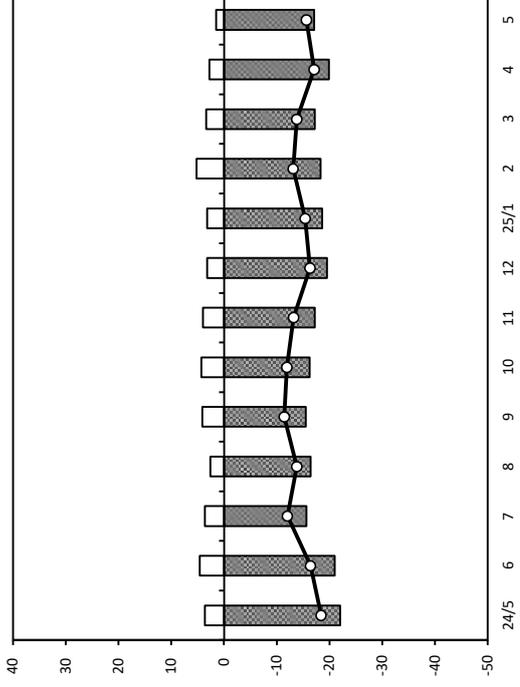
建設業(前年同月比)

売上額



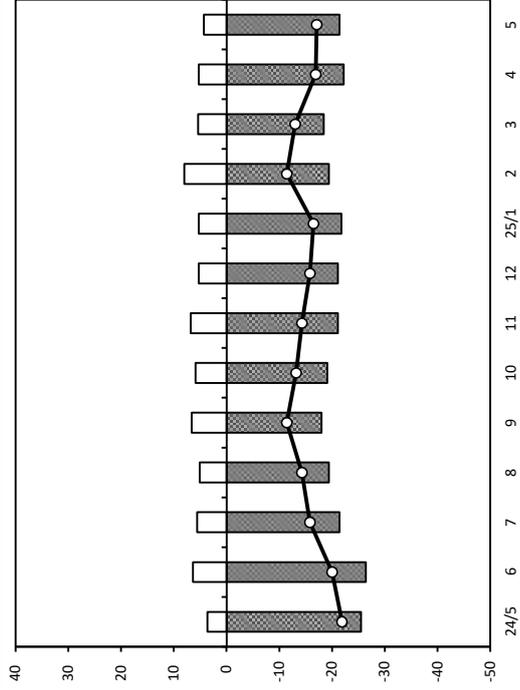
(年月)

資金繰り



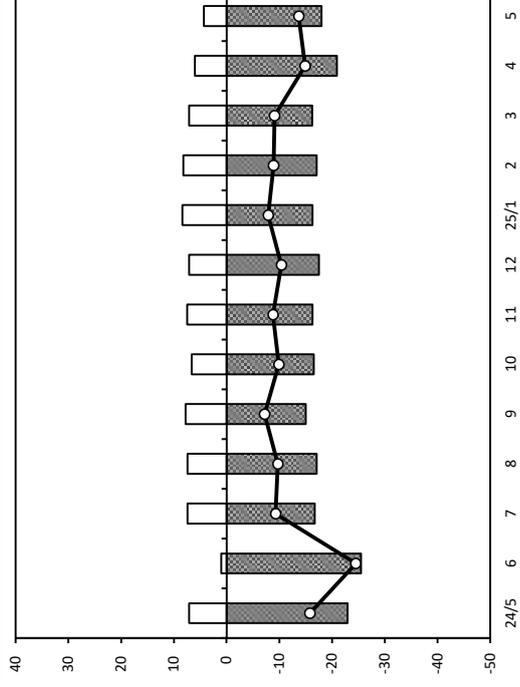
(年月)

採算



(年月)

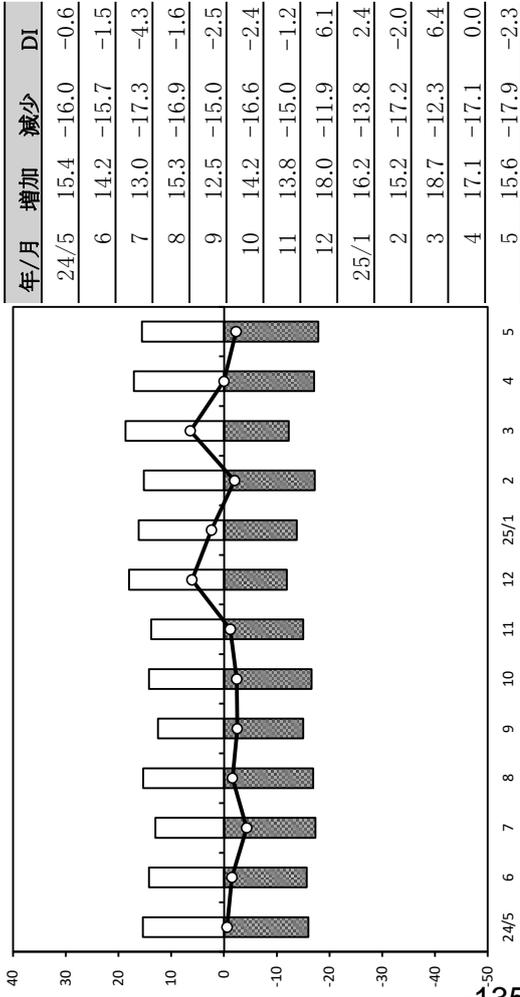
業界の業況



(年月)

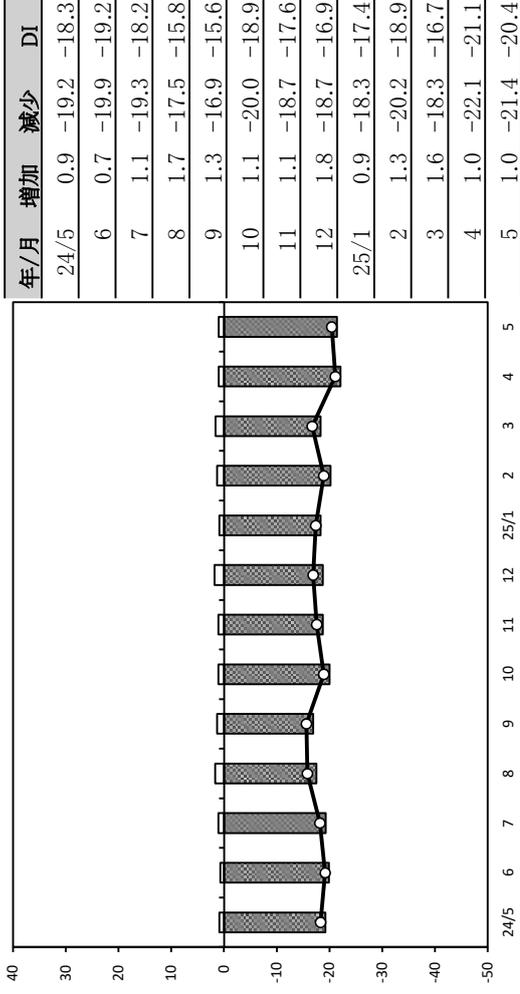
小売業(前年同月比)

売上額



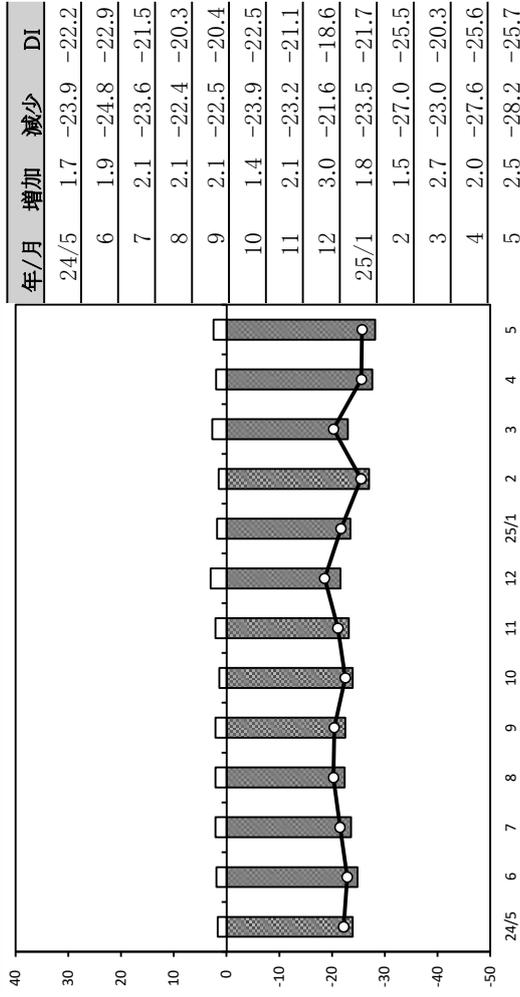
(年月)

資金繰り



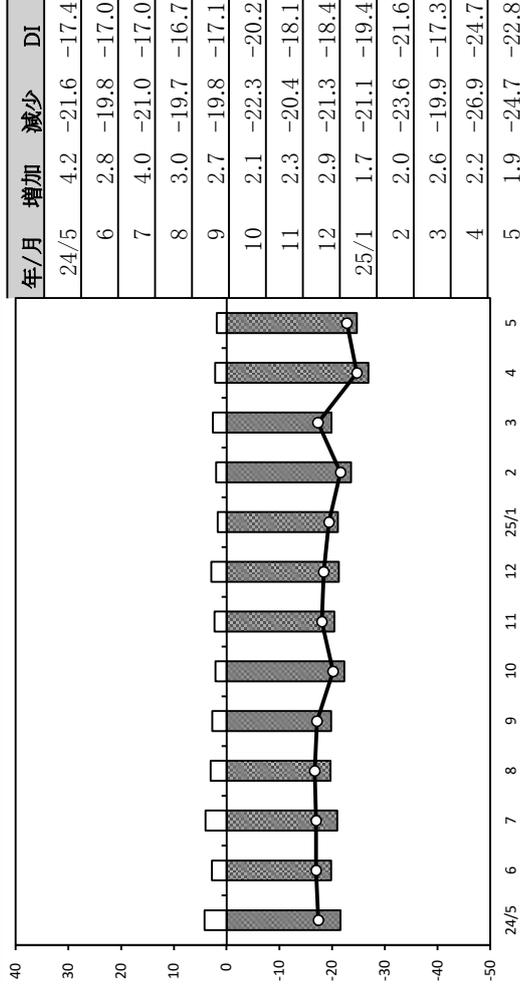
(年月)

採算



(年月)

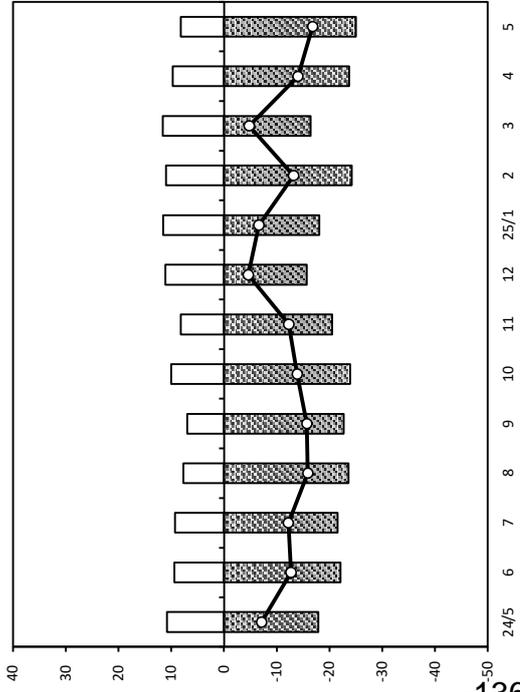
業界の業況



(年月)

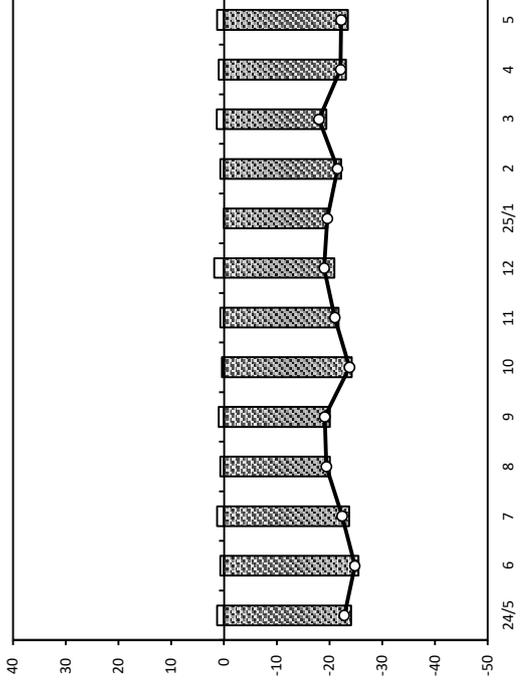
小売業【衣料品】（前年同月比）

売上額



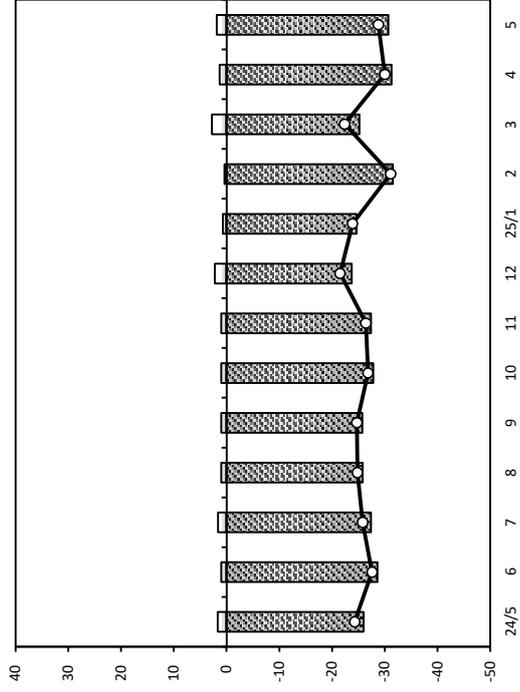
(年月)

資金繰り



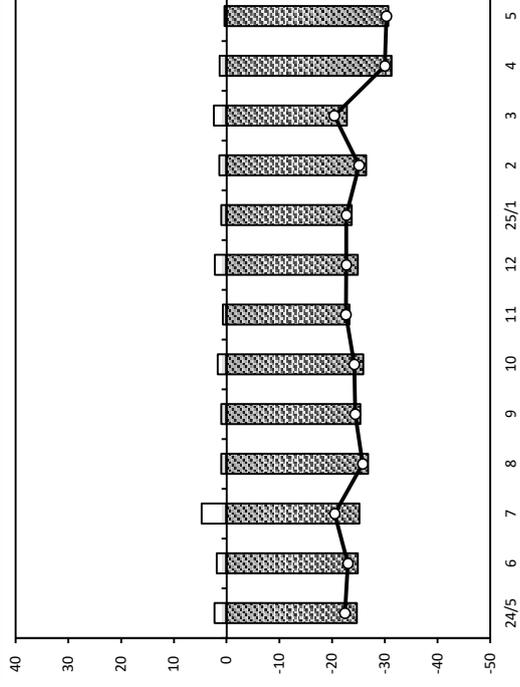
(年月)

採算



(年月)

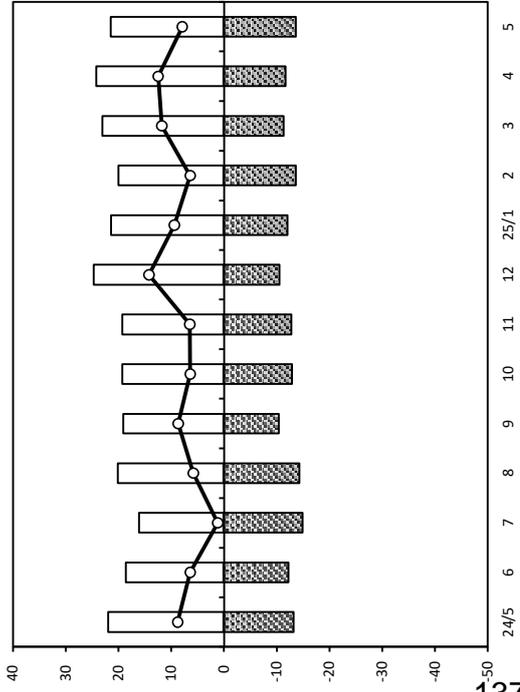
業界の業況



(年月)

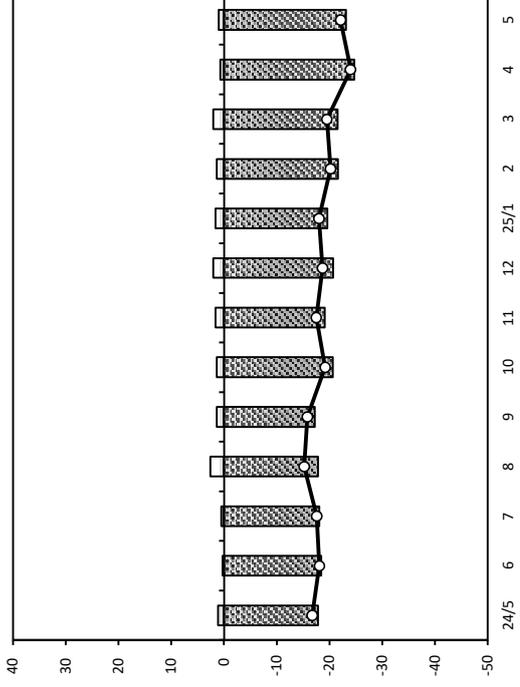
小売業【食料品】（前年同月比）

売上額



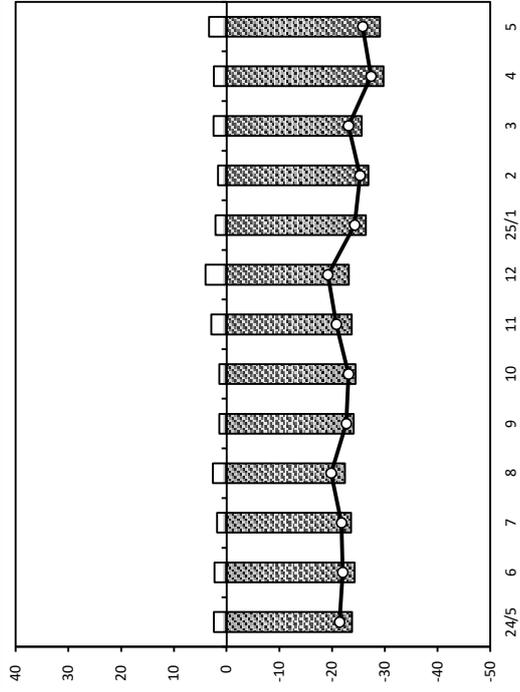
(年月)

資金繰り



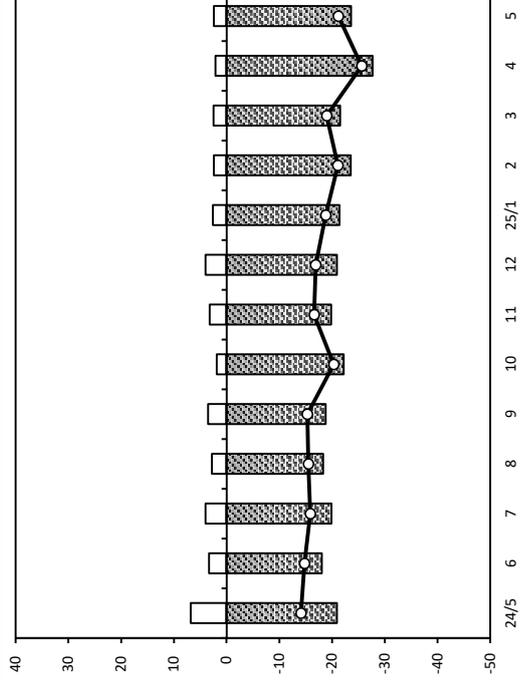
(年月)

採算



(年月)

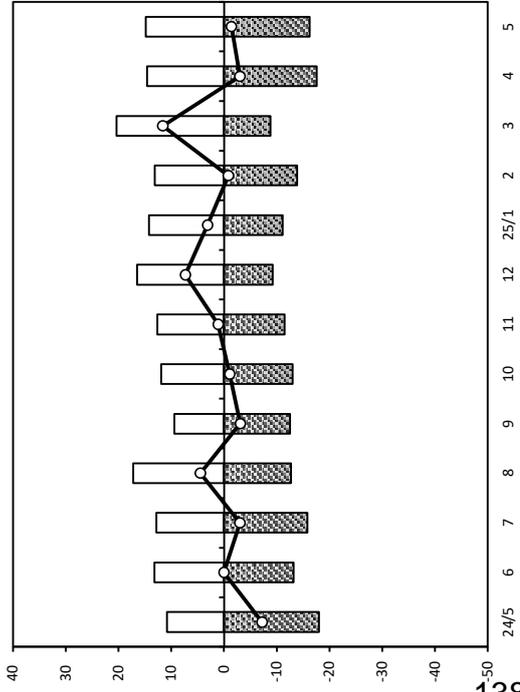
業界の業況



(年月)

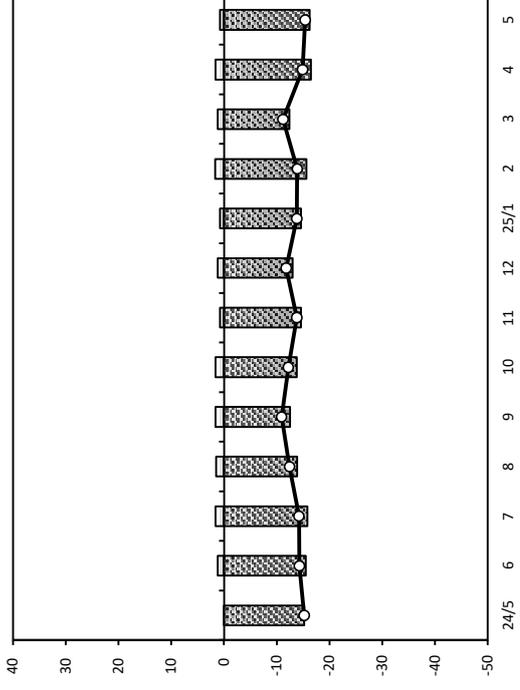
小売業【耐久消費財】（前年同月比）

売上額



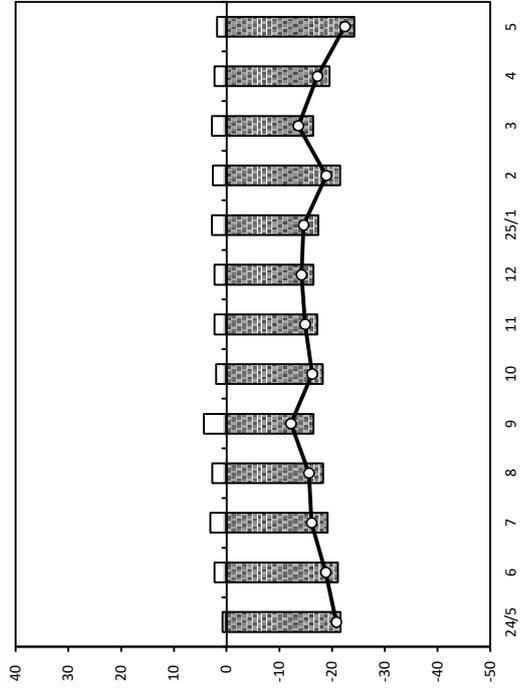
(年月)

資金繰り



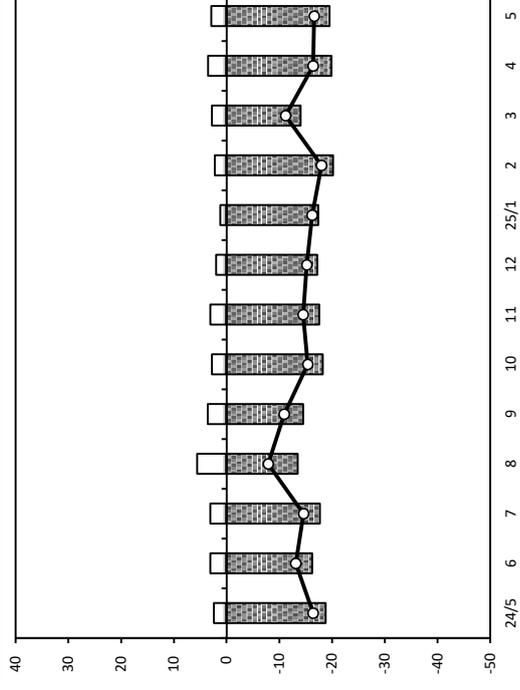
(年月)

採算



(年月)

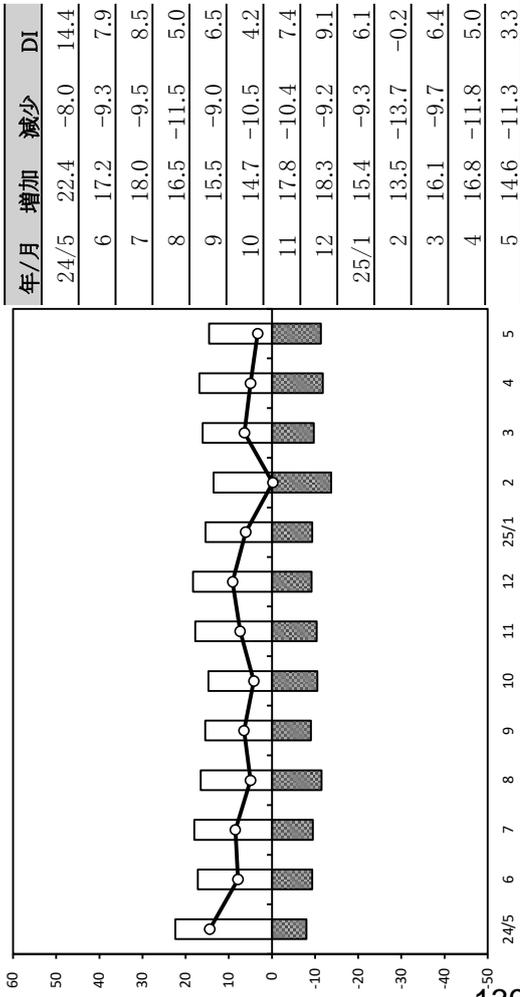
業界の業況



(年月)

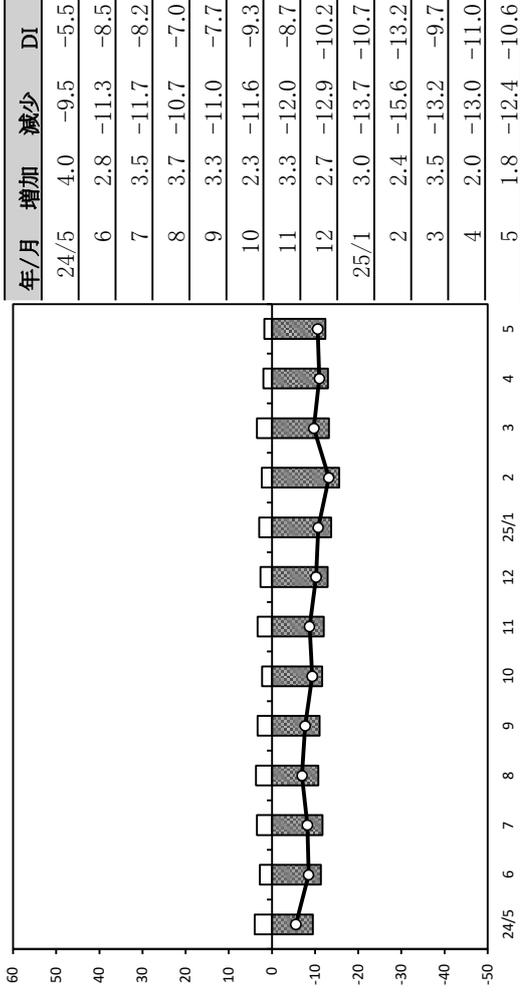
サービス業(前年同月比)

売上額



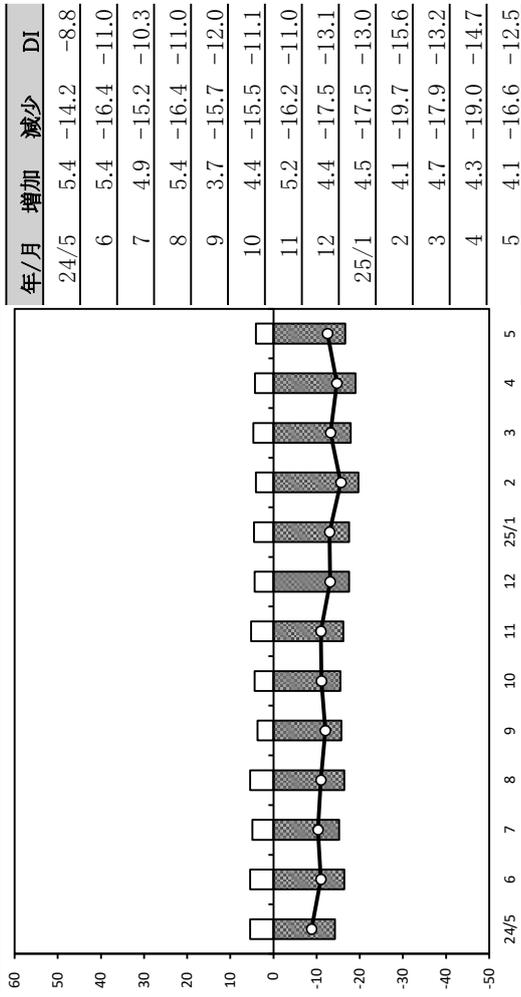
(年月)

資金繰り



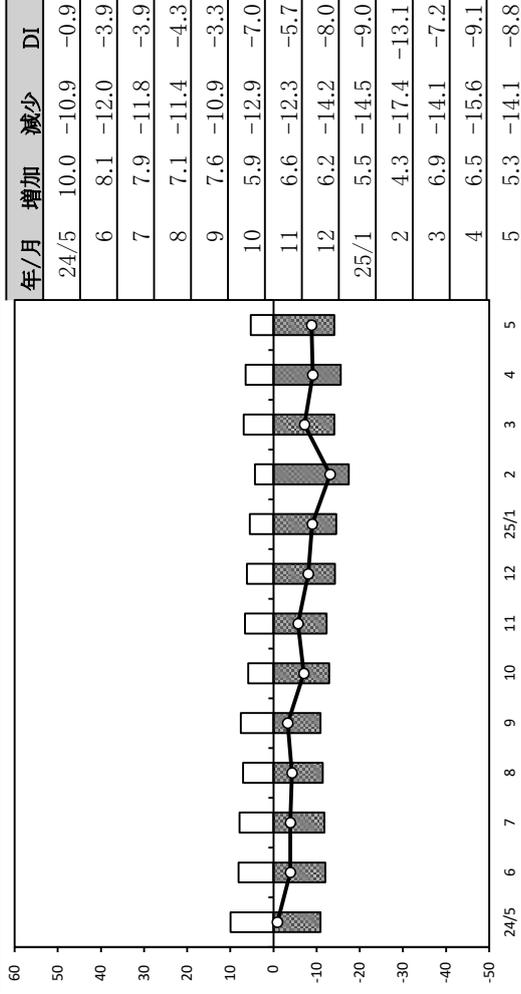
(年月)

採算



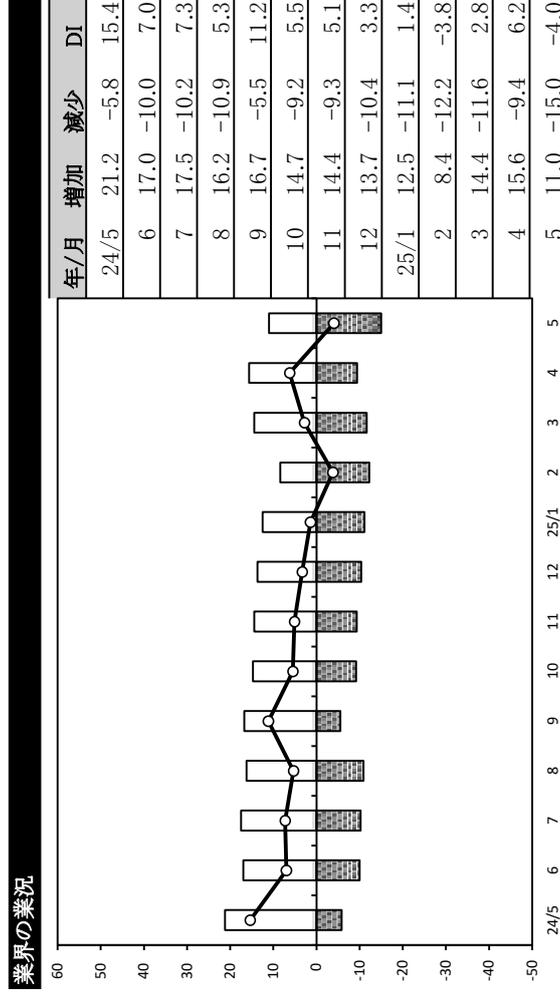
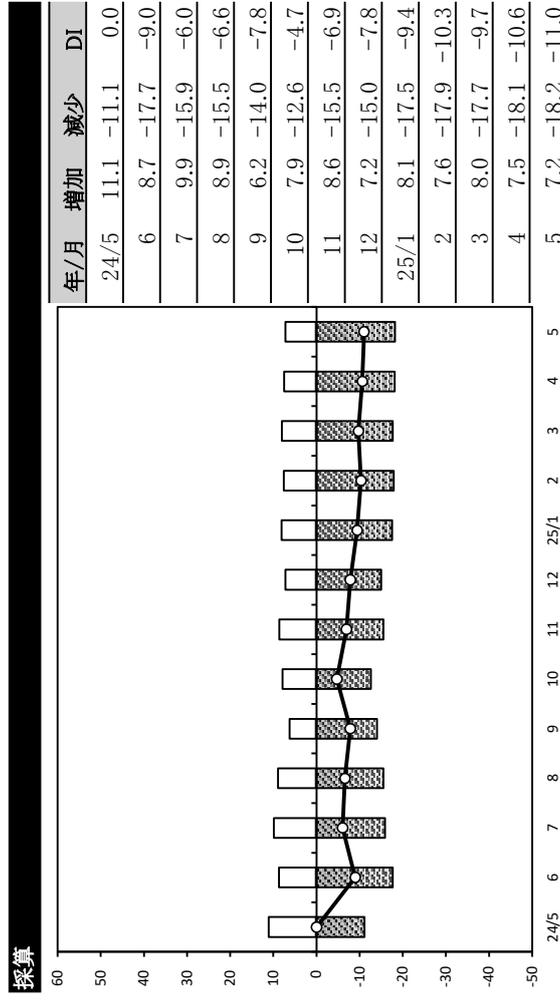
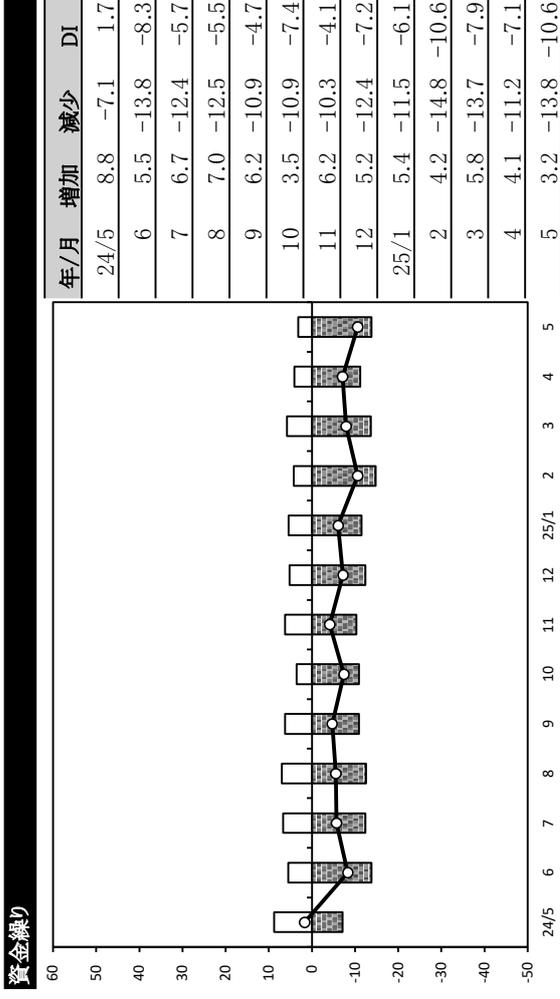
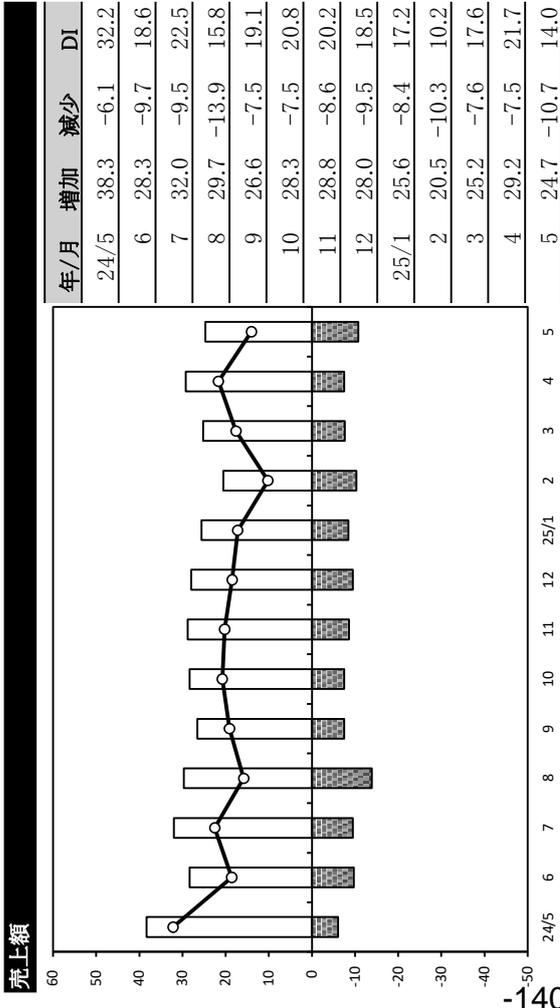
(年月)

業界の業況



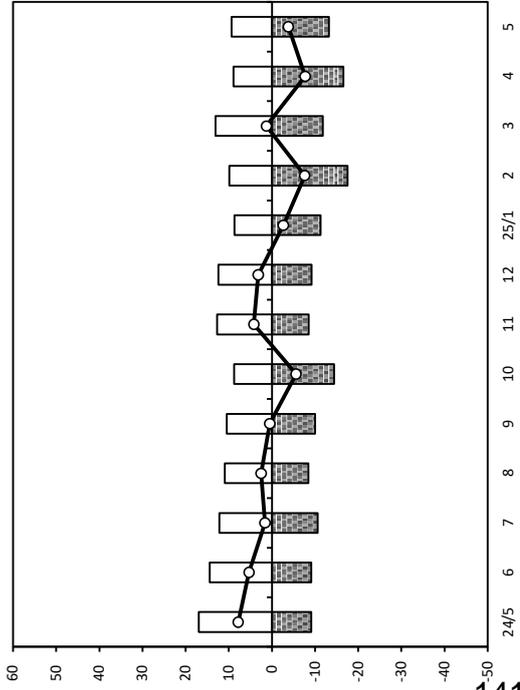
(年月)

サービス業【旅館】（前年同月比）



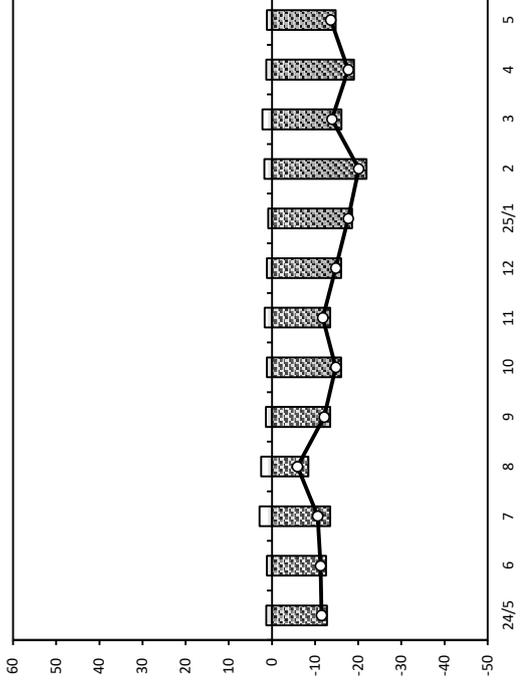
サービス業【クリーニング】（前年同月比）

売上額



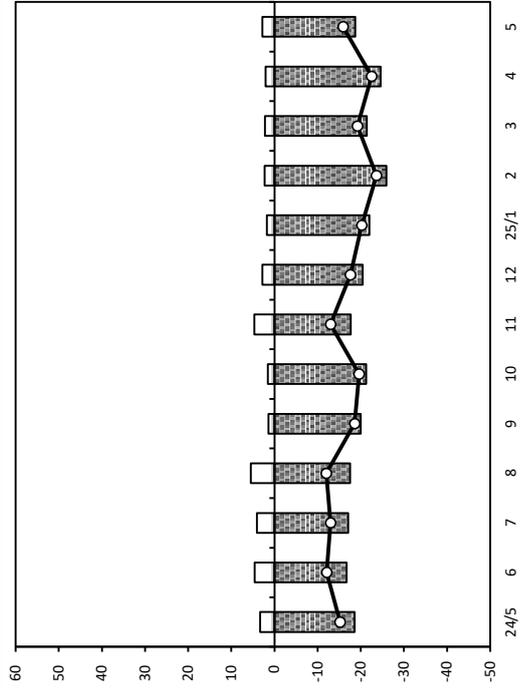
(年月)

資金繰り



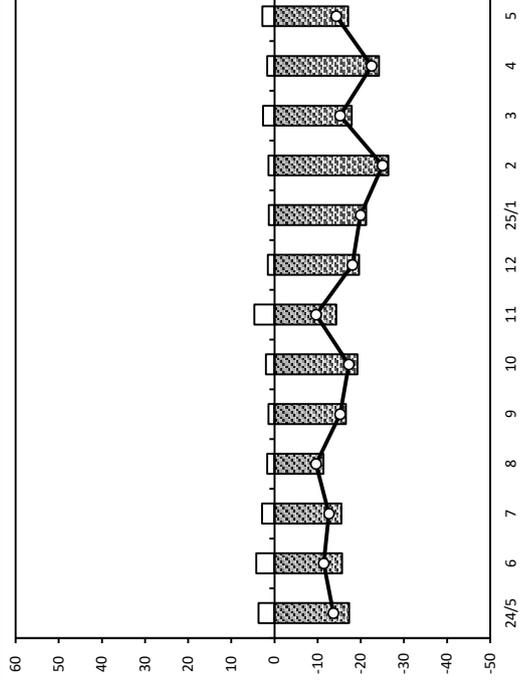
(年月)

採算



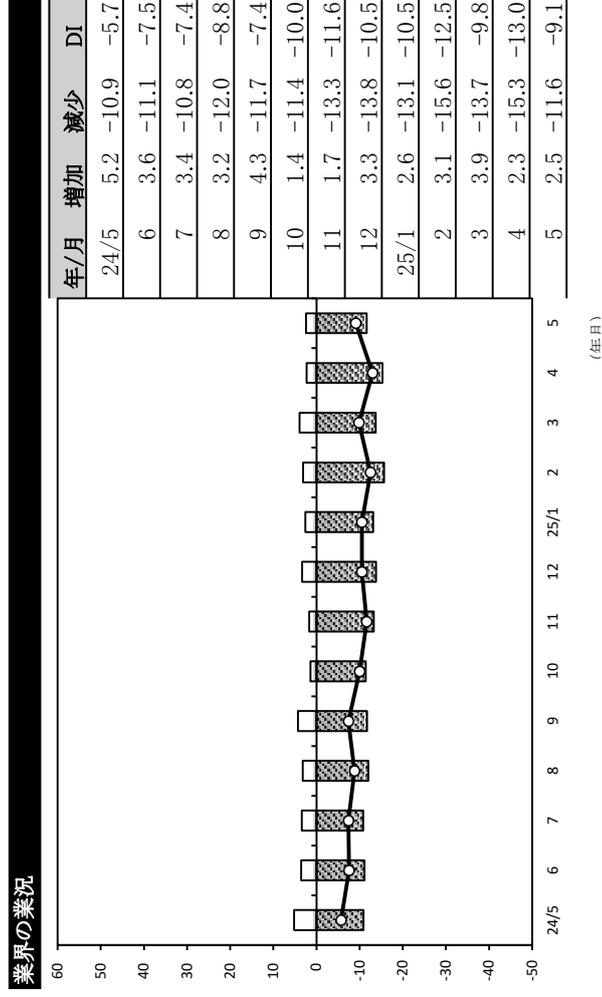
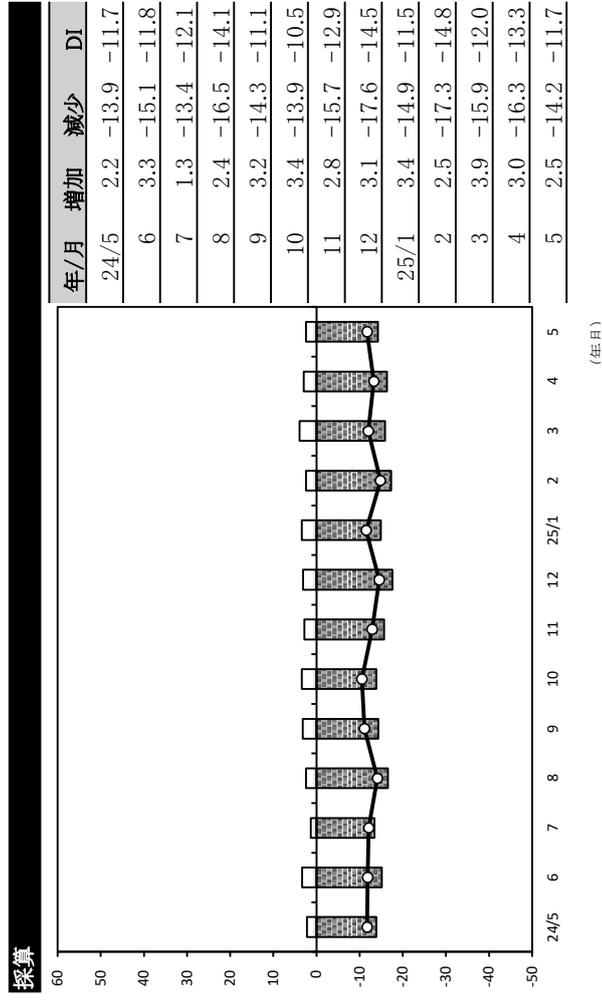
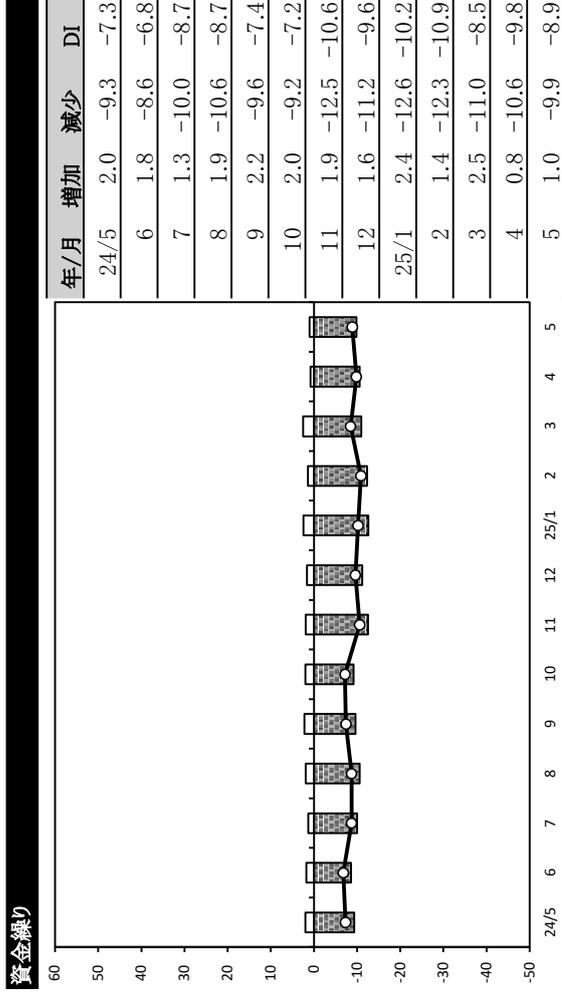
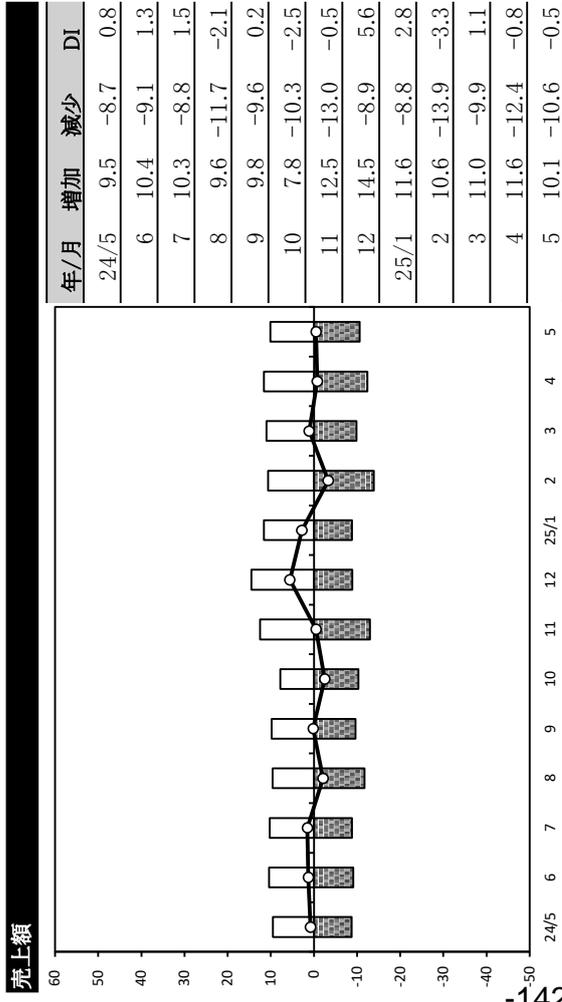
(年月)

業界の業況



(年月)

サービス業【理・美容】（前年同月比）



小規模企業景気動向調査(5月期)における商工会経営指導員の主なコメント

*コメントについては、経営指導員回答の原文を掲載。

1. 景気全般

<改善傾向を示すコメント>

今回の調査対象とした事業者の多くについては、景気が好転しているという印象を受けた。一方で、採算性が悪化している事業者も一定数見受けられたため、継続して商工会にて支援を行っていききたい。

(茨城県取手市商工会)

ゴールデンウィークにより観光や小売業者が好転傾向である。

(新潟県朝日商工会)

夏に向けた準備として、キャンペーンを検討している事業所が多くみられる。値上げ疲れの消費者の購買意欲がこれ以上減らないような企業努力が必要になってきていると考える事業所が多く、補助金の活用で作業効率の向上を図ろうとしている、といった相談が増えた。

(三重県伊勢小俣町商工会)

ゴールデンウィークもあり、業種にもよるが景気が回復している印象を受けた。物価高騰による仕入れ価格の上昇もあるが、価格転嫁がうまく出来ていない事業所も多い。プラスアルファの消費を促す工夫が求められている。

(鳥取県琴浦町商工会)

繁忙期と閑散期の差は大きいものの全体的に入込客が増加しており観光関連業種を中心に景況感は上向いている。

(鹿児島県あまみ商工会)

<悪化傾向を示すコメント>

物価高騰の高止まりの影響か仕入れの多い業種は影響を受けている。

(青森県野辺地町商工会)

総じて大幅な減少に関するコメントは少なかったが、下請け受注量の減少や同業他社の廃業による影響など、比較的にも環境の悪化が示唆されている。

(宮城県栗原南部商工会 瀬峰支所)

何と言っても米穀の価格高騰に振り回された月であった。食に関しては、あらゆる企業に直接的・間接的に影響が及ぶものなので、企業・個人共に消費の停滞が目立った。大型連休という好機ではあったが、消費者の節約志向が勝り、思うような売上・利益に結び付くことが難しい状況にあったようである。

(福島県会津美里町商工会)

物価高騰が長期化し、小規模事業者は適正な価格転嫁ができず困難な状況である。また後継者の不在や大型店舗の出店により廃業を検討する事業者も少なくない。

(東京都東大和市商工会)

景気全般は緩やかに回復しているものの、消費者物価の高止まりにより消費者マインドが弱含み、個人消費が伸び悩んでいます。先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が引き続き景気を下支えすると見込まれますが、米国の通商政策など外部環境の不透明感が下振れリスクとなっています。

(山梨県身延町商工会)

業種によって価格転嫁が追い付いているところと追い付いていないところが目立つ。物価高騰の影響で仕事量が薄い部分も多いため、何かしらの支援措置は必要になると考えられる。

(静岡県天竜商工会)

・トランプ関税、ウクライナ紛争、中東情勢の不安定化等により、世界的な景気の減速感があるなかで、日本は景気減速のなかにあるなかでも物価上昇が続いており、結果消費者の価格(と品質)に対する反応が一番敏感な国の一つになっている。(一般消費財への消費も、一番に抑えられている国でもある。)

・世界景気の先行き不透明感がより増す中で、事業者は安定した経営を営めることを、一番に望んでおられる。

・各事業者の一般経費のなかで、特に競争が激しい業種ほど、水道光熱費の事業全般に占める割合が高く、その部分への継続的支援がのぞまれている。

(滋賀県甲賀市商工会)

物価・人件費・制度変更による利益圧迫、市場縮小、高齢化、人手不足など厳しい環境下にある。一方、新規投資やネット活用、異分野連携への気運も着実に芽生え、“我慢から選択集中・共創へ”“デジタル活用による省力化”“小さな成功体験積み重ね志向”へ舵を切ろうという空気感が広まりつつある。

(京都府福知山市商工会)

トランプ関税による、取引先のリスク管理で、大手の仕事発注量を上流で困り込んでおり、下請けのtear1、tear2まで仕事の量としては減少が予想され景況感は厳しい。

(広島県黒瀬商工会)

物価高騰とそれに伴う消費の低迷、人手不足、賃金上昇等、小規模事業者にとっては経営を圧迫する要因が山積しており、廃業の増加や事業承継にも影響を与えていると思われる。明るい見通しが持てず、地域中小企業が活気を失わないよう、国や政府等による支援施策等がより求められていると思います。

(福岡県岡垣町商工会)

2. 製造業

<改善傾向を示すコメント>

原材料、エネルギー高騰に伴う、価格転嫁は概ねできている。業況も安定してきた。

(埼玉県北本市商工会)

食品製造業で見ると、観光客は大阪万博に行っているの、県内は減少しているように思われる。ただし、大阪、関西向けの販売は好調である。

(石川県美川商工会)

コロナ禍による影響は徐々に薄れ、受注の回復傾向が見られる。特に個人消費の持ち直しとともに、購買意欲が徐々に活性化し、一部業種では新規受注や見積依頼が増加している。ただし、原材料価格の高止まりや人手不足といった構造的な課題は依然として残っており、全体的な回復には時間を要する見通しである。

(岐阜県大垣市商工会)

船舶内装工事業者として造船業の末端に位置しているが、世界的な船舶の需要増により、バルクキャリア(ばら積み貨物船)を主力にしている大島造船所・名村造船所は船舶の建造量が毎年少しずつ増えている。また、三菱造船下関では防衛予算倍増を受け、防衛庁・海上保安庁の艦船の建造が続いており、また、新日本海フェリーが2隻建造されている。これは2050年カーボンニュートラルに向けた取り組みとも考えられる。これにより2025年売上が大幅増となる見込みである。材料費、諸費用が高止まりしている中で如何に効率を高め利益を伸ばしていくか創意工夫が求められる。

(福岡県筑紫野市商工会)

<悪化傾向を示すコメント>

食料品製造業関連の事業者は、物価高騰の影響のため仕入単価が上昇し、採算に影響が見られる。業界の業況は不変としているが、悪い状況での維持である。

(北海道新ひだか町商工会)

食料品製造業関連の事業者は、大型連休は天候のよくない日が多く低調な印象であった。またこの1ヶ月の気温も夏日に届かない日が多く、季節商品への切り替えが難しい状態だった。施設などの納品数量が人口減少による影響が緩やかな下降から、下げ幅が大きくなってきた印象を受けた。繊維工業関連の事業者は、5月は仕事が薄い時期。月18日稼働。従業員1名あたり売上高に換算すると、繁忙期よりもこの時期の方が単価高い。繁忙期よりも80万円ほど人件費が浮く。入替などあるが、外国人雇用も4~5人が常にいる状況。寮があるのが強み。機械金属製造業関連の事業者は、平日に休業日を設けて対応している。受注回復の兆しが見えない。

(秋田県かづの商工会)

菓子製造業:物価高疲れにて消費意欲減退傾向。機械製造業:仕入企業より販売個数のロット調整により、纏まった原材料の購入でない場合に限り追加料金が発生する旨の通知あり。機械試作がメインとしての事業のため、小ロットでない採算が合わず納入先の再検討を迫られている。

(山形県南陽市商工会)

海外環境の変化や関税不安も重なり売上が減少している。原材料やエネルギー費・為替影響で仕入単価が上昇し、価格転嫁が追いつかず採算はやや悪化、資金繰りもやや厳しい状況。

(栃木県那珂川町商工会)

制御盤等製造業者について、受注(見積)から納品まで6カ月程度要するが、その間に仕入価格が想定以上に高騰し、採算が悪化している。また、材料仕入時期も不安定で稼働に影響が出ている。

(福井県福井東商工会)

自動車シート製造業は、国内シェアのため、トランプ関税の影響はなし。また、プラスチック成型においても、現在関税の影響なし。新たな取引先の開拓に向け、前向きに取り組んでいる状況である。

(愛知県稲武商工会)

金属製造業では関税の影響で自動車部品の国内生産の内示が大きく減少している。加工賃の転嫁については、4割程度しか出来ておらず、採算が悪化している。

(大阪府羽曳野市商工会)

・鉄工業では、既存の事業だけでなく新分野に進出して売上拡大を図っている事業者は徐々に売上を増加している。

・被服製造業では、仕入の高騰や設備の老朽化によるトラブルで売上減少と利益縮小に陥っている。

(香川県高松市中央商工会)

食品製造業では各種物価高騰に価格転嫁が追いつかないといった声が聞かれる。

(島根県石中央商工会)

補助金制度の影響か、新規事業への着手に対する興味を耳にするようになった。採算性の検討に沿った事業計画策定が求められる。

(山口県山口県中央商工会 秋穂支所)

製造原価に合わせて価格設定すると高く売れない為、効率よく生産性を高めていく必要があるが、厳しい状態が続いているのが現状です。

(徳島県上勝町商工会)

3. 建設業

<改善傾向を示すコメント>

全体的に好転していると感じる。売上・利益ともに出ている事業者が増えている

(岩手県岩手町商工会)

人手不足のため仕事の引き合いがあってもすぐに対応できない状況が続いている。大規模リゾート開発計画が公表されてから、外国人や他地域からの不動産取得の動きが一層活発になっており、中古の建物の改築・改装の仕事が多い。

(新潟県妙高市商工会)

材料費は高騰しているものの、天候にも恵まれ作業がスムーズに行えた月であった。昨年は、仕入れ値の高騰に苦戦したが、今年度同月は大きな変動もなく予算通りに作業が行えている。

(三重県伊勢小俣町商工会)

管轄内企業においてはTSMC関連(移住者住宅、アパート)の建設が増加しており、これに伴う業況は良好な傾向にある。従前においては資材の高騰により、特に下請け事業者については資金繰りに困窮することも多かったが、徐々に元請企業の価格転嫁対応が追い付いてきている印象である。

(熊本県熊本市託麻商工会)

受注工事も多く、業界の業況としても好転傾向にある。資材の高騰や人件費など負担が増加しているものの、価格転嫁できている事業所もある。梅雨時期に入り、工期の長期化なども心配されたが、想定以上に雨の日が少なく、影響も最小限である。

(鹿児島県知名町商工会)

<悪化傾向を示すコメント>

公共工事や解体工事が多くあるが、人手不足の影響から外注に頼るしかなく、利益確保がままならない状況である。

(秋田県白神八峰商工会)

建設業については年度替わりのはざまに受注が少ない状況である。水力発電や送電線の鉄塔等の定期改修工事が行われており関連業種は受注がある。

(群馬県しづかわ商工会)

建設業者は、受注は増加傾向にあるが、仕入れ単価等の経費が増加しているため、先行きが悪い様子。

(神奈川県小田原市橋商工会)

建築業においては、住宅の修繕やリフォームなど復興需要は依然として高いものの、建築資材や人件費の高騰から、受注はしても収益には結びついていない状況である。

(石川県富来商工会)

住宅・リフォーム関連の事業者は、コロナの影響が落ち着いたことによる購買意欲の回復や住宅需要の持ち直しのため、受注が徐々に増加傾向になっている。一方で、資材価格の高止まりや職人不足といった課題も依然として残っており、利益確保には引き続き工夫が求められている。

(岐阜県大垣市商工会)

エクステリアの業者は増えてきているが、廃業者も増えてきている印象。原材料価格の上昇により利益率が減少傾向にあり、どの業者も景気が良い話は聞かない。

(静岡県吉田町商工会)

建設業では、売上高がやや減少し、仕入単価の上昇も重なったことで、採算はやや悪化した。資金繰りもやや厳しさを増しており、業界全体としてもやや悪化傾向にある。特に、下請け業者の人件費が上昇している一方で、元請側が価格転嫁を十分に行えない状況が続いており、利幅の圧迫が顕著となっている。コスト上昇への対応が困難な中、今後の採算確保に不安を残す結果となっている。

(兵庫県丹波市商工会)

売上の変動が大きく、利益がある時もあればそうでない時もある。原材料価格が高止まりしているため、これまで以上に「儲かる仕事・儲からない仕事」がはっきりするようになった。地域密着企業が多い中、儲からない仕事を切って良いものか悩む事業者もいる。加えて慢性的な人手不足で、将来の技術者確保に不安が大きい。

(岡山県真庭商工会)

受注依頼は横ばいからやや好調ながら、マンパワー不足により受注可能件数が減少しており、結果的に外注依存による収益の悪化が露呈している企業も見受けられた。業界全体で人手不足は慢性化しており、利益率を考慮した選別受注の他、時代に見合った対応策も必要と感じた。

(香川県さぬき市商工会 寒川支所)

建設業においては、公共事業の発注件数が減少しており、売上は減少傾向にある。加えて、民間工事においても価格交渉が難航し、契約に至らない案件が増加している。

(長崎県松浦市福鷹商工会)

公共工事等の受注で、売上増加の見込み。件数が多く外注費の増加が懸念。人材採用を急ぎたい。

(沖縄県金武町商工会)

4. 小売業

<改善傾向を示すコメント>

生花小売業においては、母の日のプレゼントによる需要が増え、売上が増加した。電器屋においては、季節柄エアコンの取付が増えてきており、今後も増えていくと考えられる。

(宮城県遠田商工会)

中古車販売業者は、ネット注文やオークション代行による販売台数が増加傾向にあり、売上が堅調に推移している。

(茨城県取手市商工会)

気温が上がってくるにつれ、衣替え等により衣料品の購入が目立つ。特に、年々気温が上昇していることや暑くなるのが早いこともあり、クールタイプの服やより涼しさを感じる服に需要がある。タオルや経口補水液等の体への対策を入念にされるお客様が増えたことから売り上げが伸びている。

(三重県伊勢小俣町商工会)

食料品小売業においては、消費者の買い控えも徐々に収まり売上は増加傾向。仕入も上がり続けているため採算は変わらない。卸売も行なう小売業者は、同業他社の廃業等で取引が増加したところもあった。また米価高騰で、今まで問い合わせのなかった県外から取引の連絡があった。

(岡山県真庭商工会)

<悪化傾向を示すコメント>

食料品小売業、耐久消費財関連の事業者は、物価高騰の影響のため仕入単価が上昇し、採算に影響が見られる。

(北海道新ひだか町商工会)

大手小売店の出店等の構造的な問題で売り上げ・利益ともに減少している

(岩手県岩手町商工会)

消費者の節約志向の高まりにより、消費は停滞している状況にある。特に米穀の価格高騰が高止まりしており、一般消費者が手を出せる範囲を超えて消費に結びつかない状況。備蓄米の流通に期待感がありつつも、地方に回ってくるのがいつになるのか懸念している事業者が多い。

(福島県会津美里町商工会)

価格転嫁には積極的に取り組む一方で、値上げによる消費者の買い控えが目立つ。また、人手不足や人件費の高騰、大型店舗の台頭等、今後の経営における不安材料が山積している。

(群馬県富士見商工会)

事務用品等小売業の事業者では卸元からの値上げが継続して発生している。原価の関係で価格転嫁を依頼するものの、発注・購入控えに繋がっており、資金繰りが悪化している。

(東京都福生市商工会)

地域の少子高齢化、人口減少が徐々に経営に悪影響を及ぼしている。子供は年々少なくなっており、学生服などの販売も下落傾向が続いている。今後は廃業するか悩んでいる店舗も多い。すぐにできる対策としては、給与所得を得られるように警備保障の待機人員などしている。

(福井県南越前町商工会)

生活関連費の多くが高騰しているため、消費者の節約志向に繋がりが、また仕入金額の高騰もあり利益確保に繋がっていない。

(山梨県昭和町商工会)

小売店は、量販店や大型スーパーよりも価格が高いため、色々なものが値上がりする中、消費者は安さを重視し、遠いスーパーや量販店に足を延ばしてしまうため、売上に影響が出ている状況にある。

(愛知県稲武商工会)

仕入コスト上昇と来店数減少で利益率悪化。ネット仕入れへのシフトや新商材開拓など攻めの姿勢も一部見られるが、多くは管理負担増(インボイス対応等)への悲鳴と人手不足感。

(京都府福知山市商工会)

小売業全体では、物価上昇の影響が消費行動に強く表れ、厳しさが続く状況となっている。特に衣料品や食料品小売業では、仕入単価の上昇に対し販売価格への転嫁が進まず、採算の悪化や資金繰りの厳しさが見られる。衣料品については、コロナ禍に見られた地元消費の一時的な盛り上がりも薄れ、当時よりも販売状況が悪化しているとの声もある。一方で、耐久消費財関連では、中古車市場の活況や新車不足を背景に売上が増加し、採算もやや好転するなど、比較的明るい動きも見られた。とはいえ、多くの分野でコスト上昇が続いており、全体としては慎重な見通しが続いている。

(兵庫県丹波市商工会)

食料品小売業では、消費者(特に高齢者)が米高騰の影響で他の食料品購入に慎重姿勢。キャッシュレス対応も進んでおり、収益性が悪化している。小規模事業者は特に顕著に表れている。耐久消費財(自動車販売業)では、車両仕入金額も増加しているが、店頭での展示車両(リース)における費用も年々高くなり、資金繰りに影響を与えている。

(佐賀県多久市商工会)

お弁当製造小売業において、米の高騰と仕入困難により事業縮小を余儀なくされる事業者が出てきている。

(宮崎県国富町商工会)

5. サービス業

<改善傾向を示すコメント>

宿泊関連事業者は、昨年に比べて売上が全体的に増加している。グリーンシーズンの営業に向けて準備を行っている。

(長野県小谷村商工会)

旅館・宿泊においては、大規模イベントの開催で全国から観光客を誘致し、宿泊需要と売上の拡大につながった。稼働率が上がり、客単価の向上によって収益性、採算性が高まった。一方、スタッフの確保は依然厳しく、調理やフロント業務に制限を設ける施設も見られる。洗濯業においては、値上げによる客離れ等を懸念していたが、そこまで深刻な影響は出ていない。むしろ、販促の実施により売上利益は伸びている。課題としては、設備の老朽化が上げられる。理美容業においては、仕入れ単価や光熱費が上昇するも、全体的に業況は好転している。経営上の問題点として、店舗の狭さ、老朽化・仕入れ単価の上昇・従業員の確保難を挙げる先が多い。

(鳥取県鳥取市西商工会)

旅館・飲食関連を中心としたサービス業は、5月のゴールデンウィーク期間中は概ね天候にも恵まれ、日帰り観光客やツーリング客の増加により、客数・客単価ともに上昇し、売上は堅調に推移している。一方で、仕入れ単価をはじめとする諸経費の上昇が続いており、採算面ではやや厳しさがみられる。

(長崎県松浦市福鷹商工会)

テーマパーク開業への期待感の高まりから、先の予約が増加している。GW期間中もフル回転しており、夏のシーズンに向けていい流れを感じる。

(沖縄県金武町商工会)

<悪化傾向を示すコメント>

理美容業者は、売上はそれほど変わらないが、用品・商品等価格は下がっていないので、利益率は悪い。お客様の来客間隔が伸びているので、売上・利益ともに減少している。

(青森県今別町商工会)

宿泊関連の事業者は一般の観光客は横ばいだがインバウンド関連はやや増えたとのこと。仕入コストは上昇傾向にある。価格転嫁が難しい状況が続く中、採算性はやや悪化し利益が圧迫されている。資金繰りについては大幅な悪化は見られないものの、過当競争や開業の増加により余裕は少なく、業界全体ではやや悪化の雰囲気漂っている。

(栃木県那珂川町商工会)

企業向けの民泊業者などが進出し、活性化が図られているが、今後の先行きは不透明な部分も多い。洗濯および理美容は、経費の上昇により単価も上昇しているといった状況である。

(千葉県香取市商工会)

クリーニング業においても水道代等の諸経費の負担がかかり、採算性が悪化している。利用客層も既存客が大半であり、新規顧客の獲得も課題となっている。

(東京都福生市商工会)

クリーニング店の事業所は、商圈内にコインランドリーが増加した影響で、単価の高い大物衣類の需要が減少している。さらに、物価上昇の影響を受け、衣類関連への支出額が減ったと感じており、「高価なものを購入して大切に着る」から、「安価なもので汚れたら捨てる」へとライフスタイルも変化している。

(富山県射水市商工会)

宿泊については、ゴールデンウィークもあり好転したが、米や野菜の高騰も続いており、利益率は悪化傾向である。

(山梨県北杜市商工会)

・洗濯業については、共働きも増えてきていて、若い世代を中心とした洗濯の外注比率は高い。各種クリーニングに対する潜在ニーズも非常に高く、新規参入事業者も非常に多い。一方で、油脂類、光熱費を中心とした原価が大幅に上がっても、業種柄消費者の品質と価格に対するニーズは非常に厳しく、値上げもなかなかしにくい状況のなかで、業界内での競争も非常に激しい。

・理美容業については、水道光熱費の値上がりは事業の売上に占める割合として高く、その分を売価に価格転嫁を図ってはいるものの、業界としては新規参入の事業所も多く、競争は激しい。

(滋賀県甲賀市商工会)

客単価は変更できないので仕入コストの増加が採算を悪化傾向に流れている。

(奈良県河合町商工会)

理美容業では、顧客数の減少が続いている。自身の代で事業を廃業しようと考えている事業者も多い。

(岡山県阿哲商工会)

価格転嫁での対応は頭打ちが近い。別方法による利益率の改善が課題。

(山口県山口県央商工会 秋穂支所)

ゴールデンウィークが平日に挟まれるかたちでまとまっていなかったためか、期待していたほどの宿泊数では無かった。連休期間の値上げを避けた、連休後の宿泊が見受けられた。(宿泊業)

人口減少・顧客の高齢化で売上が伸び悩む(理美容業)。

(鹿児島県かのや市商工会)

「中小企業の賃金改定 に関する調査」 集計結果

■ 調査概要	1
■ 調査結果の主なポイント	2
1. 2025年の賃上げ実施状況	3 ~ 7
2. 正社員の賃上げ	8 ~ 12
3. パート・アルバイト等の賃上げ	13 ~ 16
■ 賃上げに関する中小企業の声	17
■ 参考資料（業種別集計）	18 ~ 22

2025年6月4日

日本商工会議所・東京商工会議所

No. 15

- (1) 調査地域：全国47都道府県 (2) 回答企業数：3,042社 ※うち、組合あり：313社 (10.3%)
- (3) 調査期間：2025年4月14日～5月16日 (4) 回収商工会議所数：394商工会議所

(5) 調査方法：各地商工会議所を通じて企業へ依頼

(6) 調査目的：「正社員」と「パート・アルバイト等」それぞれについて、定期昇給およびベースアップ等による一人当たりの賃金額の変化を把握し、中小企業における賃上げの状況について実態を把握し、当所の意見・要望活動等に活かすため

(※) 本調査で賃金額を把握するにあたり、人員構成による支給総額の変化、雇用形態や労働時間の変更によって受ける影響を可能な限り排除するため、**比較する2024年4月と2025年4月の両期間に在籍し、かつ雇用形態や労働時間の変更がない従業員**を対象に、「正社員/月給支給」および「パート・アルバイト等/時給支給」に分けて回答を依頼。

(※) 本調査では、「正社員」を「雇用期間の定めがなく、就業規則等に定められた就業時間（フルタイム）で勤務し、かつ給与が月給支給の従業員」、「パート・アルバイト等」を「正社員に該当せず、かつ給与が時給計算により支給されている従業員」としている。

(※) 各設問において、無回答や異常値等については集計から除外している。また、各構成比の数値は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、構成比が100%にならない場合がある。

<回答企業の属性>

【業種】

※重複を含むため、割合は100を超える場合がある。

建設業：543社【17.9%】 製造業：762社【25.0%】 卸売業：292社【9.6%】 小売業：304社【10.0%】 情報通信・情報サービス業：90社【3.0%】 運輸業：120社【3.9%】 宿泊・飲食業：203社【6.7%】 医療・福祉・介護業：63社【2.1%】 金融・保険・不動産業：118社【3.9%】 その他サービス業：441社【14.5%】 その他：106社【3.5%】



■ 建設業 ■ 製造業 ■ 卸売業 ■ 小売業 ■ 情報通信・情報サービス業 ■ 運輸業 ■ 宿泊・飲食業 ■ 医療・福祉・介護業 ■ 金融・保険・不動産業 ■ その他サービス業 ■ その他

【従業員規模】

20人以下：1,612社【53.0%】 21～50人：626社【20.6%】 51～100人：343社【11.3%】 101～300人：394社【13.0%】 301人以上：67社【2.2%】



■ 20人以下 ■ 21～50人 ■ 51～100人 ■ 101～300人 ■ 301人以上

【地域】

○東京23区・政令指定都市（札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市）：490社【16.1%】 ※以下、「都市部」略称。

○東京23区・政令指定都市以外：2,552社【83.9%】 ※以下、「地方」略称。（うち従業員数20人以下：1,363社【44.8%】） ※以下、「地方・小規模」略称。



■ 政令指定都市

■ 地方

■ 地方・小規模

■ 調査結果のポイント

2

■ 2025年度の賃上げ実施状況 ※ ○ は昨年対比

○ 「賃上げを実施(予定含む)」する中小企業は約7割、20人以下の小規模企業では約6割。

価格転嫁の遅れや米国関税措置等で先行き不透明との声もあり、昨年に比べ、「未定」の回答が増加。

【全体】 賃上げを実施 69.6% (▲4.7ポイント)、未定 23.5% (+3.1ポイント)

【小規模企業】 賃上げを実施 57.7% (▲5.6ポイント)、未定 31.9% (+2.9ポイント)

■ 正社員の賃上げ額・賃上げ率 ※ ○ は昨年対比

○ 正社員の賃上げ率は4.03%。昨年調査から0.41ポイント伸び、4%台に。

○ 20人以下の小規模企業では3.54%で、昨年調査からの伸びは+0.20ポイントに止まる。

【全体】 賃上げ額 11,074円、賃上げ率 4.03% (+0.41ポイント)

【小規模企業】 賃上げ額 9,568円、賃上げ率 3.54% (+0.20ポイント)

○ 都市部、地方ともに昨年以上の賃上げが進むが、地方・小規模企業で上げ幅がより小さい。

【都市部】 賃上げ額 12,857円、賃上げ率 4.37% (+0.48ポイント)

【地方】 賃上げ額 10,627円、賃上げ率 3.94% (+0.41ポイント)

【地方・小規模】 賃上げ額 9,269円、賃上げ率 3.55% (+0.34ポイント)

【備考】

・ 中小企業における賃金改定の状況について、全国の商工会議所会員企業を対象に調査。

・ 3,042社の回答を規模【従業員21人以上の企業 (1,430社) ・従業員20人以下の小規模企業 (1,612社)】、地域【東京23区・政令指定都市の都市部 (490社) とそれ以外の地方 (2,552社、うち従業員20人以下の小規模企業1,363社)】に分けて集計・分析。

・ 賃上げ額・率は従業員数による加重平均で算出。

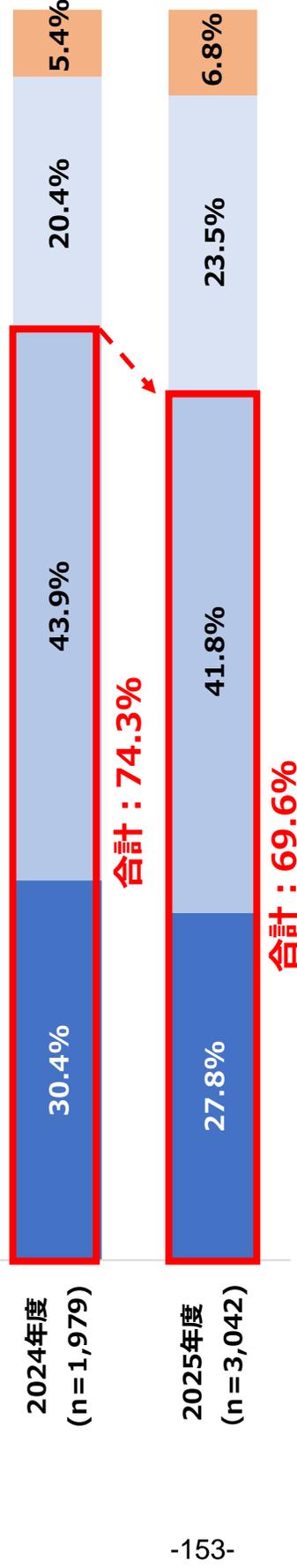
・ 2025年と2024年で集計対象企業は同一ではないため、昨年対比は厳密には整合しない。

1. 2025年度の賃上げ実施状況

2025年度の賃上げ実施状況、防衛的な賃上げ【全体】

- 2025年度に「賃上げを実施（予定を含む）」は約7割（69.6%）と高水準を維持。
- 昨年度調査と比較すると4.7ポイント減。価格転嫁の遅れや米国関税措置等による先行き不透明感を懸念する声もあり、「現時点では未定」が3.1ポイント増。
- 「業績の改善が見られないが賃上げを実施予定」（防衛的な賃上げ）は60.1%で昨年並み。

【全体集計、昨年度調査との比較】



■ 業績が好調・改善しているため賃上げを実施（予定を含む）

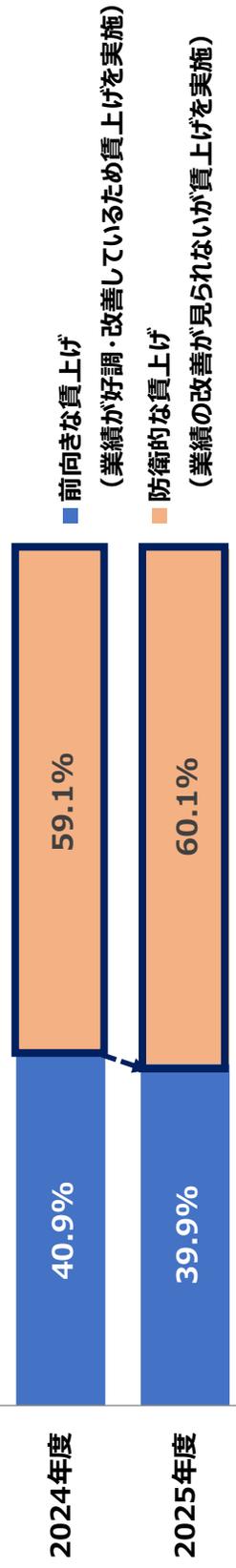
■ 現時点では未定

■ 業績の改善が見られないが賃上げを実施（予定を含む）

■ 賃上げを見送る（予定や引下げの場合も含む）

【「前向きな賃上げ」と「防衛的な賃上げ」の割合】

※業績が好調・改善しているため賃上げを実施（予定を含む）もしくは「業績の改善が見られないが賃上げを実施（予定を含む）」と回答した企業を100とした場合の割合を表示。



■ 前向きな賃上げ

（業績が好調・改善しているため賃上げを実施）

■ 防衛的な賃上げ

（業績の改善が見られないが賃上げを実施）

2025年度の賃上げ実施状況、防衛的な賃上げ【小規模企業】

- 20人以下の小規模企業では、「賃上げを実施（予定含む）」が57.7%で、昨年より5.6ポイント低い。「現時点では未定」は31.9%と昨年より2.9ポイント増加。全体集計と同様、先行き不透明感が影響か。
- 「防衛的な賃上げ」は62.8%で昨年比減となるも、依然6割が防衛的な賃上げ。

【小規模企業、昨年調査との比較】



■ 業績が好調・改善しているため賃上げを実施（予定を含む）

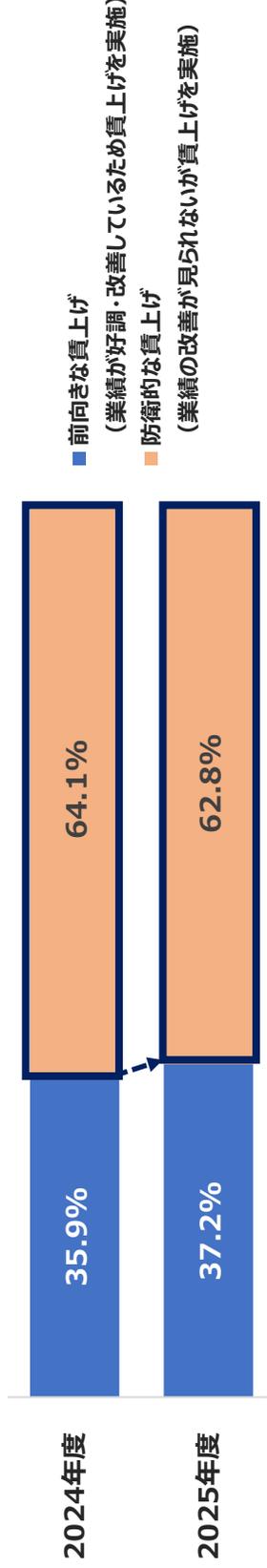
■ 現時点では未定

■ 業績の改善が見られないが賃上げを実施（予定を含む）

■ 賃上げを見送る（予定や引下げの場合も含む）

【「前向きな賃上げ」と「防衛的な賃上げ」の割合】

※「業績が好調・改善しているため賃上げを実施（予定を含む）」もしくは「業績の改善が見られないが賃上げを実施（予定を含む）」と回答した企業を100とした場合の割合を表示



■ 前向きな賃上げ

（業績が好調・改善しているため賃上げを実施）

■ 防衛的な賃上げ

（業績の改善が見られないが賃上げを実施）

2025年度の賃上げ実施状況 【地域別×従業員規模別集計】

- 地方全体では、「賃上げを実施(予定)」が約7割(69.3%)となり、全体集計と比べ遜色ない実施割合。
- 一方、地方・小規模企業では、「賃上げを実施(予定)」が57.1%に止まり、全体集計と比べ、12.5ポイント低い。「現時点では未定」とする割合も3割超 (33.5%) あり、より慎重な姿勢が見える。

【地域別×従業員規模別集計】

	賃上げを実施	現時点では未定	賃下げ・賃上げを見送る
-155-			
全体 (n=3,042)	69.6%	23.5%	6.8%
都市部 (n=490)	71.4%	19.8%	8.8%
地方 (n=2,552)	69.3%	24.3%	6.5%
地方・小規模 (n=1,363)	57.1%	33.5%	9.5%

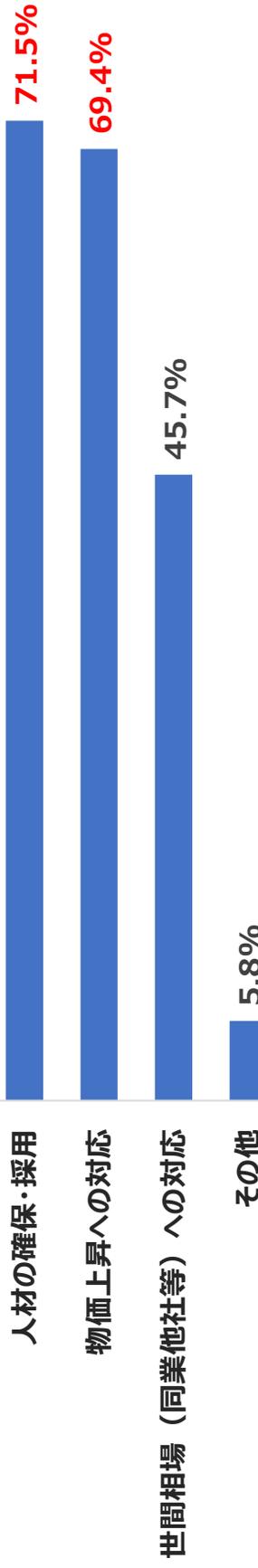
2025年度の賃上げ実施状況、防衛的賃上げ・賃上げを見送る理由

○「防衛的な賃上げ」を実施する理由は「人材の確保・採用」、「物価上昇への対応」がともに約7割。

○賃上げを見送る理由は、「売上の低迷」と回答した企業が半数を超える（58.2%）。

【防衛的な賃上げと回答した企業集計】

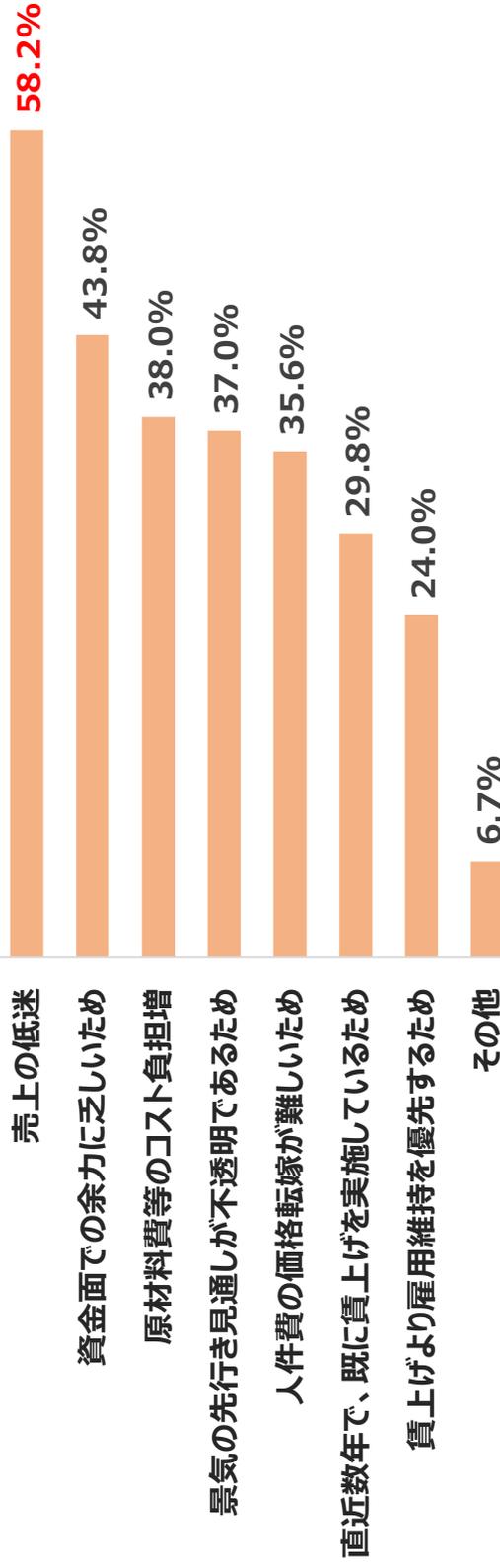
n = 1,273



-156-

【賃上げを見送ると回答した企業集計】

n = 208



2. 正社員の賃上げ

賃上げ額・率（加重平均）【全体、小規模企業】

- 正社員の「賃上げ額（月給）」は加重平均で11,074円、「賃上げ率」は4.03%。昨年対比では、0.41ポイントの増加。
- 20人以下の小規模企業では加重平均で9,568円、3.54%。昨年対比では、0.20ポイントの増加。
- 全体で4%を超えるなど、中小企業も賃上げに最大限努力。他方、小規模企業は全体と比較し賃上げ額・率ともに低位となっていることから、より重点的な支援が求められる。

※2024年4月と2025年4月時点の毎月決まって支払う賃金（家族手当、時間外手当等は含まない）を比較し、加重平均で算出。対象は両期間に在籍している正社員で、雇用形態や労働時間が変更となった方は除く。（①ページ参照）

【賃上げ額・率（正社員） 全体集計、小規模企業集計】

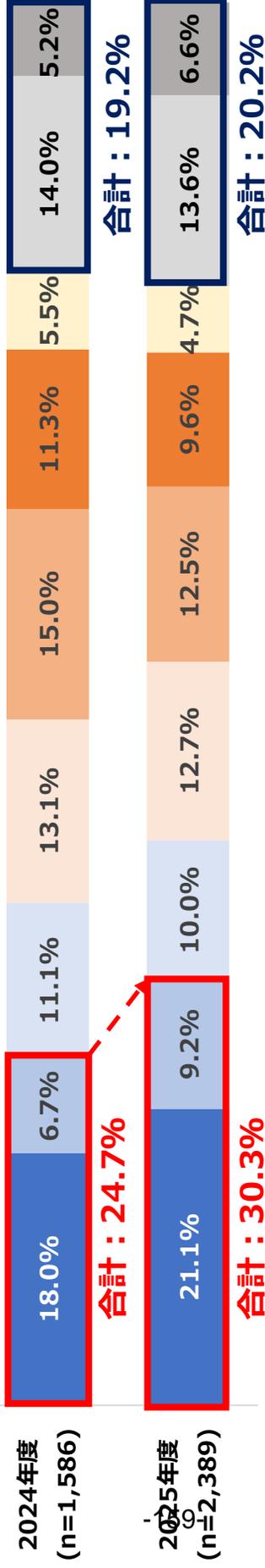
2025年度調査			2024年度調査			
正社員 (月給)	賃上げ額 (加重平均)	賃上げ率 (加重平均)	昨年対比	正社員 (月給)	賃上げ額 (加重平均)	賃上げ率 (加重平均)
全体 (n=2,389)	11,074円	4.03%	0.41ポイント	全体 (n=1,586)	9,662円	3.62%
小規模企業 (20人以下) (n=1,111)	9,568円	3.54%	0.20ポイント	小規模企業 (20人以下) (n=709)	8,801円	3.34%

（参考）連合 2025春季生活闘争 第5回答集計：300人未満の企業の賃上げ額13,097円、賃上げ率4.93%（加重平均）
厚生労働省 令和6年賃金改定状況調査結果：一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率2.8%（常用労働者30人未満事業所）
（令和5年6月と令和6年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計）

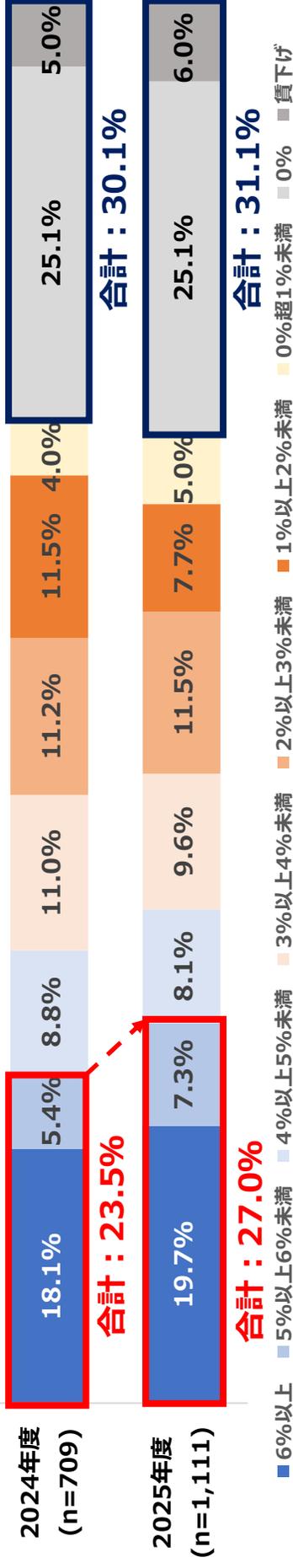
賃上げ率（加重平均）レンジ集計【全体、小規模企業】

- 「5%以上の賃上げ」は全体で30.3%(昨年対比5.6ポイント増加)、20人以下の小規模企業で27.0%(昨年対比3.5ポイント増加)となり、いずれも増加。
- 一方、「賃上げを実施していない（賃上げ率0%または賃下げ）」企業が全体で約2割(20.2%)、小規模企業で3割を超え(31.1%)となり、二極化の傾向が続く。

【全体賃上げ率（正社員・レンジ集計）】



【小規模企業賃上げ率（正社員・レンジ集計）】



賃上げ額・率（加重平均） 【地域別×従業員規模別集計】

- 都市部・正社員の「賃上げ額（月給）」は加重平均で12,857円、賃上げ率は4.37%。
- 地方・正社員の賃上げ額は加重平均で10,627円、賃上げ率は3.94%。
- 地方・小規模企業の賃上げ額は加重平均で9,269円、賃上げ率は3.55%。
- 賃上げ率では、都市部（4.37%）と地方（3.94%）で0.4ポイント以上の差。地方と地方・小規模（3.55%）を比較すると、さらに0.4ポイント近い差が生じている。都市/地方、地方/地方小規模間での格差縮小への支援が必要。

※2024年4月と2025年4月時点の毎月決まって支払う賃金（家族手当、時間外手当等は含まない）を比較し、加重平均で算出。
対象は両期間に在籍している正社員で、雇用形態や労働時間が変更となった方は除く。（①ページ参照）

【賃上げ額・率（正社員） 地域別×従業員規模別集計】

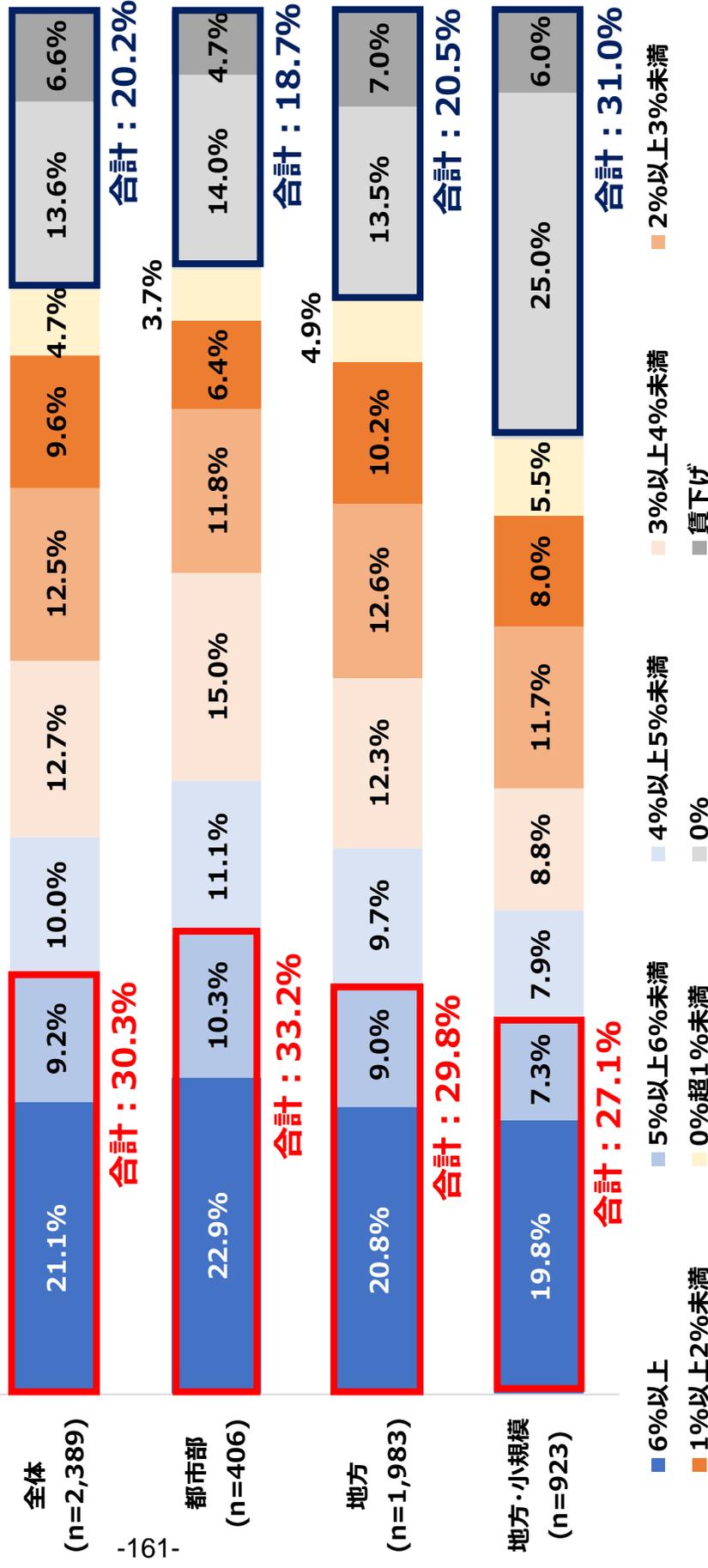
正社員 （月給）	2025年度調査		昨年対比	2024年度調査	
	賃上げ額 （加重平均）	賃上げ率 （加重平均）		正社員 （月給）	賃上げ額 （加重平均）
全体 （n=2,389）	11,074円	4.03%	0.41ポイント	全体 （n=1,586）	9,662円 3.62%
都市部 （n=406）	12,857円	4.37%	0.48ポイント	都市部 （n=311）	11,654円 3.89%
地方 （n=1,983）	10,627円	3.94%	0.41ポイント	地方 （n=1,275）	9,084円 3.53%
地方・小規模 （n=923）	9,269円	3.55%	0.34ポイント	地方小規模 （n=567）	8,023円 3.21%

賃上げ率（加重平均）レンジ集計 【地域別×従業員規模別集計】

○「5%以上の賃上げ」は都市部で3割を超える（33.2%）。一方、「賃上げを実施していない（賃上げ率0%または賃下げ）」企業も2割近く（18.7%）、二極化の傾向が続く。

○地方・小規模企業は、「賃上げを実施していない（賃上げ率0%または賃下げ）」企業が3割を超え（31.0%）、都市部や地方と比べ、より慎重な姿勢が見える。

【地域別×従業員規模別賃上げ率（正社員・レンジ集計）】



3. パート・アルバイト等 の賃上げ

賃上げ額・率（加重平均）【全体、小規模企業】

○ パート・アルバイト等の「賃上げ額（時給）」は加重平均で46.5円、「賃上げ率」は4.21%。

20人以下の小規模企業では、37.4円、3.30%。

○ 昨年対比では、全体では0.78ポイントの増加。小規模企業では、▲0.58ポイントの減少となった。

※2024年4月と2025年4月時点の時給を比較し、加重平均で算出。対象は両期間に在籍しているパート・アルバイト等。（1ページ参照）

【賃上げ額・率（パート・アルバイト等） 全体集計、小規模企業集計】

2025年度調査			2024年度調査			
パート・アルバイト等 (時給)	賃上げ額 (加重平均)	賃上げ率 (加重平均)	昨年対比	パート・アルバイト等 (時給)	賃上げ額 (加重平均)	賃上げ率 (加重平均)
全体 (n=1,537)	46.5円	4.21%	0.78ポイント	全体 (n=1,070)	37.6円	3.43%
小規模企業 (20人以下) (n=728)	37.4円	3.30%	▲0.58ポイント	小規模企業 (20人以下) (n=450)	43.3円	3.88%

(参考) 連合 2025春季生活闘争 第5回答集計：有期・短時間・契約等労働者の賃上げ（加重平均）

時給68.48円・5.93%

賃上げ率（加重平均）レンジ集計【全体、小規模企業】

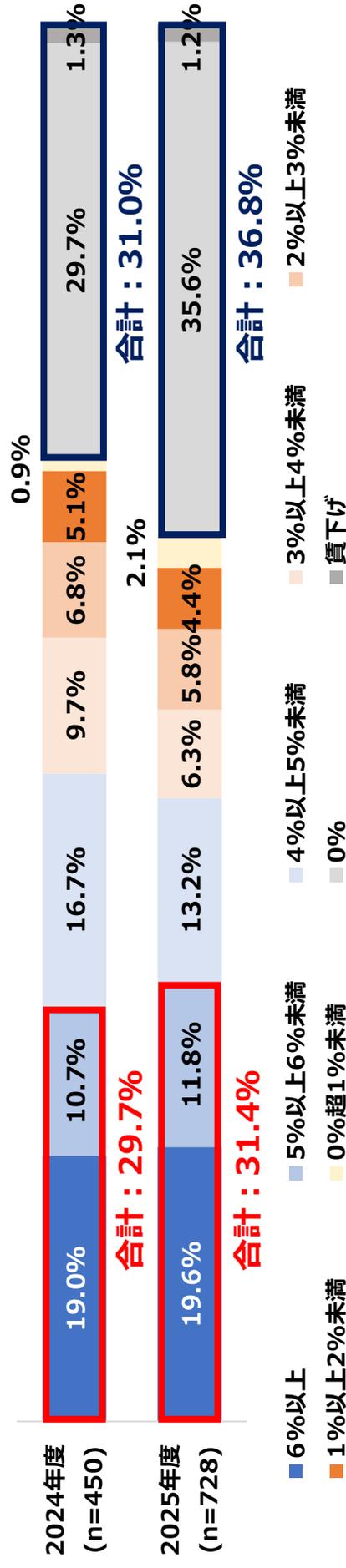
○「5%以上の賃上げ」は全体では3割を超える（35.6%）。

○20人以下の小規模企業でも「5%以上の賃上げ」が3割を超える（31.4%）一方、3割超（36.8%）が賃上げを見送る（賃上げ率0%または賃下げ）など、二極化の傾向が続く。

【パート・アルバイト等 全体賃上げ率（レンジ集計）】



【パート・アルバイト等 小規模企業賃上げ率（レンジ集計）】



賃上げ額・率（加重平均） 【地域別×従業員規模別集計】

- 都市部・パートアルバイト等の「賃上げ額（時給）」は加重平均で48.2円、賃上げ率は4.28%。
- 地方・パートアルバイト等の賃上げ額は加重平均で46.1円、賃上げ率は4.19%。
- 地方・小規模企業では賃上げ額は加重平均で37.9円、賃上げ率は3.40%。

※2024年4月と2025年4月時点の時給を比較し、加重平均で算出。対象は両期間に在籍しているパート・アルバイト等。（①ページ参照）

【賃上げ額・率（パート・アルバイト等） 地域別×従業員規模別集計】

2025年度調査			2024年度調査			
パート・アルバイト等 （時給）	賃上げ額 （加重平均）	賃上げ率 （加重平均）	昨年対比	パート・アルバイト等 （時給）	賃上げ額 （加重平均）	賃上げ率 （加重平均）
全体 (n=1,537)	46.5円	4.21%	0.78ポイント	全体 (n=1,070)	37.6円	3.43%
都市部 (n=232)	48.2円	4.28%	0.67ポイント	都市部 (n=181)	40.0円	3.61%
地方 (n=1,305)	46.1円	4.19%	0.80ポイント	地方 (n=889)	37.0円	3.39%
地方・小規模 (n=633)	37.9円	3.40%	▲0.52ポイント	地方小規模 (n=378)	43.0円	3.92%

賃上げと価格転嫁

- 中小企業の多くは厳しい経営状況の中、精一杯の賃上げを実施している。賃上げの原資確保のためには労務費を含めた価格転嫁交渉が必須。顧客に対しての値上げ交渉がもっとスムーズにいくな政府のサポートをお願いしたい。（東北・運輸業）
- 人材確保のため賃上げはせざるを得ないが、先行きが不透明な中でのベースアップには不安もあるため、正社員については一時金の増額で対応。米国関税の問題も今後、間接的に自社の事業にまで影響が及ぶのか不安を感じる。（中部・製造業）
- 持続的な賃上げには価格転嫁が不可欠。下請法に該当しない取引先に対しても、値上げ交渉が円滑に進められるような仕組みを検討してほしい。（中国・製造業）
- ⑧ 中小零細企業は商品価格にコストの転嫁がしづらく、賃上げは実質、利益を圧迫していて厳しい。より価格転嫁が進むような環境整備をお願いしたい。（九州・小売業）

制度上の課題と政府への要望

- 人手不足や物価高で中小企業の経営者や個人事業主の多くは苦しい経営状況。単発の支援も有り難いが、長期的な支援策をお願いしたい。（関東・小売業）
- 賃上げには賛成だが、物価高、社会保険料増額などで厳しい状況。法人税の減免措置などを行い、それを原資とした賃上げで社員に還元できる仕組みがあればよい。（中部・その他サービス業）
- 人手不足・物価高で非常に厳しい経営環境の中では、賃上げの必要性は理解しつつも、なかなか実行が難しい。我々経営者自身も様々な対応を行う必要があるが、政府には安心して賃上げに取り組みめる環境整備を期待する。一時的な補助金だけでなく、社会保険料の負担軽減や人材確保や育成への支援など、持続的で実効性のある政策をお願いしたい。（四国・卸売業）

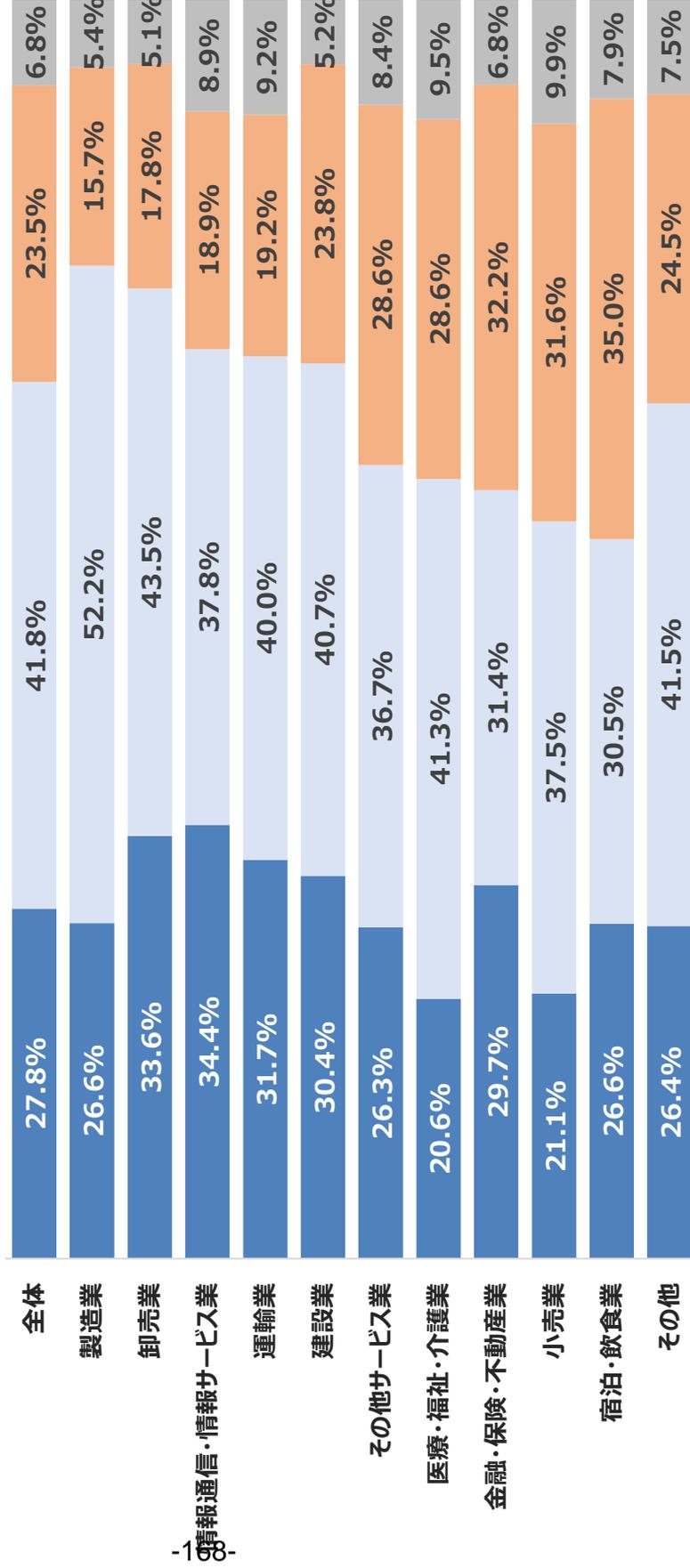
参考資料

【業種別集計（正社員）・2025年の賞与について】

○卸売業、情報通信・情報サービス業、運輸業、建設業で「業績が改善しているため賃上げを実施」が3割超。

○一方小売業、宿泊・飲食業などBtoCの業種で賃上げ実施割合が相対的に低い傾向にあるなど、厳しい状況も伺える。

【業種別集計】 n = 3,042



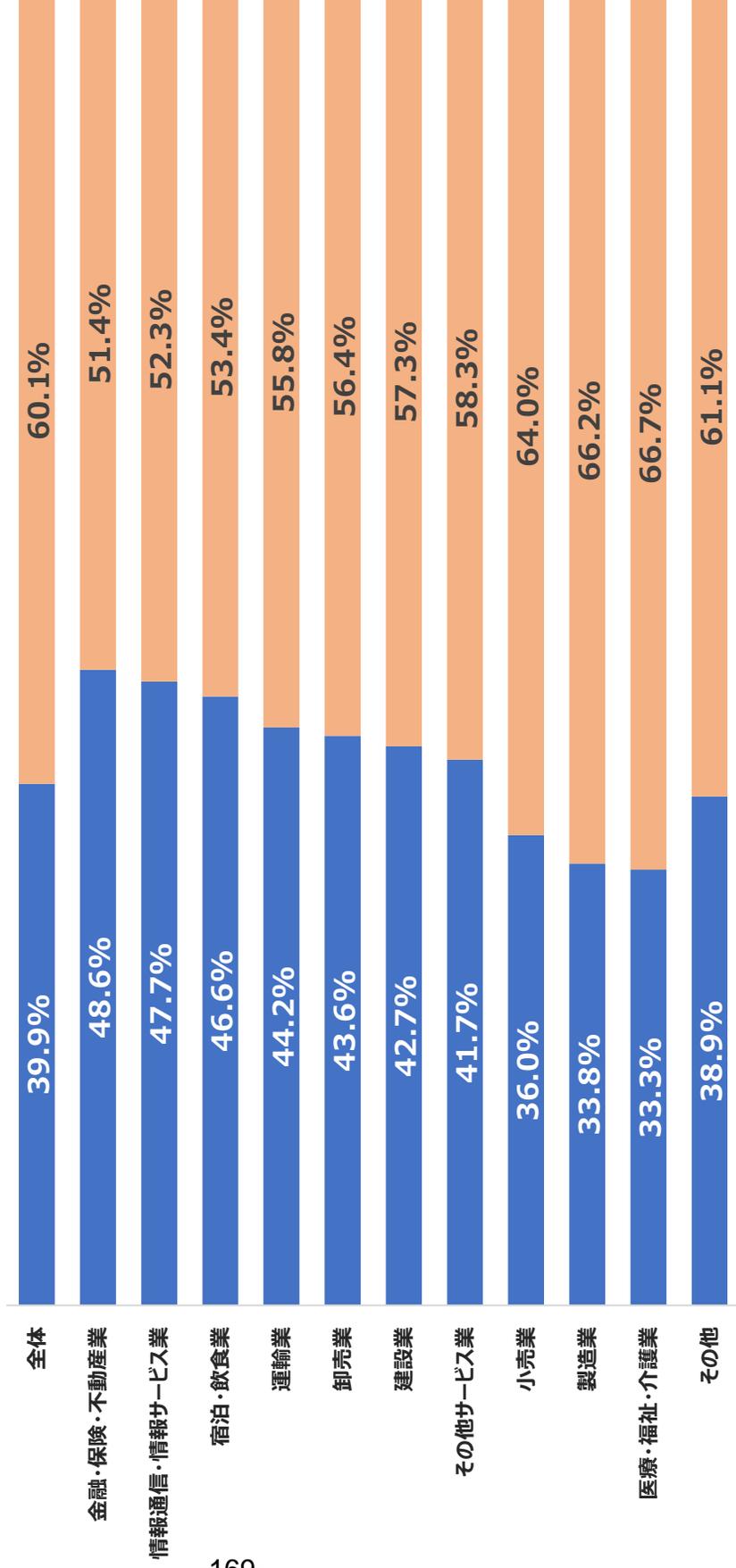
■ 業績が好調・改善しているため賃上げを実施 (予定を含む) ■ 業績の改善が見られないが賃上げを実施 (予定を含む)
 ■ 賃上げを見送る (予定や引下げの場合も含む) ■ 現時点では未定

2025年度の賃上げ、防衛的な賃上げ【業種別】

○ 医療・福祉・介護業や製造業では、賃上げ企業が防衛的な賃上げとなり、相対的に割合が高い。

【業種別集計】

n = 2,118



■ 前向きな賃上げ

■ 防衛的な賃上げ

(業績が好調・改善しているため賃上げを実施)

(業績の改善が見られないが賃上げを実施)

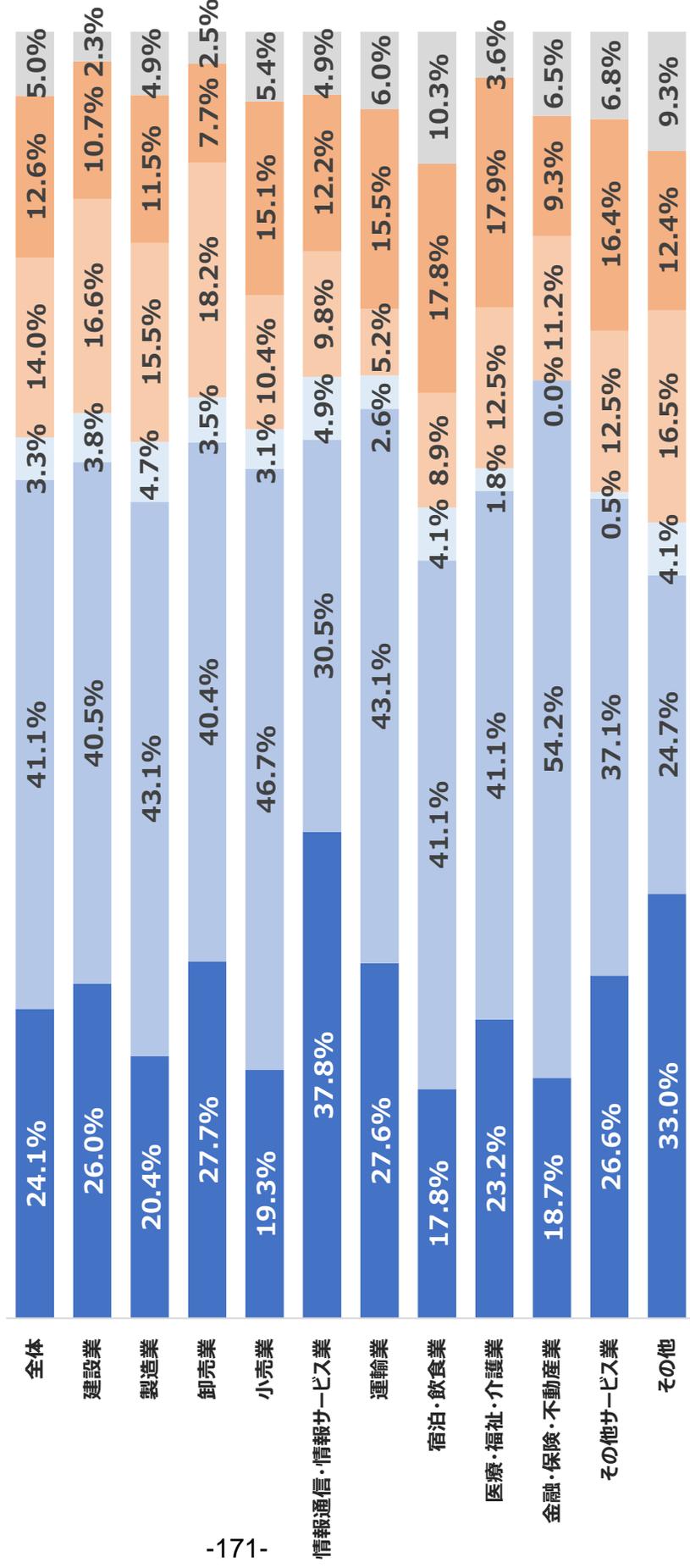
○ 情報通信・情報サービス業、金融・保険・不動産業では賃上げ率が5%を超える。一方、医療・福祉・介護業では2%台の賃上げに止まる。公的価格などにより賃上げ原資が限られていることが考えられる。

2025年度調査			
正社員 (月給)	賃上げ額 (加重平均)	賃上げ率 (加重平均)	昨年対比
全体 (n=2,389)	11,074円	4.03%	0.41ポイント
建設業 (n=435)	11,429円	3.91%	0.62ポイント
製造業 (n=658)	11,014円	4.01%	0.61ポイント
卸売業 (n=252)	11,426円	4.10%	0.43ポイント
小売業 (n=226)	8,730円	3.50%	▲0.51ポイント
情報通信・情報サービス業 (n=71)	15,860円	5.31%	1.62ポイント
運輸業 (n=93)	9,300円	3.78%	1.26ポイント
宿泊・飲食業 (n=123)	9,424円	3.73%	0.36ポイント
医療・福祉・介護業 (n=40)	7,002円	2.61%	0.42ポイント
金融・保険・不動産業 (n=91)	15,293円	5.11%	1.80ポイント
その他サービス業 (n=317)	11,412円	4.43%	▲0.14ポイント
その他 (n=83)	10,218円	3.47%	▲0.11ポイント

○ 全体では8割を超える企業（82.5%）が賞与・一時金を支給予定。

○ 情報通信・情報サービス業では4割近い企業（37.8%）が昨年を上回る水準で賞与・一時金を支給予定と、処遇改善の動きが顕著。

【業種別集計】 n = 2,785



2025

6

No. 16

商工会議所 LOBO (早期景気観測)

2025年6月調査結果

設備投資の動向

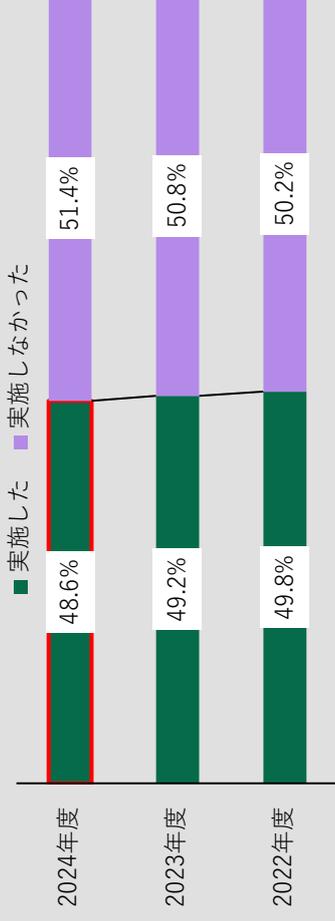
2024年度の設備投資実績は約5割と高水準で推移 2025年度は“改善志向型”の投資が増加

- 2024年度の設備投資の実績は、「実施した」が48.6%と、2023年度と比較して、ほぼ横ばいとなり、依然として約5割の高水準で推移している。
- 2025年度の設備投資の動向は、設備投資を「行う（予定含む）」企業は43.6%と、2024年度と比較して0.9ポイント増加とほぼ横ばいで推移している。そのうち、投資規模を「拡大」する企業は27.1%と2024年度から1.4ポイント減少したが、「同水準」は51.7%と2.3ポイント増加し、中小企業の設備投資への意欲は依然として高いことがうかがえる。
- 「設備投資を行う理由」について、消極的な理由といえる「設備の老朽化等に伴う更新」が58.1%と前回調査から2.8ポイント減少する一方、「現在または将来の需要増への対応」(39.5% (同3.9ポイント増))、「人手不足への対応」(29.8% (同3.3ポイント増))、「時間外労働や長時間労働の抑制」(26.2% (同1.2ポイント増))といった、課題を解決しつつ持続的な成長を目指す“改善志向型”の投資が増加している。

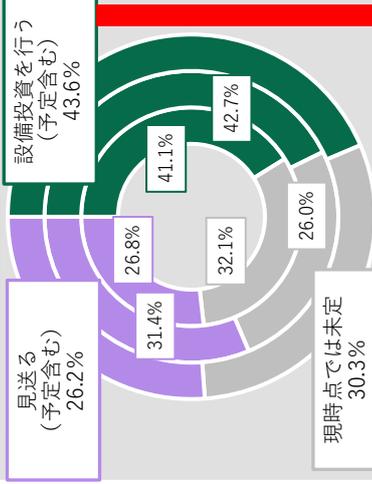
- トランプ関税の影響で業界全体として、製造数量などが減少傾向にあり、計画していた設備投資の中止または延期を余儀なくされている。
(刈谷 ガラス製品製造業)
- 老朽化した既存工場の解体に加えて、生産能力増強に向けた設備投資を計画している。
(碧南 工業用プラスチック製造業)
- 建設産業のイメージアップと雇用拡大を目指して、パソコンの入れ替えに加え、スマホにも対応できるようホームページを刷新した。
(熊谷 一般工事業)
- DX推進のための設備投資を実施予定。導入後は生産の仕方が変わり、大幅な生産効率向上が期待される。
(春日井 非鉄金属製造業)

中小企業の声

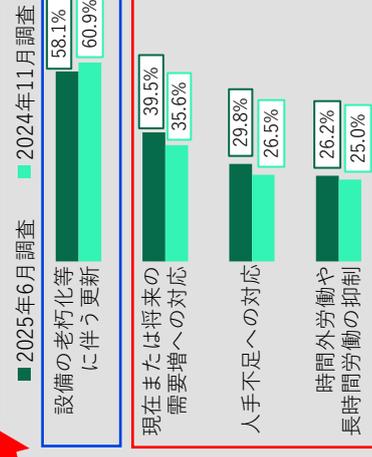
2024年度の設備投資の実績



2025年度の設備投資の動向

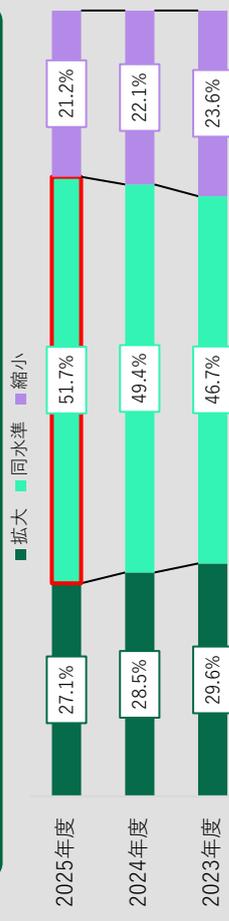


設備投資を行う理由



※外円が2025年6月調査、中円が2024年11月調査、内円が2024年5月調査
※全産業のうち「設備投資を行う（予定含む）」と回答した企業が対象、複数回答、上位4位

2025年度の設備規模の動向



※各年度の5月または6月に、その時点で「前年度と比較した当該年度の設備投資の規模（予定含む）」の動向について調査したものを比較

2024年度の採用実績の動向

採用できた割合は減少、建設業の採用環境は特に厳しい雇用形態別では、新卒正社員の採用が困難さを増す

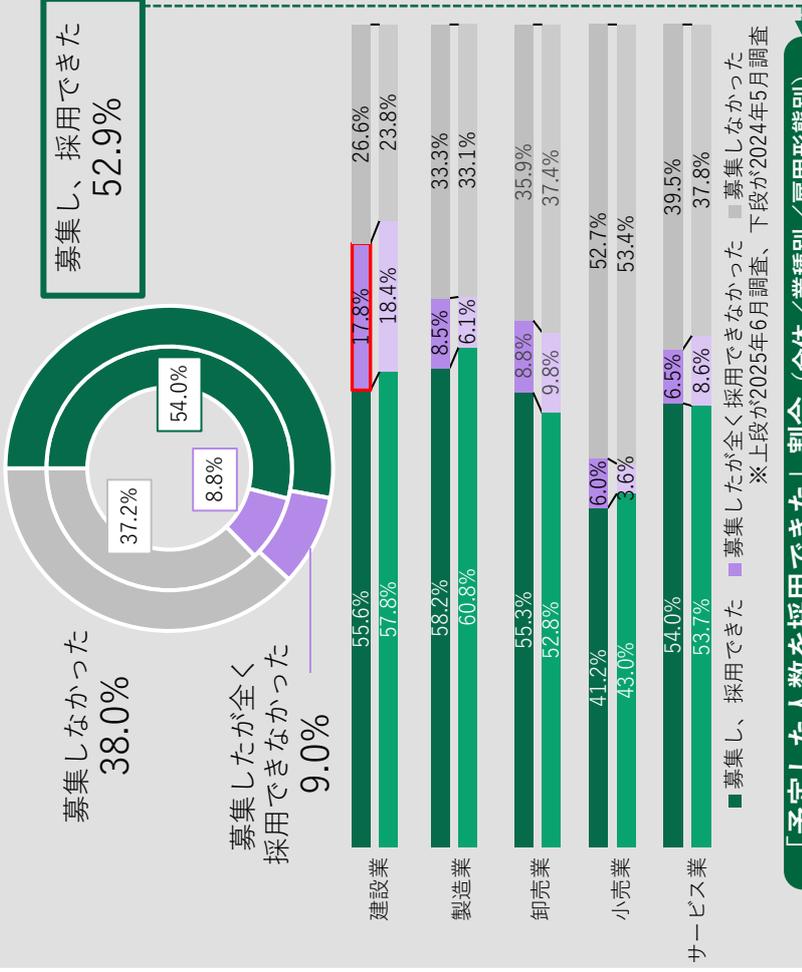
- 2024年度の採用実績（全業種）について、「募集し、採用できた」は52.9%（前回調査から1.1ポイント減）、「募集したが全く採用できなかった」が9.0%（同0.2ポイント増）、「募集しなかった」が38.0%（同0.8ポイント増）と人手不足が深刻化する中、「募集し、採用できた」割合が減少している。
- 業種別に見ると、建設業の「募集したが全く採用できなかった」が17.8%と、他業種と比べて極めて高い水準となった。
- 「募集し、採用できた」という企業のうち、「予定した人数を採用できた」と回答した割合は49.7%と、半数を下回った。
- 業種別に見ると、建設業（39.9%）、サービス業（46.5%）で低い水準となり、特に建設業は厳しい採用環境におかれていることがうかがえる。
- 雇用形態別に見ると、非正規社員（57.1%）、正社員（中途）（51.9%）は半数を超えた一方、正社員（新卒）は41.5%と半数を下回り、特に新卒の正社員の採用が難しい状況がうかがえる。

- 従前から大卒の新卒採用が厳しい状況にあったが、最近では高卒の新卒採用も厳しくなってきた。（北九州 電気工事業）
- 大企業が初任給を大幅に引き上げ中、中小企業では同水準の初任給を出すことはできず、新卒採用をすることはほぼ不可能な状況になっている。（丸亀 産業用電気機械製造業）
- 深刻な人手不足の状態が続いており、求人をしても全く募集がななく、今後の経営への影響が懸念される。（札幌 機械器具設置工事業）
- 募集してもなかなか採用ができず、社員からの提案により、古いイメージを一新するため、社名変更を決断した。（大洲 一般廃棄物処理業）

中小企業の声

2024年度の採用活動の動向（全業種／業種別）

※外円が2025年6月調査、内円が2024年5月調査



「予定した人数を採用できた」割合（全体／業種別／雇用形態別）

※「募集し、採用できた」企業が対象、（）内は2024年5月調査

全体			
建設業	製造業	卸売業	小売業
39.9% (42.4%)	53.6% (55.9%)	61.0% (57.3%)	50.0% (45.3%)
正社員（新卒）		正社員（中途）	
41.5% (46.0%)		51.9% (48.0%)	
非正規社員		非正規社員	
57.1% (57.1%)		57.1% (57.1%)	
全体			
49.7% (49.4%)			
建設業		サービス業	
39.9% (42.4%)		46.5% (45.4%)	

業況DIは、消費マインドの持ち直しにより、小幅改善
先行きは、コスト負担緩和への期待で上向き見込む

● **全産業合計の業況DIは、▲16.8（前月比+1.2ポイント）**

● 建設業では、資材価格高騰や人手不足の継続のほか、公共工事の不服感で、悪化した。製造業では、設備投資需要の下支えにより、改善した。小売業では、消費マインドが持ち直しつつあることで改善した。

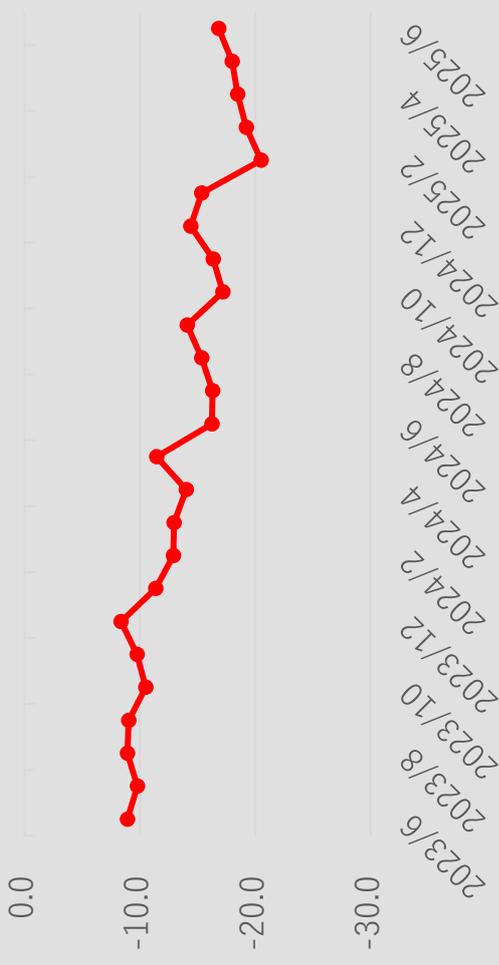
● 物価高は継続している一方、政府によるガソリン価格への新たな補助が始まったほか、一部の事業者からは、随意契約のコメを入荷・販売できたという明るい声も聞かれた。設備投資需要が堅調なほか、高い水準の賃上げが続いていることで消費マインドが持ち直しつつあり、中小企業の業況は小幅改善となった。

● **先行き見通しDIは、▲15.7（今月比+1.1ポイント）**

● コスト増加分の価格転嫁や人手不足など、依然として対処すべき経営課題は山積している。米国関税措置による、今後の動向の不透明さも拭えない。

● 一方、政府の電気・ガス代支援（7～9月使用分）により、企業のコスト負担緩和が見込まれるほか、コメ価格についても、下落の兆しがかがえる。加えて、高い水準での賃上げが続いており、消費マインド改善の下支えが期待されることから、先行きは若干の上向き基調が見込まれる。

全産業業況DI



※DI = 「好転」の回答割合 - 「悪化」の回答割合

業況DI

	2024年		2025年		先行き見通し
	6月	1月	2月	3月	
全産業	▲16.2	▲15.4	▲20.5	▲19.2	▲16.8
建設	▲18.7	▲10.6	▲16.7	▲15.6	▲15.2
製造	▲17.6	▲20.7	▲25.0	▲24.7	▲18.6
卸売	▲23.3	▲17.2	▲19.5	▲17.6	▲23.5
小売	▲22.2	▲19.7	▲28.5	▲23.1	▲22.4
サービス	▲6.0	▲9.4	▲13.0	▲13.9	▲8.5

※ ...1.0ポイント以上改善

...1.0ポイント以上悪化

業種別の動向

前月と比べたDI値の動き



ほぼ横ばい



悪化



建築資材価格高騰や人手不足が継続しているほか、公共工事で一服感が見られ、悪化。公共工事において、価格協議に応じてもらえないという声が聞かれた。

- ・「自社に限らず地域全体として人手不足の状況であり、特に技術者の採用がなかなかできない。また、公共工事の件数もやや少ない状況となっている」（一般工事業）
- ・「公共工事において、コスト増加分の価格転嫁に向けた協議に応じてもらえないケースがあり、赤字工事が発生してしまった」（土木工事業）



設備投資需要の下支えにより、機械器具関係が堅調に推移し、改善。一方、依然として米関税措置の影響を懸念する声が聞かれた。

- ・「設備投資需要の引き合いが強いため、工場の移転・拡充を行い、生産体制の増強を図る」（精密測定器製造業）
- ・「現状の業績は好調だが、自社の主要顧客は北米への輸出が多いため、アメリカとの交渉の結果次第では、関税措置の影響を大きく受けることになると思う」（民生用電気機械製造業）



設備投資需要が堅調な機械器具関係は好調なもの、仕入価格の高騰により食料品関係が振るわず、ほぼ横ばい。販売先に仕入単価上昇分の価格転嫁を受け入れももらえないという声も聞かれた。

- ・「今月になってさらに仕入単価が上昇したが、販売先の抵抗が強いため価格転嫁ができず、自社の採算が悪化した」（食料・飲料卸売業）
- ・「今月から法改正で職場における熱中症対策が義務化されたことに加え、例年と比べて気温が高いため、冷却ファンのついた作業着など、熱中症対策の商品の売れ行きが良い」（衣服卸売業）



高い水準の賃上げが続いていることで消費マインドが持ち直しつつあるほか、例年より高い気温で夏物衣料の売れ行きが好調なことで改善。一部の事業者からは、随意契約のコメを入荷することができたという声も聞かれた。

- ・「観光客の来店が多いが、人手不足が継続しており、対応に苦慮している。また、今後は酷暑による来店客数の減少も懸念される」（百貨店）
- ・「コスト増加分の価格転嫁が過半ばであるなど、様々な経営課題が山積する厳しい状況が続いている。一方、今月の明るいニュースとして、随意契約のコメを入荷・販売することができた」（総合スーパー）



堅調な観光需要に支えられる宿泊業は好調なもの、食料品価格が高止まりしていることから飲食店が振るわず、横ばい。

- ・「観光需要に加え、株主総会や祭事後の懇親会で宴会場の利用も増え、好調である」（宿泊業）
- ・「6月は大きなイベントもないことから、閑散期である。それに加えて、食料品価格の高止まりが、自社の採算悪化と消費低迷をもたらしており、業績は例年の6月と比較しても悪い」（飲食店）

ブロック別の動向

前月と比べたDI値の動き



ほぼ横ばい



悪化

北海道は、悪化。小売業では、日用品や食糧品における消費マインドが未だ低迷しており、百貨店や総合スーパーで売上が悪化した。卸売業では、小売業からの引き合い減少を受け、食糧品関係を中心に売上・採算が悪化した。事業者からは、コスト増加分を十分に価格転嫁できていない中、収益拡大に向けた新たな経営戦略を策定・実行するための人材も不足しており、身動きが取れない、という声が聞かれた。



北海道

東北は、ほぼ横ばい。建設業では、民間の設備投資などに関する工事受注が堅調に推移し、売上が改善した。一方、公共工事に携わる事業者からは、公共工事の発注件数が減少していることで、競合他社との価格競争が激化している、という声が聞かれた。卸売業では、食糧品価格などの高騰で仕入コストが増加している飲食料品関係をを中心に業況が悪化した。



東北

-178-

北陸信越は、改善。サービス業では、観光需要の恩恵を受けた宿泊関係を中心に売上・採算が改善した。製造業では、復旧復興関連工事の増加により需要が高まっている機械器具関係や、気温上昇に伴い夏物衣料の売れ行きが好調な繊維関係などで売上・採算が改善した。石川県の事業者からは、人手が不足する中、復旧復興関連の受注増加により、民間工事の対応まで手が回らないため、他地域からの応援人材を求め声が聞かれた。



北陸信越



関東

関東は、改善。製造業では、設備投資需要が堅調に推移していることで、輸送用機械器具関係をを中心に売上・採算が改善した。小売業では、インバウンド・国内観光需要の恩恵を受けた土産品関係の専門小売店などで業況が改善した。一方、静岡県の飲料関係の事業者からは、茶葉が昨夏の酷暑に伴い大幅な減産となり、仕入コストが高騰しているもの、消費者離れを懸念し、値上げを実施できている、という声が聞かれた。



東海

東海は、改善。サービス業では、大阪・関西万博への旅行をはじめとする観光需要が高まり、旅行関係などで売上・採算が改善した。三重県の事業者からは、万博会場まで比較的近い地域であることを活かし、旅行会社だけでなく、地域全体での観光需要の拡大に向けた取り組みを期待する声が聞かれた。製造業では、堅調な設備投資需要の恩恵を受け、輸送用機械器具関係などで売上・採算が改善した。



関西

関西は、ほぼ横ばい。建設業では、大阪・関西万博の開幕に伴い、公共工事などの需要が一服し、売上・採算が悪化した。事業者からは、資材価格の上昇により賃上げ原資が削られ、十分な賃上げを実施できていないため、今後の人材確保や定着を危惧している、という声が聞かれた。一方、卸売業では、インバウンド・国内観光需要の恩恵を受け、土産品関係などで売上・採算が改善した。

ブロック別の動向

前月と比べたDI値の動き



ほぼ横ばい



悪化

中国

中国は、悪化。建設業では、資材価格や労務コストの高騰が続く中、公共工事の受注が減少し、売上・採算が悪化した。製造業では、建設業からの引き合い減少の影響を受け、機械器具関係などで売上・採算が悪化した。飲食料品関係の事業者からは、消費者の飲食料品への節約志向は依然として高く、値上げにより、かえって売上減少となることが懸念されるため、十分な価格転嫁を実施できていない、という声が聞かれた。

四国

四国は、改善。小売業では、気温上昇に伴い、夏物衣料の売れ行きが好調な衣料品店などで売上・採算が改善した。卸売業では、堅調な設備投資需要の恩恵を受ける建設業からの引き合いが増加し、建築金属材料関係を中心に売上・採算が改善した。高知県の事業者からは、同県が現在放映中のNHK連続テレビ小説「あんぱん」の舞台地となっていることから、地域全体の盛り上がりを期待する声が聞かれた。

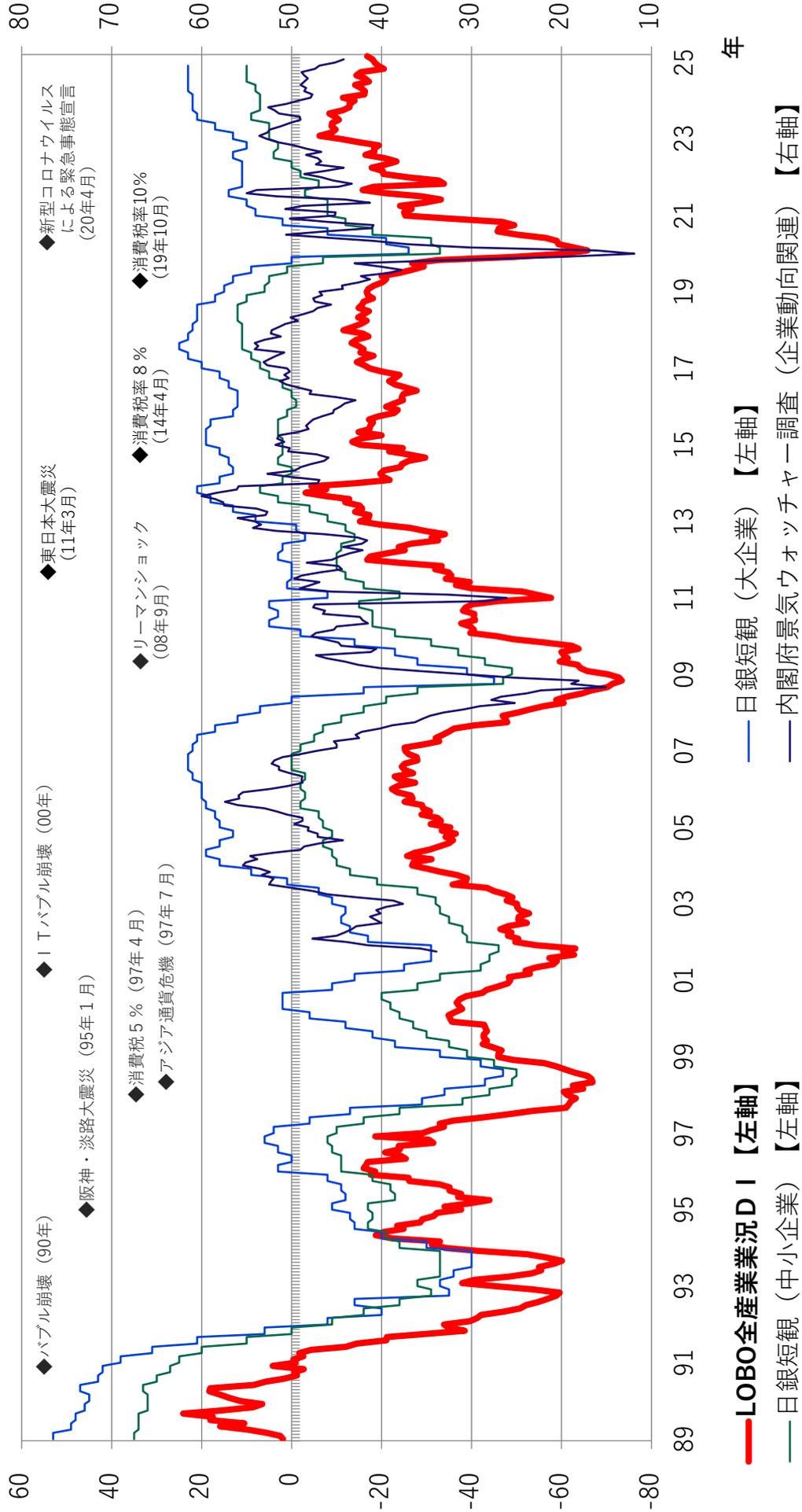
九州

九州は、ほぼ横ばい。小売業では、堅調な設備投資需要などの影響で、オフィス機器や事務用品関係の需要が高まり、売上・採算が改善した。一方、サービス業では、飲食料品などの仕入コストの高騰により、飲食関係や宿泊関係などで売上・採算が悪化した。宿泊施設からは、施設の周辺地域は以前からインバウンド需要が低かったが、最近では国内観光客も減少しており、厳しい状況であり、厳しい状況である、という声が聞かれた。

	2025年						先行き 見通し 7～9月	
	6月	1月	2月	3月	4月	5月		6月
全国	▲ 16.2	▲ 15.4	▲ 20.5	▲ 19.2	▲ 18.5	▲ 18.0	▲ 16.8	▲ 15.7
北海道	▲ 5.9	▲ 14.3	▲ 15.4	▲ 13.5	▲ 15.2	▲ 9.8	▲ 15.0	▲ 9.8
東北	▲ 22.2	▲ 20.8	▲ 31.3	▲ 29.1	▲ 31.8	▲ 28.0	▲ 28.3	▲ 22.0
北陸信越	▲ 31.6	▲ 23.0	▲ 34.1	▲ 30.9	▲ 31.6	▲ 24.6	▲ 18.7	▲ 25.1
関東	▲ 14.9	▲ 11.9	▲ 17.0	▲ 13.4	▲ 14.7	▲ 13.9	▲ 11.6	▲ 14.0
東海	▲ 15.4	▲ 14.6	▲ 20.7	▲ 13.5	▲ 14.1	▲ 20.8	▲ 16.0	▲ 13.8
関西	▲ 13.8	▲ 16.0	▲ 18.0	▲ 21.5	▲ 11.2	▲ 12.9	▲ 13.4	▲ 15.9
中国	▲ 13.3	▲ 9.4	▲ 13.6	▲ 19.0	▲ 18.5	▲ 16.7	▲ 25.0	▲ 15.3
四国	▲ 19.2	▲ 18.5	▲ 23.2	▲ 20.7	▲ 18.0	▲ 28.1	▲ 16.9	▲ 14.5
九州	▲ 14.6	▲ 14.3	▲ 15.4	▲ 23.2	▲ 19.9	▲ 17.3	▲ 16.6	▲ 15.0

※ ...1.0ポイント以上改善 ...1.0ポイント以上悪化

参考：全産業業況DIの推移



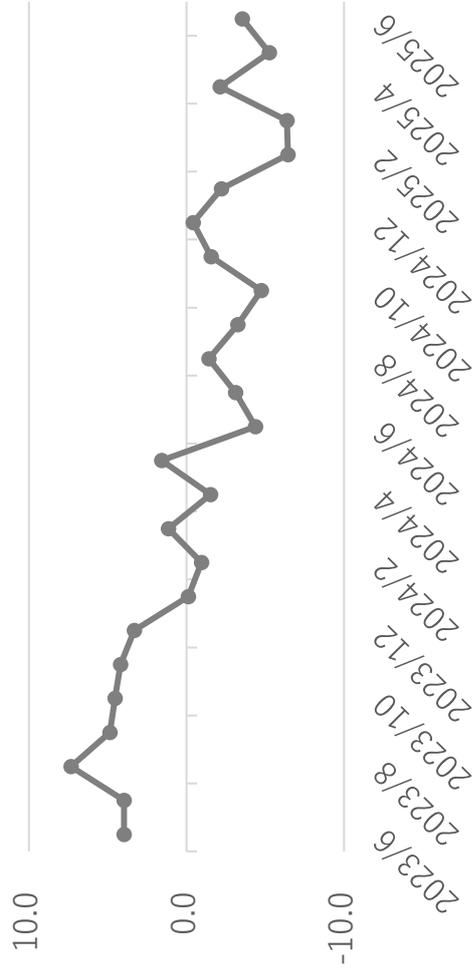
※日銀短観 (中小企業) …全産業の業況判断DI。資本金2千万円以上1億円未満の企業が対象。
 ※日銀短観 (大企業) …全産業の業況判断DI。資本金10億円以上の企業が対象
 ※内閣府景気ウォッチャー調査 (企業動向関連) …景気の現状判断DI (季節調整値)。

参考：DI時系列表

売上DI

(※DI=「増加」の回答割合-「減少」の回答割合)

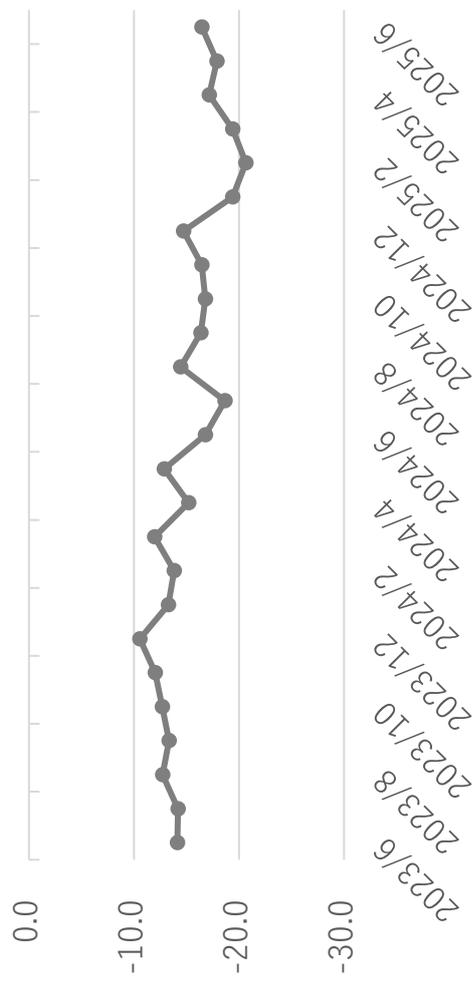
	2024年		2025年		先行き 見通し
	6月	7~9月	1月	2月	
全産業	▲ 4.4	▲ 5.1	▲ 2.2	▲ 6.4	▲ 3.5
建設	▲ 13.5	▲ 2.5	▲ 7.3	▲ 10.4	▲ 7.4
製造	▲ 6.3	▲ 4.9	▲ 7.2	▲ 11.4	▲ 3.8
卸売	▲ 3.8	▲ 17.2	▲ 0.4	▲ 3.5	▲ 10.9
小売	▲ 11.8	▲ 14.3	▲ 5.4	▲ 7.6	▲ 11.2
サービス	8.2	6.0	7.4	0.4	8.7



採算DI

(※DI=「好転」の回答割合-「悪化」の回答割合)

	2024年		2025年		先行き 見通し
	6月	7~9月	1月	2月	
全産業	▲ 16.8	▲ 15.9	▲ 19.4	▲ 20.7	▲ 16.5
建設	▲ 17.1	▲ 12.1	▲ 16.1	▲ 17.9	▲ 14.2
製造	▲ 18.0	▲ 15.4	▲ 19.7	▲ 22.8	▲ 17.4
卸売	▲ 22.0	▲ 20.2	▲ 23.2	▲ 18.6	▲ 21.0
小売	▲ 21.9	▲ 23.4	▲ 23.6	▲ 25.6	▲ 19.8
サービス	▲ 9.3	▲ 10.8	▲ 16.4	▲ 17.4	▲ 12.2

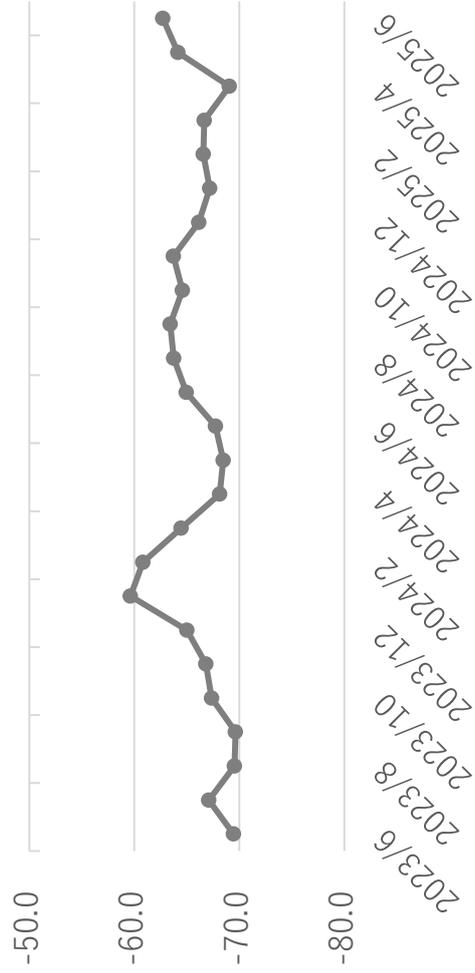


参考：DI時系列表

仕入単価DI

(※DI=「下落」の回答割合-「上昇」の回答割合)

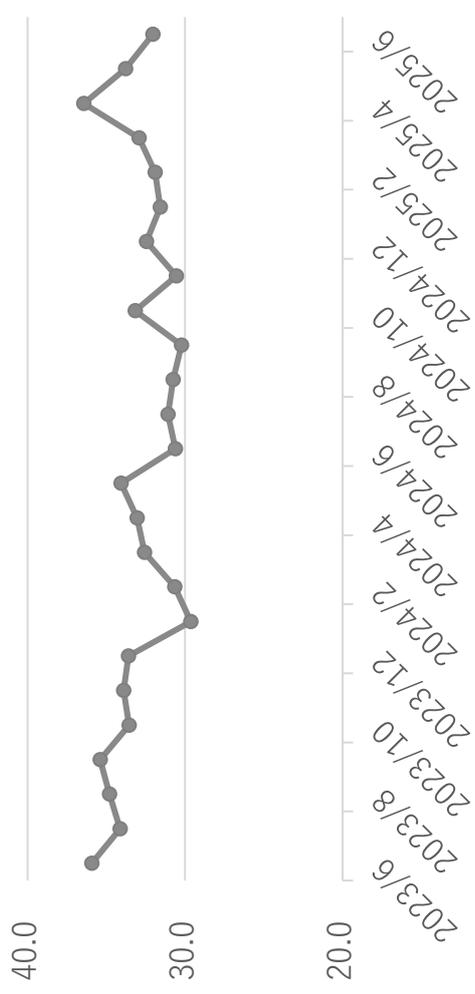
	2024年		2025年		先行き 見通し 7～9月
	6月	▲ 67.7	▲ 67.2	▲ 66.6	
全産業	▲ 67.7	▲ 67.2	▲ 66.6	▲ 66.6	▲ 62.7 ▲ 51.2
建設	▲ 71.6	▲ 70.1	▲ 67.6	▲ 70.3	▲ 68.1 ▲ 55.7
製造	▲ 64.8	▲ 59.8	▲ 63.2	▲ 65.2	▲ 57.5 ▲ 43.9
卸売	▲ 64.4	▲ 68.7	▲ 68.0	▲ 67.1	▲ 59.2 ▲ 47.9
小売	▲ 72.0	▲ 72.8	▲ 71.0	▲ 67.9	▲ 64.0 ▲ 58.0
サービス	▲ 66.5	▲ 67.4	▲ 65.3	▲ 64.5	▲ 65.1 ▲ 51.5



販売単価DI

(※DI=「上昇」の回答割合-「下落」の回答割合)

	2024年		2025年		先行き 見通し 7～9月
	6月	30.6	31.6	31.9	
全産業	30.6	31.6	31.9	32.9	32.0 23.3
建設	31.5	29.6	31.4	33.4	31.9 19.5
製造	26.2	25.9	26.0	27.6	29.1 20.2
卸売	39.0	44.2	45.9	51.4	37.4 29.8
小売	43.1	44.9	43.3	42.4	38.9 34.6
サービス	21.4	22.7	23.3	22.2	27.0 16.6

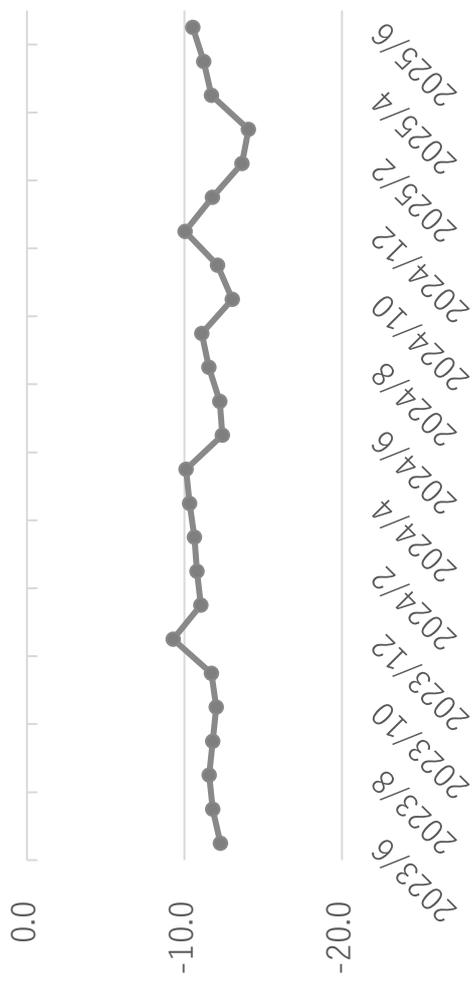


参考：DI時系列表

資金繰りDI

(※DI=「好転」の回答割合-「悪化」の回答割合)

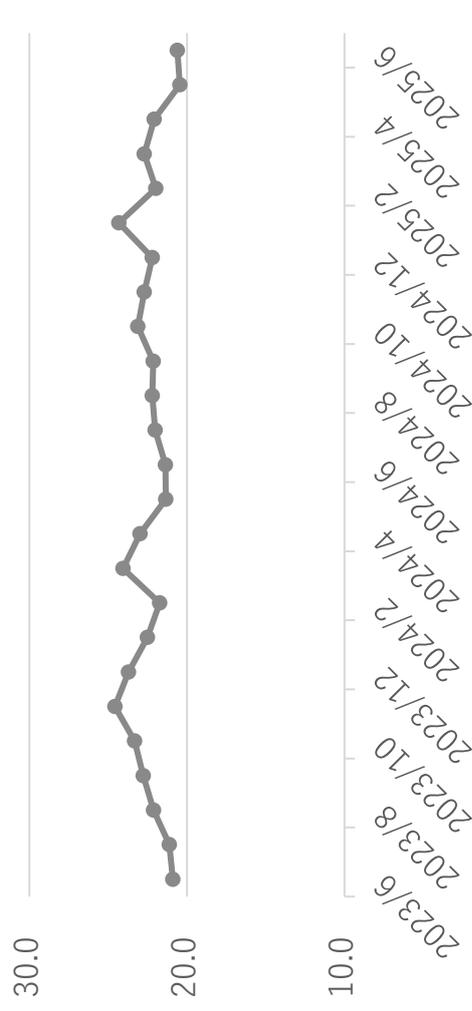
	2024年					2025年					先行き 見通し 7～9月		
	6月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	1月	2月	3月		4月	5月
全産業	▲12.4	▲11.8	▲13.7	▲14.1	▲11.7	▲11.2	▲10.5	▲11.8	▲11.8	▲11.7	▲11.2	▲10.5	▲11.8
建設	▲6.1	▲5.3	▲6.9	▲6.9	▲7.0	▲3.7	▲4.0	▲3.7	▲3.7	▲7.0	▲3.7	▲4.0	▲3.7
製造	▲13.9	▲13.7	▲16.1	▲19.6	▲17.1	▲17.2	▲12.5	▲13.6	▲13.6	▲17.1	▲17.2	▲12.5	▲13.6
卸売	▲10.2	▲9.4	▲10.8	▲7.2	▲11.2	▲9.3	▲9.2	▲12.6	▲12.6	▲11.2	▲9.3	▲9.2	▲12.6
小売	▲18.9	▲15.4	▲20.4	▲18.0	▲13.6	▲16.1	▲14.1	▲17.9	▲17.9	▲13.6	▲16.1	▲14.1	▲17.9
サービス	▲11.0	▲12.6	▲11.6	▲13.3	▲8.4	▲7.4	▲10.4	▲9.7	▲9.7	▲8.4	▲7.4	▲10.4	▲9.7



従業員DI

(※DI=「不足」の回答割合-「過剰」の回答割合)

	2024年					2025年					先行き 見通し 7～9月		
	6月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	1月	2月	3月		4月	5月
全産業	21.4	24.3	22.0	22.7	22.1	20.5	20.6	21.4	24.3	22.0	22.1	20.5	20.6
建設	35.5	38.7	37.1	37.5	34.5	34.9	37.5	35.5	38.7	37.1	34.5	34.9	37.5
製造	9.8	13.3	12.6	11.5	12.2	11.7	9.7	9.8	13.3	12.6	12.2	11.7	9.7
卸売	16.5	20.2	15.2	19.8	14.0	13.1	15.1	16.5	20.2	15.2	14.0	13.1	15.1
小売	18.4	23.1	18.5	17.0	17.7	15.9	14.1	18.4	23.1	18.5	17.7	15.9	14.1
サービス	28.1	28.2	27.5	30.0	30.7	26.5	28.6	28.1	28.2	27.5	30.7	26.5	28.6



調査要領

LOBOとは

「CCI (CHAMBER OF COMMERCE AND INDUSTRY) - QUICK SURVEY SYSTEM OF LOCAL BUSINESS OUTLOOK」
(商工会議所早期景気観測) からとった略称

目的

商工会議所のネットワークのもと、地域や中小企業が「肌で感じる足元の景気感」を全国ベースで毎月調査するとともに、月毎にテーマを設定して調査(例：設備投資や採用・賃金の動向等)を実施・公表することにより、企業を取り巻く経営環境や直面する課題等の現状を示すデータとして、経済対策に関する政策提言・要望活動などに活用することを目的に1989年4月より調査開始。

調査方法

調査対象商工会議所職員(含む経営指導員)による調査票配布・回収

調査項目

業況・売上・採算・資金繰り・仕入単価・販売単価・従業員の前年同月比(前年同月と比較した今月の水準)と向こう3か月の先行き見通し(今月水準と比較した向こう3か月(当月を除く)の先行き見通し)、自社が直面している経営上の問題など

※DI値(景況判断指数)について

DI値は、業況・売上・採算などの各項目についての、判断の状況を表す。ゼロを基準として、プラスの値で景気の上向き傾向を表す回答の割合が多いことを示し、マイナスの値で景気の下向き傾向を表す回答の割合が多いことを示す。したがって、売上高などの実数値の上昇率を示すものではなく、強気・弱気などの景況感の相対的な広がりを意味する。

DI = (増加・好転などの回答割合) - (減少・悪化などの回答割合)

※数値処理の方法について

構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。

調査対象数

配布先：全国323商工会議所の会員 2,464企業
(有効回答数2,004企業[回答率81.3%])
(内訳)

建設業：403 (有効回答数323企業[回答率80.1%])

製造業：600 (有効回答数506企業[回答率84.3%])

卸売業：285 (有効回答数238企業[回答率83.5%])

小売業：499 (有効回答数419企業[回答率84.0%])

サービス業：677 (有効回答数518企業[回答率76.5%])

調査期間

2025年6月13日～19日

公表日

2025年6月30日

今月の調査商工会議所一覧

中国ブロック

鳥取 米子 倉敷 三原 廿日市 新南陽
 江津 倉敷 三原 廿日市 新南陽
 福山 東広島 岩国
 吉原 府中市 下関
 境港 備前 大竹 宇部 徳山
 大田 新見 因島 徳山
 呉

北陸信越ブロック

新潟 村上 富山 小松 岡谷 信州
 上越 十日町 高岡 珠洲 諏訪 中野
 長岡 新津 魚沼 白山 伊那 駒ヶ根
 三条 加茂 滑川 上田 塩尻 大町
 糸魚川 五泉 金沢 長野 飯山

北海道ブロック

函館 札幌 旭川 室蘭 帯広 北見 岩見沢 根室 士別
 富良野 名寄 遠軽 芦別 夕張 余市 登別

東北ブロック

青森 八戸 北上市 能代 長井 原町 白河
 奥州 秋田 新庄 白河
 十和田 大船渡 大館 天童 会津 喜多方
 むつ 久慈 湯沢 福島 相馬
 釜石 仙台 山形 郡山 相馬
 一関 石巻 酒田 会津若松 須賀川 二本松
 宮古 気仙沼 米沢 いわき
 花巻 古川

九州ブロック

福岡 大川 唐津 諫早 本渡 津久見 高鍋 那覇
 筑後 伊万里 熊本 別府 都城 小林 沖繩
 久留米 筑後 伊万里 熊本 別府 都城 小林 沖繩
 北九州 直方 中間 長崎 荒尾 日田 延岡 川内
 八女 佐賀 佐世保 水俣 白杵 日向 鹿屋

関東ブロック

水戸 土浦 古河 栃木 高崎 川口 草加 東金 柏 武蔵野 八王子 横濱 鎌倉 沼津 袋井
 ひたちなか 真岡 川越 上尾 東金 柏 武蔵野 八王子 横濱 鎌倉 沼津 袋井
 日立 宇都宮 高崎 川口 草加 東金 柏 武蔵野 八王子 横濱 鎌倉 沼津 袋井
 石岡 足利 桐生 さいたま 千葉 成田 青梅 立川 八千代 町田 厚木 松戸 深谷 富岡 日光
 下館 鹿沼 伊勢崎 秩父 船橋 八千代 町田 厚木 松戸 深谷 富岡 日光
 結城 小山 沼田 本庄 市川 東京 多摩 八千代 町田 厚木 松戸 深谷 富岡 日光

四国ブロック

徳島 坂出 宇和島 四国中央 土佐清水
 小松島 観音寺 今治 西条 伊予 大洲 高知
 丸亀 高松 松山 新居浜 大洲 高知

関西ブロック

福井 大池 相生 加古川 和歌山
 勝山 堺 泉佐野 赤穂 小野 海
 近江 岸和田 高石 三木 宝塚 田辺
 八日市 八尾 明石 高砂 大和高田 紀州有田
 京都 豊中 西宮 龍野 橿原 御坊

東海ブロック

岐阜 各務原 瀬戸 稲沢 松阪
 大垣 美濃 蒲郡 江南 桑名
 多治見 名古屋 刈谷 小牧 上野
 中津川 岡崎 豊田 犬山 大府 四日市 津 伊勢 一宮 春日井 津 伊勢

2025年春季労使交渉・中小企業業種別回答状況[了承・妥結含](加重平均)

2025年6月20日

(一社)日本経済団体連合会

[第1回集計]

業 種		2025年			2024年		
		社 数	回答額 (了承・妥結含) 円	アップ率 %	社 数	回答額 (了承・妥結含) 円	アップ率 %
製 造 業	鉄鋼・非鉄金属	12 ^社	16,712	5.79	13 ^社	14,082	5.06
	機械金属	50	12,549	4.64	49	10,877	4.09
	電気機器	5	17,377	5.98	7	13,636	5.06
	輸送用機器	7	8,995	3.32	7	10,874	4.09
	化学	10	15,637	5.68	13	11,113	4.20
	紙・パルプ	8	14,025	5.18	7	10,844	4.05
	窯業	6	6,872	2.60	5	7,406	2.86
	繊維	12	6,686	2.97	8	7,707	3.28
	印刷・出版	6	9,993	3.24	6	7,719	2.48
	食品	12	10,753	4.03	10	15,053	6.02
	その他製造業	22	9,089	3.35	23	8,533	3.20
製造業平均		150	12,312	4.51	148	11,042	4.12
			(10,829)	(4.06)		(10,148)	(3.88)
非 製 造 業	商業	26	12,073	4.47	23	10,188	4.01
	金融	6	9,842	3.56	2	3,703	1.36
	運輸・通信	25	8,569	3.41	21	8,102	3.13
	土木・建設	14	16,953	5.56	10	11,527	4.22
	ガス・電気	8	9,106	3.19	7	8,694	2.86
	その他非製造業	22	10,911	4.01	15	10,450	3.96
非製造業平均		101	11,119	4.12	78	9,286	3.53
			(10,851)	(4.09)		(9,021)	(3.47)
総平均		251	11,826	4.35	226	10,420	3.92
			(10,838)	(4.07)		(9,759)	(3.74)

- 1) 本調査は、地方別経済団体の協力により、原則従業員数500人未満の17業種754社を対象に実施
- 2) 17業種264社(35.0%)の回答を把握しているが、うち13社は平均金額不明等のため、集計より除外
- 3) 上記回答・妥結額は、定期昇給(賃金体系維持分)等を含む
- 4) 製造業平均、非製造業平均、総平均欄の()内の数値は、単純平均
- 5) 2024年の数値は、2024年6月13日付第1回集計結果

5月の中小企業月次景況調査

〔令和7年5月末現在〕

全国中小企業団体中央会
National Federation of Small Business Associations

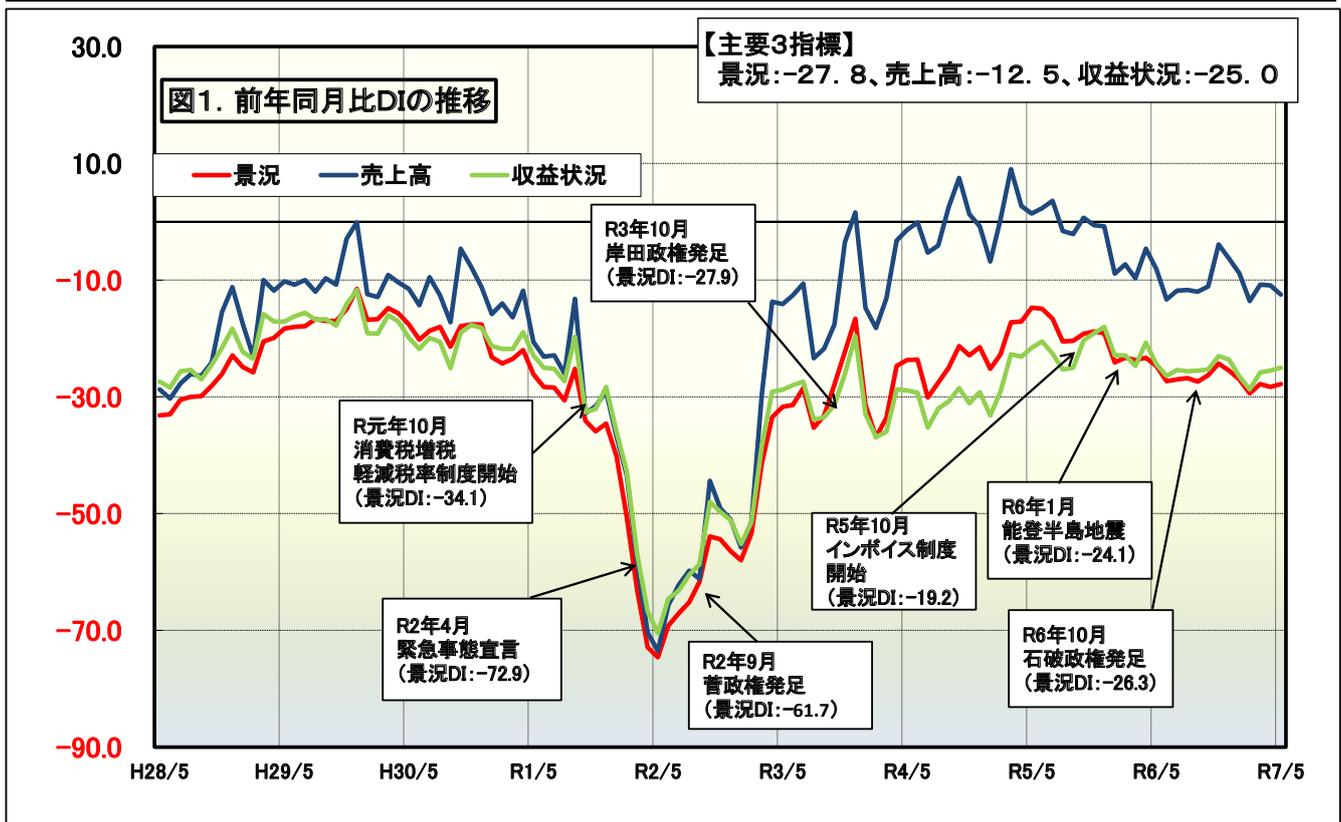
令和7年6月25日発表

◎5月の景況DIは製造業・非製造業ともに小幅上昇。

○製造業では、価格転嫁が徐々に進行しており、コストの上昇についても落ち着きを見せてはいるものの、先行きに対する不透明感が強くあり、景況感はずかかな改善に止まっている。

○非製造業では、引き続き堅調なインバウンド需要に支えられていることにより、サービス業・運輸業の景況感が回復したことで、全体としても小幅ながら上昇となった。

○今後の米国関税政策の影響を懸念する声が、業種を問わず、数多く寄せられている。



※DIとは、Diffusion Index (ディフュージョン・インデックス) の略で、好転 (増加・上昇) したとする割合から、悪化 (減少・低下) したとする割合を差し引いた値です。

本調査は、都道府県中央会に設置されている情報連絡員〔中小企業の組合(協同組合、商工組合等)の役職員約2,500名に委嘱〕による調査結果です。

調査の対象は、情報連絡員が所属する組合の組合員の全体的な景況(前年同月比)です。

(本発表資料のお問い合わせ先)

全国中小企業団体中央会

担当：政策推進部

TEL 03-3523-4902

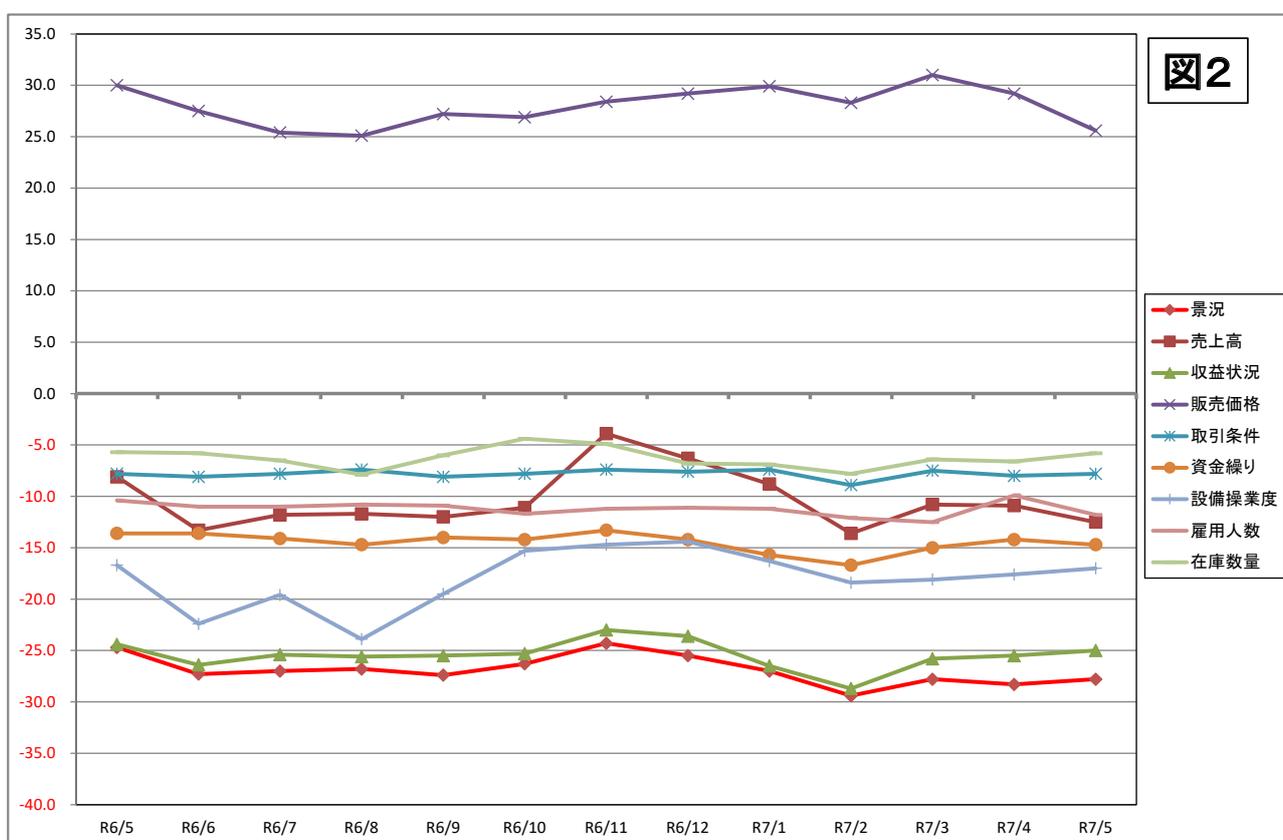
<https://www.chuokai.or.jp>

5月の調査結果のD I 概況

【指標D Iの動向とポイント】

1. 5月のD Iは、先行きの不透明感に対する不安はあるものの、米国関税措置の影響が大きくは具現化していないこと、物価の上昇に落ち着きが見られることから、景況感は上昇に転じた。主要3指標は、景況が0.5ポイント上昇、売上高が1.6ポイント低下、収益状況は0.5ポイント上昇した。
2. 主要3指標以外では、販売価格のD Iが3.6ポイント低下した。
3. 引き続き原材料、燃料、人件費等のコスト上昇に価格転嫁が追いついていない状況にはあり、景況感は前月比で多少上昇に転じたものの、概ね横ばいで推移している。

全指標の前年同月比D Iの推移（直近1年間）



指標	R6												前月比	
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月		5月
景況	-24.7	-27.3	-27.0	-26.8	-27.4	-26.3	-24.3	-25.5	-27.0	-29.4	-27.8	-28.3	-27.8	0.5
売上高	-8.1	-13.3	-11.8	-11.7	-12.0	-11.1	-3.9	-6.3	-8.8	-13.6	-10.8	-10.9	-12.5	-1.6
収益状況	-24.4	-26.4	-25.4	-25.6	-25.5	-25.3	-23.0	-23.6	-26.5	-28.7	-25.8	-25.5	-25.0	0.5
販売価格	30.0	27.5	25.4	25.1	27.2	26.9	28.4	29.2	29.9	28.3	31.0	29.2	25.6	-3.6
取引条件	-7.8	-8.1	-7.8	-7.4	-8.1	-7.8	-7.4	-7.6	-7.4	-8.9	-7.5	-8.0	-7.8	0.2
資金繰り	-13.6	-13.6	-14.1	-14.7	-14.0	-14.2	-13.3	-14.2	-15.7	-16.7	-15.0	-14.2	-14.7	-0.5
設備操業度	-16.7	-22.4	-19.6	-23.9	-19.5	-15.3	-14.7	-14.4	-16.3	-18.4	-18.1	-17.6	-17.0	0.6
雇用人員	-10.4	-11.0	-11.0	-10.8	-10.9	-11.7	-11.2	-11.1	-11.2	-12.1	-12.5	-9.9	-11.8	-1.9
在庫数量	-5.7	-5.8	-6.5	-7.9	-6.0	-4.4	-4.9	-6.8	-6.9	-7.8	-6.4	-6.6	-5.8	0.8

【情報連絡員報告から総括する景況調査のPOINT】

1. 米国関税政策の影響を不安視する声、現時点における影響に関する声が、業種を問わず、数多く寄せられている。
2. 人手不足が経営の足かせとなっているとの声が、依然として多く報告されている。
3. 原材料価格、人件費等各種コストの上昇への対応に苦慮している声についても多数寄せられた。

《主な報告内容》

◇米国関税政策に関する事業者の声

- ・米国関税の影響はまだ出ていないものの、客先からの発注内示が低下しつつあり、将来の売上高を不安視している。(群馬/輸送機器)
- ・米国関税による影響はほとんどみられていないが、原材料費の高止まりや、今後の金利引上げの懸念から景気動向に慎重になっている。(埼玉/一般機器)
- ・米国関税の影響はまだ明確に出ていないが、一部業種で生産調整が生じている。(千葉/鉄鋼・金属)
- ・米国関税の影響により、米国での伐採量が減少し、丸太の購入が難しい状況。(東京/木材・木製品)
- ・米国関税の影響により、部品によっては生産の国内回帰や海外展開の動きが複雑化して来ている。(東京/鉄鋼・金属)
- ・米国関税問題の見通しが付かないことから、米国向け輸出の受注は様子見で最低量である。(新潟/鉄鋼・金属)
- ・米国関税に関しては、自動車関連企業でははっきりとした動きは出ていない。ただ、例年この時期は大手自動車メーカーから夏から秋にかけての内示が出されるのが通例であるが、何の提言もなく先行き不透明。(愛知/鉄鋼・金属)
- ・米国関税問題による先行きの不安から設備投資を控える雰囲気が出てきている。(三重/一般機器)
- ・米国関税影響が今後どのように現れてくるのか読めず、材料発注に苦慮している。(三重/一般機器)
- ・米国関税措置の影響が落ち着くまで、自動車関連企業や輸出関連企業の不安が解消されず、疑心暗鬼な状態が継続中で、新規設備投資を見送るなど悪影響が現れ始めている。(広島/鉄鋼・金属)

◇人手不足、人材確保の問題に対する経営への影響

- ・人材確保は変わらず厳しく、65歳以上の高齢者や外国人実習生などで補わざるを得ない状況となっている。今後も中小企業の人材確保は厳しさを増すため、賃金アップに加えて福利厚生面や職場環境の改善など、複合的な取り組みが必要となる。(栃木/一般機器)
- ・ドライバー不足が深刻化している。そのため組合員は、完全週休二日制の導入など、労務環境を改善して求人している。(東京/卸売)
- ・新規採用が思うように進まないことから、中途採用や外国人を含む派遣作業員により、かろうじて対応している。このような中でも、今後は、就職希望者の動向を分析して、魅力ある企業環境を構築するなど、より積極的な求人活動に取り組む必要があると感じている。(岐阜/輸送機器)
- ・縫製業界では熟練工の高年齢化が進み、若い世代の職人が不足している。特に国内縫製工場では、技術を持つ労働者の確保が難しくなっており、技術の継承が大きな課題となっている。特にミシンを使った縫製作業は習得に時間が掛かるため、即戦力となる人材育成は難しい。こうした課題に対応するためには、企業による技術研修の強化や外国人技能実習生の受け入れが急務となっている。しかし、近年では外国人技能実習生の技術習得力の低下も新たな問題となっている。(徳島/繊維)

◇原材料価格、エネルギー価格高騰、人件費上昇に対する価格転嫁への対応等

- ・製造経費の増加分を販売価格に転嫁してきているので、売上は増加してはいるが、全般的な注文数量は減少傾向にある。(和歌山/繊維)
- ・外注加工費・原材料費の上昇が収益状況を厳しくしている。値上げ交渉については比較的応じてもらえているが、人手不足・設備不足による生産量の減少が外注加工費の増加に繋がり、材料費の高騰と合わせて収益状況の改善を難しくしている。(山口/一般機器)

※ 後述の「Pick up!」ならびに「情報連絡員からの報告(要旨)」等も参照。

1. 景況

	前月	当月	増減	傾向		
全体	▲ 28.3	▲ 27.8	0.5	上昇	↗	
製造業	▲ 36.1	▲ 35.7	0.4	上昇	↗	
非製造業	▲ 22.4	▲ 22.0	0.4	上昇	↗	
DIが大きく上昇した業種	10ポイント超	なし				
	5～10ポイント	窯業・土石製品、鉄鋼・金属				
DIが大きく悪化した業種	10ポイント超	なし				
	5～10ポイント	食料品				

表2. 業種別【景況】DIの推移（前年同月比）

業種名	6/5	6/6	6/7	6/8	6/9	6/10	6/11	6/12	7/1	7/2	7/3	7/4	7/5	前月比
全体	-24.7	-27.3	-27.0	-26.8	-27.4	-26.3	-24.3	-25.5	-27.0	-29.4	-27.8	-28.3	-27.8	0.5
製造業	-32.4	-35.2	-35.7	-37.6	-35.9	-33.7	-32.3	-31.5	-33.2	-35.0	-35.3	-36.1	-35.7	0.4
食料品	-19.3	-21.6	-27.2	-22.3	-27.5	-25.9	-25.0	-18.6	-27.8	-30.2	-25.6	-26.5	-33.4	-6.9
繊維工業	-41.4	-41.8	-43.2	-45.9	-49.0	-45.5	-43.5	-39.6	-40.0	-40.9	-43.6	-44.1	-43.2	0.9
木材・木製品	-45.1	-49.5	-45.6	-54.9	-48.7	-46.8	-46.0	-39.2	-37.8	-46.1	-45.6	-34.8	-39.6	-4.8
紙・紙加工品	-36.0	-48.0	-28.0	-44.0	-54.1	-50.0	-40.0	-13.1	-28.0	-37.5	-36.4	-29.2	-30.4	-1.2
印刷	-39.3	-36.2	-47.3	-53.5	-47.4	-41.0	-47.3	-39.0	-50.0	-42.4	-50.8	-48.3	-45.8	2.5
化学・ゴム	-32.1	-34.6	-25.0	-28.6	-21.5	-28.5	-14.3	-21.5	-18.5	-22.2	-25.9	-29.6	-25.9	3.7
窯業・土石製品	-35.6	-41.3	-41.9	-39.1	-35.8	-39.8	-35.3	-36.9	-34.8	-42.5	-37.6	-41.7	-35.5	6.2
鉄鋼・金属	-38.6	-39.8	-40.9	-44.2	-38.2	-30.1	-27.5	-41.6	-34.1	-36.1	-37.4	-45.0	-38.1	6.9
一般機器	-24.7	-37.8	-35.3	-38.5	-33.3	-31.1	-30.1	-31.7	-30.4	-28.9	-32.4	-38.1	-34.2	3.9
電気機器	-35.7	-17.9	-10.7	-17.8	-3.7	-3.7	-19.2	-21.4	-25.0	-14.3	-7.4	-17.8	-14.3	3.5
輸送機器	-6.7	-8.9	-15.5	-15.9	-16.3	-13.6	-9.3	-16.3	-20.4	-16.7	-17.0	-15.9	-18.2	-2.3
その他の製造業	-38.8	-34.0	-28.6	-29.7	-30.6	-28.6	-30.7	-28.6	-35.4	-29.1	-41.7	-38.0	-38.0	0.0
非製造業	-18.7	-21.3	-20.3	-18.6	-20.9	-20.5	-18.3	-20.9	-22.3	-25.3	-22.1	-22.4	-22.0	0.4
卸売業	-18.2	-22.3	-22.8	-22.8	-22.2	-25.4	-18.4	-18.4	-22.1	-20.7	-24.2	-32.0	-28.2	3.8
小売業	-30.7	-32.2	-28.9	-25.2	-29.3	-32.0	-30.3	-32.9	-36.7	-36.1	-36.2	-30.3	-32.9	-2.6
商店街	-17.4	-21.9	-23.3	-24.7	-28.4	-23.0	-27.1	-24.7	-27.0	-33.1	-29.9	-28.6	-30.0	-1.4
サービス業	2.2	-4.0	-6.0	-2.9	-5.8	-5.4	-1.1	-8.0	-4.7	-13.8	0.8	-2.2	-0.3	1.9
建設業	-22.9	-24.3	-20.4	-19.7	-20.1	-21.1	-20.6	-22.2	-20.9	-24.1	-22.6	-20.7	-22.4	-1.7
運輸業	-29.1	-27.7	-25.0	-23.4	-27.9	-18.8	-19.7	-18.7	-27.6	-29.9	-28.8	-29.6	-25.2	4.4
その他の非製造業	-13.4	-6.7	-9.7	-6.4	3.3	0.0	16.2	-9.6	0.0	3.2	3.2	-6.4	-6.4	0.0

Pick up!

「鉄鋼・金属」：景況DIは前月比6.9ポイント、売上高DIは前月比2.3ポイント、収益状況DIは前月比9.9ポイントと主要3指標ともに上昇したものの、米国関税影響への不安感、コスト増加に対する負担感に対する声は多く寄せられている。

「食料品」：米価格、原材料・燃料価格等が上昇しており、先行きへの不安感から、景況DIは▲33.4と、前月比6.9ポイント低下した。

2. 売上高

	前月	当月	増減	傾向	
全体	▲ 10.9	▲ 12.5	▲ 1.6	悪化	↓
製造業	▲ 13.5	▲ 15.5	▲ 2.0	悪化	↓
非製造業	▲ 9.0	▲ 10.1	▲ 1.1	悪化	↓
DIが大きく上昇した業種	10ポイント超	その他の非製造業			
	5～10ポイント	卸売業、サービス業			
DIが大きく悪化した業種	10ポイント超	紙・紙加工品、化学・ゴム、電気機器、小売業			
	5～10ポイント	一般機器、建設業			

表3. 業種別【売上高】DIの推移（前年同月比）

業種名	6/5	6/6	6/7	6/8	6/9	6/10	6/11	6/12	7/1	7/2	7/3	7/4	7/5	前月比
全体	-8.1	-13.3	-11.8	-11.7	-12.0	-11.1	-3.9	-6.3	-8.8	-13.6	-10.8	-10.9	-12.5	-1.6
製造業	-15.5	-23.6	-19.2	-24.2	-21.8	-16.0	-12.7	-15.0	-16.2	-20.1	-18.2	-13.5	-15.5	-2.0
食料品	8.1	-3.6	-3.7	-4.6	-12.5	-9.8	5.5	3.1	-8.1	-12.6	-10.0	-2.5	-6.1	-3.6
繊維工業	-24.3	-22.7	-26.6	-26.1	-26.8	-24.6	-19.5	-18.0	-22.7	-20.0	-17.2	-19.8	-19.8	0.0
木材・木製品	-40.7	-39.7	-21.9	-41.6	-31.8	-21.1	-31.0	-25.0	-21.0	-32.2	-33.4	-11.6	-8.1	3.5
紙・紙加工品	-24.0	-8.0	-8.0	-16.0	-20.9	-16.7	4.0	4.3	12.0	-33.3	13.7	8.4	-4.4	-12.8
印刷	-14.2	-27.6	-29.8	-32.8	-32.2	-21.4	-26.3	-18.7	-36.2	-13.5	-35.1	-29.4	-28.8	0.6
化学・ゴム	0.0	-11.5	-25.0	-21.4	-25.0	-17.8	-14.3	-21.4	-11.1	-14.8	-7.4	-7.4	-18.5	-11.1
窯業・土石製品	-16.3	-32.7	-24.5	-35.3	-30.7	-24.1	-19.1	-18.8	-14.5	-31.4	-32.4	-20.5	-20.0	0.5
鉄鋼・金属	-23.5	-29.4	-28.1	-35.1	-25.2	-9.0	-10.7	-19.7	-19.0	-18.7	-17.9	-20.6	-18.3	2.3
一般機器	-15.9	-30.0	-18.6	-22.1	-18.6	-17.5	-12.7	-20.2	-26.4	-23.1	-15.1	-16.2	-24.8	-8.6
電気機器	-39.3	-39.3	-10.7	-17.9	18.5	14.8	-11.6	-21.5	-7.1	3.5	14.8	14.2	-3.6	-17.8
輸送機器	-2.2	-2.2	-6.7	-13.6	-13.9	-6.8	4.6	-23.2	-2.2	2.4	-14.6	-11.3	-6.8	4.5
その他の製造業	-26.5	-38.0	-30.6	-21.2	-24.5	-22.4	-28.5	-28.6	-25.0	-35.4	-18.8	-26.0	-28.0	-2.0
非製造業	-2.4	-5.4	-6.1	-2.3	-4.6	-7.4	2.7	0.2	-3.2	-8.8	-5.3	-9.0	-10.1	-1.1
卸売業	-0.5	-11.4	-4.1	6.0	-10.9	-10.9	3.4	6.9	6.6	2.0	-1.5	-19.2	-12.9	6.3
小売業	-9.6	-10.4	-17.8	-6.9	-12.4	-26.5	-0.9	-5.7	-5.7	-17.0	-16.8	-11.8	-24.3	-12.5
商店街	-5.6	-5.0	-14.9	-12.7	-8.1	-7.7	-5.6	-3.7	-10.4	-24.0	-18.5	-15.3	-14.4	0.9
サービス業	13.0	5.4	8.9	6.5	13.9	11.7	16.4	9.5	9.1	0.0	14.2	12.2	18.4	6.2
建設業	-12.5	-10.9	-5.7	-6.4	-6.0	-12.0	-8.6	-13.6	-19.5	-12.0	-14.4	-14.6	-19.8	-5.2
運輸業	-0.7	-2.3	-3.1	-7.0	-9.3	5.4	7.9	11.7	-2.4	-6.3	-0.8	-16.8	-17.3	-0.5
その他の非製造業	10.0	13.3	-3.3	16.2	0.0	19.4	19.4	12.9	12.5	19.4	32.2	6.4	19.4	13.0

Pick up!

「卸売業」：米国関税影響への不安感はあるものの、物価およびコストの上昇に多少落ち着きが見られたことから、景況DI ▲28.2と前月比3.8ポイント上昇した。また、売上高DIについては6.3ポイント、収益状況DIについては5.8ポイント上昇した。

「電気機器」：半導体関連受注の低迷により、売上高DIは▲3.6と、前月比17.8ポイント低下と4カ月ぶりに低下した。また、収益状況DIについても▲17.8となり、前月比14.3ポイント低下した。

3. 収益状況

	前月	当月	増減	傾向		
全体	▲ 25.5	▲ 25.0	0.5	上昇	↗	
製造業	▲ 31.1	▲ 29.9	1.2	上昇	↗	
非製造業	▲ 21.4	▲ 21.4	0.0	不変	→	
DIが大きく上昇した業種	10ポイント超	なし				
	5~10ポイント	印刷、鉄鋼・金属、卸売業、運輸業				
DIが大きく悪化した業種	10ポイント超	電気機器				
	5~10ポイント	化学・ゴム、その他の製造業、小売業、その他の非製造業				

表4. 業種別【収益状況】DIの推移（前年同月比）

業種名	6/5	6/6	6/7	6/8	6/9	6/10	6/11	6/12	7/1	7/2	7/3	7/4	7/5	前月比
全体	-24.4	-26.4	-25.4	-25.6	-25.5	-25.3	-23.0	-23.6	-26.5	-28.7	-25.8	-25.5	-25.0	0.5
製造業	-29.6	-31.5	-32.0	-32.2	-32.1	-29.6	-28.5	-26.9	-29.8	-31.8	-31.1	-31.1	-29.9	1.2
食料品	-13.7	-19.1	-24.1	-19.3	-30.0	-29.1	-24.0	-20.7	-29.8	-38.7	-29.8	-31.5	-30.3	1.2
繊維工業	-33.3	-32.7	-38.5	-44.2	-41.7	-37.2	-41.7	-35.1	-32.8	-37.2	-36.4	-35.1	-32.4	2.7
木材・木製品	-43.4	-43.2	-42.1	-46.0	-36.3	-36.7	-31.0	-32.2	-35.0	-40.0	-43.0	-25.9	-30.6	-4.7
紙・紙加工品	-20.0	-28.0	-16.0	-16.0	-29.1	-20.8	-20.0	-17.4	-20.0	-25.0	-18.2	-12.5	-17.4	-4.9
印刷	-39.3	-48.2	-43.8	-46.6	-44.1	-41.0	-45.6	-37.3	-41.4	-33.9	-45.6	-46.6	-39.0	7.6
化学・ゴム	-25.0	-23.1	-25.0	-25.0	-35.7	-32.1	-14.3	-14.3	-11.1	-14.8	-22.2	-18.5	-25.9	-7.4
窯業・土石製品	-34.1	-32.7	-36.6	-34.6	-31.4	-30.8	-26.4	-22.6	-26.9	-30.6	-36.9	-28.8	-25.2	3.6
鉄鋼・金属	-32.6	-33.8	-34.1	-32.1	-34.4	-26.3	-30.5	-27.3	-27.2	-28.6	-27.6	-38.9	-29.0	9.9
一般機器	-28.8	-34.9	-32.4	-27.9	-24.5	-26.2	-27.2	-30.8	-33.3	-27.9	-23.2	-34.3	-34.2	0.1
電気機器	-39.3	-21.4	-3.5	-14.3	11.1	3.7	-3.8	-28.6	-17.8	-10.7	7.4	-3.5	-17.8	-14.3
輸送機器	-24.4	-17.8	-15.6	-29.6	-23.3	-20.5	-14.0	-18.6	-20.5	-9.5	-17.1	-20.5	-20.5	0.0
その他の製造業	-30.6	-40.0	-34.7	-38.3	-36.7	-26.6	-32.7	-28.6	-35.4	-33.3	-33.3	-32.0	-38.0	-6.0
非製造業	-20.5	-22.6	-20.5	-20.5	-20.7	-22.2	-18.9	-21.0	-24.1	-26.5	-21.8	-21.4	-21.4	0.0
卸売業	-21.7	-23.3	-17.7	-19.3	-24.6	-23.3	-18.0	-14.3	-24.6	-23.3	-18.7	-25.1	-19.3	5.8
小売業	-31.1	-32.5	-30.9	-28.6	-29.7	-35.8	-32.2	-33.8	-33.1	-36.4	-36.9	-25.2	-31.3	-6.1
商店街	-21.7	-21.2	-29.0	-26.6	-29.6	-28.2	-25.9	-22.1	-28.2	-35.6	-26.8	-28.0	-31.2	-3.2
サービス業	-9.2	-13.0	-8.5	-11.9	-5.8	-8.1	-7.5	-11.0	-11.2	-16.7	-5.1	-7.8	-3.7	4.1
建設業	-22.1	-22.2	-22.6	-22.3	-18.9	-23.1	-21.5	-24.7	-22.5	-24.2	-21.8	-23.3	-27.2	-3.9
運輸業	-16.0	-25.4	-13.3	-15.6	-22.5	-16.4	-9.5	-18.0	-32.3	-28.4	-27.2	-27.2	-18.1	9.1
その他の非製造業	-3.3	0.0	-6.5	0.0	6.7	9.7	22.5	-3.2	0.0	3.2	6.5	-3.3	-12.9	-9.6

Pick up!

「運輸業」：価格転嫁の進行に加え、燃料価格が多少落ち着きを見せていることから、収益状況DI ▲18.1と、前月比9.1ポイント上昇した。

「化学・ゴム」：半導体関連、及び自動車関連受注の減少に加え、コスト上昇に価格転嫁が追いついていないことにより収益状況DIは▲25.9と、前月比7.4ポイント低下。

4. 資金繰り、販売価格、取引条件、設備操業度、雇用人員、在庫数量

(1) 資金繰り	前月	当月	増減	傾向	
全体	▲ 14.2	▲ 14.7	▲ 0.5	悪化	↘
製造業	▲ 15.7	▲ 16.4	▲ 0.7	悪化	↘
非製造業	▲ 13.0	▲ 13.3	▲ 0.3	悪化	↘
(2) 販売価格	前月	当月	増減	傾向	
全体	29.2	25.6	▲ 3.6	悪化	↘
製造業	27.3	24.9	▲ 2.4	悪化	↘
非製造業	30.7	26.0	▲ 4.7	悪化	↘
(3) 取引条件	前月	当月	増減	傾向	
全体	▲ 8.0	▲ 7.8	0.2	上昇	↗
製造業	▲ 5.2	▲ 5.9	▲ 0.7	悪化	↘
非製造業	▲ 10.2	▲ 9.3	0.9	上昇	↗
(4) 設備操業度	前月	当月	増減	傾向	
製造業	▲ 17.6	▲ 17.0	0.6	上昇	↗
(5) 雇用人員	前月	当月	増減	傾向	
全体	▲ 9.9	▲ 11.8	▲ 1.9	悪化	↘
製造業	▲ 12.1	▲ 13.6	▲ 1.5	悪化	↘
非製造業	▲ 8.1	▲ 10.4	▲ 2.3	悪化	↘
(6) 在庫数量	前月	当月	増減	傾向	
全体	▲ 6.6	▲ 5.8	0.8	上昇	↗
製造業	▲ 6.5	▲ 5.9	0.6	上昇	↗
非製造業	▲ 6.8	▲ 5.8	1.0	上昇	↗

Calendar 2025

~~ 国内外の主なトピックス (令和7年6月) ~~

6月9日(月)	4月の国際収支統計：財務省。経常収支は2兆2580億円の黒字となった。4月単月では比較可能な1985年からみて過去最高を更新。半導体等電子部品の輸出が好調であった。貿易収支は328億円の赤字となったが前年同月比で6028億円改善し赤字幅は縮小した。
6月10日(火)	5月の景気ウォッチャー調査：内閣府。現状判断指数は前月比1.8ポイント上昇の44.4と5カ月振りに上昇した。飲食関連が低下したものの、小売関連が上昇した。基調判断は、「景気はこのところ回復に弱さがみられる」と前月を据え置いた。
6月10日(火)	5月の工作機械受注額：日本工作機械工業会。前年同月比3.4%増の1287億円と8カ月連続で増加した。前月比は1.2%減と2カ月連続減少したが、3カ月続けて1250億円を上回った。外需が主導する形で底堅い需要が続いた。
6月13日(金)	第1四半期の法人企業景気予測調査：財務省・内閣府。企業の景況感を示す景況判断指数(BSI)は大企業全産業でマイナス1.9となり5期ぶりにマイナスに転じた。中堅企業はマイナス0.9、中小企業はマイナス12.3となった。自動車・同付属品と鉄鋼業が景況判断を厳しく見たのが影響した。第2四半期の先行きは、大企業全産業がプラス5.2、中堅企業がプラス5.2、中小企業はマイナス5.8となった。

表5. 主要指標の業種別 D I(前年同月比)

(令和7年5月末現在)

	業界の景況	売上高	収益状況	販売価格	取引条件	資金繰り	設備操業度	雇用人員	在庫数量
全体	-27.8	-12.5	-25.0	25.6	-7.8	-14.7	-17.0	-11.8	-5.8
製造業	-35.7	-15.5	-29.9	24.9	-5.9	-16.4	-17.0	-13.6	-5.9
非製造業	-22.0	-10.1	-21.4	26.0	-9.3	-13.3		-10.4	-5.8

(製造業)

業種名	業界の景況	売上高	収益状況	販売価格	取引条件	資金繰り	設備操業度	雇用人員	在庫数量
食料品	-33.4	-6.1	-30.3	38.9	-8.6	-17.7	-8.1	-11.6	-6.1
繊維工業	-43.2	-19.8	-32.4	12.6	-10.8	-21.6	-17.1	-13.5	-7.2
木材・木製品	-39.6	-8.1	-30.6	9.0	-9.0	-16.2	-10.8	-14.4	-11.7
紙・紙加工品	-30.4	-4.4	-17.4	47.9	4.4	-13.0	-34.8	-17.4	-4.3
印刷	-45.8	-28.8	-39.0	20.3	-6.8	-13.5	-39.0	-27.1	-11.9
化学・ゴム	-25.9	-18.5	-25.9	37.0	-3.7	-22.2	3.7	-3.7	7.4
窯業・土石製品	-35.5	-20.0	-25.2	47.4	2.2	-11.9	-14.8	-17.7	-3.7
鉄鋼・金属	-38.1	-18.3	-29.0	12.2	-6.1	-14.5	-19.8	-12.2	-8.4
一般機器	-34.2	-24.8	-34.2	21.0	1.0	-16.1	-29.5	-9.5	-0.9
電気機器	-14.3	-3.6	-17.8	17.8	-7.1	-21.4	-21.5	-10.7	14.3
輸送機器	-18.2	-6.8	-20.5	11.4	-9.1	-11.3	-11.3	-9.1	-9.1
その他の製造業	-38.0	-28.0	-38.0	18.0	-14.0	-22.0	-16.0	-14.0	-8.0

(非製造業)

業種名	業界の景況	売上高	収益状況	販売価格	取引条件	資金繰り	設備操業度	雇用人員	在庫数量
卸売業	-28.2	-12.9	-19.3	25.7	-9.4	-12.8		-3.9	-10.4
小売業	-32.9	-24.3	-31.3	23.7	-14.7	-19.5		-14.1	-5.4
商店街	-30.0	-14.4	-31.2	42.5	-18.8	-22.5		-8.1	-0.6
サービス業	-0.3	18.4	-3.7	32.9	-4.7	-4.3		-7.2	
建設業	-22.4	-19.8	-27.2	15.5	-10.3	-11.6		-11.2	
運輸業	-25.2	-17.3	-18.1	14.2	1.6	-10.3		-22.0	
その他の非製造業	-6.4	19.4	-12.9	32.3	0.0	-9.6		0.0	

表6. 主要指標の業種別景況調査総括表(前年同月比)

(令和7年 5月 末現在)
(単位:%)

業種	業界の景況			売上高			収益状況			販売価格			取引条件			資金繰り			設備稼働度			雇用人員			在庫数量		
	好転	不変	悪化	増加	不変	減少	好転	不変	悪化	上昇	不変	低下	好転	不変	悪化	好転	不変	悪化	上昇	不変	低下	増加	不変	減少	増加	不変	減少
全体	4.6	63.0	32.4	20.2	47.2	32.7	8.4	58.2	33.4	32.2	61.2	6.6	3.4	85.4	11.2	2.5	80.3	17.2	7.9	67.2	24.9	4.8	78.6	16.6	9.0	76.3	14.8
製造業	2.8	58.7	38.5	19.5	45.5	35.0	7.2	55.7	37.1	29.9	65.1	5.0	2.9	88.3	8.8	2.2	79.3	18.6	7.9	67.2	24.9	5.5	75.4	19.1	8.1	77.9	14.0
非製造業	5.9	66.2	27.9	20.7	48.4	30.8	9.2	60.1	30.6	33.9	58.2	7.9	3.7	83.2	13.0	2.8	81.1	16.1	0.0	0.0	0.0	4.3	81.0	14.7	10.2	73.8	16.0

(製造業)

業種	業界の景況			売上高			収益状況			販売価格			取引条件			資金繰り			設備稼働度			雇用人員			在庫数量		
	好転	不変	悪化	増加	不変	減少	好転	不変	悪化	上昇	不変	低下	好転	不変	悪化	好転	不変	悪化	上昇	不変	低下	増加	不変	減少	増加	不変	減少
食料品	2.0	62.6	35.4	24.2	45.5	30.3	7.6	54.5	37.9	40.9	57.1	2.0	1.0	89.4	9.6	1.5	79.3	19.2	7.6	76.8	15.7	5.1	78.3	16.7	9.6	74.7	15.7
繊維工業	0.9	55.0	44.1	11.7	56.8	31.5	3.6	60.4	36.0	18.9	74.8	6.3	0.9	87.4	11.7	0.0	78.4	21.6	5.4	72.1	22.5	5.4	75.7	18.9	4.5	83.8	11.7
木材・木製品	1.8	56.8	41.4	25.2	41.4	33.3	5.4	58.6	36.0	20.7	67.6	11.7	3.6	83.8	12.6	1.8	80.2	18.0	7.2	74.8	18.0	4.5	76.6	18.9	7.2	73.9	18.9
紙・紙加工品	8.7	52.2	39.1	30.4	34.8	34.8	17.4	47.8	34.8	52.2	43.5	4.3	8.7	87.0	4.3	0.0	87.0	13.0	13.0	39.1	47.8	4.3	73.9	21.7	17.4	60.9	21.7
印刷	1.7	50.8	47.5	11.9	47.5	40.7	5.1	50.8	44.1	27.1	66.1	6.8	8.5	76.3	15.3	3.4	79.7	16.9	5.1	50.8	44.1	3.4	66.1	30.5	1.7	84.7	13.6
化学・ゴム	3.7	66.7	29.6	18.5	44.4	37.0	7.4	59.3	33.3	37.0	63.0	0.0	0.0	96.3	3.7	0.0	77.8	22.2	22.2	59.3	18.5	11.1	74.1	14.8	18.5	70.4	11.1
窯業・土石製品	3.0	58.5	38.5	24.4	31.1	44.4	12.6	49.6	37.8	48.1	51.1	0.7	5.9	90.4	3.7	5.9	76.3	17.8	10.4	64.4	25.2	3.0	76.3	20.7	6.7	83.0	10.4
鉄鋼・金属	3.1	55.7	41.2	17.6	46.6	35.9	6.9	57.3	35.9	19.8	72.5	7.6	1.5	90.8	7.6	3.1	79.4	17.6	9.2	61.8	29.0	6.1	75.6	18.3	8.4	74.8	16.8
一般機器	1.0	63.8	35.2	13.3	48.6	38.1	4.8	56.2	39.0	24.8	71.4	3.8	4.8	91.4	3.8	1.0	81.9	17.1	4.8	61.0	34.3	6.7	77.1	16.2	8.6	81.9	9.5
電気機器	10.7	64.3	25.0	25.0	46.4	28.6	14.3	53.6	32.1	21.4	75.0	3.6	0.0	92.9	7.1	0.0	78.6	21.4	7.1	64.3	28.6	3.6	82.1	14.3	21.4	71.4	7.1
輸送機器	9.1	63.6	27.3	20.5	52.3	27.3	6.8	65.9	27.3	15.9	79.5	4.5	0.0	90.9	9.1	2.3	84.1	13.6	11.4	65.9	22.7	13.6	63.6	22.7	4.5	81.8	13.6
その他の製造業	4.0	54.0	42.0	10.0	52.0	38.0	4.0	54.0	42.0	26.0	66.0	8.0	2.0	82.0	16.0	2.0	74.0	24.0	4.0	76.0	20.0	6.0	74.0	20.0	8.0	76.0	16.0

(非製造業)

業種	業界の景況			売上高			収益状況			販売価格			取引条件			資金繰り			設備稼働度			雇用人員			在庫数量		
	好転	不変	悪化	増加	不変	減少	好転	不変	悪化	上昇	不変	低下	好転	不変	悪化	好転	不変	悪化	上昇	不変	低下	増加	不変	減少	増加	不変	減少
卸売業	2.5	66.8	30.7	21.3	44.6	34.2	10.4	59.9	29.7	37.1	51.5	11.4	5.0	80.7	14.4	4.0	79.2	16.8				4.0	88.1	7.9	8.9	71.8	19.3
小売業	4.5	58.1	37.4	17.9	39.9	42.2	7.0	54.6	38.3	37.1	49.5	13.4	2.2	80.8	16.9	1.6	77.3	21.1				3.2	79.6	17.3	9.9	74.8	15.3
商店街	5.0	60.0	35.0	19.4	46.9	33.8	6.9	55.0	38.1	46.9	48.8	4.4	0.6	80.0	19.4	0.0	77.5	22.5				4.4	83.1	12.5	12.5	74.4	13.1
サービス業	13.4	72.9	13.7	32.1	54.2	13.7	14.4	67.5	18.1	35.4	62.1	2.5	6.5	82.3	11.2	5.4	84.8	9.7				6.5	79.8	13.7			
建設業	1.7	74.1	24.1	10.8	58.6	30.6	3.4	65.9	30.6	22.8	69.8	7.3	87.5	10.3	0.9	86.6	12.5					5.2	78.4	16.4			
運輸業	6.3	62.2	31.5	18.9	44.9	36.2	15.0	52.0	33.1	21.3	71.7	7.1	4.7	92.1	3.1	4.7	80.3	15.0				0.8	76.4	22.8			
その他の非製造業	9.7	74.2	16.1	32.3	54.8	12.9	9.7	67.7	22.6	35.5	7.12	3.2	9.7	80.6	9.7	6.5	77.4	16.1				6.5	87.1	6.5			

表7. 全国及び各地域別の【業界の景況・売上高・収益状況】(前年同月比)

(令和 7年 5月 末現在)

〔全国〕

項目	業界の景況			売上高			収益状況						
	好転	不変	悪化	増加	不変	減少	好転	不変	悪化				
業種													
全体	4.6	63.0	32.4	20.2	47.2	32.7	-12.5	8.4	58.2	33.4	-25.0	DI	-25.0
製造業	2.8	58.7	38.5	19.5	45.5	35.0	-15.5	7.2	55.7	37.1	-29.9		
非製造業	5.9	66.2	27.9	20.7	48.4	30.8	-10.1	9.2	60.1	30.6	-21.4		

〔北海道・東北地方〕

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

項目	業界の景況			売上高			収益状況						
	好転	不変	悪化	増加	不変	減少	好転	不変	悪化				
業種													
全体	4.6	61.6	33.8	19.3	41.6	39.0	-19.7	9.5	54.4	36.1	-26.6	DI	-26.6
製造業	1.9	56.5	41.7	12.0	42.6	45.4	-33.4	8.3	47.2	44.4	-36.1		
非製造業	6.1	64.5	29.4	23.4	41.1	35.5	-12.1	10.2	58.4	31.5	-21.3		

〔関東・甲信越地方〕

茨城県、栃木県、群馬県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、長野県、山梨県

項目	業界の景況			売上高			収益状況						
	好転	不変	悪化	増加	不変	減少	好転	不変	悪化				
業種													
全体	4.4	66.1	29.5	19.2	50.0	30.8	-11.6	8.6	60.6	30.8	-22.2	DI	-22.2
製造業	3.0	61.1	35.8	19.2	49.8	30.9	-11.7	7.9	57.4	34.7	-26.8		
非製造業	5.3	69.6	25.1	19.2	50.1	30.7	-11.5	9.1	62.9	28.0	-18.9		

〔東海・北陸地方〕

静岡県、愛知県、岐阜県、三重県、富山県、石川県、福井県

項目	業界の景況			売上高			収益状況						
	好転	不変	悪化	増加	不変	減少	好転	不変	悪化				
業種													
全体	4.1	60.2	35.7	17.2	51.4	31.4	-14.2	7.2	58.6	34.2	-27.0	DI	-27.0
製造業	4.1	52.3	43.6	20.0	44.6	35.4	-15.4	7.2	51.3	41.5	-34.3		
非製造業	4.1	68.0	27.8	14.4	58.2	27.3	-12.9	7.2	66.0	26.8	-19.6		

〔近畿地方〕

滋賀県、京都府、奈良県、大阪府、兵庫県、和歌山県

項目	業界の景況			売上高			収益状況						
	好転	不変	悪化	増加	不変	減少	好転	不変	悪化				
業種													
全体	3.2	58.7	38.1	16.6	46.6	36.8	-20.2	5.7	56.3	38.1	-32.4	DI	-32.4
製造業	0.0	55.2	44.8	14.7	41.4	44.0	-29.3	3.4	56.0	40.5	-37.1		
非製造業	6.1	61.8	32.1	18.3	51.1	30.5	-12.2	7.6	56.5	35.9	-28.3		

〔中国地方〕

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

項目	業界の景況			売上高			収益状況						
	好転	不変	悪化	増加	不変	減少	好転	不変	悪化				
業種													
全体	5.8	65.0	29.2	27.9	40.4	31.7	-3.8	12.9	55.0	32.1	-19.2	DI	-19.2
製造業	5.3	59.6	35.1	28.1	42.1	29.8	-1.7	11.4	53.5	35.1	-23.7		
非製造業	6.3	69.8	23.8	27.8	38.9	33.3	-5.5	14.3	56.3	29.4	-15.1		

〔四国地方〕

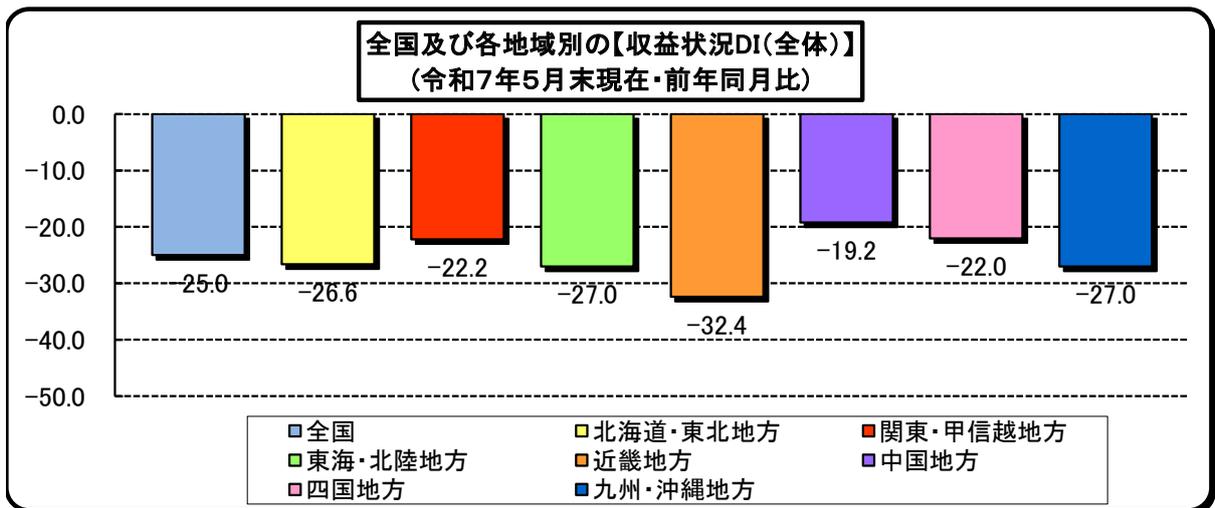
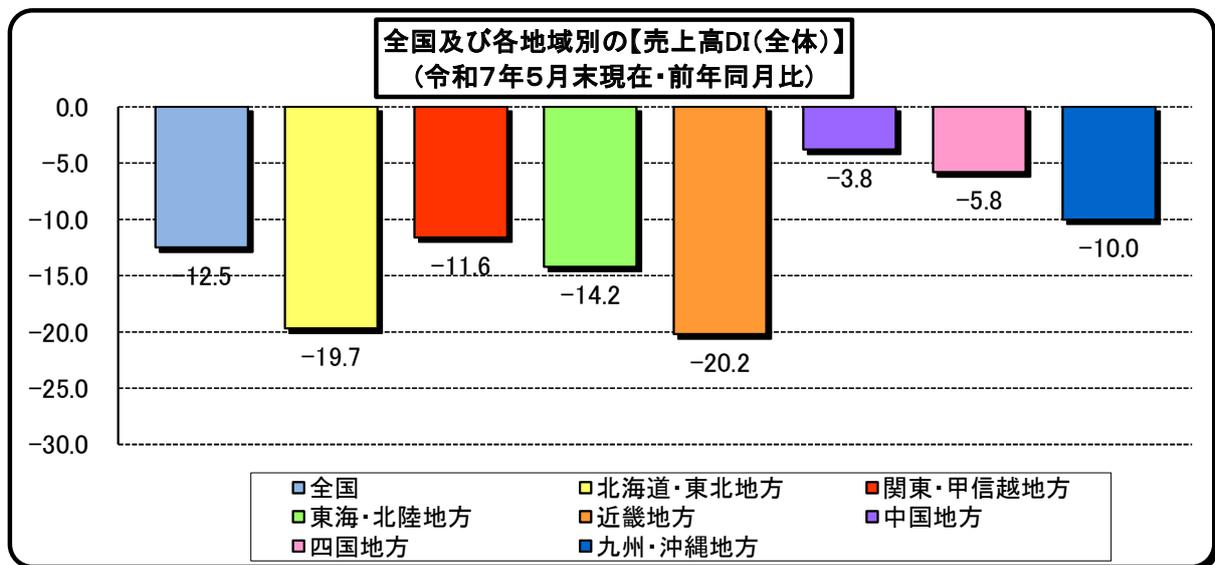
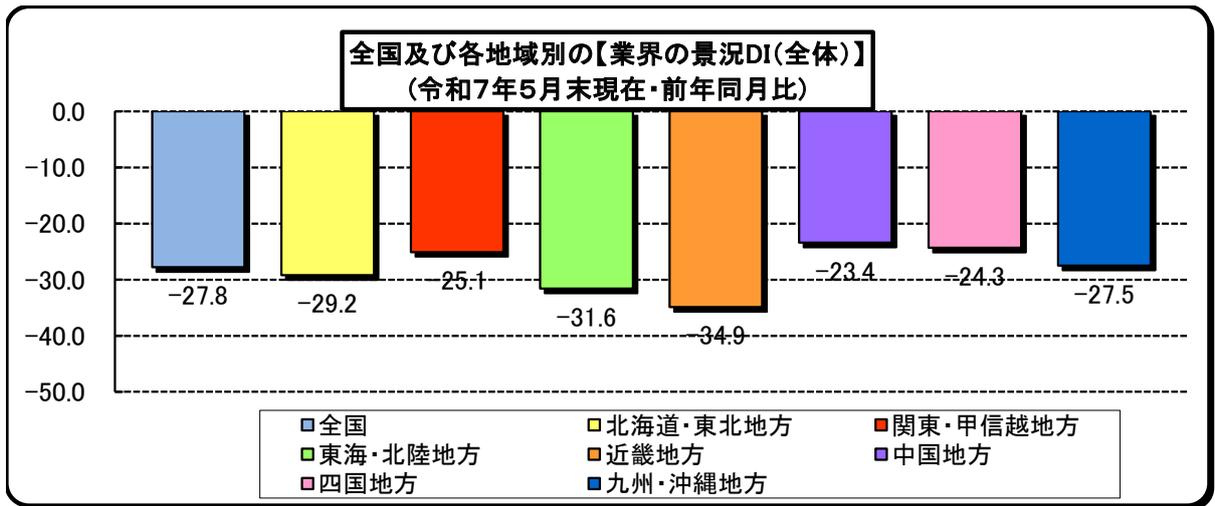
徳島県、香川県、愛媛県、高知県

項目	業界の景況			売上高			収益状況						
	好転	不変	悪化	増加	不変	減少	好転	不変	悪化				
業種													
全体	4.0	67.6	28.3	21.4	51.4	27.2	-5.8	8.1	61.8	30.1	-22.0	DI	-22.0
製造業	1.3	69.6	29.1	19.0	51.9	29.1	-10.1	5.1	64.6	30.4	-25.3		
非製造業	6.4	66.0	27.7	23.4	51.1	25.5	-2.1	10.6	59.6	29.8	-19.2		

〔九州・沖縄地方〕

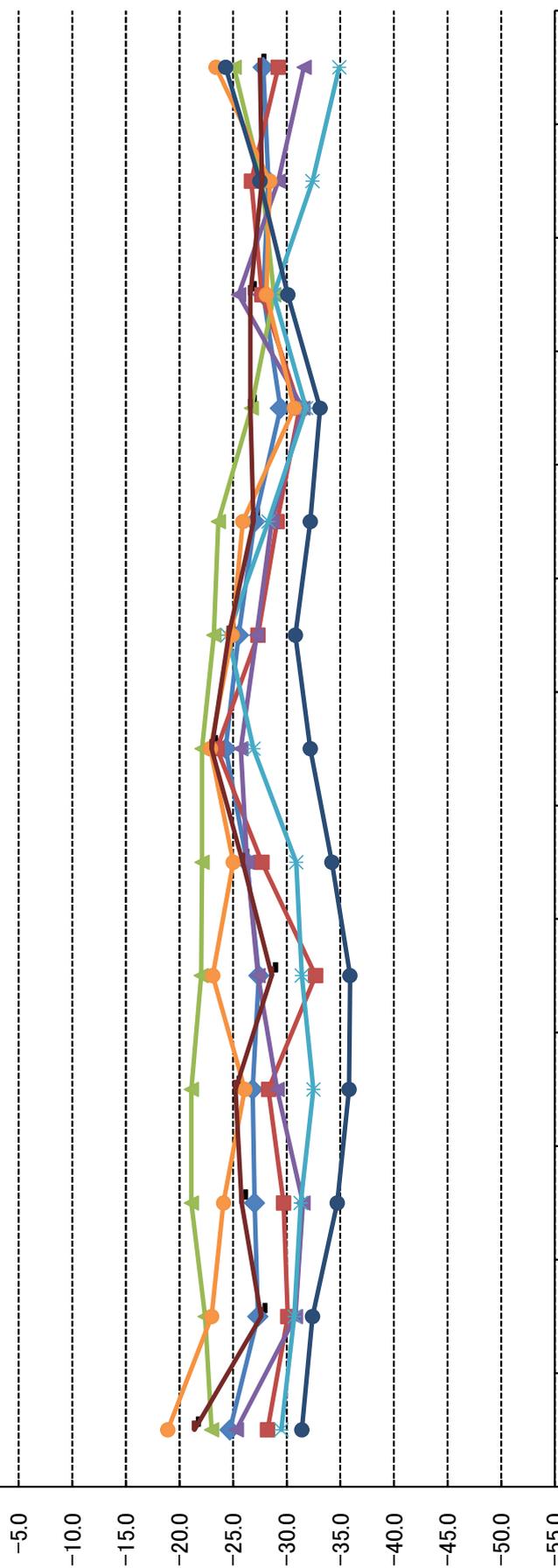
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

項目	業界の景況			売上高			収益状況						
	好転	不変	悪化	増加	不変	減少	好転	不変	悪化				
業種													
全体	5.7	61.1	33.2	22.4	45.1	32.4	-10.0	7.3	58.4	34.3	-27.0	DI	-27.0
製造業	2.8	60.7	36.6	22.1	43.4	34.5	-12.4	6.2	61.4	32.4	-26.2		
非製造業	7.6	61.3	31.1	22.7	46.2	31.1	-8.4	8.0	56.4	35.6	-27.6		



- [北海道・東北地方] 北海道, 青森県, 岩手県, 宮城県, 秋田県, 山形県, 福島県
- [関東・甲信越地方] 茨城県, 栃木県, 群馬県, 埼玉県, 千葉県, 東京都, 神奈川県, 新潟県, 長野県, 山梨県
- [東海・北陸地方] 静岡県, 愛知県, 岐阜県, 三重県, 富山県, 石川県, 福井県
- [近畿地方] 滋賀県, 京都府, 奈良県, 大阪府, 兵庫県, 和歌山県
- [中国地方] 鳥取県, 島根県, 岡山県, 広島県, 山口県
- [四国地方] 徳島県, 香川県, 愛媛県, 高知県
- [九州・沖縄地方] 福岡県, 佐賀県, 長崎県, 熊本県, 大分県, 宮崎県, 鹿児島県, 沖縄県

全国及び各地域別の【業界の景況DI(全体)の推移】
(令和6年5月末現在～令和7年5月末現在・前年同月比)



	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	令和7年 1月末	2月末	3月末	4月末	5月末
● 系列1	-24.7	-27.3	-27.0	-26.8	-27.4	-26.3	-24.3	-25.5	-27.0	-29.4	-27.8	-28.3	-27.8
■ 系列2	-28.2	-30.1	-29.7	-28.3	-32.7	-27.7	-23.5	-27.3	-29.1	-31.2	-27.7	-26.7	-29.2
▲ 系列3	-23.0	-22.4	-21.1	-21.1	-22.0	-22.1	-22.1	-23.2	-23.6	-26.7	-28.8	-27.7	-25.1
▼ 系列4	-25.3	-30.8	-31.5	-29.1	-27.3	-26.3	-25.7	-27.2	-28.6	-31.5	-25.5	-29.2	-31.6
✧ 系列5	-29.5	-30.7	-31.3	-32.5	-31.4	-30.9	-26.9	-24.5	-28.3	-31.8	-28.8	-32.4	-34.9
○ 系列6	-18.9	-23.0	-24.1	-26.1	-23.1	-25.0	-22.9	-24.9	-25.9	-30.7	-28.1	-28.4	-23.4
● 系列7	-31.4	-32.4	-34.7	-35.8	-35.9	-34.2	-32.2	-30.8	-32.2	-33.1	-30.1	-27.5	-24.3
■ 系列8	-21.4	-27.6	-25.8	-25.2	-28.6	-25.9	-23.0	-24.6	-26.9	-26.6	-26.6	-27.7	-27.5

[北海道・東北地方(系列2)] 北海道, 青森県, 岩手県, 宮城県, 秋田県, 山形県, 福島県
 [関東・甲信越地方(系列3)] 茨城県, 栃木県, 群馬県, 埼玉県, 千葉県, 東京都, 神奈川県, 新潟県, 長野県, 山梨県
 [東海・北陸地方(系列4)] 静岡県, 愛知県, 岐阜県, 三重県, 富山県, 石川県, 福井県
 [近畿地方(系列5)] 滋賀県, 京都府, 奈良県, 大阪府, 兵庫県, 和歌山県
 [中国地方(系列6)] 鳥取県, 島根県, 岡山県, 広島県, 山口県
 [四国地方(系列7)] 徳島県, 香川県, 愛媛県, 高知県
 [九州・沖縄地方(系列8)] 福岡県, 佐賀県, 長崎県, 熊本県, 大分県, 宮城県, 鹿児島県, 沖縄県

※系列1は全国の数値です。

情報連絡員からの報告（要旨）

《製造業》

食料品

1. <青森県 乳製品 >
生乳需給の緩和状態が9カ月連続となり、牛乳類の販売加重平均単価が下向き傾向にあるが、価格の高止まりが続いた結果、全牛乳類の消費量低迷につながった。
2. <東京都 米菓 >
加工用原料米の値上がりが止まらない。前年度の2倍以上値上がりした品種もあり、組合員の収益を圧迫している。
3. <山梨県 パン・菓子 >
前年同月と比べ売上は10%増加しているものの、原材料、包材、光熱費、運送賃の値上げが利益を圧迫している。利益を確保できる商品単価に設定する必要がある。
4. <滋賀県 菓子 >
原材料の高騰から販売価格に転嫁したことで売上高増の状況が続いている。一方で収益状況は前年度に比べあまり変わらない。
5. <山口県 水産食料品 >
原料や水道光熱費の高騰、人件費（最低賃金）の上がり幅が大きいため、商品の値上げが追い付かない状況。商品の単価設定を見直していく必要がある。
6. <沖縄県 パン >
人件費高騰、従業員確保難で残業や負担が増えている。1月からの価格改定が順調に進み、定着している。その分の売上増に繋がっていると思われる。

繊維工業

7. <秋田県 繊維 >
前年度に比べて小ロット化が進んでおり、採算が悪化している。価格交渉をしているが、取引先からは生産拠点を他社や海外に変更する可能性を示唆されることもある。
8. <山形県 成人女子・少女服 >
原材料や加工賃の値上げなどの影響により、事業所においては取引先の状況や、同業他社の状況などをうかがいながら販売価格を検討せざるを得ない状況である。
9. <山梨県 織物 >
物価やエネルギー価格の高騰で、原材料費・人件費等諸経費の増加が見込まれるなど経営環境は悪化している。消費者の購買意欲低下が、需要の停滞を引き起こすことを懸念している。
10. <石川県 織物 >
インテリア関係の受注では高級ゾーンが好調であり織機が不足している状況である。和装は一定量の受注はあるが、機屋の数と織機台数の減少により一定量以上の対応は困難である。
11. <岡山県 アパレル >
企業での熱中症対策義務化を受け、例年より早めにEF（電動ファン）付きウェアが本格化し、各社は対前年比同月実績比10%以上の増加と業績好調の企業が多い様子。
12. <愛媛県 縫製 >
技能実習制度においてタオル縫製が対象職種になっておらず、専門家委員から難色を示されている。タオル製造の集積地としてサプライチェーン・マネージメントの根幹を揺るがしかねない。

木材・木製品

13. <岩手県 家具・装備品 >
5月の出荷額は前年同月比57%の減少となった。2カ月連続で前年の半分程度の出荷額となったほか、11カ月連続で前年実績を下回り、危機的な状況が続いている。
14. <東京都 建具 >
住宅着工戸数の減少に伴い仕事量は減少。建設コストの上昇や金利の先高観が住宅需要を抑制し、先行きは不透明。
15. <京都府 製材・木製品 >
生産コストが上昇しているため価格を上げたいが、需要が少ないことから現状の価格に据え置いている。米国の関税の影響は今のところ出ていないが、今後の影響に注意が必要である。
16. <徳島県 木材 >
徳島は大型工場2社の稼働も始まり、原木不足・高騰が続く。製品の動きも悪く、業界は非常に厳しい。

17. <香川県 家具>
資材価格の高止まりが続く中、4月から7月に多くの資材が10%から35%値上げされる。商談を終え価格が決まっている商品については価格転嫁が出来ず、収益悪化は回避出来ない状態である。
18. <鹿児島県 木材・木製品>
製材製品は需要低迷が長引いており、暫く好転する兆しは見えない。関税問題と諸物価高騰があらゆる業界に影響していると考えられ、木材産業界の先行きが読めない状況である。

紙・紙加工品

19. <茨城県 段ボール>
大手企業の段ボールの生産量は、数%減少でとどまっているが、中小企業は3%~10%ほど生産量が落ちてきている。生産量は3年連続で減少しており、収益確保が厳しい状況。
20. <愛知県 紙器、段ボール>
好調であったインバウンドが頭打ちとなり、国内旅行者を含めた全体の観光客も減少しているため、土産物関係の落ち込みが大きい。工業品関係は米国関税の行方が不透明なので動きが鈍い。
21. <岐阜県 機械すき和紙>
収益改善のための製品価格の値上げを重点的に対応し、徐々にユーザー各社との妥結に結びついてきた。ただ、米国相互関税及び物価高騰の影響により荷動きが悪く、不安材料となっている。
22. <福井県 和紙>
土産用和紙製品や体験サービスの需要が高まり、売上増加につながった組合員が見られる。人手不足は引き続き深刻であるが、価格転嫁の浸透により収益状況はやや改善傾向を示している。
23. <京都府 紙製容器>
全体的に売上収益が悪化している。4月の紙器段ボール関連値上げによる影響なのか、産業全体の需要減少の影響なのかは定かでない。米国関税の影響が出始めているとの回答もあった。
24. <高知県 機械すき和紙>
紙製品全体の販売金額及び販売量は、昨年同月を上回った。特に、衛生用紙のトイレットペーパーおよび工業用雑種紙は、先月と同様に販売金額・販売量ともに好調に推移している。

印刷

25. <茨城県 総合印刷>
紙を中心とする仕入資材の値上がり分を十分に価格転嫁出来ていないことに加え、需要が低迷し、収益状況と資金繰りが厳しくなっている。
26. <栃木県 印刷>
5月は連休による稼働日数の減少に加え、クライアントの長期休暇も重なり、引き合いは低調だった。官公需に期待したが案件は少なく、過当競争になっている。
27. <神奈川県 印刷>
DX、ペーパーレスの進行により広告・事務用印刷を中心に需要が減少している。加えて、需要減と原材料費上昇による用紙・資材の高騰が収益圧迫の要因となっている。
28. <徳島県 印刷>
用紙等原材料費の高騰も重なり、受注条件は一層厳しさを増している。休みが多い時期においても短納期対応が求められており、効率的な働き方についての工夫が不可欠になっている。
29. <長崎県 印刷>
販売価格は安定はしてきたが、需要の回復が伴わず収益状況の好転には繋がっていない。また、設備の老朽化問題についても度々話題に上っている。景況としては厳しい状況に変わりはない。
30. <宮崎県 印刷・同関連>
受注状況は多少上向いてきたものの、依然として市場動向は鈍く、経営状況が厳しい事業所が多い。自治体予算の多くをDXに投入しているためか、例年以上に物件が出ていない状況である。

化学・ゴム

31. <神奈川県 石油製品>
組合員から、「半導体需給動向の不透明感が続いている」、及び「造船業界の再編に伴う売上げ減少により、収益が悪化している」という情報が寄せられた。
32. <奈良県 プラスチック>
米国関税影響により、輸出関連や自動車関連分野では出荷を抑える動きが見られる。一方で出荷が増加していると回答する企業も多く、業界として一方向に動いているとは言い難い状況である。
33. <大阪府 石鹼洗剤>
価格転嫁についてはまだ十分とは言えず、物足りなさを感じる。各種の内的・外的要因により厳しい環境が続く、加えて物価の高騰により消費者の購買意欲低迷が大きな懸念材料である。

34. <兵庫県 ゴム製品 >
市場の動きは鈍いまま。米価をはじめとする生活必需品の価格上昇の影響もあり、消費者の買い控え傾向は一段と強まっている。コストアップを価格転嫁するのが難しい状況。
35. <島根県 プラスチック製品 >
製品受注の状況としては、昨年と比較し緩やかな回復基調にある。各客先の短期見通しでも“平行線”もしくは“緩やかに上昇”というコメントが多数を占め、ネガティブな確定情報は無い。
36. <岡山県 ゴム >
24年は一部取引先の減産要因があったが、25年は回復したことにより5月上は回復。現時点では、米国関税の影響は出ていないが、引き続き状況を注視。

窯業・土石製品

37. <山形県 コンクリート製品 >
人件費高騰、資材費高騰(4月納入分から主要材料のセメントが値上げ)などの要因により製造原価が上昇しているが、設計価格(販売価格)が上昇しないため収益が悪化している。
38. <千葉県 生コン >
原材料費、及び人件費の高騰が経営を圧迫、生コン価格への転嫁が必要である。更に、運転手が不足している。
39. <東京都 セメント製品 >
人手不足が続いている。また、販売価格は上昇しているが、原材料費や燃料費、運送費の高騰により、価格転嫁が出来ていない状況。
40. <岐阜県 タイル >
米国関税政策の影響で、最大の輸出先である米国向けの出荷が停滞している。一方で、国内最大の需要先である関東地区においては、数量は少ないものの物件数はそれなりにある。
41. <福井県 瓦 >
全体的に規模の小さい仕事が多く、瓦の出荷量が伸びない。鬼瓦をつくる職人は、需要低迷により2年も製作していない工房もあり、技術や設備の維持に不安を感じている。
42. <宮崎県 窯業・土石製品 >
5月単月出荷数量は昨年同月比82%、累計では昨年同月比95%となった。大型物件の出荷開始待ちの状況が続いており、梅雨入りも重なって厳しい出荷状況が続いている。

鉄鋼・金属

43. <秋田県 鉄鋼 >
受注金額は前年同月比約95%まで減少している。企業によって受注状況に差はあるが、人件費や原材料費の高騰により、建設投資を見送る発注者も見られ、その影響が出ていると考えられる。
44. <栃木県 金属製品 >
自動車部品は5月連休明けから減産に転じた。電機部品も全体的に動きが鈍く、受注減が続く。自動車金型は新規案件が皆無であり先行きが見えない。賃上げも困難な状況である。
45. <愛知県 鉄鋼 >
自動車関連企業は比較的受注安定しているが、金属加工(切削・金型)企業は売上の伸び悩みが続く苦しい状況となっている。各地にある工場を集約し効率化を図る企業もみられる。
46. <富山県 建築用金属製品 >
一部の組合員企業は、建設機械・産業機械業界の冷え込みの影響を受けつつある。自動車産業において米国関税政策の影響が懸念されるが、部品需要は総じて好調である。
47. <熊本県 異業種 >
売上減少傾向が継続している。人材不足と原材料費の高騰が回復していないことが、経営者にとって大きな負担となっている。また、米国関税の影響が徐々に高まりつつある。
48. <鹿児島県 金属製品 >
物価高のあおりを受けて、工事の延期や中止が続いている。企業規模を問わず全体的に仕事量や工場稼働率が低下傾向であり、大変厳しい経営環境が続く見通しである。

一般機器

49. <栃木県 一般機械器具 >
受注量が前年並みに回復した。その結果、資金繰りは好転した。しかし、米国関税の動向は依然として不透明である。良い方向に向かうことは期待できないため、かなり厳しくなると予測する。
50. <群馬県 はん用機械器具 >
米国関税による影響はないが、今秋以降に影響が出るのではないかと懸念している。新規顧客獲得に取り組む組合員の受注は増加傾向だが、設備投資が間に合っていない状況。

51. < 山 梨 県 業務用機械器具 >

昨年から業界全体で設備関連が落ち込み、売上収益ともに前年同月比25%減。米国関税対応として生産拠点の海外移転や、大手メーカーの工場閉鎖等も懸念され先行き不透明な状況が続く。

52. < 三 重 県 一般機械器具 >

状況に余り変化は無く、相変わらずの低調。収益状況は悪化し、受注状況も余り良くない。特に自動車関連は引き続き悪く、設備関連投資も抑え込まれている。

53. < 大 阪 府 一般産業機械 >

自動車・建機向け部品、及び部品メーカーへの納入は、各社より生産数量内示に大きな変化は無く予定通りの進捗となっている。米国関税の行方が不透明である。

54. < 福 岡 県 一般機械器具 >

企業間で売上、在庫、操業度に関してややバラツキがあった。米国関税の影響は現時点ではないが、先行き不透明な状況。

電気機器

55. < 福 島 県 電子部品 >

前月同様に自動車関連機器製造に好転の兆しは見られないが、他の電子機器類また住宅関連設備の製造に動きが見られる。生産管理体制を維持し受注増加に 대응できるようにしていく。

56. < 長 野 県 電子機械器具 >

依然として一番の問題点は、受注があってもその後の受注が不安定であり、今後の見通しが不透明である点に不安感が続いていることである。

57. < 山 梨 県 電気機械器具 >

半導体製造装置関連は低迷が続く、売上は前年同月比10%減、収益は15%減となった。今年中の回復は見込めないとの声が多い。

58. < 静 岡 県 電気機械器具 >

白物家電の4月の業界統計では国内出荷金額は2カ月ぶりのプラス。4月の気温が高かったこと等によりルームエアコンは、4月単月では過去最高の国内出荷数量だった。

59. < 三 重 県 電気機械器具 >

状況はなかなか好転せず、動きが見れない。70%の稼働であるが、半導体に関しては受注はゼロに近い状態で苦慮している。

60. < 京 都 府 電機機械器具 >

米国相互関税措置の影響は現時点では具体的な影響は無いが、大きな景気後退要因となることを危惧する。多くの組合員が4月に防衛的賃上げを実施しており経営を圧迫している。

輸送機器

61. < 愛 知 県 輸送機器 >

景況に大きな変化等はない。先々米国関税がどのように影響するか動向を注視するしかないのが現状です。

62. < 三 重 県 輸送機器 >

物量は前年比改善するも採算面はまだ厳しい。賃上げ、金利上昇、企業物価の高止まり等、国内における経営圧迫材料増加に対し、物量・単価面ともにカバー出来る状況には至っていない。

63. < 兵 庫 県 輸送用機械器具 >

現在のところ米国関税問題の影響は少ないと予想されてはいるが、間接費の影響が計算されない為、予断を許さない状況である。

64. < 島 根 県 自動車部品 >

5月の売上額は前期比17%減となった。自動車関連売上が低下していることの影響が大きい。受注数量が昨年比10%弱減少し、価格転嫁しても売上は下がり続けている。

65. < 山 口 県 鉄道車輛・同部品 >

鉄道車両関係は、全体の受注量が減少傾向にあり大幅な受注減の見通し。11月頃から多少増加予定ではあるが、本格稼働は2026年度以降になる見通し。収益面で厳しい状況が続く。

66. < 長 崎 県 輸送機器 >

米海軍が顧客にいる組合員は、トランプ政権による日米同盟の変化に不安を感じている。

その他の製造業

67. < 神 奈 川 県 工業中心複合 >

組合員各社、業種に関わらず受注に波があるが、低位安定している。米国関税の影響はまだ見当たらないが、米国企業と取引のある企業は、米国からの受注が5月から全てストップしている。

68. <愛知県 工業用模型 >
先が読めず不安な状態が相変わらず続いている状態。工作機関係も落ち着き始め、新規の仕事より型変更や修理等が多いようだ。
69. <愛知県 アウトソーシング >
現在は米国関税の影響はまだ感じられないが、今後の影響が懸念される。人材募集においては外国人労働者には動きがあり、募集を行えば応募者は得られる状況。
70. <石川県 プラスチック製品 >
米国や中国の経済動向が不安定で輸出向けの製品需要が減少し、それに伴い設備投資の意欲減退も感じられる。多くの業界が低迷しており、組合員の多くも低調な様子となっている。
71. <福井県 眼鏡 >
業況に大きな変化はなく、引き続き海外向けOEMを中心に堅調。米国向けのシェアは高いものの、相互関税の影響は見られず、各企業とも状況を注視している状況。
72. <兵庫県 その他 >
靴製造については、小規模企業では人手不足が続いており、従業員を雇わず、家族経営の企業が増えている。家族経営的な企業は、従業員を解雇し、廃業もしくは事業承継の道を検討している。

《非製造業》

卸売業

73. <福島県 その他 >
依然として人手不足に悩む中小企業事業者が多く、人材確保と定着のため賃上げや福利厚生の見直しなどによって対応している。
74. <埼玉県 その他 >
常用雇用者確保のため賃上げを実施しているが、大手取引先に対する価格転嫁交渉がここへ来て徐々に理解を得ており進展し、収益が幾分好転に向かっている。
75. <東京都 玩具 >
カードゲームの勢いが衰え、全体の売上は前年同月比で減少。しかし、カードゲーム以外の玩具の売上は、キャラクター商品の好調やインバウンド需要の恩恵により、前年同月比で増加。
76. <広島県 総合 >
米国関税により自動車関連部材の受注が減少し始めており、見通しを厳しめに予想する企業が散見される。一方で為替がやや円高方向にあることにより、輸入仕入は前年よりやや改善している。
77. <福岡県 電気機械器具 >
米国関税により工場の新設や設備投資が先延ばしになるなどの影響が出ている。今は、直接数字に影響はしていないが先行きの不透明感が否めない状況である。
78. <沖縄県 青果 >
4月までの県産・国産青果物の価格高騰から一変して市場には多くの品種が出回ってきたことで価格は下落傾向となっている。価格下落により販売は好調だが、収益は上がっていない。

小売業

79. <青森県 食料品 >
消費活動は、闊達傾向にある事を感じつつも、飲食店事業は仕入食材の価格の不安感は何もない。やはり主食である米の流通状況、在庫数量、値段の動向が気になるので、注視していきたい。
80. <千葉県 中古車仕入・販売 >
中古車においては、今のところ米国関税は影響を受けにくいものの、他の輸出国ごとの状況により車両や車種の需要が安定せず、オートオークション価格にも影響あり。
81. <東京都 酒 >
物価高の影響により、消費者の購買意欲が減少傾向。また、紙の小切手廃止に伴い、代替決済方法を検討しているが、デジタル化推進が困難な状況。
82. <神奈川県 タイヤ >
タイヤ原料高騰により、各メーカーが4月から6月にかけて値上げを発表した。米国関税の影響が今後出てくることが予想されることから、近いうちにまた値上げが行われるかもしれない。
83. <長野県 家具・什器・機械器具 >
5月に入り、若干人流も増加しており、それに伴い受注額も増加傾向となってきているが、依然足元は厳しい状況。
84. <宮崎県 機械器具 >
米国関税の影響で様子を見る形となったため、中古車市場は安定しなかった。また、原材料や人件費高騰が経営を圧迫している状況でもある。

商店街

85. <青森県 商店街 >
ゴールデンウィーク中は観光客が目立ち、商店街も活気があった。物価高による買い控えが影響し、物販は低迷した。商店街は、既製品の販売する店舗が多く、苦しい状況が続いている。
86. <秋田県 商店街 >
各店でのキャッシュレス決済の利用割合は30~40%に達し、前年度より増加傾向にある。一方で、手数料は2.5~4%と高く、店舗側の負担が大きいため、採算面で課題となっている。
87. <長野県 商店街 >
多くの観光客で賑わい、当地区への来街者も大幅に伸びた感じである。当組合の駐車場売上も前年比10%以上増加したが諸経費も軒並み値上げで、利益については大きな伸びは感じられない。
88. <高知県 商店街 >
5月のクルーズ船入港は12隻となり（前年4隻）、入港日は多くの外国人観光客が商店街を訪れ、賑わいを見た。この影響もあり、免税売上は月間ペースでコロナ以降最高額を記録した。
89. <長崎県 商店街 >
商店街の空き店舗に対する入居の問い合わせが数件あり、長年の底打ちの状況からすると少し光明が見えてきた感じはある。フラッグや吊り下げ看板の需要も増えてきた。
90. <沖縄県 商店街 >
インバウンド需要に支えられているものの、コスト上昇と先行きの不透明感から景況感横這い。また、引き続きコストの上昇に価格転嫁が追いついていない店舗が多くなっている状況が続く。

サービス業

91. <北海道 ソフトウェア >
リモートワークが急速に拡大したが、コミュニケーション不足等の問題点が露呈しており、原則出社への回帰やハイブリッド勤務を進める道内中小IT企業が増加している。
92. <宮城県 廃棄物回収 >
働き方改革により夜間・休日作業を避ける工夫がされるなか、夜間・休日では対応出来ない作業の受け皿となる企業数が減少し、対応可能な企業に集中することで人員不足が起こっている。
93. <京都府 旅行 >
クーポン発行高は前年比119.91%、クーポン発行件数は前年比86.76%であった。国内宿泊の発行高は121.57%、国内外のパッケージツアーは148.99%とともに大幅に増加している。
94. <奈良県 広告 >
インバウンド客の影響を受け、さまざまな業種で動きが活発化しており、広告関連の業務も増加傾向にある。一方で、人手不足が深刻な課題となっている。
95. <佐賀県 サービス >
民間の業務効率化の取り組みや自治体の情報システム標準化などで引き続き案件は活況だった。一方で人材不足は続いており、協力会社を含めて人材を十分に確保出来ていない。
96. <沖縄県 ビルメンテナンス >
わが業界において、人材確保に関し、外国人技能実習生の活用から、特定技能外国人材制度の活用に移行していく過渡期と思われる。

建設業

97. <福島県 電気通信工事 >
共同受注や共同購買で対応してきた公共案件について、価格転嫁範囲が読めず、失注するケースが出てきている。労務単価を最新価格としても最低制限価格以下となるケースがある。
98. <群馬県 電気工事 >
受注状況は落ち着いてきているが、時間外労働の上限規制から担当業務の振り分け等に苦慮。熱中症対策義務化のため、体制強化と予防対応に追われている。
99. <東京都 重機工事 >
販売価格は若干上昇しているが、機械本体や整備費などの経費上昇分を価格転嫁出来ず、収益を圧迫している。
100. <石川県 板金・金物工事 >
震災復旧関連の仕事を行っている組合員は忙しく利益が出ているが、現場への移動で従業員の負担が重くなっている。収益状況は価格転嫁も落ち着き、安定的に収益を出せている。
101. <和歌山県 職別工事 >
全体的に工事の経過はあまり芳しくないような状態である。倉庫関連の工事は好調であるが、住宅関連の工事の受注は例年の5割程度と悪化している。

102. <大分県 総合建設 >
管内の公共工事は、前年度に比べ32%減少している。人手不足が大きな問題であり、担い手の確保・育成が課題になっており、若者等に向けた業界のイメージアップが必要となっている。

運輸業

103. <北海道 一般貨物自動車 >
全般的に物の動きはよくない。鉄骨の本州輸送は活発であるが段ボール輸送が減少。次世代半導体工場関連の輸送は小休止のため動きが少ない。農産物は本州よりも道内への輸送が活発。
104. <福島県 トラック団地 >
荷主に対して適正な運賃への値上げ交渉を行っているが、燃料や車両費が上昇しており、収益状況の改善に繋がりにくい。慢性的な人材不足もあり業界の景況好転に至らない状況が続いている。
105. <神奈川県 道路貨物 >
堅調であった食料品や建材関連貨物も含めて、全ての貨物の荷量が減少。特に自動車関連部品及び鋼材関連製品の輸送が大幅に減少。スポット運賃も下落し、原価割れも多くなってきている。
106. <岡山県 バス >
観光バス集客人員は前年同月比113%の増加。瀬戸芸や万博開催、旺盛な観光・インバンド需要に支えられて堅調な伸びをみせた。高速バスは前年同月比106%と微増となった。
107. <福岡県 道路貨物 >
ドライバーの時間外労働の上限規制の影響もあり、労働時間短縮のため高速道路利用が増加。燃料価格の高止まりに加え、慢性的なドライバー不足の状況であり、厳しい経営環境が続いている。
108. <宮崎県 軽貨物 >
新規案件の見積作成において金額設定に苦慮している。適正価格での取引が求められているが、地方では割安な業者を優先して探す傾向が強く、成約に至らないケースが多いと感じる。

その他の非製造業

109. <神奈川県 デイサービス >
業界の人材不足が深刻化しており、施設運営に必要な人員の確保が困難な状況が続いているため、人員配置や職員の配置加算を取得出来ない施設が増加している。
110. <神奈川県 質屋 >
景況に変化はありません、年初のように急激に入質数や買取数が増えたわけではなく、例年通りの5月でした。昭和の質屋の暗いイメージを持たない若い世代の客が増えているようです。
111. <新潟県 砂利採取 >
骨材生産量は、前年同月比125.7%、前年累計比で121%であり、前年同期と比較して好調である。民間設備投資等による生コン需要の増加に伴い、骨材供給が堅調に伸びている。
112. <滋賀県 砂利採取 >
材料となる原石の供給が今後減少するとの見込みにより、引き続き原石の仕入れを積極的に行っている。
113. <奈良県 質屋 >
世界経済の不安定さから、市場は様子見の状態が続いており、高級時計やジュエリーの相場は下落傾向にある。金相場も乱高下を繰り返しており、商いは低調な状況が続いている。
114. <兵庫県 物品賃貸 >
4月から仕事量が減少傾向にあり、5月も引き続き減少傾向。万博などのイベント特需も見込めないため暫くは苦戦が続きそう。

2025年7月3日（木）

《問い合わせ先》
総合政策推進局長 仁平 章
直通電話 03 (5295) 0517
代表電話 03 (5295) 0550

報道関係者各位

昨年を上回る賃上げ! ～2025 春季生活闘争 第7回（最終）回答集計結果について～

連合（会長：芳野友子）は7月1日（火）10:00 時点で、2025 春季生活闘争の第7回（最終）回答集計を行いましたので、結果を報告いたします。

【概要】

- 月例賃金改善（定昇維持含む）を要求した 5,599 組合中 5,475 組合が妥結済み（97.8%）。うち賃金改善分獲得が明らかな組合は 3,189 組合・58.2%で、比較可能な 2013 闘争以降では組合数・割合とも最も高い。
- 平均賃金方式で回答を引き出した 5,162 組合の加重平均（規模計）は 16,356 円・5.25%（昨年同時期比 1,075 円増・0.15 ポイント増）となった。1991 年（5.66%）以来 33 年ぶりの 5%超えであった昨年を上回った。300 人未満の中小組合（3,677 組合）は、12,361 円・4.65%（同 1,003 円・0.20 ポイント増）であった。規模計と中小組合のいずれも昨年同時期を上回っている。
- 賃上げ分が明確にわかる 3,594 組合の賃上げ分は 11,727 円・3.70%（同 1,033 円増・0.14 ポイント増）、うち 300 人未満の中小組合 2,285 組合の加重平均は 9,468 円・3.49%（同 1,212 円増・0.33 ポイント増）で、賃上げ分が明確にわかる組合の集計を開始した 2015 闘争以降の最終集計結果と比べ、最も高い。
- 有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額は、加重平均で、時給 66.98 円（同 4.28 円増）、昨年同時期を上回った。時給の引上げ率（概算）は 5.81%で、一般組合員（平均賃金方式）を上回っている。
- 企業内最低賃金協定改定の回答額は着実に上昇している。
- すべての労働者の立場にたった「働き方」の改善やジェンダー平等・多様性の推進に向けても引き続き数多くの取り組みがなされている。



添付資料：

1. 平均賃金方式	7
2. 個別賃金A方式	9
3. 個別賃金B方式	13
4. 個別賃金C方式	15
5. 有期・短時間・契約等労働者の賃上げ（時給・月給）	16
6. 企業内最低賃金協定	17
7. 夏季一時金	19
8. 有期・短時間・契約等夏季一時金【短時間労働者】	23
9. 有期・短時間・契約等夏季一時金【契約社員】	24
10. 初任給	25
11. 労働条件に関する 2025 春季生活闘争および通年の各種取り組み	27
12. 時間外・休日労働の賃金割増率	30

●連合ホームページにも掲載中：

連合ホームページ>主な活動>労働・賃金・雇用>春闘（春季生活闘争）>2025 年春闘

<https://www.jtuc-rengo.or.jp/activity/roudou/shuntou/index2025.html>



回 答 集 計

1. 賃上げ（月例賃金）

①平均賃金方式（集計組合員数による加重平均）

平均賃金方式	2025回答（2025年7月3日公表）				昨年対比	2024回答（2024年7月3日公表）					
	集計組合数 集計組合員数	定昇相当込み賃上げ計		額		率	集計組合数 集計組合員数	定昇相当込み賃上げ計		額	率
		額	率					額	率		
	5,162 組合 2,962,661 人	16,356 円	5.25 %		1,075 円 0.15 ポイント	5,284 組合 2,933,902 人	15,281 円	5.10 %			
300人未満 計	3,677 組合 348,833 人	12,361 円	4.65 %		1,003 円 0.20 ポイント	3,816 組合 359,093 人	11,358 円	4.45 %			
~99人	2,246 組合 95,790 人	10,922 円	4.36 %		1,296 円 0.38 ポイント	2,333 組合 97,385 人	9,626 円	3.98 %			
100~299人	1,431 組合 253,043 人	12,909 円	4.76 %		905 円 0.14 ポイント	1,483 組合 261,708 人	12,004 円	4.62 %			
300人以上 計	1,485 組合 2,613,828 人	16,920 円	5.33 %		1,046 円 0.14 ポイント	1,468 組合 2,574,809 人	15,874 円	5.19 %			
300~999人	984 組合 526,998 人	14,835 円	5.08 %		803 円 0.10 ポイント	979 組合 528,881 人	14,032 円	4.98 %			
1,000人~	501 組合 2,086,830 人	17,451 円	5.39 %		1,089 円 0.15 ポイント	489 組合 2,045,928 人	16,362 円	5.24 %			

※2025年と2024年で集計対象組合が異なるため、「定昇相当込み賃上げ計」の昨年対比は整合しない。

《参考》 賃上げ分が明確に分 かる組合の集計 (加重平均)	2025回答（2025年7月3日公表）				賃上げ分 昨年対比	2024回答（2024年7月3日公表）					
	集計組合数 集計組合員数	定昇相当込み 賃上げ計		額		率	集計組合数 集計組合員数	定昇相当込み 賃上げ計		額	率
		額	率					額	率		
	3,594 組合 2,700,216 人	16,842 円	11,727 円	5.35 %	3.70 %	1,033 円 0.14 ポイント	3,639 組合 2,622,981 人	15,818 円	10,694 円	3.56 %	
300人未満 計	2,285 組合 258,706 人	13,552 円	9,468 円	4.98 %	3.49 %	1,212 円 0.33 ポイント	2,357 組合 265,547 人	12,484 円	8,256 円	3.16 %	
~99人	1,181 組合 60,402 人	12,304 円	8,485 円	4.72 %	3.27 %	1,295 円 0.41 ポイント	1,209 組合 60,202 人	11,125 円	7,190 円	2.86 %	
100~299人	1,104 組合 198,304 人	13,924 円	9,768 円	5.06 %	3.56 %	1,200 円 0.32 ポイント	1,148 組合 205,345 人	12,871 円	8,568 円	3.24 %	
300人以上 計	1,309 組合 2,441,510 人	17,203 円	11,967 円	5.38 %	3.72 %	998 円 0.12 ポイント	1,282 組合 2,357,434 人	16,218 円	10,969 円	3.60 %	
300~999人	848 組合 459,333 人	15,428 円	10,879 円	5.25 %	3.71 %	948 円 0.18 ポイント	841 組合 459,089 人	14,588 円	9,931 円	3.53 %	
1,000人~	461 組合 1,982,177 人	17,611 円	12,219 円	5.41 %	3.73 %	999 円 0.11 ポイント	441 組合 1,898,345 人	16,619 円	11,220 円	3.62 %	

②個別賃金方式（組合数による単純平均）

個別賃金方式	2025回答（2025年7月3日公表）				引上げ額/率 昨年対比	2024回答（2024年7月3日公表）			
	集計組合数 集計組合員数	引上げ額 引上げ率	改定前水準 到達水準	額		集計組合数 集計組合員数	引上げ額 引上げ率	改定前水準 到達水準	額
A方式35歳	232 組合 100,838 人	10,904 円 3.94 %	276,845 円 287,703 円	2,226 円 0.74 ポイント	200 組合 100,055 人	8,678 円 3.20 %	271,151 円 279,784 円	2,226 円 0.74 ポイント	
	239 組合 114,975 人	10,479 円 4.08 %	256,702 円 267,181 円	2,021 円 0.69 ポイント	213 組合 113,155 人	8,458 円 3.39 %	249,346 円 257,804 円	2,021 円 0.69 ポイント	
B方式35歳	184 組合 97,473 人	16,557 円 6.03 %	274,694 円 291,251 円	2,581 円 0.88 ポイント	165 組合 98,601 人	13,976 円 5.15 %	271,279 円 285,260 円	2,581 円 0.88 ポイント	
	147 組合 44,445 人	17,590 円 7.23 %	243,276 円 260,866 円	2,408 円 0.85 ポイント	136 組合 55,546 人	15,182 円 6.38 %	237,833 円 253,015 円	2,408 円 0.85 ポイント	
C方式35歳	129 組合 286,125 人		309,941 円 326,332 円		101 組合 143,739 人		295,134 円 312,751 円		

【注】 A方式：特定した労働者（たとえば勤続17年・年齢35歳生産技能職、勤続12年・年齢30歳事務技術職）の前年度の水準に対して、新年度該当する労働者の賃金をいくらか引き上げるかを交渉する方式。この部分を連合は「純ペア」と定義した。

B方式：特定する労働者（たとえば新年度勤続17年・年齢35歳生産技能職）の前年度の賃金に対し、新年度（勤続と年齢がそれぞれ1年増加）いくらか引き上げるかを交渉する方式。

C方式：個別銘柄で、引き上げ後の水準をいくりにするかを要求する方式。



回 答 集 計

③有期・短時間・契約等労働者の賃上げ

時給	2025回答 (2025年7月3日公表)			昨年対比	2024回答 (2024年7月3日公表)		
	集計組合数 集計組合員数	賃上げ額・率	平均時給 (参考値)		集計組合数 集計組合員数	賃上げ額・率	平均時給 (参考値)
単純平均	384 組合	59.65 円 5.17 %	1,213.28 円	5.87 円 0.26 ポイント	386 組合	53.78 円 4.91 %	1,148.92 円
加重平均	861,305 人	66.98 円 5.81 %	1,219.70 円	4.28 円 0.07 ポイント	885,369 人	62.70 円 5.74 %	1,155.02 円
月給	集計組合数 集計組合員数	賃上げ額	率 (参考値)	昨年対比	集計組合数 集計組合員数	賃上げ額	率 (参考値)
	単純平均	127 組合	9,914 円		4.32 %	777 円	146 組合
加重平均	25,167 人	10,004 円	4.35 %	▲ 865 円	27,845 人	10,869 円	4.98 %

④企業内最低賃金協定 (組合数による単純平均)

	2025回答 (2025年7月3日公表)				2024回答 (2024年7月3日公表)	
	闘争前協約あり		闘争前協約なし			
基幹的労働者	闘争前水準	回答組合数	回答額	回答組合数	回答額	
18歳月額	181,982 円	245 組合	194,865 円	0 組合	0 円	
時間額	1,093 円	40 組合	1,166 円	0 組合	0 円	
基幹的労働者以外	闘争前水準	回答組合数	回答額	回答組合数	回答額	
18歳月額	177,880 円	586 組合	188,321 円	53 組合	190,819 円	
時間額	1,070 円	132 組合	1,121 円	12 組合	1,066 円	

※ 要求提出組合の単純平均

2. 一時金 (組合員数による加重平均)

※ 〈月数〉集計と〈金額〉集計では集計対象組合が異なるため、集計結果は整合しない。

	2025回答 (2025年7月3日公表)			昨年対比	2024回答 (2024年7月3日公表)		
	集計組合数 集計組合員数	回答			集計組合数 集計組合員数	回答	
フルタイム組合員 一時金	年間	月数	2,296 組合 2,016,100 人	5.11 月	0.02 月	2,349 組合 1,964,110 人	5.09 月
		金額	1,068 組合 852,740 人	1,650,685 円	11,962 円	1,252 組合 945,007 人	1,638,723 円
	季別	月数	2,430 組合 1,731,267 人	2.50 月	▲ 0.02 月	2,485 組合 1,723,125 人	2.52 月
		金額	1,495 組合 822,236 人	772,523 円	29,778 円	1,598 組合 819,811 人	742,745 円
短時間労働者 一時金	年間	月数	35 組合 61,216 人	1.53 月	0.38 月	41 組合 46,838 人	1.15 月
		金額	38 組合 89,565 人	133,796 円	36,671 円	45 組合 60,515 人	97,125 円
	季別	月数	33 組合 54,433 人	0.67 月	0.22 月	42 組合 72,609 人	0.45 月
		金額	48 組合 87,345 人	64,570 円	▲ 1,688 円	54 組合 67,524 人	66,258 円
契約社員 一時金	年間	月数	38 組合 4,801 人	2.57 月	0.19 月	38 組合 5,067 人	2.38 月
		金額	15 組合 2,802 人	405,989 円	166,497 円	15 組合 4,904 人	239,492 円
	季別	月数	63 組合 12,020 人	1.41 月	0.22 月	41 組合 6,168 人	1.19 月
		金額	35 組合 8,472 人	297,211 円	63,562 円	9 組合 2,862 人	233,649 円



回 答 集 計

3. 要求状況・妥結進捗状況

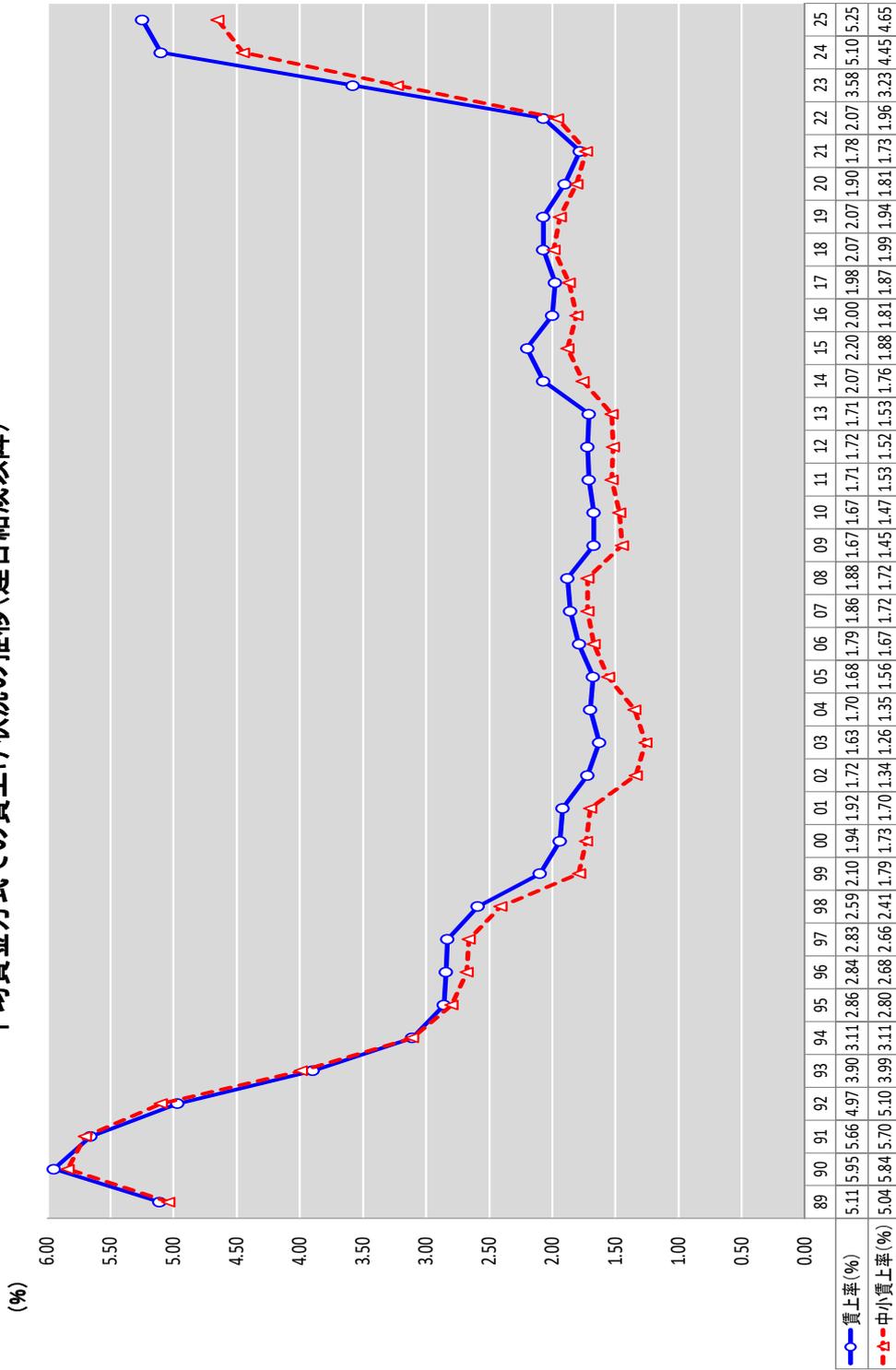
【注】率は少数第1位未満を四捨五入しており、計と一致しない場合がある

	2025回答（2025年7月3日公表）		2024回答（2024年7月3日公表）	
	組合数	率	組合数	率
集計組合 計	7,525 組合		7,543 組合	
要求を提出（資金に限らず全ての要求）	6,482 組合	86.1 %	6,498 組合	86.1 %
うち、月例賃金改善（定昇維持含む）を要求	5,599 組合	74.4 %	5,459 組合	72.4 %
要求検討中・要求状況不明	1,043 組合	13.9 %	1,045 組合	13.9 %
要求提出組合（月例賃金改善限定）	5,599 組合		5,459 組合	
ヤマ場週より前 （2025:3/9まで・2024:3/8まで）	138 組合	2.5 %	1,441 組合	26.4 %
先行組合回答ゾーン （2025:3/10-14・2024:3/9-15）	847 組合	15.1 %	787 組合	14.4 %
3月内決着回答ゾーン《前半》 （2025:3/15-21・2024:3/16-22）	855 組合	15.3 %	797 組合	14.6 %
3月内決着回答ゾーン《後半》 （2025:3/22-31・2024:3/23-31）	1,152 組合	20.6 %	859 組合	15.7 %
4月中	1,114 組合	19.9 %	1,000 組合	18.3 %
5月中	883 組合	15.8 %	323 組合	5.9 %
6月中	186 組合	3.3 %	84 組合	1.5 %
確認中	300 組合	5.4 %	159 組合	2.9 %
小計	5,475 組合	97.8 %	5,450 組合	99.8 %
未妥結	124 組合	2.2 %	9 組合	0.2 %
妥結済組合（月例賃金改善限定）	5,475 組合		5,450 組合	
賃金改善分獲得	3,189 組合	58.2 %	3,130 組合	57.4 %
定昇相当分確保のみ（協約確定含む）	112 組合	2.0 %	129 組合	2.4 %
定昇相当分確保未達成	3 組合	0.1 %	1 組合	0.0 %
確認中（※）	2,171 組合	39.7 %	2,190 組合	40.2 %

※賃金改善分と定昇相当分を分離できず、定昇相当分込みの計のみ把握している組合は、「確認中」に含まれている。



平均賃金方式での賃上げ状況の推移(連合結成以降)



(注) 1989～2024年のデータは、すべて6月末時点の最終集計結果。

